

『万葉集伝本の研究』目次

凡例

序 万葉集伝本研究の課題

.....  
.....  
2

第一章 非仙覚本系の系統分け

第一節 万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本

.....  
.....  
4

第二章 片仮名訓本系統の性格

第一節 片仮名訓本系統の二種類の長歌訓

第二節 片仮名訓本系統と平安期片仮名訓本

.....  
.....  
29

.....  
.....  
15

第三章 片仮名訓本系統内での諸本の位置

第一節 片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置

第二節 片仮名訓本系統内の紀州本の位置

.....  
.....  
54

.....  
.....  
43

付属論文① 春日日本万葉集の再検討

付属論文② 廣瀬本万葉集の信頼性

.....  
.....  
85

.....  
.....  
63

第四章 片仮名訓本と仙覚校訂本

第一節 片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本

第二節 片仮名訓本系統の短歌訓と仙覚校訂本

.....  
.....  
106

.....  
.....  
96

第五章 仙覚校訂本の底本

第一節 片仮名訓本系統と仙覚寛元本

第二節 仙覚寛元本を反映する伝本

第三節 片仮名訓本と仙覚校訂本奥書（仙覚寛元本の底本）

.....  
.....  
135

.....  
.....  
124

.....  
.....  
115

結論

.....  
.....  
146

## 凡例

- 1 本書では、万葉集の歌番号は、旧国歌大観番号による。
- 2 万葉集の伝本の名称は、基本的に『校本万葉集』による。ただし、同書の神田本の名称については、近年の一般的な名称である紀州本にする。
- 3 万葉集の校訂本文を使用するときには、木下正俊校訂『万葉集CD-ROM版』（塙書房 平成十三年）を使用する。
- 4 万葉集伝本の画像は、主たる伝本は、以下の通り。広瀬本は、『校本万葉集』（新增補・追補・別冊 平成六年）と関西大学アジア文化研究センターのweb版を併用する。紀州本は、複製本（後藤得三編 昭和十六年）と新たに撮影したカラー写真を併用する。元暦校本は、複製本（勉誠社刊 昭和六一年）を使用する。他の本は、その都度出典を明示する。

## 序 万葉集伝本研究の課題

近代における万葉集の伝本研究は、大正十三年刊の『校本万葉集』に始まるといってよい。同書は、万葉集の諸伝本を校合し、名前の通り万葉集の校本を作成する目的で作られているが、その基礎となるべく、諸本の調査も詳細に行っており、同書首巻に載る「万葉集諸本解説」、「万葉集諸本系統の研究」はきわめて充実した内容となっている。諸本の基礎的な内容については、様々な点で調査に便宜が図られる現在においても、これ以上の調査は難しいと考えられるほど詳細で正確な報告がなされている。

しかし、同書首巻の記述は、次の二つの点で問題があると考えられる。まず一つは、万葉集の伝本は、仙覚の校訂本（仙覚本系統）とそれ以外の伝本（非仙覚本系統）とに分けられるのだが、その非仙覚本系統は、さらに訓の仮名の種類によって平仮名訓の本と片仮名訓の本とに分けられる。ところが、同書は、この仮名の種類によって二種類に分けられる伝本群が系統の上でも二つに分けられるのか否かについて言及していない。

もう一つの問題は、非仙覚本系統と仙覚校訂本系統という二つの伝本群がいかなる関係にあるのかについて言及していないことである。同書は、現存の非仙覚本系の伝本のうち、天治本については、仙覚本の底本の系統であるむねのべているが、そのほかの本については、仙覚本との関係について一切言及していない。

すなわち、同書首巻による限り、万葉集の諸伝本の関係は、非仙覚本系統と仙覚校訂本系統とに分けられ、前者は其中に平仮名訓の本と片仮名訓の本とが存すること、後者では、第一次校訂本の寛元本と第二次校訂本の文永本とに分けられることのみが述べられ、非仙覚本系統での平仮名訓の本と片仮名訓の本との関係、さらに、非仙覚本系統と仙覚校訂本との関係の有機的な関係については語られないことになる。では、同書には諸伝本における関係について何も記述がないかといえば、そうではない。むしろ、個々の伝本の様々な特徴については、この特徴については何本と何本とが似ているというたぐいの記述はきわめて多く見いだされる。同書は、むしろ諸伝本同士の関係性について、深く関心を払って記述しているように見受けられる。これらの記述からは、万葉集の諸伝本において、個々の伝本はきわめて密接に関係し合っていることが強く示唆される。このような個々の伝本の類似点を集積してゆけば、諸伝本の枠組みを見いだす道は存すると予測される。『校本万葉集』は、刊行後、「増補」（昭和七年）が刊行され、その後編者が変わり「新増補」（昭和五五年）、「新増補・追補」（平成六年）と増訂版が刊行されたが、諸伝本の関係についての枠組みには手はつけられなかった。

同書「新増補・追補」は、新発見の広瀬本万葉集を校合に加え、さらにその影印版を刊行したことが話題となった。広瀬本は、非仙覚本系統で初めて発見された二〇巻揃いの完本である。非仙覚本系統の諸本が系統分け出来なかった事情はたくさんあるが、その一つに、非仙覚本系統の伝本に完本がないという点が挙げられる。広瀬本の出現が、万葉集の伝本研究を大きく変えたと言っても過言ではない。本研究の目的は、この広瀬本を軸として、従来不明とされてきた万葉集の諸伝本との関係を説明しようとするところにある。特に、先述の非仙覚本系統での平仮名訓の本と片仮名訓の本との関係、さらには非仙覚本系統と仙覚本系統との関係の解明を中心とする。

## 第一章 非仙覚本系の系統分け

### 第一節 平仮名訓本と片仮名訓本

一

万葉集の伝本のうち、いわゆる非仙覚本系の伝本は、系統上の関係が十分には明らかにされていない。その中であつて、春日本は、他の伝本の本文との関係に明確な傾向が読みとれる例外的な存在である。ところが、皮肉なことに、春日本と諸本とに見られるこの明確な傾向性が、伝本全体の関係を考える上である混乱をもたらしている。

春日本は、二十巻のうち、巻五く十・十三・十四・十九・二十の十巻が現存している(ただし、残存するのはいずれもその一部分)。そのうち、他の本と本文が比較しうる巻は、巻五く八・巻十九・二十の六巻に限られる。このうち、巻五く八においては、本文は、明らかに広瀬本と類似している。これらの範囲での二本の類似は、本文だけでなく、歌の脱落の共有などにも及び、まさに酷似するという表現にふさわしい内容である。ところが、巻十九・二十においては、広瀬本にはその傾向が見られず、一方元暦校本には春日本と酷似した本文が見られる。逆に巻五く八では、春日本と元暦校本にそのような類似は見られない(「春日本の再検討」本書第三章付属論文①)。つまり、春日本は、ある部分では広瀬本と本文がきわめて近似しており、別の部分では元暦校本と近似しているという、奇妙な傾向を持つわけである。一つの伝本が異なった部分で本文の近い伝本が異なると言うだけでも十分な混乱が予想されるわけだが、類似する伝本の性格がそのことにさらに輪をかけている。

万葉集の非仙覚本系の伝本には、訓の種類によつて、平仮名訓の本と片仮名訓の本とが見られる。当面の春日本は、片仮名の訓を持つ本であるし、広瀬本も片仮名の訓の本である。ところが、元暦校本は、平仮名訓の本なのである。訓の種類が、非仙覚本系の伝本の分類にどのように関わるかは、後述するように、必ずしも明らかにされていないが、訓の種類が伝本の分類の上で重要な要素であることはたしかであろう。ところが、春日本は、巻五く八の部分では、片仮名訓本の広瀬本と本文が酷似し、巻十九・二十では平仮名訓本の元暦校本と本文が酷似しているわけである。このような事態は、春日本が、全体が一つの系統でなく、途中から異なった系統になつている可能性をも感じさせるし、場合によつては、春日本と関わる広瀬本・元暦校本の方に何らかの混乱が存することさえも想定させる。ところが、この問題のこれ以上の追求は、先掲拙稿でも述べたように、春日本の残存部分が、問題になつているところ以外では極端に少ない事などから、たいへん困難である。すると、春日本をめぐつて、傾向としてはきわめてはっきりした事実が二つ、しかも互いに矛盾した状態で存在しており、それについての十分な説明が出来ない状態である事になる。

二

春日本のこのような状況は、非仙覚本系の伝本全体の関係がどの程度明らかになつていくかによつて、受け止め方がかなり変わつてくると考えられる。たとえば、先に述べた平仮名訓の本と片仮名訓の本とが、訓の種類によつて、系統上二つに分けられる事が証明さ

れていれば、春日本に見られる傾向が直ちに伝本全体の系統の混乱に結びつく心配はさほどないように思われる。ところが、従来、非仙覚本系の伝本について、平仮名訓の本と、片仮名訓の本とで、系統が二つに分けられる事を論証した研究は見出せない。近代の万葉集の伝本研究の原点ともいべき『校本万葉集』首巻（「万葉集諸本系統の研究」）では、主要な万葉集の伝本を分ける要素として訓の位置とともに、平仮名片仮名の種類を挙げ、現存の伝本では、平仮名訓の本は平安時代書写のものが多く、片仮名訓の本は鎌倉時代以降の書写であると述べている。が、現存の伝本が平仮名訓の本と片仮名訓の本とで系統上分類できるか否かまでは言及していない。同書に言及はないまでも、訓の種類によって書写年代が異なるという事実だけでも、系統を考える上で決定的にも思われるが、同書にも指摘があるように、平安時代書写の本でも片仮名の訓の本が存していた証拠もあり（惟宗孝言本・中務大輔本）、現存伝本の書写年代だけから、平仮名訓の本と片仮名訓の本とを分類することには問題が残ろう。『校本万葉集』以降、この問題に正面から取り組んだ論はないと考えられる。

しかし、系統の問題ではなく、片仮名訓の本同士で本文などが類似しているという指摘であるならば、従来からかなり見る事が出来る。たとえば、先掲『校本万葉集』の「万葉集諸本系統の研究」では、片仮名訓の本である紀州本と元暦校本代赭書き入れとが同一の系統であろうことを指摘している。元暦校本代赭書き入れとは、元暦校本に別の本の内容が書き入れられたもので、その訓の様相から、片仮名の訓の本であったと考えられる。この指摘をはじめ、次のような指摘を見る事が出来る。

(あ) A元暦校本・藍紙本

B元暦校本代赭書き入れ・類聚古集・紀州本・京大本代赭書き入れ

小島憲之「万葉集原典批評一私考」(国語国文 第十三卷三号

昭和十八年三月)

(い) 類聚古集片仮名訓書き入れ・紀州本・冷泉本(注1)・京大本代赭書き入れ

山崎福之「類聚古集の片仮名訓書入」(万葉 第一一三号 昭和五十

八年三月)

(う) 広瀬本・紀州本

佐竹昭広他『校本万葉集』新增補・追補「広瀬本万葉集解説」(平成六年)

(あ)の指摘のB群の中に平仮名訓の本の類聚古集が入っていることには問題が残るが、右の四つの論の結論はどれも基本的に受け入れられるものと考えられる。これらの指摘によれば、個々の片仮名訓の本同士互いに本文が似通っており、これらの指摘を集積すれば、片仮名訓の本が平仮名訓の本と対立的な関係を形作る事が自ずから示唆されるといふ側面は否定できない。このような研究の蓄積が、改めて論証するまでもなく、片仮名訓の本は、平仮名訓の本に対して系統上対立することは自明の理であろうとする風潮を生んでいるようにも思われる。

しかし、このままでは、二つの点で不十分であると考えられる。一つは、これらの指摘は、たしかに片仮名訓の本同士の類似を証明しているが、これらの指摘の軸となる伝本は、明らかに紀州本である。いってみれば、紀州本を中心としてその他の片仮名訓の本との類似性が語られているのである。しかし、よく知られているように、紀州本の非仙覚本系の

部分は卷十までである。したがって、紀州本が論証に役に立つ部分は卷十までに限られるわけである。しかし、そもそも本稿で平仮名訓の本と片仮名訓の本との系統上の位置を討究する理由は、春日本が、卷五く八と卷十九・二十とで相似る伝本が片仮名訓の本の場合と平仮名訓の本の場合とがあつたためであり、ここに存する問題を克服するためには、片仮名訓の本が系統上、平仮名訓の本と対立することを、卷十までではなく、二十巻全体で論証する必要がある。

もう一つは、右の諸論では、たしかに片仮名訓の本同士類似する点が多い事實は指摘されているが、片仮名訓の本がグループとして平仮名訓の本と系統上対立する事までは当然のことながら証明されていない。個々の本同士ではなく、グループとして片仮名訓の本が平仮名訓の本と対立する事が証明されなければ、系統上の関係を論証した事にならない。

### 三

片仮名の訓の本が、グループとして、しかも卷一から二十に至るまで平仮名訓の本と対立することは、いったいどのようなようにして証明したらよいのであろうか。万葉集の伝本は、今問題になっている非仙覚本系の他に、仙覚系の伝本が存する。鎌倉時代に仙覚が校訂を施した本の系統である。仙覚の校訂作業は、本文（いわゆる万葉仮名）だけでなく、訓にまで及んでいる。諸本の訓を取捨するだけでなく、従来の訓に飽きたらぬ場合は自らの訓を付し、従来訓のなかつた歌には、新たに訓を付している。この新たな訓は、新点と呼ばれる。新点の歌は全部で一五二首を数えるが、そのうちの一一一首は長歌である。仙覚の当時、未読の歌が長歌に偏っていた事が知られる。しかし、全ての長歌が仙覚によって新たに読まれたというわけではない。万葉集の長歌は全部で二六五首、すなわち、仙覚以前に既に半分以上の長歌には訓が存していたわけである。次に掲げる表は、現存の非仙覚本系の主要伝本における巻別の長歌訓の分布である（注2）。巻ごとの直下の数字は、その巻に存する長歌の数である。また、それぞれの欄の右下の数字がその巻における当該伝本の現存する長歌の数、斜線を挟んで左上が訓の存する歌の数である。ただし、諸本の長歌の中には、基本的に訓はないが、「泉河乃速瀬」（元暦校本代赭書き入れ、卷十三、三二四〇第六く七句）のように、句の一部にわずかに訓の存する例がかなり見られる。それらは実質上訓がないものと判断される。そこで、一首中訓のある句数が全句数の一割に満たない場合は、訓がない歌としてカウントした。ちなみに、そのような例はもっぱら片仮名訓の本に見られ、平仮名訓にはない。

伝本の配列は、上の方が平仮名訓の本、下が片仮名訓の本で、後者は太字で表示している。平仮名訓の本は、類聚古集と元暦校本を除けば、現存する巻が一巻か二巻のものがほとんどで、まとまって残るものが多い片仮名訓の本とは比較がしにくい面もある。にもかかわらず、平仮名訓の本と片仮名訓の本とで長歌の訓の傾向には顕著な差が見られる。たとえば、類聚古集は、全長歌の八割近くの二〇三首存しているが、訓がある歌は、十首し

八七首中訓のある歌はたった二首に過ぎない。そのほかの平仮名訓の本においても、天治本が五首、藍紙本が二首、伝壬生隆祐筆本が一首を数えるにとどまる。これらは残存歌数

<b>10</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	巻次
3	22	6	27	10	7	23	19	16	長歌教
					0/3				桂本
			0/4		0/2		0/17		金沢本
	2/22								藍紙本
									尼崎本
	1/4								伝壬生隆祐筆本
							4/4		天治本
0/3	3/17	2/5	0/15	0/3	1/6	2/18	0/16	0/14	類聚古集
1/3	0/14		0/27		1/7		0/3	0/15	元暦校本
3/3	14/14		26/27		6/7		3/3	14/15	元暦校本代赅
3/3	22/22	6/6	27/27	10/10	7/7	23/23	19/19	16/16	紀州本
<b>0/1</b>	<b>22/22</b>	<b>4/5</b>	<b>27/27</b>	<b>10/10</b>	<b>7/7</b>	<b>23/23</b>	<b>19/19</b>	<b>16/16</b>	広瀬本
			6/6			5/5	0/3	14/14	古葉略類聚鈔
		<b>20</b>	<b>19</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	巻次
		6	23	10	14	8	5	66	長歌教
									桂本
									金沢本
				0/1					藍紙本
						0/8			尼崎本
									伝壬生隆祐筆本
							1/3	0/66	天治本
		0/5	0/17	0/7	0/9	0/7	1/4	1/57	類聚古集
		0/6	0/23	0/10	0/14			0/65	元暦校本
		0/6	18/23	1/10	0/14			4/65	元暦本代赅
									紀州本
		0/5	<b>18/23</b>	0/10	0/14	0/8	<b>3/5</b>	1/66	広瀬本
							3/3	1/1	古葉略類聚鈔

が少ないものの、訓のある長歌がまれであることは、類聚古集・元暦校本と同じであると考えられる。一方、下の方に並べられている片仮名訓の本では、まず紀州本が、残存する巻十までにおいて、その全ての長歌に訓が付されているのが注目される。広瀬本も、少なくとも紀州本と同じ範囲においては、ほぼ同じように訓があるといつて良い。また、古葉略類聚鈔は、長歌の残存数が少ないが、基本的に長歌に訓が存する。残りの元暦校本代赅書き入れは、独立した本ではなく、書き入れの形で残っているものだが、本来は独立した片仮名訓の本であったと考えられる。この元暦校本代赅書き入れは、紀州本の存する範囲においてほとんどが訓を持つている（補注）。

詳しく見てゆけば、平仮名訓の本にも長歌訓は皆無というわけではないし、片仮名訓の本も、全ての長歌に訓が備わっているわけではない。が、全体としてみれば、平仮名訓の本には基本的に長歌に訓はなく、片仮名訓の本には長歌の訓が目立つという対比的な傾向は明白であり、その点で両者が紛れる事はない。また、平仮名訓の本、片仮名訓の本いずれの長歌訓の分布のし方においても、それぞれにある共通性が見られる。片仮名訓の本は、紀州本が存する巻十までにはほとんどの長歌に訓が見られるものの、その後の十巻については、長歌のある七巻中、五巻についてはどの本にもほとんどの歌に訓を存しない。一方、平仮名訓の本には長歌訓はあわせても二十例しかないが、そのうち四例八首が複数の本で訓のある例である（注3）。ことに、巻九では、二本で訓のある歌が重なる二つの事例を含め、六例が集中している。この傾向は、平仮名訓の本で長歌訓の存する部分がおおむね同じ所に集中していることを示唆していよう。（平仮名訓の本でもっとも訓のある類聚古集では、他に、巻三、四、八、十三に訓のある歌が見られるが、巻三、八については、類聚古集以外に平仮名訓の伝本が存しない。）

右のことは、長歌の訓があるかないかという基準によって分けると、非仙覚本系の伝本が長歌訓の少ない平仮名訓の本と長歌訓の多い片仮名訓の本とにきれいに分けることができるというだけでなく、平仮名訓の本同士での長歌訓の分布、片仮名訓の本同士での長歌訓の分布が、それぞれ同一の傾向を示していることを示していよう。すなわち、平仮名訓の本と、片仮名訓の本とは、長歌訓に関する限り、訓の種類によってそれぞれ同一の特徴を持つているといえる。

万葉集の長歌は全部で二六五首を数える。四千五百首を越える万葉集の歌の中ではさして多い数ではないが、先の表からもわかるように、長歌は、万葉集二十巻の中にほぼまんべんなく分散している。それらの訓の有無、分布が、右に示したように平仮名訓の本と片仮名訓の本とでそれぞれにグループとして顕著な特徴を示すならば、そこから両者が系統上対立するものである可能性が強く示唆されると考えられる。

#### 四

しかし、片仮名訓の長歌訓にはある問題が残る。先述のように、片仮名訓の本は、巻十まではほとんど訓が存するが、それ以降の訓の分布にはばらつきがあり、訓がない巻も目立つ。すると、巻十三以降では、長歌訓が稀である点で平仮名訓の本と大差がないことになってしまう。もちろん、平仮名訓の本の方は、二十巻全体において訓が稀なわけであるから、巻十まではほとんど訓を持つ片仮名訓の本と比較した場合、前半の十巻はもちろん、後半の十巻を含めた総体で系統を異にするという論理も一応は成り立つように思われる。



だが、先述のように本稿は、万葉集の一つの伝本が、巻によって系統を異にするかもしれないという可能性をも想定して、巻一から二十において諸本の系統が一貫しているか否かについても検証を行っているわけであり、仮に、平仮名の訓の本と片仮名の訓の本の長歌の様相が巻十一以降で有効な差異を持たないならば、論証は行き詰まってしまうことになる。しかし、さいわい、巻十三以降にも片仮名訓の本に長歌訓の見られる例が存する。

片仮名訓の本では、巻十三以降、巻十三・十六・十七・十八・二十の五巻には長歌訓はほとんど見られず、巻十五・十九で訓が見られる。巻十五では、広瀬本・古葉略類聚鈔がともに五首中三首に訓を持ち（元暦校本はこの巻が現存しない）、巻十九では、平仮名元暦校本代赭書き入れが、全体の八割近い十八首に訓を持っている。巻十五には、平仮名訓の本においても類聚古集と天治本に一例ではあるが訓があり（三六九一）、その点でやや片仮名訓の本と区別がつけにくい所があるが、巻十九では、平仮名訓の本には長歌訓は見られず、片仮名訓の本だけが長歌訓を持っている。ただし、巻十九では、広瀬本・元暦校本代赭書き入れともに、全ての長歌に訓を持つわけではなく、訓を持つ歌についても、一首全体に訓があるものは稀で、部分的に訓がある例の方が多い。このような二本での訓のばらつきは、二本の長歌訓が、あとになってそれぞれ別個に付された訓である可能性も残すように思う。そこで、巻十九での長歌訓の様相を一覧にしたのが次の表である。訓が付される状況が様々であるため、表の左の凡例のように、訓のある句の数を一首全体の句数で割って、その数値により、八十パーセント以上、五十%以上、五十パーセント以下、訓無し、で分類した。分類の基準は便宜的なものに過ぎない。

巻十九の長歌訓の分布

元 赭	広 瀬 本				
○	◎	4	1	5	4
△	◎	4	1	5	6
×	×	4	1	6	0
△	△	4	1	6	4
○	○	4	1	6	6
○	○	4	1	6	9
◎	○	4	1	7	7
◎	○	4	1	8	0
△	○	4	1	8	5
◎	○	4	1	8	7
◎	◎	4	1	8	9
×	×	4	1	9	2
◎	◎	4	2	0	7
×	×	4	2	0	9
△	◎	4	2	1	1
◎	◎	4	2	1	4
△	○	4	2	2	0
◎	◎	4	2	2	7
×	×	4	2	3	6
×	×	4	2	4	5
◎	◎	4	2	5	4
○	◎	4	2	6	4
◎	○	4	2	6	6

長歌の全句数に対して訓のある句数の比率 ◎八十パーセント以上 ○五十%以上  
△五十パーセント以下 ×訓無し

右の表で明らかなのは、訓無しの歌を意味する×の位置が二本で揃っている事であろう。訓のある歌においては、訓を有する割合は二本でややばらつきがあるが、訓のあるなしで見えた場合、両者の共通性は明白であり、本来双方が同じ出自を持つ事は確実であろう。それを裏付けるように、両者の具体的な訓の中身にはさらに明瞭な共通性が見られる。そのほんの一二例を挙げれば、次の通りである。

(A) 「敷座国者」(四一五四)

宮・西 シキマスクニハ  
広・元赅 アツマノクニハ

(B) 「離家」(四一八九)

西 イヘサカリ(青訓)・サカルヤト(左)  
宮 ヤトハナル  
広・元赅 サカルヤト

(C) 「離家」(四二二一)

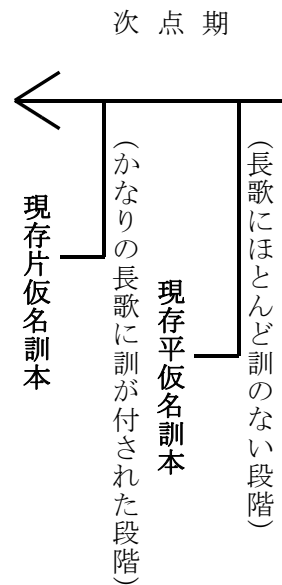
西 イヘサカリ(青訓)・イヘハナレ(左)  
宮 イヘサカリ  
広・元赅 ワカレケム

(A)の「敷座国者」に類する句は、集中にいくつか見られるが、それを「アツマノクニハ」と訓ずる例は他には見られず、この歌の二本の訓にだけ見られる例である。「敷座国」という万葉仮名を「アツマノクニ」とする特異な訓が、別々に生ずるとはとうてい考えられず、両者の類似性が明瞭に知られる例である。また、(B)(C)のように、異なった長歌の「離家」という同じ万葉仮名を(西本願寺本では、ともにイヘサカリと訓ずる)、一方でサカルヤトと訓じ、他方ではワカレケムと訓じ分けている例もこの二本に独特のものである。そのほかにも、巻十九の長歌には、この類の広瀬本・元暦校本代赅書き入れという二本にだけ特有の訓がかなり目立つ。

以上のように、片仮名訓の本は、巻十三以降でも、長歌訓のある巻ない巻が共通し、訓が存する巻、中でも巻十九では、訓のある歌の分布、訓の内容に至るまで、その類似性が確認できた。したがって、長歌訓の有無による平仮名訓の本と片仮名訓の本との違いは、巻一から巻二十に至る全巻において有効であると確認される。(注4)

五

長歌訓に関する、平仮名訓の本と片仮名訓の本との違いは、基本的に長歌訓を持たないか、比較的多く長歌訓を持つかというところにある。先述のように、その長歌訓がどの巻にどの程度存するかの場合、平仮名訓の本、片仮名訓の本それぞれのグループで基本的には等しい。ならば、長歌訓を基準にすれば、平仮名訓の本は、ほとんど長歌訓を持たない伝本を共通の祖として持ち、片仮名訓の本は、巻十以前を中心にかなり長歌訓を持つ伝本を共通の祖として持つと考えられる。つまり、長歌訓のあり方から考えると、平仮名訓の本と片仮名訓の本とは、系統上二つに分かつ事が出来ることになる。また、上田英夫氏『万葉集訓点の史的研究』(昭三一年)が述べるように、万葉集の伝来史は万葉歌の訓読の歴史でもあるわけだから、長歌訓がない状態と、ある程度訓が付された状態では、前者の方が時期的に早い状態である事は容易に判断される。つまり、平仮名訓の本の祖となる伝本の形態の方が、片仮名訓の本の祖となる伝本の形態の方が前の段階であると考えられるわけである(注5)。この系統上の関係を、概念図で示せば次の通りである。



もつとも、この系統上の分類は、今のところ、長歌訓のみをよりどころにしているので、このことが現存の平仮名訓の本と片仮名訓の本全体の系統上の分類に直ちに結びつくわけではない。たとえば、片仮名訓の本の方で、本稿の出発点となっている春日本が長歌訓の分布の表にない事が注意される。これは、春日本がそもそも長歌訓を一例も持たないためである。春日本の残存する十巻のうち、六つの巻に長歌の例が確認されるが、どれにも訓は見られない。片仮名訓本である春日本がどうして長歌訓を待たないのか、今のところ事情は不明とするしかない。(注6) 春日本は、当面この長歌訓による系統の問題から除外しておく。かような例外の存在にもかかわらず、残りの平仮名訓の本・片仮名訓の本の傾向は明らかであるため、それらについて右の系統上の分類はなお有効であると考えられる。

万葉集の非仙覚本系の伝本群を、長歌訓を手がかりに平仮名訓の本と片仮名訓の本とで系統上二分割するということは、ある意味で実に単純な指摘である。この簡単な見取り図がこれまで見出されずにいた背景には、広瀬本の存在があると考えられる。片仮名訓の本は、平仮名訓の本と異なり、比較的全巻に及ぶ本が多いのだが、広瀬本出現以前には、元暦校本代赭書き入れなど独立した本でないものが多いという面があった。書き入れの類は、書き入れられた本体と同じ内容は基本的に書き込まれないなど、本文資料として制限が多い。そのためか、どうしても独立した本に比べて二次的な扱いを受ける傾向にある。ことに、紀州本が現存しない巻十一以降では、片仮名訓の本は、書き入れの形の本が主体となっており、その時点で片仮名訓の本全体を論ずるのにいささか手薄の感があったと考えられる。そこに、ほぼ完本である広瀬本という片仮名訓の本が現れたことにより、片仮名訓の本の全体像がかなり明確になったということが出来よう。実際、巻十三以降における片仮名訓の本の長歌訓の共通性は広瀬本なしには証明は不可能であったと考えられる。

片仮名訓の本の系統を巡って、広瀬本の存在が重要な役割を担う事例は、それだけにとどまらない。仙覚は、万葉集の校訂を行った際、校訂に使った伝本の様々な特徴を書き留めている。その中に、伝本によって、巻のはじめに一巻の歌数を示すものがあると記している。仙覚は、その書きぶりについて、巻五の「短歌十首反歌百三首」とある事例を挙げ、長歌のことを「短歌」、短歌を「反哥」と記すなど、とうてい万葉集本来の記述とは思われないと非難している(仙覚文永三年本奥書)。しかし、仙覚の書きぶりによれば、その表示は複数の伝本にあったと推定される。あえてあげつらって非難を加えているところに、これらの表示が当時の伝本の間に少なからず存していた事を示唆する。ところが、現存の伝本にまさにこの記述を持つ本が見られる。『校本万葉集』首巻「万葉集諸本系統の研究」において、紀州本が、件の巻五をはじめとして、巻十の目録などにも類似の記述を持つことを指摘している。これに類する記述は、紀州本だけでなく、同じ片仮名訓の本の元暦校

本代赅書き入れにも見ることができ。元暦校本自体、巻五が現存しないので、この巻の代赅書き入れの内容は確認できないが、巻十の目録の夏雑歌と秋雑歌の項において「短歌」（長歌のこと）の歌数表示があり、目録の最後には、「都廬五百五十首之中五百三十四首反歌二首短哥旋頭歌」という表示も見られる。これは、先掲の「万葉集諸本系統の研究」が指摘した紀州本の巻十の目録の記述とほぼ同じ内容である。また、巻六の首題下にも、紀州本・元暦校本代赅書き入れ二本に同様の記述がある（注7）。「万葉集諸本系統の研究」の記述は、ちょうど紀州本と元暦校本代赅書き入れが類似していることを指摘している部分なのであるが、紀州本の巻五・十の歌数表示について言及しながら、元暦校本代赅書き入れなどの他の片仮名訓本との共通点としては指摘していない。

これらに加え、近年出現した広瀬本にも同様の歌数表示の事例が見出されたわけである。広瀬本では、巻五・六の例は見られないが、巻十の諸例は元暦校本代赅書き入れなどとほぼ同じ記事を持っている。また、他本には事例のない巻二の主題下にも同様の記事がある（注8）。広瀬本の出現により、巻十の場合は、現存の確認できる片仮名訓の本の全てに類似の記事が確認できたことになり、巻二の場合は、従来見られなかった新たな巻の事例を加えた事になる。これらの事実と、くだんの表示が平仮名訓の本にはまったく例を見ない事を勘案するならば、巻のはじめ、目録などに見られる歌数表示が、片仮名訓の本に特有のものであるとの見方をほぼ決定的にしたと考えられる。

巻のはじめの歌数表示は、片仮名訓の本の中でも、本によって表示のある巻ない巻がかなりバラバラである点は否定できない。したがって、これだけでは、いまだ片仮名訓の本を平仮名訓の本と系統的に分かつ特徴として十分でない面も残るが、先の長歌訓の様相と考え合わせるならば、片仮名訓の系統を考える上では重要な要素と考えられよう。

## 六

以上、主として長歌訓の有無という視点から、万葉集非仙覚本系の諸本を片仮名訓の本と平仮名訓の本とに系統上分類することが出来た。が、本稿の出發は、本来春日本をめぐると系統上の疑問にあつたわけである。ところが肝心の春日本は、先述のように、長歌訓が全くないという、いわばこの点については埒外の立場にあるため、当面の論証は、春日本をめぐると問題には直接寄与しないことになってしまう。しかし、先述の春日本の系統上の疑問は、春日本と、元暦校本・広瀬本の二本とをめぐると問題であつた。先の長歌訓による系統分けの中で、巻十まではもちろんのこと、後半の十巻についても、平仮名訓の本と片仮名訓の本とは、対立関係にある事が確認された。その中で、巻十九など後半の巻々の片仮名訓の本の長歌訓の傾向を論証する際、用いたのは主として広瀬本と元暦校本代赅書き入れとであつた。その折、平仮名訓の本である元暦校本本体や類聚古集では長歌訓がなく、片仮名訓本である広瀬本や元暦校本代赅書き入れは長歌訓を持つという点で対立していた。つまり、元暦校本本体は平仮名訓の本として、広瀬本は片仮名訓の本として、二十巻全体で系統上対立する事が確認されたのである。したがって、春日本自体の系統上の性格についてはいささか問題は残るものの、春日本と関わる、元暦校本と広瀬本については、二十巻全体を通じて系統上の混乱はないと考えてよいといえよう。それゆえ、まずは、平仮名訓の本と片仮名訓の本とは基本的に系統を異にすることを前提として、春日本の問題も考えてゆく必要がある。

注

- 1 山崎論文の発表当時、広瀬本は未公表であった。同論文では、広瀬本と同系統である伝冷泉為頼筆本（巻一）・細井本（巻四・五・六）を比較に用いている。これは、事實上、広瀬本と他の片仮名訓本の本文が似ていることを証している。
- 2 類聚古集にも、長歌に片仮名訓が見られるが、他の片仮名訓本と比べると量的に圧倒的に少ない。また、内容についても他の片仮名訓本同士で見られる類似性が見られない。類聚古集の片仮名訓は、少なくとも長歌訓に関しては他の片仮名訓本とは出自が異なる可能性が高い。したがって、一覧表からはずしている。
- 3 巻四、七二三（元・類）、巻九、一七四七（藍・壬）、一七五五（藍・類）、巻十五、三六九一（天・類）。
- 4 万葉集中では、長歌より圧倒的に数の多い短歌の訓においても、伝本によって訓の有無が見られる。それらにおいても、おおざっぱには、平仮名訓本に訓がない場合でも片仮名訓本には訓があるという、長歌訓と同様の傾向は認められる。が、短歌訓の場合は、平仮名訓本の内部に訓の有無にかなりのばらつきがあり、一方、片仮名訓本の方にも一本単独の訓の欠落（紀州本に顕著に見られる）が見られる。したがって、短歌訓の分布は、平仮名訓本と片仮名訓本との系統上の関係を考える上で長歌訓ほど有効ではないと考えられる。
- 5 この論のもととなった研究発表の際、兼築信行氏から、平仮名訓本の多くは、装飾性の高い本であり、長歌の訓は、読めないため、付されなかったのではなく、長歌に関心がなかったため、あえて付さなかったのではないかという指摘を受けた。十分考慮すべき意見ではあるが、現存の平仮名訓の伝本においても、長歌の本文（万葉仮名）自体は存しており、それが意図的に除かれる現象は見られない。また、少ないながらも平仮名訓の本にも長歌訓を持つ事例が存する。それらを考えると、平仮名訓本においても、長歌は、今後読まれるべきものとして、未読のまま保留されていたと判断される。
- 6 春日本の長歌では、たとえば平仮名訓の本で訓を持つ事例においても訓がない（巻八、一四二八など）。このことから、現在の所、春日本の長歌訓が見られないのは、系統上の特徴ではなく、意図的な脱落ではないかと推定している。
- 7 紀州本巻六冒頭の主題の次の「雑歌」の下に「短歌廿七首 反哥百廿七首」とあり、元暦校本代赅書き入れでは、主題の下に、「短歌廿七首反哥百廿七首之内百廿二首已読五首末之」とある（ただし、ここの部分は青字で書かれている）。
- 8 「短歌廿一首 反歌廿九首」とある。表示された歌数は、実際の歌数とはかなり異なっている。が、「短歌：首、反歌：首」という形が、他の巻の表示と同じため、由緒あるものと認めた。

補注

元論文執筆時は、京大本代赅書き入れについて、山崎福之氏の説に従い、非仙覚本系の片仮名訓の本と位置付けていた。しかし、一連の論を積み重ねて行く途上で、京大本代赅書き入れは、仙覚寛元本を反映したものであるという結論に至った（本書第五章第二節「仙覚寛元本を反映する伝本」）。したがって、本書では、表などにおいて、非仙覚本系の片仮名訓本の一覧から京大本代赅書き入れを抜いている。

(初出「長歌訓から見た万葉集の系統」和歌文学研究第八九号 平成一六年十二月)

## 第二章 片仮名訓本系統の性格

### 第一節 片仮名訓本系統の二種類の長歌訓

#### 一 片仮名訓本の長歌訓

奈良時代に編纂された万葉集に仮名で訓が付されたのは、平安期村上朝の源順ら梨壺の五人たちの付訓が嚆矢とされる。「古点」と称されるこの最初の万葉歌の訓には、実は長歌に対する訓はなかったと考えられる。長歌の訓は、次点期と称される、古点から鎌倉時代の仙覚に至るまでの時期に初めて本格的に付される。次点期に付された長歌訓は、今日現存する片仮名訓本と言われる諸伝本に残されている。これらの本の長歌訓は、基本的に訓のある歌とない歌の分布が諸本一様であり、本来は同一の伝本から派生したものと考えられる。万葉集の訓点史において、長歌に訓を付すことは、万葉歌に対する認識の転換を意味し、仙覚の校訂事業の先駆けをなすものと考えられる。したがって、これら片仮名訓本の長歌訓の内実を検討することは、仙覚前夜の万葉訓点史を知る上できわめて重要と考えられる。これら片仮名訓本の長歌訓は、諸本によって訓の分布もその内容もさほどの差が見られず、基本的にひとまとまりの資料と考えられる。が、それらの長歌訓も、更に詳細に検討すると、全体がひとしなみに一様とはいえず、ある部分には異質な性格の訓を見出すことができる。片仮名訓本の長歌訓が万葉集の訓点史において重要な資料であればあるほど、その異質な部分の分析は急務と考えられる。以下は、その具体的な分析である。

#### 二 二種類の長歌訓

現存片仮名訓本では、確認される限り長歌訓の分布は諸本で等しい（拙稿「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」本書第一章第一節）。このことは、片仮名訓本諸本が同一の伝本から派生したであろうことを推定させるとともに、そこに付されている長歌の訓がある特定の時期にまとまって付されたであろうと推定される大きな根拠になっている。すなわち、諸伝本の長歌訓の分布から見れば、片仮名訓本の長歌訓は均一の様相を示しているといえる。が、これらの長歌訓を巻ごとに分けてその分布を追って行くとある偏りに突き当たると。次頁の表は、片仮名訓本の長歌訓の分布を巻別に示したものである。便宜上、巻十までとそれ以降とを二段に分けて表示している。

片仮名訓本の長歌は、万葉集の全長歌のうち半数以上の歌に訓があるが（全巻が存する広瀬本でいうと、二六五首中一五一首に訓がある）、訓を持つ歌の分布には偏りがある。そのことは、右の表から顕著に伺うことが出来る。太字で示した広瀬本の部分を見るとよく分かるように、上段に示した巻十までは、ほぼすべての歌に訓があり、下段に示した巻十三以降は、巻十五・十九以外にはほとんど訓がない（注1）。巻十以前は、長歌一三三首ほとんど全てに訓があるのに対して、巻十三以降では、巻十までとほぼ同数の一三二首の長歌があるが、訓のある歌は二十三首に過ぎない（広瀬本二十二首と古葉略類聚鈔のみに訓のある歌一首）。これを巻次順に見てゆくと、巻十までは連続して存していたものが、巻十三以降は訓のない巻が多くなり、訓のある巻十五・十九は、分布の上で巻十までと比べるとやや孤立しているように見受けられる。すなわち、巻十三以降の長歌訓は、数の上でも分布においても巻十までとは異質であるといえよう（注1）。以下、片仮名訓本の巻

10	9	8	6	5	4	3	2	1	卷次
3	22	6	27	10	7	23	19	16	長歌数
					0/3				桂本
			0/4		0/2		0/17		金沢本
	2/22								藍紙本
									尼崎本
	1/4								伝壬生隆祐筆本
							4/4		天治本
0/3	3/17	2/5	0/15	0/3	1/6	2/18	0/16	0/14	類聚古集
1/3	0/14		0/27		1/7		0/3	0/15	元暦校本
3/3	14/14		26/27		6/7		3/3	14/15	元暦校本代赅
3/3	22/22	6/6	27/27	10/10	7/7	23/23	19/19	16/16	紀州本
<b>0/1</b>	<b>22/22</b>	<b>4/5</b>	<b>27/27</b>	<b>10/10</b>	<b>7/7</b>	<b>23/23</b>	<b>19/19</b>	<b>16/16</b>	広瀬本
			6/6			5/5	0/3	14/14	古葉略類聚鈔
		20	19	18	17	16	15	13	卷次
		6	23	10	14	8	5	66	長歌数
									桂本
									金沢本
				0/1					藍紙本
						0/8			尼崎本
									伝壬生隆祐筆本
							1/3	0/66	天治本
		0/5	0/17	0/7	0/9	0/7	1/4	1/57	類聚古集
		0/6	0/23	0/10	0/14			0/65	元暦校本
		0/6	18/23	1/10	0/14			4/65	元暦本代赅
									紀州本
		0/5	<b>18/23</b>	0/10	0/14	0/8	<b>3/5</b>	1/66	広瀬本
							3/3	1/1	古葉略類聚鈔



十三以降の長歌訓（巻十五・十九）を検討してゆくが、論述の対象は巻十九が主、巻十五が従となる。それは、訓のある長歌が圧倒的に巻十九に多いことと、片仮名訓本の主たる伝本の一つ元暦校本代赭書き入りが巻十五では現存しないことなどによる。

片仮名訓本の巻十三以降の長歌訓は、数や分布だけでなく、付訓の様相についても巻十までとはいささか異なったところがある。次に示すのは、片仮名訓本の中で唯一ほぼ全巻がそろそろ広瀬本の長歌訓の事例である。イには巻十までの例として巻六の九四六を、ロには巻十三以降の例として巻十九の四一八〇を挙げた（注2）。

二首の歌は一見して異なった印象を受ける。原因はもちろん訓である。イとロとはそれぞれの範囲から任意の長歌を選んではあるが、句数は同じ規模（十五句）のものを選んでいる。ところが、イでは十五句すべての歌句に訓が付されており、一方、ロでは、十五句中六句で訓が欠けている。すなわち、ロの長歌の第一行下の「左夜中爾 鳴霍公鳥」（さよなかに なくほととぎす）第二行上の「聞婆奈都可之 菖蒲 花橘乎」（きけばなつかし あやめぐさ はなたちばなを）などの句に訓がない。が、これらの本文はさほど訓読が難しいとはいえず、むしろ容易に付訓出来る箇所だと考えられる。少なくとも、この事例からは、当該の部分に訓がない理由を訓読が難しいという点には求められないであろう。各々一例ずつではあるが、イ・ロが、広瀬本の巻十までの長歌とそれ以降の長歌の付訓状況を端的に表していると言って良い。広瀬本において、巻十以前で訓のある長歌は一三〇首中一二八首。そのうち、一部でも訓の欠ける事例は九首（訓の欠ける事例とは、まったく訓のない歌句が一句以上ある場合について言う）。一方、巻十三以降では長歌は一三二首中訓のある歌はわずかに二二首。ところがそのうち一六首もが一部訓を欠く例なので

イ  
図版：広瀬本 巻六、九四六

ロ

図版：広瀬本 巻一九、四一八〇

ある。卷十までは訓を完備しており、それ以降は訓を欠きがちであるという傾向は明らかであろう。しかも、卷十三以降の訓を欠く長歌は、先に口で見たのと同様、付訓のさして困難でない句において訓を欠くという点でも共通している。

もつとも、同じ片仮名訓本でも、長歌訓の状況は伝本によってやや異なる。たとえば元暦校本代赭書き入れでは、広瀬本とは訓の存する部分に若干の違いが認められる。右のイ・ロの事例でいうと、イの例では、元暦校本代赭書き入れにおいても全ての句に訓が見られるが、ロではやはり訓のない部分が目立つ。ロの元暦校本代赭書き入れの訓の様相は次の通りである（注3）。元暦校本代赭書き入れは、写真で示しにくいため、その付訓の状況を広瀬本の訓と比較して示したものを示す（広瀬本、元暦校本代赭書き入れを、それぞれ広・元赭と略称）。本文は、便宜上今日の校訂本文（注4）を用いている。

不飽感霍公鳥之情述懷作歌一首并短歌

広

スキテ ナツキムカヘハ

ヨヒトメヨメ

元赭

ナツキムカヘハ

アシヒキノ ヤマヨヒトヨメ

4180

春過而

夏来向者

足檜木乃

山呼等余米

広

ハツコエヲ

元赭

サヨナカニ ナクホトトキス

ハツコエヲ

キケハナツカシ

左夜中尔

鳴霍公鳥

始音乎

聞婆奈都可之

広

ヌキマシヘ

カツラクマテニ

元赭

サ ヌキマシヘ

カツラ

菖蒲

花橘乎

貫交

可湏良久麻泥尔

広

サトヒ、キ ナキワタレトモ ナホシ、ノハユ

元赭

サトトヨミ ナキワタレトモ ナラシノハユ

里響

喧渡礼騰母

尚之努波由

元暦校本代赭書き入れは、広瀬本に比べ、やや訓のある句が多いが、それでも、訓のない句が二句、一部分欠けた句が二句、十五句中四句で訓が欠けている。しかも、訓を欠く部分は双方でほぼ共通しているといつてよい。卷十九で両本は十八首の長歌に訓を持っており、中には、四一六六のように、全三十五句中、訓のある句が広瀬本で二十七句、元代赭で十八句と相当開きがある事例も見られるが、十八首全体としては訓を欠く長歌が目立つという点ではおおむね一致しているといつて良からう。広瀬本と元暦校本代赭書き入れとは、卷十九の長歌訓の有無についての複雑な分布がほぼ共通しており（本書第一章第一節「万葉集平仮名訓本と片仮名訓本」）、具体的にどの句に訓がなく、どの句に訓があるかという細かい部分はともかくとして、大まかに長歌訓に欠ける部分が目立つという点は両本の祖本にまで遡りうる特徴、すなわち系統上の特徴といつてよいものと考えられる。

片仮名訓本における卷十以前と卷十三以降の長歌訓の違いの重要な点は、卷十三以降の

付訓しない句が必ずしも難訓でないという所にある。つまり、卷十三以降の訓のない部分は、すべての訓に付訓しようとした結果付訓困難な句が残ったという事情ではないことは明らかである。そうであるならば、卷十までの長歌と卷十三以降の長歌とは、基本的な付訓の姿勢に違いがあると考えることが出来よう。前者は、一首全体に丁寧な付訓し、後者では任意ともいえる付訓の仕方をする。この付訓の姿勢からうかがえる両者の違いは、訓の内容自体にも反映している。先掲拙稿「万葉集平仮名訓本と片仮名訓本」で、卷十九の長歌訓の特異な訓を取り上げたことがある。その際の意図は、複数の片仮名訓本が特異な訓を共有することからそれらの本が系統上同一であることを証明することにあつた。しかし、論点を卷十までと卷十三以降の長歌訓の性格の違いという点に絞れば、これら卷十九の訓は、卷十三以降の長歌訓の特異性を示す証拠ともなりうる。先掲拙稿で取り上げた訓は、たとえば次のようなものである（注5）。

A 離家 サカルヤト（広・元赅） 四一八九第五句

B 離家 ワカレケム（広・元赅） 四二二一第二十五句

A・Bは、同じ字面が、歌によつて異なつた訓を持つ例である。双方で歌に用いられる文脈はやや異なるものの、ともに自分の家を離れてという基本的な意味は違わない。実際、仙覚本では、ともに「イヘサカリ」と訓じられているし、現在の諸注釈でも同様である。

一方、万葉集中この字面（「離家」）で長歌に用いられた例は他にはないが、短歌ではいくつも見られる（3四七一・7二一六一）、そこでも諸伝本、イヘハナレ、イヘサカリあるいは、イヘソカレなどといずれも自分の家を離れてという意味合いの訓で読まれている。それと同じ字面を、二首の歌で、ワカレケム、サカルヤトと訓じ分けるのはいかにも不可解な措置と言え、他の訓に比べて特異性が際だつている。また、四一六六の第三一、二句の「暁 月爾向而」（仙覚本の訓アカツキノツキニムカヒテ）を広瀬本、元暦校本代赅書き入れとも「アシタニナリテ」と訓じている事例もある。これも字面からは大きく隔つた訓と言わざるを得ない。このようなきわめて特異な訓は特に数が多いというわけではないが、それらいくつかの事例からは、万葉集の諸本の他の部分の訓法とは確実に異なつた様相が看取される（卷十五にも長歌訓は存するが、この巻は完全な一字一音の万葉仮名であることもあつて、このような傾向は見いだせない）。片仮名訓本の長歌訓は、卷十までと、卷十三以降とで前者はほとんどの歌に訓があり、後者には訓のある歌が格段に少ないという大きな違いが存する上に、さらには、卷十三以降の長歌訓は、付訓がまばらであること、訓の内容が明らかに異なることという二点で卷十までの長歌訓とは明らかに異なつた性格が見られる。これほどまでに性格の異なつた訓を同一人物が付したという可能性は低く、さらには、同じ状況下（たとえば、複数の人間が協力して付訓したという状況）で付訓されたと言ふことも想定しにくい。つまり、片仮名訓本の長歌訓は、卷十までと卷十三以降とで異なつた出自を持つと言ふことになる。おそらく、両方で付訓された時期も人も異なつていてと考えて良いと思われる。つまり、現存の片仮名訓本には、二種類の長歌訓が存するということになる。

ところが、先にも述べたように、現存の片仮名訓本では長歌訓の分布は基本的にすべて同じである。すなわち、現存片仮名訓本諸本の源泉に当たる祖本の段階ですでにこのような分布になつていたと考えられる。ならば、この、卷十までと卷十三以降の二様の長歌訓

は、少なくとも現存諸本間の差異を探っても、両者の関係、たとえば、どちらが先に付されたのかという前後関係などを明らかにすることは難しいことになる。では、両者の関係を探る手だては他にはないのか。

### 三 卷十三以降の長歌訓の出自

片仮名訓本巻十五・十九の長歌訓の性格を知る手がかりは、片仮名訓本の内部ではなく、それらとは系統の異なる仙覚本にあると考えられる。しかし、ことはさほど単純ではない。まずは、迂遠なようでも片仮名訓本と仙覚本との深い相関関係から述べ始めなければならぬ。

これまでの万葉集伝本論においては、仙覚の校訂本である仙覚本系と、それ以外のいわゆる非仙覚本系の諸本との間には直接的な関係は指摘されていなかった。が、最近、非仙覚本系の諸本のうち、片仮名訓本と仙覚の校訂本との間には密接な関係があることが分かってきた。ことに、それは、長歌訓において著しく、仙覚が従来の伝本で訓があるとすると長歌（古点と次点の歌）の分布は、片仮名訓本で訓を持つ長歌の分布と酷似しており、仙覚の長歌の古次新点の認定は、現存片仮名訓本と同系統の伝本一種類のみを参考に認定された可能性が高い（本書第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」）。そして、その傾向は、巻十九のような、片仮名訓本において、訓のある長歌とない長歌とが複雑に入り組んで分布している巻でも同様である。むしろ、巻十九は、長歌訓のある歌、ない歌が複雑に入り組んでいる故、仙覚本と片仮名訓本の密接な関係が、他のいかなる巻より明確に立証されていると言うことが出来るよう。

ところが、よりによって両者の結びつきがもっとも明確な巻十九において、仙覚本の長歌訓に別の異なった出典が示されている事例が見られる。仙覚の校訂本のうち、文永本系の諸本に五首にわたり、「江家」「江説」など、江家本の訓によつたと考えられる注記が見出される。仙覚の次点歌の中で、その訓の出典が江家本であると表示される例は全部で十四例（北井勝也「江家本万葉集逸文考」美夫君志第六二号平成十三年四月）、そのうち五例が長歌についてのものであり、それがすべて巻十九に集中しているのである。江家本は、仙覚文永本の奥書にその名が見え、仙覚が校訂の底本に用いた源親行本の祖本である忠兼本に、江家本で校合した旨の記事が見える。仙覚本全体でも江家本の指摘がさほど多くないことから、仙覚は、底本の親行本に校合された江家本の記事を参考にしたと推定される。仙覚本で「江家」などの注記を付している箇所は、江家本の内容であるとまず認められよう。すると、仙覚本の巻十九の長歌訓は、一方で片仮名訓本の訓に依拠していると考えられ、他方では、仙覚自身が江家本によつたと注記されていることになる。この両者の傾向をどう考えたらよいのであるうか。

まず、巻十九の長歌に付された江家本に関する注記は次の通りである（かつこ内は、その歌に付された表示。いずれも、長歌の後に、朱で付されている）。

四一八五（江家）・四一八七（江説）・四一八九（江家）

四二五四（江）・四二六六（江説）

これらの歌について、上田英夫『万葉集訓点の史的研究』（第三節次点歌の研究その2 昭和三十一年）は、いずれも江家本によつて次点を加えられた例であるとしている。上田氏は詳しく言及していないが、文脈からは、一首全体の訓を江家本から取つたものとす

る理解かと考えられる。江家本についての注記が、直接一句の本文や訓に付された事例があることを思えば、歌全体に付したと考えられる右のような注記は、まずは訓全体が江家本のものであったであろうと推定させる。だが、短歌一首と異なり、歌の分量の多い長歌故に、先掲北井勝也「江家本万葉集逸文考」が、「どの部分が江家本の訓であるのかは明らかでない」と発言しているように、より慎重な態度が要求されよう。

右のように、江家本の注記が付されている長歌訓について、仙覚本の訓と江家本の訓との関係は必ずしも明らかでない。とすればそれら江家本の注記が付された歌の中で、さらに片仮名訓本との関係を見極めることはなかなか難しそうである。そこで、まずは、はっきりと比較が可能な仙覚本と片仮名訓本との関係から探ってゆくこととする。

仙覚本が江家本によったことを表示する歌として四一八九を取りあげる。本文の横の訓に仙覚文永本として西本願寺本(注6)の訓を(仙と略称)、そして、片仮名訓本として広瀬本、元暦校本代赭書き入れの訓をならべた。本文は先程と同様今日の校訂本文を掲げている。

仙 アマサカル ヒナトシアレハ ソコココモ オナシココロン  
広 サカル ヒナトシアレハ ソココモ オナシコゝロン  
元 赭 アマサカル ヒナトシアレハ ソコモ ヲヤシコゝロン

天離 夷等之在者 彼所此間毛 同許己呂曾

仙 イヘサカリ トシノヘユケハ ウツセミハ モノオモヒシケシ ソコユエニ  
広 サカルヤト トシノヘヌレハ モノオモヒシケシ ソコユヘニ  
元 赭 サカルヤト ヘヌレハ ウツセミハ モノオモヒシケシ コゝ

離家 等之乃経去者 宇都勢美波 物念之氣思 曾許由恵尔

仙 ココロナクサニ ホトトキス ナクハツコエヲ タチハナノ タマニアヘヌキ カツラキテ  
広 コゝロナクサニ ナクハツコエヲ タチハナノ タマニアヘヌキ カツラキテ  
元 赭 コゝロナクサニ ス ナクハツコエヲ タチハナ タマニ ヌキ テ  
情奈具左尔 霍公鳥 喧始音乎 橘 珠尔安倍貫 可頭良伎氏

仙 タハルレハシモ マスララヲ トモナヘタテテ シクラカハ ナツサヒノホリ ヒラセニハ  
広 アソフハシモ トモナヘタテ、 シクラカハ ノホリ ヒラセニハ  
元 赭 アソハレハシモ ラヲト トモナヘタチテ シクラカハ ナツサヒノホリ ヒラセニハ  
遊波之母 須麻良乎、等毛奈倍立而 叔羅河 奈頭左比浜 平瀬尔波

仙 サテサシワタシ ハヤセニハ ウラシツメツツ ツキニヒニ シカシアソハネ  
広 サテサシワタシ ハヤセニハ ウラシツメツツ ツキニヒニ シカシアソハハネ  
元 赭 サテサシワタシ ハヤセニハ ウラシツメツツ ツキニヒニ シカシアソハネ  
左泥刺渡 早湍尔 水焉乎潜都追 月尔日尔 之可志安蘇婆祢

仙 ハシキワカセコ

広 ハシワカセコ

元緒 ハシキワカセコ

波之伎和我勢故

先述のように、片仮名訓本は、訓を欠く句が見られる。全二十七句のうち、広瀬本が四句、元緒が五句、訓を欠くか、ほぼ欠いた句を持つ。にもかかわらず、全体を見渡して、まず分かるのは、仙覚本と片仮名訓本の訓がほぼ同じであることである。これは、長歌の場合、仙覚が、基本的に片仮名訓本の訓に基づいていたことを証している。ただ、この歌を始め、巻十九の長歌にはさして難訓の句がないことから、これだけでは偶然の一致という可能性も充分に残るであろう。問題は、仙覚の紺青訓である。仙覚の文永本は、従来の訓が飽きたらぬ場合、訓の訂正を試み、その際には訓を紺青の筆で記し、訂正訓であることを明示するという特徴を持つ。この歌には紺青訓が三箇所見られる（右の引用で、訓が網掛け太字になっている部分）。第五句「離家」、第六句「等之乃経去者」、第十六句「遊波之母」である。第五句は、先ほど、片仮名訓本の特異な訓として取りあげた例であるが、「サカルヤト」という訓が、仙覚本では「イヘサカリ」と改められている。他の二例でも、仙覚の青訓の句は、片仮名訓本と訓が異なっている。青訓が従来の訂正の印であることから、青訓の句に限って仙覚本と片仮名訓本とが訓が異なるのは、両者の密接な関係をかえって明確にしているといえよう。江家本の表示が見える五首において、青訓は全部で十五箇所見られるが、いずれも片仮名訓本と訓が異なった事例である。さらに、仙覚本と片仮名訓本の訓が密接な関係にあることを示すのは、片仮名訓本の訓のない句の存在である。先述のように、巻十九の片仮名訓本の長歌訓には少なからず訓のない句が見られる。江家本の注記がある五首で、広瀬本を例にとれば、全体の句数に対して訓のある句の数値は次のようである。

四一八五 (11/7句) 四一八七 (20/9句) 四一八九 (4/7句)

四二五四 (45/4句) 四二六六 (14/2句)

右の通り、少なからぬ句で訓を欠いているが、従来の訓を改めようとする仙覚青訓十五例は、これらの訓のない句とは重ならない（注8）。一見すると、訓のない句については、青訓どころか、新に訓を付す朱訓が付されても不思議はないとも思われるが、そのような事例は見あたらない。先にも述べたように、片仮名訓本の訓を欠いた句は、難訓の句ではなく、むしろ読めて当たり前の句であることがほとんどである。仙覚は、巻十九の長歌に限っては、片仮名訓本で訓のない句について、判読に問題のない句として扱ったものと付度される。

さように密接な関係にある仙覚本と片仮名訓本ではあるが、この歌において、一箇所だけ訓の齟齬が存する。第三句である。この句は、広瀬本が「ソココモ」（元緒は、「ソココモ」）で、仙覚本の「ソココモ」とは異なっているが、仙覚本諸本に青訓の表示はない。だが、青訓以外での右のような齟齬は、この例を入れて当面の五首でたった二箇所に過ぎない。同じ片仮名訓本でも、広瀬本と元暦校本代赭書き入れの長歌訓において細

かい差異は見られた。それを考えれば、仙覚本と現存片仮名訓本との右のような訓の不一致は、現存する片仮名訓本と仙覚が見ていた片仮名訓本という、同じ系統の伝本間の系統内での本文の揺れと理解して良いものと考えられる。

右のように、江家本の表示のある長歌の訓は、仙覚本と片仮名訓本とにおいてきわめて密接な関係にある。これは、先にも述べたように、仙覚が長歌訓を校訂する際、基本的に現存片仮名訓本と同系統の本一種類を基にしていたことに起因すると考えられる。もし仮に、仙覚が現存片仮名訓本の系統とはまったく別個の長歌訓を持つ伝本をも参照していたとしたら、そのような本は当然独自の長歌訓が付されているはずである。そうであるならば、先に見てきたような、仙覚本と片仮名訓本との相似関係はどこかで破綻していると想定される。それは、拙稿の筆者が、従来の論で行ってきた、訓のある長歌の分布によって仙覚本と片仮名訓本との密接な関係を論証してきた論理（注8）を訓の内容に及ぼしたもので、まったく同じ理屈である。しかも、訓の具体的な内容に同様の論理が適用できると言うことは、両者の関係の深さが更に詳細に証明できたことになる。

そのように、片仮名訓本ときわめて密接な関係にある五首の長歌において、なおかつ、仙覚本が江家本によるという表示を行っているわけである。以上のような条件を矛盾なく満たすためには次のようなことが想定されよう。仮に江家本の訓が片仮名訓本と異なった系統であるとすれば、片仮名訓本との食い違いが目立たないほどまばらな訓であったと考えられる。もしそうでなければ、江家本の訓が現存片仮名訓本とほぼ同じ内容であったと考えられる。しかし、本来江家本がきわめてまばらな訓しか持っていなかったとしたら、そもそも「江家」などという注記は付さなかったと考えられるので、事実上後者、すなわち、江家本と片仮名訓本は、ほぼ同じ訓を持っていたということになる。これは、江家本の訓は、現存片仮名訓本と同系統であったことを意味しよう。

#### 四 江家本と片仮名訓本

このような結論は、片仮名訓本の巻十九の長歌訓の性格を考える際に重大な影響を与える。したがって、右のような結論に達する前に、慎重を期してもう一度検証しておかなければならないことがある。仙覚が巻十九の長歌を校訂した際、本主に現存片仮名訓本と同じ系統の本以外の長歌訓を参考にしていなかったかということである。

江家本	仙覚新点	元赅	広瀬本				
		○	○	4	1	5	4
		○	○	4	1	5	6
	新	×	×	4	1	6	0
	新	○	○	4	1	6	4
		○	○	4	1	6	6
		○	○	4	1	6	9
		○	○	4	1	7	7
		○	○	4	1	8	0
○		○	○	4	1	8	5
○		○	○	4	1	8	7
○		○	○	4	1	8	9
	新	×	×	4	1	9	2
		○	○	4	2	0	7
		×	×	4	2	0	9
		○	○	4	2	1	1
		○	○	4	2	1	4
		○	○	4	2	2	0
		○	○	4	2	2	7
	新	×	×	4	2	3	6
	新	×	×	4	2	4	5
○		○	○	4	2	5	4
		○	○	4	2	6	4
○		○	○	4	2	6	6

卷十九長歌において、仙覚本で従来訓があるとされる歌（次点歌）と片仮名訓本で訓のある歌とが不規則な分布であるにもかかわらずほぼ同じであることは再三述べてきた。それを一覽にしたのが右の表である。広瀬本、元暦校本代赭書き入れ（元赭と略称）の○×は、それぞれ訓のある、ないを示す。仙覚新点は新が新点歌であること、江家本の○は江家本の注記が存することを示す。

仙覚本の次点歌が十八首、片仮名訓本で訓のある歌が十八首。それらがほぼ同じ分布で存している。が、両者の間にはちよつとした齟齬がある。四一六四と四二〇九である。前者は仙覚本で従来訓のないとされる歌（新点歌）でありながら、片仮名訓本で訓がある例、後者は、逆に仙覚本が次点歌でありながら、片仮名訓本に訓がない例である。この現象からすれば、仙覚が校訂した際、仙覚が見た諸本には、四一六四には訓がなく、四二〇九には訓があつたことになる。このようなずれは、先にも述べたのと同様に、現存片仮名訓本と仙覚が見た片仮名訓本との同系統内での本文の揺れとして処理できなくもないが、四二〇九の場合などは、仙覚本が従来訓があるとしているわけであるから、別にこの歌に訓のある伝本があつた、つまり、この歌だけ何らかの理由で別系統の本が参照されていた可能性をも一応は考えざるを得ない。ただ、そのような可能性を認めるとしても、右の表で分かるように、江家本に関わる歌五首には、当面の齟齬は直接関わらないことは注意されるべきであろう。江家本の注記を持つ五首は、片仮名訓本で訓があり、かつ仙覚本で次点歌である十六首の中に完全に吸収されている。

そもそも、卷十三以降において、片仮名訓本の訓のある長歌はきわめて変則的な分布をしている。しかも、訓のある歌の割合は低い。すなわち、その範囲で長歌は全部で一三二首。そのうち、片仮名訓本に訓のある歌はわずかに二十三首。全体の十七パーセントに過ぎない。一方、仮に江家本の長歌訓が片仮名訓本とまったく無関係であるならば、この一三二首のどの歌に江家本の注記があつてもよいはずである。ところが、江家本の五例の注記はすべてこの十七パーセントの部分と重なっているのである。これは、到底偶然の一致では片づけられないであろう。この分布の点から考えても、江家本と片仮名訓本の長歌訓は同じ系統であることが強く示唆されているといつて良からう。まして、訓の内容の検討から同様の結論が導かれているのならば、江家本の訓は片仮名訓本の訓と同系統である妥当性は極めて高いと結論づけられよう。

右のように、仙覚本による注記から推測すると、江家本と卷十九の片仮名訓本の長歌訓は同系統であつたと推定される。が、現在江家本の長歌訓がどのように付されていたかを知ることが出来ない以上、その推測には不安が残る。いったい、江家本の長歌訓は具体的にどのような付されていたのであろうか。江家本は、今に伝わる伝本はなく、仙覚本の底本である源親行本の親本にあたる藤原忠兼本に校合された形でしか伝わっていない。現存本でこの忠兼本の系統を引く数少ない伝本が天治本である。現存の天治本の中には江家本の注記と思われるものも見られ、また長歌訓にも他本からの付訓と見られる箇所もある。が、天治本に注記を持つ片仮名訓の本は江家本に限らないので、そのどれが江家本の訓であるかの特定は難しい（注9）。しかし、一例だけ、江家本の注記ではないかと推測できる箇所がある。次頁に示すのは、天治本卷十五、三六九四（冠纓神社蔵 注10）である。

第一行下から第二行上にかけて、第四句「奈久奈夜美伎豆」とある部分、「豆」の左に



「江家之」（「之」は朱）とある。これは、江家本では、ここの本文が「之」であったことを示す表示と考えられる。ところが、その本文の右側には、やはり朱で「シ」という訓が付されている。天治本文の「豆」では到底シとは読めない。ここは江家本の異文「之」に対応した訓と考えられる。とすれば、「シ」の訓もまた江家本の訓と考えられる。すると、この歌に散見される朱の片仮名の訓は江家本の訓と考えて良いことになる。きわめてわずかな訓であるが、おそらくは江家本に付された訓がそのまま反映したものと考えられる。

一方、次に示すのは、広瀬本の同じ歌である。

天治本の朱の訓と比べれば、訓の量は多いが、約四割の句には訓がなく、卷十三以降の付訓の特徴が出ている。ところが、この両者をよく比較してみると、付訓されている部分は大変似ている。天治本の訓を増やしてゆくと広瀬本に、逆に広瀬本の訓を徐々に減らしてゆくと天治本の様相になるがごとくである。歌全体で付訓されている場所に偏りはなく、にもかかわらず、両者の付訓位置がほぼ同じ所に特定されていることは、両者の出自が本来同じであることを示唆すると言って良からう。この両者の訓の様相が、すなわち片仮名訓本と江家本との訓の関係を端的に表しているのではないかと考える。すなわち、まばらな江家本の訓を、やや発展的に継承したのが片仮名訓本の訓なのではないかという推定である。

## 五 二種類の訓併存の意味

当面の江家本は、仙覚本の奥書に藤原忠兼本に記載のある本として見える。同じく忠兼本の奥書を持つ天治本が天治年間（一一二四〜五）の書写であることから（注11）、少なくとも十二世紀前半を遡る本であることは知られる。しかも、忠兼本に校合されたときにはすでに存在していたわけだから、それよりかなり遡る可能性が高い。一方、現存の片仮名訓本の祖本は、いつ頃成立したかはよく分かっていない。が、現存諸本はすべて鎌倉時代以降の成立と考えられている（『校本万葉集』首巻）。その中で確認できるもつとも古い出自は、広瀬本に残る建保三年（一一二五）の藤原定家の奥書である。つまり、片仮名訓本自体の成立は、確実なところ十三世紀初めまでしか遡れないといつてよかるう。そして、片仮名訓本に見られる長歌訓は、平安時代書写の伝本にはほとんど見られないことからすれば、あらかたの長歌訓は片仮名訓本の成立時期と深く関わっていると推定できる。以上、曖昧な点は多々残るが、右のような諸点を考慮に入れると、江家本と重なる、片仮名訓本の巻十九の五首の長歌訓は、巻十までの長歌訓よりも由来が古い可能性が高くなる。

巻十九に注記を持つ江家本長歌の訓は、片仮名訓本と同系統であることが判明した。が、巻十九の片仮名訓本の長歌で訓のある長歌は他に十三首存する。これらと右の五首との関係はどのように考えればよいのだろうか。少なくとも、これらの十三首については、仙覚本に江家本の注記がないのであるから、江家本との直接の関係は指摘できない。ただし、件の五首の片仮名訓本と仙覚本との関係を検討した際、両者で訓の内容は基本的に一致していることを指摘した。この傾向は、仙覚の青訓の句に片仮名訓本の訓を欠く句がないという細部に至るまで他の十三首においてもまったく変わらない。先に見た、片仮名訓本巻十九の長歌の特徴である、訓の欠けた句が多い、特異な内容の句があるなどは件の五首とそれ以外の十三首双方にまたがって見出せるし、仙覚本との関係も同様である。つまり、片仮名訓本の巻十九の長歌訓は十八首一体として同様の性格を持っているということが出来よう。ならば、江家本の表示がある五首の長歌と他の十三首がまったく別個のものということはかえって考えがたく、十三首も何らかの形で江家本と関わりを持つと考えうる。先に見た巻十五、三六九四の事例を参考にすると（この歌の仙覚本には江家本の注記はない）、わずかな訓しか持たない江家本を増補する形で片仮名訓本が付訓しているという状況が考えられる。いずれにしても、くだんの五首が江家本との関係で古い由来を持っているならば、残りの十三首も相応に古いものという推定が成り立つと考えられる。そして、先の三六九四の事例からすれば、巻十五の長歌訓も同様の出自を持つと考えられよう。つまり、片仮名訓本の中には、互いに別の状況下で付されたより古い長歌訓（巻十五・十九）とより新しい長歌訓（巻十以前）とが併存しているということになる。いわば、新旧二層の長歌訓が存しているといえよう。

以上、片仮名訓本の内部で互いに異質な性格を持つ、巻十までの長歌訓と巻十三以降の長歌訓とは、後者の方がより古く、前者はより新しいものと推測される。が、この二種類の長歌訓がどのような経緯で今ある姿になったかについてはよく分からない。すなわち、より古いと思われる巻十五・十九の訓が先に付されており、それに巻十までの訓が新に付されたのか、あるいは、巻十までの訓が先に付されており、その後別の伝本などから巻十五・十九の訓が空白を埋める形で補充されたのか、そのあたりの事情は不明とするしかない。しかし、いずれの場合であっても、一つの伝本の中に明らかに質の異なる長歌訓が併存している様相は明らかである。そこからは、たとえ質の異なる訓であっても、なるべ

く多くの歌に訓を備えようという意図をうかがうことが出来る。実際の所、平仮名訓本を含め、現存の非仙覚本系の諸本で見られる長歌訓のほぼすべてが現存片仮名訓本諸本に存するといつて過言ではない(注12)。これは、現存片仮名訓本の祖本が、長歌の付訓に関心を持ち、不完全ながらも長歌訓の集成を意図していたことを証しよう。つまり、現存片仮名訓本の祖本は、単に親本を忠実に書写しようとした本ではなく、ある明確な意図を持って作られた一種の校訂本であることが明らかにされたといえよう(注14)。このことは、万葉集の全歌に訓を付そうと志し(仙覚が新に訓を付した、いわゆる新点歌は、大半が長歌である)、達成した仙覚の校訂事業と相通じ、かつ、その先駆けとなるものといえよう。

注

1 片仮名訓本で長歌訓の分布がどうしてこのように変則的になっていくかについては今のところ不明である。ただ、仙覚の校訂以前の伝本において、現存する本の長歌訓の分布が全て同様であるだけではなく、仙覚が校訂を行った鎌倉時代にあってもこれ以外の長歌訓の分布を持つ伝本は存在しなかったと考えられる(本書第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」)。

2 広瀬本万葉集の画像及び引用は、『校本万葉集』別冊一〜三(平成六年岩波書店)による。以下同じ。

3 元暦校本の引用は、『元暦校本万葉集』(昭和六一年勉誠社)により、代赅書き入れの詳細については、『校本万葉集』を参照しつつ、東京国立博物館所蔵の原本で確認を行った。

4 万葉集の校訂本文は、塙書房版『万葉集』CD-ROM版(平成十三年)によった。

5 拙稿「万葉集平仮名訓本と片仮名訓本」(本書第一章第一節)で取りあげた事例には、「敦座国者」を広・元赅両本でアツマノクニハと読む例があった。が、この場合、本文が両本で「敦座国者」となっていることも関連すると考えられ、卷十三以降の長歌訓の特異性とは関わらないと判断し、取りあげなかった。

6 西本願寺本万葉集の引用は、『西本願寺本万葉集』(普及版)(平成八年 主婦の友社)によった。

7 仙覚青訓のうち、四二六六の第二句「八峯能宇倍能」の「八峯」(仙覚本ヤツヲ)の部分だけは、広瀬本に訓がない。が、元暦校本代赅書き入れには「ヤミネ」と訓じられている。

8 片仮名訓本の訓のある長歌の分布と仙覚本の古次点長歌(従来訓がある歌であることの意味する)の分布が二十巻全体で細部に至るまで似ている。もし、仙覚が、片仮名訓本とはまったく別の状況下で長歌訓が付された伝本があった場合、それらの訓の分布は片仮名訓本の分布と同じであるとは考えられず、仙覚がそのような伝本の訓をも参照していたなら、片仮名訓本で訓のない歌が仙覚本では次点歌(従来訓のある歌)であるという現象が少なからず起こりうると想定される。が、そのような現象は事実上ないといつてよい。したがって、仙覚は、長歌訓については、片仮名訓本の一系統のみを参考にしていたと考えられる。

9 天治本卷十五の長歌には、三六九四の他に三六二七(検天治本)、三六八八の二首の長歌に朱の片仮名訓が存する。が、そこに江家本の訓であるむねの注記はない。天治

本には、江家本以外に「孝本」（惟宗孝言本）であるむねの注記を持つ朱の片仮名訓の事例があり（巻十四、三四一九・検天治本）、朱の片仮名訓があるだけでは江家本の訓とは即断できない。

10 天治本三六二四の画像は、『冠纓神社蔵天治本万葉集』（昭和五十八年 勉誠社）による。

11 ただし、天治本の奥書で江家本の記事が見える巻二の奥書には、大治四年（一一二九）書写と記されている（検天治本）。

12 平仮名訓本にも数は少ないが長歌訓は存する。が、それらの歌は、すべて片仮名訓本で訓のある長歌と重なっている。おそらくは、片仮名訓本は、平仮名訓本の長歌訓を包摂する形で長歌に付訓していったものと考えられる（片仮名訓本が、平仮名訓本である天治本の長歌訓を取り込んでいる事例については第三章第一節「片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置」参照）。

13 片仮名訓本が平仮名訓本の訓を取り込んでいることは、長歌に限らず、万葉集の訓全体に及ぶ現象である。現存片仮名訓本の祖本は、仙覚以前において、それまでの訓を集成するという役割を果たしていたと考えられる（第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」）。

〈付記〉本稿執筆に当たり、元暦校本巻十九の代赭書き入れの確認を行った。所蔵者の東京国立博物館からは特別閲覧の許可をいただいた。記して感謝する。

（初出「万葉集片仮名訓本の長歌訓」国語国文第七六巻六号 平成一九年六月）

## 第二章 片仮名訓本系統の性格

### 第二節 片仮名訓本系統と平安期片仮名訓本

#### 一

近年、万葉集の伝本、なかでも非仙覚本系の伝本についての整理が行われている。その主たる要点は、非仙覚本系の伝本が平仮名訓本と片仮名訓本とに分けられることである。『校本万葉集』以来、非仙覚本系の伝本群は、形態の面から平仮名訓の本と片仮名訓の本があることは指摘されていたが、長歌訓の有無などから、それらが系統上二つに分けられることが判明したというわけである。すると、現存の非仙覚本系の伝本群を分ける最も顕著な指標は訓が平仮名か片仮名かということになる。ところが、『校本万葉集』では、それらとは別に万葉集の伝来史の中で、平安期に片仮名訓の伝本が存したであろう痕跡が少なからず指摘されている。しかも、その指摘の中で、現存片仮名訓本とそれら平安期片仮名訓本とのつながりの有無についても言及がなされている。現存の非仙覚本系の伝本が平仮名訓本と片仮名訓本とで系統分けできることが判明した以上、同じ片仮名の訓をもつ、現存の片仮名訓本系統（平安期の片仮名訓本と区別するために、広瀬本などの片仮名訓本を、こう仮称する。以下同じ。）と平安期片仮名訓本とがいかなる関係にあるのかを明らかにすることは、大きな意味を持つと考えられる。本稿は、現存片仮名訓本系統と平安期片仮名訓本との関係を明らかにすることにより、万葉集伝来史における現存片仮名訓本系統の位置を明確にすることを目的とする。

#### 二

平安期の片仮名訓本系統の存在について、まず言及しているのが、先述の『校本万葉集』である。同書、首巻の「万葉集系統の研究」（第三節「訓の字体」）では、平安期書写の伝本はおおかた平仮名訓であるが、一方、当時片仮名訓も行われていたであろう事を述べた。それらはおおむね次の三つの点に要約される。

ア 古点本が片仮名訓であったという可能性

イ 平仮名訓本における特定の仮名の誤りが多く見られることから（「あ」を「み」と誤ることなど）、本来訓は片仮名であったという可能性。

ウ 平仮名訓本に見られる、片仮名訓の書き入れから、当時片仮名訓の伝本が存したであろう可能性。

いずれも、現在に残る痕跡から平安期の片仮名訓の使用を推定する論である。『校本万葉集』は、右のような言及を行いながら、懐疑的な論調が目立つ。実際、『校本万葉集』に続く論でも、これら平安期の片仮名訓使用については、それを積極的に認める立場がある一方で、一切認めないとする立場も見られる。このような意見の対立は、実際に伝本の形で残っていないことから、検証がしにくい事に拠るであろう。しかし、『校本万葉集』の右の記事で、ウについては唯一その可能性を認めているように、ウの書き入れの存在から、当時片仮名訓の伝本が存したという推定は、実際に書入の片仮名訓の存在も認められることから、比較的蓋然性が高い。よって、本稿では、平安期の片仮名訓本として、ウの書き入れによる片仮名訓本のみを扱うこととする。平安期に片仮名訓の伝本が存在したと

すれば、まず考えられるのは、現存の片仮名訓本系統とはいかなる関係にあるかであろう。『校本万葉集』は、その点について次のように述べる。

さて現存してゐる本で、主として訓を片假字で本文の次に別提してゐる本は四種ある。伝冷泉為頼筆本、細井本および林道春校本のうちの巻第四五六の三冊、定家様切等である。(中略)この伝冷泉為頼筆本等の訓の体裁が、かの孝言本、中務大輔本等の如き古本からその形を受けついでか、又は後人の便宜に出たかはまた未詳である。

右の内、「孝言本」「中務大輔本」は、平安期の片仮名訓本である。一方、「伝冷泉為頼筆本」等の四種の伝本は、現存する片仮名訓本系統で、皆同系統であり、冷泉本と称されている。現存の片仮名訓本系統では他に、紀州本・元暦校本代赅書き入れなど、量的にもっと多い本も存するが、あえて残存量の少ない冷泉本系を取り上げたのは、これらの系統が、本文の左に訓を別提するところが、平仮名訓本と付訓の形式が似ているとの判断によるものと考えられる。右の記事では、平安期片仮名訓本と冷泉本とで関わりがあるか否かについては判断を保留している。判断を保留した理由のひとつとして、当時冷泉本系の伝本が『校本万葉集』が述べるように、最大でも三巻しか残っておらず、その実態が明確でなかったという点が考えられよう。ところが、冷泉本系については、後に大きな動きが存し、この系統の完本が出現した(平成五年十二月)。それが広瀬本である。この広瀬本出現を受け、広瀬本と平安期の片仮名訓本との関係を積極的に認めようとしたのが、廣岡義隆氏である。廣岡氏は、この点について次のように述べている。

平仮名訓と片仮名訓については、片仮名訓の方が古いと見るのが一般的である。

(中略)『万葉集』の初期の訓点においては、やはり佐佐木信綱氏や上田英夫氏の指摘が当たつていよう。もと片仮名の訓を読み誤つた事例は私も常々目にするところである。そういう意味で、次点本の冷泉本系統に属する片仮名別提訓である善本『広瀬本万葉集』出現の意義は大きいと言えよう。

(廣岡義隆『上代言語動態論』第一篇第四節「訓の独立」 平成一七年 初出 昭和五年七月)

広瀬本の出現により、冷泉本系のみならず片仮名訓本全体の認識が一変したことを考えれば、氏の指摘も一面頷けるところがある。が、先述のように、近年広瀬本を含む現存片仮名訓本の多くは同一の系統であることが知られている。ならば、平安期片仮名訓本との関係を考える場合、広瀬本だけを特化して比較するのではなく、現存片仮名訓本系統全体と平安期片仮名訓本とを比較する必要があると考えられる。

### 三

廣岡氏は、本稿で認める、書き入れによる平安期片仮名訓本以外にも、『校本』のアイにあたる平安期の片仮名訓の存在まで広く認める立場から、それらと広瀬本とのつながりを考えようとしている。そこで、まず、現存片仮名訓本系統が、平安期の伝本として扱われるか否かについて考えてゆくこととする。本稿の筆者は、現存平仮名訓本、片仮名訓本の系統を考える一連の論(本書第一章第一節「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」など)において、平仮名訓本と片仮名訓本系統との関係について次のような見通しを述べた。現存平仮名訓本と片仮名訓本系統との間の最も顕著な違いは、長歌訓があるか無いかという

点である。右の表は、非仙覚本系の主要伝本の長歌訓の巻別の一覧である。便宜上上の段が巻十まで、下の段が巻十三以降となっている（巻次がないのは長歌がない巻）。表中の数値は、右下がその本に現存する長歌の数、左上が訓のある歌の数である。この表で明らかなのは、平仮名訓本にはほとんど長歌訓がなく、片仮名訓本系統にはかなりの長歌に訓があるという点である。しかも、片仮名訓本系統の長歌訓は、二十巻全体に存するわけで

10	9	8	6	5	4	3	2	1	巻次
3	22	6	27	10	7	23	19	16	長歌数
					0/3				桂本
			0/4		0/2		0/17		金沢本
	2/22								藍紙本
									尼崎本
	1/4								伝壬生隆祐筆本
							4/4		天治本
0/3	3/17	2/5	0/15	0/3	1/6	2/18	0/16	0/14	類聚古集
1/3	0/14		0/27		1/7		0/3	0/15	元暦校本
3/3	14/14		26/27		6/7		3/3	14/15	元暦校本代赭
3/3	22/22	6/6	27/27	10/10	7/7	23/23	19/19	16/16	紀州本
<b>0/1</b>	<b>22/22</b>	<b>4/5</b>	<b>27/27</b>	<b>10/10</b>	<b>7/7</b>	<b>23/23</b>	<b>19/19</b>	<b>16/16</b>	広瀬本
			6/6			5/5	0/3	14/14	古葉略類聚鈔

20	19	18	17	16	15	13	巻次
6	23	10	14	8	5	66	長歌数
							桂本
							金沢本
		0/1					藍紙本
				0/8			尼崎本
							伝壬生隆祐筆本
					1/3	0/66	天治本
0/5	0/17	0/7	0/9	0/7	1/4	1/57	類聚古集
0/6	0/23	0/10	0/14			0/65	元暦校本
0/6	18/23	1/10	0/14			4/65	元暦本代赭
							紀州本
0/5	<b>18/23</b>	0/10	0/14	0/8	<b>3/5</b>	1/66	広瀬本
					3/3	1/1	古葉略類聚鈔

はなく、唯一の完本である広瀬本で見ると、巻十までのすべての巻と、巻十五、十九の都合十二巻には訓があるが、それ以外の巻には訓がないという偏った分布になっている。広瀬本以外の片仮名訓本系統では、それぞれの事情で完本は存しないが、広瀬本の分布を規準に比較すると、基本的に同じ訓の分布であることがわかる。すなわち、現存片仮名訓本系統はすべて同じ長歌訓の分布をもっているかと推定される。このような複雑な長歌訓の分布が複数の伝本で偶然一致するとは考えがたく、これらは、或る特定の伝本から枝分かれした同一の伝本群であると考えられる。ならば、平仮名訓本は、基本的に長歌訓をもたないという点で同様の性格を持ち、現存片仮名訓本系統は同じ長歌訓の分布をもつことから同一の系統であると考えられ、両者は、二つの系統に分けられることになる。

では、この二系統の先後関係はということになると、万葉集の訓点史は、基本的に訓が増加してゆく歴史ととらえることが出来るので、長歌訓がない平仮名訓本より長歌訓がある現存片仮名訓本系統の方が後に生じたものとまずは考えられる。ただし、仮に、平仮名訓本と現存片仮名訓本系統とが互いに交渉することなく伝来していたと考えれば、前者は長歌訓がないまま、後者は長歌訓が付された形で別々に存していたということになり、長歌訓の有無が必ずしも先後関係に関わらないということも考えられなくもない。では、平仮名訓本と現存片仮名訓本系統とは交渉がなかったのであろうか。

先述のように、平仮名訓本には基本的に長歌訓はないが、稀に訓のある長歌が存する。現存平仮名訓本全体で十五首、十九例。万葉集の長歌全体からすると約八%にすぎない(注1)。これらの巻別の分布を、先程の長歌訓一覧に示してある。平仮名訓本の網掛けの部分である。平仮名訓本で長歌訓が存する巻は、巻二、四、八、九、十、十三、十五の七巻である。これらのうち、巻十までの五巻は、現存片仮名訓本系統が基本的に長歌訓を持つ巻なので、平仮名訓本で訓を持つ長歌には片仮名訓本でも訓があることになる。以降の巻はというと、巻十五も現存片仮名訓本系統で長歌訓を持つ巻であり、かつ、平仮名訓本が訓を持つ三六九一(天治本・類聚古集)には片仮名訓本にも訓が見られる。もう一つの巻十三であるが、ここでは、平仮名訓本で類聚古集が一首だけ訓がある長歌を有する。が、これも、片仮名訓本系統の代表的伝本である広瀬本にも一首だけ訓のある長歌があり、それは同じ三二二五なのである。つまり、平仮名訓本で長歌訓がある事例は、すべて現存片仮名訓本系統で長歌訓がある例と重なっているということになる。この点について、現存片仮名訓本では、基本的に長歌訓があるのだから、数の少ない平仮名訓本の長歌訓と重なるのは当たり前と考える向きもある。が、完本である広瀬本で見ると、現存する長歌は二六一首、そのうち訓がある長歌は一五〇首、全体の五七%に過ぎない。平仮名訓本諸本の長歌訓がごとごとくこの五七%の訓のある部分に含まれていることは、平仮名訓本と現存片仮名訓本系統との密接な関係を示唆していよう。

しかも、両系統の長歌訓には、内容面においてもつながりが見られる。これまでもその類似性については述べてきたが(補注)、一例を挙げれば次の通りである。巻八、一五〇七の長歌の句「直一眼」「令睹麻而爾波」「志許霍公鳥」は、仙覚本ではそれぞれ「タタヒトメ」「シセムマテニハ」「シヨホトトキス」と読まれているが、平仮名訓本の類聚古集では「ななめして」「あひみるまてには」「しるしはかりにほとときす」という訓になっている。これは、歌本文と比べて普通にそう読める訓とは思われない。ところが、現存片仮名訓本系統のひとつ紀州本では、これらを類聚古集とまったく同じ訓で読んでおり、



広瀬本も二番目の句が「アヒミルマテハ」と小異があるだけで、ほぼ同じ訓で読んでいる。これは一方の訓がもう一方の訓を踏襲した結果としか考えられず、おそらくは平仮名訓本の訓を片仮名訓本系統が踏襲したと推測される。このような類似現象は、先の平仮名訓本に見られる十五首十九例においてほぼすべてに見出せる。このことから、現存片仮名訓本系統は、平仮名訓本の数少ない長歌訓を踏襲しながら、新しく長歌訓を付していったと考えられる。

訓の踏襲という点では、もう一つ注目すべき現象が見られる。さきの長歌訓一覧によれば、平仮名訓本の長歌訓がある巻には偏りがある。たとえば、巻九などには比較的訓のある長歌が集中している。藍紙本に二首、伝壬生隆祐筆本に一首、類聚古集に三首という具合である。ところが、次に示すのが、巻九における平仮名訓本諸本の長歌訓の状況である。○は訓のある歌、×は訓のない歌、空白は歌が現存しない部分である。

巻九 一七四七 藍○ 類× 壬生○  
一七五五 藍○ 類○  
一八〇〇 藍× 類○ 元×  
一八〇一 藍× 類○ 元×

一七四七では、類聚古集に訓がなく、藍紙本、伝壬生隆祐筆本に訓があり、一八〇〇、一八〇一では、類聚古集に訓があり、藍紙本、元暦校本には訓がないと、歌によって伝本の訓の有無にかなりのばらつきが見られる。しかし、右のいずれの場合でも、平仮名訓本の長歌訓と現存片仮名訓本の長歌訓は基本的によく合致している。この現象について、本書第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」では、現存片仮名訓本諸本の共通の祖本の時点で、複数の平仮名訓本に孤立的に存している長歌訓を、諸本を見比べて長歌訓を集成していたのではないかと推測した（補注参照）。このことを、現在問題になっている平仮名訓本と現存片仮名訓本との先後関係に読み替えると、現存片仮名訓本系統は、明らかに平仮名訓本の内容を踏まえた上で生じたことが知られよう。

#### 四

以上、長歌訓からは、現存片仮名訓本系統は平仮名訓本より後の段階であることは確実である。しかし、万葉集訓点史において長歌訓は、短歌訓と比べ数も少なく、いささか特殊であるという側面は存する。ならば、長歌訓だけでは、平仮名訓本と現存片仮名訓本系統との先後関係は十分には証明しきれないという危惧は残るであろう。では、長歌より遙かに数が多い短歌訓ではどうかであろうか。

長歌訓は稀である平仮名訓本も、短歌では訓の充足率は高い。そのなかで、比較的無訓歌が目立つのは、次点短歌であろう。次点とは、万葉集を校訂した仙覚の命名であり、村上朝に初めて本格的に付訓された訓が古点、それ以降伝来の間に徐々に付されていったのが次点、そして、仙覚にいたって初めて付訓されたのが新点ということになる。この次点の短歌において、平仮名訓本の代表的伝本である元暦校本が現存四三首中訓がある歌が二六首、類聚古集が六六首中四九首、おのおの約六割、約七割五分程度の訓しかない。それ以外の平仮名訓本においては、三〇首中一六首、五割そこそこの数値になっている。一方、片仮名訓本では、紀州本が五三首中五二首、広瀬本が六九首中六六首といずれも九割五分以上の歌に訓を持つ。これは、平仮名訓本諸本で付訓状況が不安定であったものを、現存

片仮名訓本が訓の空白を埋めたと考えられる。しかも、長歌訓の時と同じく、平仮名訓本諸本の付訓状況は、伝本により、また歌により付訓状況はバラバラである。

次の表は、次点短歌で、平仮名訓本の付訓状況がバラバラである傾向が顕著な巻四、九、一〇の付訓状況を示す。中では、類聚古集が最も多く訓を持つ歌が多いが、一番上の巻四、五一一などでは、類聚古集と金沢本には訓がないのに、元暦校本では訓があるなど、付訓の状況は様ではない。このことから、長歌訓の時に推定したように、現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、複数の平仮名訓本諸本の付訓の状況を見比べながら、訓を増やしていったと考えられる。すると、現存片仮名訓本系統の祖本は、訓に関する限り、長歌も短

		その他 平仮名	類聚古 集	元暦校 本	元代赭	紀州本	広瀬本	古葉略類聚 鈔
4	511	金×	×	○		○	○	
4	537	桂×		×	○	○	○	
4	641	金×		×	○	○	○	
4	655			○		○	○	○
4	719			×	○	○	○	
4	773	桂×		○		○	○	×
4	774	桂×		○		○	○	
9	1671	藍○壬○	○			○	○	○
9	1698	藍×壬×	×			○	○	○
9	1750	藍×	○			○	○	
9	1752	藍×	○			○	○	
9	1758	藍○	○	○		○	○	
9	1779	藍×	×	×	○	○	○	
9	1802	藍○	○	○		○	○	○
9	1803	藍○	○	○		○	○	○
10	1849		×	○		○	○	
10	1971		○	○		○	○	
10	1998		×	×	○	○		
10	2004	天治×	×	×	○	○		
10	2005	天治×	×	×	○	○		
10	2019		×	×	○	○		
10	2091		×	×	○	○		

歌も、平仮名訓本の訓の状況をよく見比べて、それらの訓を取り入れ、なおかつ、少なからぬ歌に新に訓を付していったと考えられる。

右のような現存片仮名訓本系統の付訓状況は、あきらかに平仮名訓本の付訓状況を俯瞰した上でないと生まれ得ないと考えられる。したがって、現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、平仮名訓本諸本がほぼ出そろった後、それらを十分に見比べられる状況において生

まれた伝本であると考えられる。このことから、広瀬本をはじめとする現存片仮名訓本が、平仮名訓本との交渉無しに、平安期の古点本などの古い形態を純粹に伝える伝本であるという見方は成り立たないことが知られるであろう。

それでは、現存片仮名訓本系統と平安期の片仮名訓本との関係はどうであろうか。先述の『校本万葉集』首巻「万葉集系統の研究」においては、平安期片仮名訓本として、孝言朝臣本・中務大輔本が挙がっているが、同論文の当該箇所以外でも江家本、宇治殿御本（御本）、通俊本（礼部本）などの名が挙がっている。これらは、平安期の平仮名訓本に書き入れの形で付されており、いずれも訓が片仮名で付されているため、片仮名訓本と推定されている。だが、これらについて、小川靖彦『万葉学史の研究』（第一部第一節「題詞と歌の低下」補注 平成一九年）は、これらに残る片仮名訓は、書入の便宜のために片仮名になっているだけで、本来は平仮名訓であったであろうと推定している。小川説は、当時の平仮名片仮名のあり方を踏まえての主張で、傾聴に値する。が、平安時代の伝本の実態については不明な点もまだ少なくない。これらの伝本の原形態がまったくわからず、いずれについても片仮名訓しか残っていないという現状に対して、すべて訓は平仮名であったという推定は乱暴に過ぎるように思われる。控えめに言っても、これらの内のいくつかは片仮名訓本であった可能性の方が高いと考え得る。したがって、本稿では、『校本万葉集』以来の記述に従い、これらを片仮名訓本として扱うこととする。

これらの本は、いずれも左の仙覚文永三年本の奥書にその名前が見える。

先度書本云 斯本者肥後大進忠兼之書也 件表紙書云以讚州本書写畢 以江家本校畢 又以梁園御本校畢 又以孝言朝臣本校畢者 可謂証本者歟 又校本云 以前左金吾本書写畢 保安二年七月以数本比较畢 又以中務大輔本校畢 件本表紙書云 以宇治殿御本 通俊本校畢者

（仙覚文永三年本奥書 ・西本願寺本卷二十）

そのうち、江家本と孝言朝臣本とは忠兼本（仙覚が校訂の底本とした源親行本の親本であったと考えられる。）に校合されていたことが分かるので、それ以前に存していたことが知られる。が、あとの中務大輔本・宇治殿御本・通俊本については、当面の奥書の解釈が確定していないことなどから、この奥書だけからは時代が特定できない。しかし、これらの本のおおむねの時代は押さえることは可能である。次頁に示すのは、万葉集の関係略年表である。万葉集の現存伝本の多くは、書写年代が明確でない。したがって、年表に載せた年次は、従来の研究を参考にしながら、だいたいの所を載せたに過ぎない。が、そのように年表を作っていくと、あらかじめの平仮名訓本は、書写年代が分かる唯一の平仮名訓本、天治本（一一二六ごろまでの書写）よりも前の書写であることが知られる。表の平仮名訓本で唯一元暦校本が飛び抜けて書写年代が遅いが、これは現在に残る奥書が、元暦元年（1184）に校合が行われたことしか記されておらず、これまでの研究では書写自体はもつと古いと考えられている（注2）。一方、現存片仮名訓本系統で、書写年代が知られる最も早い記事は、広瀬本の親本である藤原定家書写本の建保三年（1215）である。ならば、おおざっぱではあるが、さきに見てきた平仮名訓本と現存片仮名訓本系統との

## 万葉集関係伝本略年表

一〇四〇	長久元年		このころ <b>桂本</b> 書写か？（源兼行）
一〇七四	延久六年	藤原頼通、死去	↓〈宇治殿御本〉？
一〇九四	寛治八年	大江佐国死去	↓〈江家本〉？
一〇九六	嘉保三年	藤原伊房 死去	↓ <b>藍紙本</b>
一〇九七	永長二年		このころ惟宗孝言死去↓〈孝言朝臣本〉
一〇九九	康和元年	藤原通俊死去	↓〈通俊本〉
一一〇四	長治元年	忠兼本書写か（武田祐吉説）	（〈江家本〉・〈孝言朝臣本〉 校合）
一一一八	元永元年		このころ <b>金沢本</b> 書写か？（藤原定信）
一一二〇	保安元年	藤原敦隆死去	↓ <b>類聚古集</b>
一一二一	保安二年	前左金吾本校合	
一一二四	天治元年	〜一一二六年	<b>天治本</b> 書写（忠兼本系） （〈江家本〉・〈孝言朝臣本〉・〈中務大輔本〉）
一一八四	元暦元年	藤原頭家、 <b>元暦校本</b> を校合	（〈宇治殿御本〉・〈通俊本〉） （書写は、寛治年間一〇八七〜一〇八四と いう説複数あり）
一二二五	建保三年	藤原定家 <b>万葉集書写</b> （広瀬本の祖本）	

序列は、書写年代からの推定とよく合致することになる。

平安期片仮名訓本に話を戻せば、先に挙げた五本のうち、忠兼本に校合されたとされる孝言朝臣本と江家本とは、天治本にその名が見え（天治本は、奥書から忠兼本から書写された本と知られる）、この二本については、少なくとも天治本以前には存していたことが知られる。また、中務大輔本も、同じく天治本に引用されており、これも天治本以前の成立と考えられる。一方、宇治殿御本と通俊本は、書き入れられている本が、元暦校本と広瀬本であるため、そこから書写時代を把握することは難しい。が、『校本万葉集』以来の研究により、宇治殿御本が藤原頼通、通俊本は藤原通俊と関わる伝本であることが推定されている。ならば、これらの本は、それぞれの人物の生前に写された伝本と推定される。

二人の没年は、年表にあるとおり、頼通が一〇七四年、通俊が一〇九九年に没しているの

で、それ以前の成立と考えられる。とすれば、件の平安期片仮名訓本は、いずれも天治本よりも前には既に存在していることになる。一方、現存片仮名訓本系統は、明らかに平安期片仮名訓本より後の成立と考えられるため、平仮名訓本の一角の天治本より前の成立の平安期片仮名訓本と時代的に異なることは確実である。ただし、今のところ、現存片仮名訓本系統の上限は明確でなく、たとえば、成立の遅い天治本などと時代が重なるのではという危惧は残る。が、現存片仮名訓本系統は、明らかに天治本よりも後に成立していると考えられる。先述のように、平仮名訓本にもわずかに長歌訓が存するが、それら訓のある巻には偏りがある。その中で、巻二は、平仮名訓本として金沢本・類聚古集・元暦校本などが見られるが、いずれにも一首も長歌訓は見られない。この巻は基本的に平仮名訓本に長歌訓のない巻だと考えられる。ところが、天治本だけには、残存する四首（検天治本を含む）すべてに訓が見られる。ここから、おそらくは天治本巻二にはすべての長歌に訓があったと考えられる。しかも、それら天治本の長歌訓と現存片仮名訓本系統との長歌訓は基本的に一致している（本書第三章第一節「片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置」）。このことから、現存片仮名訓本系統はおそらくは天治本の長歌訓を見ていたと考えられる。したがって、現存片仮名訓本は、天治本よりも後の成立であることが確認される。以上の論証は、平安期片仮名訓本と現存片仮名訓本とが天治本成立を挟んで、きびすを接して成立していることを述べるためではもちろんない。両者の年代を知る確実な手だてがないという状況下で、最低限両者が時代的に重なり合っていないことを証するための苦肉の策である。実態としては、平安期片仮名訓本は、十二世紀前半成立の天治本よりかなり前、十一世紀後半には既に存在していたと考えられるし、現存片仮名訓本系統は天治本よりかなり後の十二世紀末頃に成立したと考えるのが常識的であろう。

## 五

平安期片仮名訓本と現存片仮名訓本系統とで時代が重ならないならば、当然両者は別個の伝本群であると考えられる。このことは、両者の訓の内容などからも検証することは可能であろうか。これまでの研究の中で、両者の関係の遠さを示唆する指摘がいくつか見出せる。代表的な事例を一二取りあげることとする。次の例のイは、検天治本に載る孝言朝臣本の事例である（巻十四、三四一九・画像は『校本万葉集』諸本輯影による）。天治本に平仮名訓のない部分に、孝言朝臣本によって訓が補われている例である。『校本万葉集』新增補・追補（第十八巻 平成六年）の「広瀬本万葉集解説」において、訓の補われた形が、片仮名訓別提の広瀬本に類似しているため、取りあげられた事例である。ところが、右の口が同じ部分の広瀬本である（画像は『校本万葉集』別冊による）。「広瀬本万葉集解説」でも指摘されているように、全五句すべてを引いている孝言朝臣本と異なり、広瀬本は第一句しか書いていない。じつは、同じ現存片仮名訓本系統の元暦校本代赭書き入れでも、この部分は第一句だけしか書き入れられていない。つまり、第一句のみという形は広瀬本の単独の誤写などではなく、おそらくは、現存片仮名訓本の系統上の特徴と推定される。したがって、この事例からは、現存片仮名訓本系統と孝言朝臣本は無関係であると考えられる。

つぎは、宇治殿御本と通俊本である。両本は、元暦校本にも書き入れられているが、広瀬本が出現したことによって、巻二を中心に大量な書入が知られるようになった（先掲「広

瀬本万葉集解説)。この二本については、巻二を中心に二百箇所以上の書入が認められ  
イ 孝言朝臣本 卷十四、三四一九

ロ 廣瀬本、同歌

るのに、長歌訓の書入は一箇所も見つかっていない（長歌本文への書入はそれぞれ二十箇所程度存する）。このことから、北井勝也「万葉集の散逸本」（国文学解釈と教材の研究 第四十九巻第八号 平成十六年七月）は、この両本は長歌訓のない本であると結論づけている。一方、先述のように、現存片仮名訓本は、当該両本の書き入れが存する巻二には長歌に訓を持つ。この長歌訓の有無が現存片仮名訓本系統と他とを分ける大きな特徴であることを考えれば、宇治殿御本と通俊本とは、ともに現存片仮名訓本とは別系統の伝本であると考えられよう。

このような事例はいくつか見出されるが、一方で、中務大輔本などは比較できる有効な訓がほとんど見出されないなど、平安期片仮名訓本で具体的に訓が残っている総量は決定的に少ない。したがって、平安期片仮名訓本と現存片仮名訓本系統とが直接に関係しないことを完璧に論証することは困難であると考えられる。逆に、現存片仮名訓本との関わりが疑われる事例さえある。江家本である。本書第二章第一節「片仮名訓本系統の二種類の長歌訓」は、現存片仮名訓本の巻十九の長歌訓の分布（二十三首中十八首に訓あり）が、仙覚本の次点長歌の分布とほぼ一致していることを指摘し、両者の訓もほぼ一致することから、仙覚は、長歌訓については、基本的に現存片仮名訓本系統の訓を踏襲していると推測した。ところが、その仙覚本の巻十九長歌には、五カ所にわたって江家本から訓を取った旨の表示が見られる（四一八七・四一八九・四一九二・四二五四・四二六六）。これら五首の長歌訓も、仙覚本と現存片仮名訓本系統との訓は基本的に一致している。このことは、この五首の現存片仮名訓本の訓は江家本の訓と一致していることを意味する。ならば、現存片仮名訓本にほかならぬ平安期片仮名訓本のひとつである江家本の訓が入り込んでいることになる。これはどうしたことか。

現存片仮名訓本系統は先述のように、長歌訓がかなり偏った分布を有しているが、大き

く分けて巻十までと巻十三以降とに分けられる。巻十まではほぼすべての長歌で訓を持つのに対して、巻十三以降では二割弱の長歌にしか訓がない（広瀬本でいうと、一三一首中二十二首にしか訓がない）。しかも、巻十までの長歌訓にはほぼすべての句に訓があるのに対して、巻十三以降の長歌訓は所々訓が欠けている事例が目立つ。わずか二十二首（広瀬本の場合）の訓のある長歌のうち、じつに十六首でそのような現象が見られる。これは、同じ長歌訓でも、巻十までと巻十三以降では、付訓の方針が異なる、おそらくは異なった人による付訓であると考えられる。つまり、現存片仮名訓本では、巻十までと巻十三以降とで出自の異なる長歌訓が収められていることになる。出自の異なる長歌訓が一つの伝本に収まっているということは、その本、つまり現存片仮名訓本系統の共通の祖本が少なくとも一種類の長歌訓は別の所から取り込んだことを意味する。これは、現存片仮名訓本が、長歌訓に関しては一種の校訂本であることを意味する（先掲「片仮名訓本系統の二種類の長歌訓」第二章第一節）。おそらくは、他の文献に見えない巻十までの長歌訓は共通の祖本の時点で付され、空白の部分を経家本などの従来の本で補ったと考えられる。ただし、現存片仮名訓本の共通の祖本が、本来江家本で、そこに巻十までの長歌訓を増補したという可能性もまったくには否定出来ない（注3）。もし、そうであるとすれば、現存片仮名訓本系統と平安期片仮名訓本のひとつである江家本とは密接に結びつくことになる。

が、前述の通り、現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、二種類の長歌訓を取り込んでいくことで、既に校訂本の性格を持つことになる。しかも、前述の通り、平仮名訓本との関係でも、短歌訓・長歌訓いずれの場合でも、現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、諸本を見比べて訓を集成するという痕跡がうかがえる。つまり、二重三重に校訂本の性格をまわっていると考えられる。とはいえ、現存片仮名訓本系統の共通の祖本が成立するにあたっては、必ず何らかの特定の伝本が書写の底本として用いられたと考えられる。現在の時点ではそれがいかなる性格の本であるかはうかがい知れない。その本が、先の江家本であったという可能性さえ否定できない。しかし、述べ来たった現存片仮名訓本系統の性格を考えると、成立した現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、様々な伝本から長短歌の訓を増補した、一種の校訂本であり、できあがった本は、底本とは基本的に性質の異なった本に変容していると考えざるを得ない。その性格は、鎌倉時代に多くの諸本を校合して行われた仙覚の校訂本を思い合わされるものと言えよう（注4）。

すると、現存片仮名訓本系統と平安期片仮名訓本とは、成立の時代が異なるだけでなく、内容の上でも直接関係がないことになる。現存片仮名訓本系統の共通の祖本は、平安期片仮名訓本や平仮名訓本よりも確実に後の段階で生まれ、しかも、一種の校訂本の様相を持つため、それ以前の時代の諸伝本とは一線を画した伝本であったと考えられる。その意味で、現存片仮名訓本諸本は、万葉集の伝来史においては、平安期片仮名訓本よりは、むしろ仙覚校訂本とより近い関係にあるといっても良いと考えられる。

注

1 天治本（検天治本を含む） 2 一三一・一九六・一九九・二三〇

類聚古集 3 三一七、四二三 8 一五〇七 9 一八〇〇・一八〇一 13 三二二五

元暦校本 10 一九三七

類聚古集と元暦校本 4 七二三

天治本と類聚古集 15 三六九一

- 藍紙本と類聚古集 9一七五五 藍紙本と伝壬生隆祐筆本 9一七四七
- 2 佐佐木信綱『万葉集の研究 第二』(昭和十九年)等。ただし、元暦校本の書写が仮に校合時と同じ元暦元年であっても、以下の記述に支障はない。
- 3 現存片仮名訓本の巻十までの長歌訓も本来は江家本の訓であったという想定も出来そうだが、仙覚本の江家本の長歌訓に関する注記は巻十九だけであり、天治本に残る巻二の長歌にも、江家本の長歌訓に関する書き入れは一切なく、巻十以前の江家本には長歌訓はなかったと推定される。
- 4 仙覚校訂本の様相が、様々な面で現存片仮名訓本系統と類似しており、仙覚が万葉集校訂に際して現存片仮名訓本の有り様を学んでいたのではないかという推定は、本書第四章第二節「片仮名訓本系統の短歌訓と仙覚校訂本」でも述べている

〔付記〕本稿は、美夫君志会七十周年記念全国大会での口頭発表(平成二十年七月六日於中京大学)を基とする。発表にあたって、ご意見をいただいた諸氏に深く感謝申し上げます。ことに、廣岡義隆氏には、発表の前後にも貴重なご指摘をいただいた。記して感謝する。

〈補注〉

片仮名訓本系統の長歌訓には、単に新たに長歌訓を付したということとどまらぬ面も見られる。片仮名訓本系統の前にも、平仮名訓本にわずかながら長歌訓が存したことはすでに述べた。平仮名訓本で長歌訓がある例は、十五首、十九例。それを訓のある伝本を中心に示せば、次のようになる。

天治本(検天治本を含む) 卷二、一三一・一九六・一九九・二三〇	類聚古集 卷三、三二七・四二三 卷八、一五〇七
卷九、一八〇〇・一八〇一	
卷十三 三二二五	
元暦校本 卷十 一九三七	類聚古集と元暦校本 卷四、七二三
	類聚古集と天治本 卷十五、三六九一
藍紙本と類聚古集 卷九、一七五五	
藍紙本と伝壬生隆祐筆本 卷九、一七四七	

このうち、天治本については、拙稿「片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置」(第三章第一節)において、具体的に訓を比較しながら、長歌の訓が片仮名訓本と内容が酷似しており、到底別個に訓が付されたとは思われないことを述べた。これは、片仮名訓本が天治本から(あるいはそれと類似の訓を持つ平仮名訓本から)訓を移入した結果であると考えられる。では、天治本以外の平仮名訓本の長歌訓との関係はどうか。平仮名訓本では、他に類聚古集・元暦校本・藍紙本・伝壬生隆祐筆本などに訓が見られる。次に示すのは、現存本では類聚古集にだけ訓が存する巻八、一五〇七の主要な訓の異同である。

直一眼 令觀麻而尔波

志許霍公鳥



西	タタヒトメ	ミセムマテニハ	シコホトトキス
宮	タタヒトメ	ミセムマテニハ	シコホトトキス
京赭	ナカメシテ	アヒミルマテニハ	シルシハカリニ
広	ナカメシテ	アヒミルマテニハ	シルシハカリニホトトキス
紀	ナカメシテ	アヒミルマテニハ	シルシハカリニホトトキス
類	なかめして	あひみるまてには	しるしはかりにほととぎす

あまりに冗長になってしまったため、これ以上引用はしないが、たとえば、西本願寺本で「シコホトトギス」と読まれている「志許霍公鳥」という本文に対して、「しるしはかりにほととぎす」とする訓に普遍性があるとは到底思われず、まったく同じ訓を有する紀州本、広瀬本など片仮名訓本の訓が平仮名訓本の類聚古集の訓を踏襲していることは明らかである。

次は、類聚古集に訓がなく、藍紙本、伝壬生隆祐筆本に訓のある巻九、一七四七の例である。

開平為流	最末枝者	落過去祁利	
西	サキヲセル	ホツエハ	チリスキニケリ
宮	サキヲセル	ホツエハ	ヲチスキニケリ
	ヒラケタル	エタハ	(左)
京赭	ヒラケタル	イトスエノエタハ	オチスキサリニケリ
広	ヒラケタル	イツサヘノエタハ	チリスキサリケリ
紀	ヒラケタル	イトスエノエタハ	オチスキサリニケリ
藍	ひらけたる	いとすゑのえたは	おちすきさりにけり
壬	ひらけたる	いとすゑのえたは	おちすきさりにけり

片仮名訓本の内部で、広瀬本に訓の異同が見られるが、平仮名訓本、片仮名訓本系統とともに、「落過去祁利」の「過去」を、字面に引かれて結果的に字余りになるのもかまわず「すき(ぎ)さり」と読む点など、やはり、片仮名訓本系統が平仮名訓本を踏襲した証拠と見られる。

もう一例は、元暦校本にのみ訓のある巻十、一九三七の事例である。類聚古集は現存するが訓がない。また、片仮名訓本の一つ広瀬本にも訓が見られない。

暮去者	小松之若末爾	答響萬田	
西	ユフサレハ	コマツカウレニ	コタフルマテニ
宮	ユフサレハ	コマツカウレニ	コタフルマテニ
	クレユケハ	(左)	コタヘヒクマテ
京赭	クレユケハ	スエ	コタヘヒクマテ
紀	クレユケハ	コマツノスエニ	コタヘヒクマテ
元赭		ウレニ	コタヘヒヒク
元	ゆふさはりは	こまつのわかすゑに	たにひひくまで

この歌の元暦校本の訓は、他の事例とはやや様相を異にする。取りあげた三句の訓はい

ずれも片仮名訓本の訓とは異なっている。だが、この長歌の全十五句のうち、異同があるのはこの三句だけで、他では諸本の訓は一致している。もちろん、この歌の場合は、片仮名訓本系統が平仮名訓本の訓を参照しなかったという可能性も残るが、一方で、全体の訓の近さからすると、くだんの三句だけ片仮名訓本で改めたという可能性の方が高いと思われる。

以上、三首だけ取りあげて検討したが、他の十二首は、基本的に前の二例のように、平仮名訓本と片仮名訓本系統の訓とがきわめて類似している。先の天治本の事例をもあわせて考えると、平仮名訓本に長歌訓のある事例のほとんどは、双方の訓が類似していることになる。これは、先掲拙稿でも述べたとおり、片仮名訓本系統の祖本が、平仮名訓本に訓がある場合は、その訓を踏襲したためであると考えられる。ただ、現存の伝本の状況を見る限り、平仮名訓本の長歌訓は、各伝本に孤立的に散在している。右のような平仮名訓本の長歌訓が一つの本に集成された伝本が存した可能性もあながちには否定できないが、一般的に考えれば、片仮名訓本系統の祖本が、複数の伝本に残るわずかな訓をそれぞれ参照していたとまずは考えられよう。ということは、片仮名訓本の長歌訓の平仮名訓本の長歌訓との類似は、平仮名訓本を博搜して訓を集めた結果と推定するのが妥当であると考えられる。この事實は、片仮名訓本系統の祖本が、ある伝本からの単純な転写本などではなく、複数の伝本を参照しながら、作り上げられた一種の校訂本であった可能性を示唆している。

〔初出「万葉集伝来史における片仮名訓本の位置」美夫君志第七七号 平成二〇年十二月〕

### 第三章 片仮名訓本系統内での諸本の位置

#### 第一節 片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置

一

万葉集の伝本中、非仙覚本系の諸本の関係については、平仮名訓の伝本には基本的に長歌に訓がなく、片仮名訓の本には、その半数に訓があるという大きな違いが見られる。しかも、片仮名訓の本の長歌訓の分布は、諸本で一致しているため、ある本から枝分かれした同一系統の伝本群と認定される。一方、基本的に長歌に訓がない平仮名訓の本は、片仮名訓の本とは別の系統と考えられる。具体的に次の長歌訓の分布表によって説明しよう。

この表から看取できることは、まず、平仮名訓本にはほとんど長歌訓のある歌がなく、一方、片仮名訓本にはそれに比べると長歌訓を持つ例がかなり多いということである。しかも、長歌訓を多く持つ片仮名訓本では、比較できる全ての伝本において、巻十までの長歌にはほとんどの例で訓を持つのに対して、それ以降では、巻十五・十九の二巻以外では長歌訓が見られないという傾向が一樣に認められる。つまり、片仮名訓の本は、すべて同じ長歌訓の分布を持つと考えられる。一方、平仮名訓本は、基本的に長歌訓はないものの、諸本で稀に訓を持つ事例が存する。そしてそれらは、ある特定の巻（巻三、八、九、十五）に集中するという傾向が見られる。すなわち、長歌訓の分布から見ると、平仮名訓本と片仮名訓本とは対立的な傾向を見せ、しかも、それぞれのグループの中では伝本同士同様の分布傾向を見せることが知られる。これらのことから、現存の平仮名訓本は、長歌訓がほとんど付されていない段階の伝本であるが、それなりにまとまりを持つグループであり、片仮名訓本は、半分程度長歌に訓が付された段階での伝本を共通の祖としていることが知られる。すなわち、平仮名訓本と片仮名訓本とは、明確に系統上二つに分かつことが出来ると考えられる。

すると、非仙覚本系の片仮名訓本諸本は、同一系統の伝本群ということになる。ならば、その系統の中で、個々の伝本はいかなる位置づけにあるのであろうか。片仮名訓本系統の大きな特徴として長歌訓の存在が挙げられるわけであるから、この長歌訓が解明の端緒となるであろう。本節では、片仮名訓本系統の内、廣瀬本を取り上げ、系統内の位置づけについて考えて行く。

10	9	8	6	5	4	3	2	1	卷次
3	22	6	27	10	7	23	19	16	長歌数
					0/3				桂本
			0/4		0/2		0/17		金沢本
	2/22								藍紙本
									尼崎本
	1/4								伝壬生隆祐筆本
							4/4		天治本
0/3	3/17	2/5	0/15	0/3	1/6	2/18	0/16	0/14	類聚古集
1/3	0/14		0/27		1/7		0/3	0/15	元暦校本
3/3	14/14		26/27		6/7		3/3	14/15	元暦校本代赅
3/3	22/22	6/6	27/27	10/10	7/7	23/23	19/19	16/16	紀州本
<b>0/1</b>	<b>22/22</b>	<b>4/5</b>	<b>27/27</b>	<b>10/10</b>	<b>7/7</b>	<b>23/23</b>	<b>19/19</b>	<b>16/16</b>	広瀬本
			6/6			5/5	0/3	14/14	古葉略類聚鈔
0	5	4	4	0	0	2	19	2	古点
3	17	2	22	9	7	17	0	14	次点
<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	新点

(A) 万葉集長歌訓分布図

20	19	18	17	16	15	13	卷次
6	23	10	14	8	5	66	長歌数
							桂本
							金沢本
		0/1					藍紙本
				0/8			尼崎本
							伝壬生隆祐筆本
					1/3	0/66	天治本
0/5	0/17	0/7	0/9	0/7	1/4	1/57	類聚古集
0/6	0/23	0/10	0/14			0/65	元暦校本
0/6	18/23	1/10	0/14			4/65	元暦本代赅
							紀州本
0/5	<b>18/23</b>	0/10	0/14	0/8	<b>3/5</b>	1/66	広瀬本
					3/3	1/1	古葉略類聚鈔
0	0	0	0	0	1	1	古点
0	18	0	0	0	4	2	次点
<b>6</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>63</b>	新点

あらためて、片仮名訓の本を確かめてみると、紀州本・広瀬本・古葉略類聚鈔の三本。これに加えて、元暦校本の代赭書き入れという書き入れの本が見られる。他にも、類聚古集にも片仮名訓の書き入れが見られるが、長歌訓に限ると、他とは分布の傾向も訓の内容も異なるので、本節の考察では除外している。先述のように、片仮名訓本の内部では、長歌訓の分布は基本的に同じなのであるが、細かく見てゆくと、諸本で微妙な違いが見られる。たとえば、紀州本は、よく知られているように、非仙覚本系の部分は巻十までであり、そこにある長歌にはすべて訓が見られる。一方、広瀬本をはじめとする他の片仮名訓本には、その範囲の長歌にも訓のないものや訓の形式が整わないものが見られる。その原因は各々様々であろうが、他本に比べて紀州本にはやや整った感じがあることは否めない。

それら片仮名訓本の長歌訓の中で、他本との違いがとくに際だっているのは、広瀬本の長歌訓のいくつかに平仮名の訓が存することであろう。広瀬本には、訓のある長歌が一首見られるが、そのうち十五首が平仮名訓になっている。しかも、そのうちの十二例は巻二に集中している。巻二には十九首の長歌があるが、広瀬本では、そのうちの十二首が平仮名訓なのである。実に半分以上が平仮名訓で占められていることになる。もちろん、広瀬本全体は、片仮名訓の本であり、訓が平仮名であることは異例といつてよい。また、他の片仮名訓本においては、長歌訓が平仮名で付されている事例は見られない。広瀬本内の他の巻と比べても、他の片仮名訓本と比べても、広瀬本巻二の長歌訓は、他とは孤絶した存在であるといえよう。

しかしながら、広瀬本には、今問題にしている長歌訓の他にも平仮名訓が見られる。その平仮名訓の総量、分布の仕方などによっては、広瀬本の平仮名訓自体に問題があるという可能性が浮上してくるようにも思われる。次に挙げるのが、広瀬本の長歌以外に付された平仮名訓の事例である。

2一三九・7一一二・7一一四・7一一五・7一一六・9一四二〇二  
 1四二〇六・9一四二一〇・2四二九六(ただし、巻二末尾の重出歌)

全部で九例、全て短歌の例である。これを見る限り、片仮名訓本の広瀬本にも、平仮名の訓は見られることが確認できる。が、万葉集中の短歌は四千首を超える。そのなかで平仮名訓はたった九例に過ぎない。もちろん、それらの例外には何らかの理由が存するはずであるが、少なくとも、広瀬本巻二の長歌訓十九例中十二例が平仮名訓であることが、広瀬本に平仮名訓の例が他にもあるからということと解消しうるほどの例ではないことは事実であろう。広瀬本の他の平仮名訓の存在を認めるとしても、そのことと広瀬本巻二の、長歌の平仮名訓の集中とはとりあえずは無関係と考えてよさそうである。

しかも、広瀬本巻二の長歌訓には、平仮名訓であるというだけではない、別の奇妙な特徴が見られる。広瀬本の長歌訓は、多くの場合本文の右側に、いわゆる傍訓の形で付されている。ところが、巻二にはその付訓位置が他とは異なる例も見られる。次に挙げる表(B)は、広瀬本巻二の、長歌訓の訓の種類、訓の位置などについて、特徴を一覧にしたものである。

(B) 広瀬本巻二の長歌訓の様相

歌番号	訓の仮名の種類と位置
一三一	片仮名左傍訓
一三五	片仮名傍訓
一三八	傍訓・第一句だけ片仮名、あとは平仮名
一五〇	平仮名傍訓
一五三	傍訓・第二句だけ片仮名、あとは平仮名
一五五	平仮名傍訓
一五九	平仮名傍訓
一六二	平仮名傍訓
一六七	平仮名・傍訓、左傍訓が入り交じる
一九四	平仮名左傍訓
一九六	平仮名傍訓
一九九	片仮名傍訓
二〇四	平仮名左傍訓
二〇七	片仮名・第二十二句まで傍訓、あとは左傍訓
二一〇	左傍訓・第十七句まで平仮名、あとは片仮名
二一三	傍訓・第三句まで平名、あとは片仮名
二一七	片仮名傍訓
二二〇	片仮名傍訓
二三〇	訓なし・別に平仮名訓有り

先にも述べたように、十九首中、平仮名訓が十二例、片仮名訓が七例ということになるが、細かく見てゆくと、さらに複雑な様相を呈している。たとえば、一三八番は、第一句だけが片仮名で、あとは平仮名であるし、二一三番などは、第三句までが平仮名で、あとは片仮名になっている。このように、一、二句だけの変化を含め、途中で訓の種類が変わっている例が四例も見出せる。巻二には、訓における仮名の種類の混在が、歌同士だけでなく、一首中にも見られるということである。

また、訓の位置についても、他巻の長歌と同じく右側に傍訓で付される例が十三例、左側に傍訓で付される例が三例、訓が別置される例が一例と様々であり、さらには、右傍訓、左傍訓が一首の中に混在するという例すら二例見られる。

次頁(C)に示すのは、一六七番の例である(注1)。この歌では、訓は平仮名で付されている。冒頭から訓は本文の右側に付されているが、第六行(①とある部分)の「すへろきの」の次の「しきしまくにを」からは訓が本文の左に移行している。しばらくその形で続いているが、丁が改まった②では、また本文の右側に変わっている。そして、③の下辺で再び左側に移行している。変転きわまりないといった具合である。もともと、訓の位置が変わったところを子細に見ると、そのあたりに「伊云…」という書き入れが存し、訓はそれを避ける形で移行しているようにも見られる。だが、このたぐいの書き入れは、広瀬本の長歌の他所にも見られるが、それによって訓の位置が移動する例は巻二以外には見られない。やはり、このような訓の移動は、巻二特有の事情によると考えざるを得ない。

また、二一〇では、訓は一貫して本文の左側に付されているのだが、訓の種類が途中で変わっている。冒頭から第十六句までは平仮名訓なのだが、第十七句「蜻火之」の訓「かやりヒノ」となっている。つまり、「かや」までは平仮名で、「リヒノ」は片仮名になっている。そして、残りの四十句は一貫して片仮名になっている。

右のように、長歌の途中で訓の位置が変わってしまう例は、広瀬本の中でも、他には卷三の二三九番一例があるだけだし、訓の種類が変わ

図版：同右（続き）

る例に至っては、卷二以外には皆無である。広瀬本卷二の長歌訓には、訓の種類、訓の位置など、様々な要素について混乱が見られると云ってよからう。

#### 四

では、広瀬本の長歌訓における、平仮名訓をはじめとする混乱が、どうしてほかならぬ卷二に集中しているのだろうか。先述のように、非仙覚本系の伝本において、長歌訓は片仮名訓本の特徴であり、平仮名訓本には長歌訓は稀である。実際、卷二においても、金沢本、元暦校本、類聚古集などの平仮名訓本には、長歌訓は見られない。伝本伝体の傾向から見ても、長歌訓が平仮名であるということは、きわめて奇異な現象といえよう。

そこで、長歌訓という観点から、万葉集の卷二という巻を改めて見直すと、この巻が他の巻とはやや異なったところのあることがわかる。手がかりは、仙覚本にある。仙覚は、鎌倉時代に万葉集の多くの本を参照しながら、校訂本を作ったが、その校訂本には、当時参照した諸本の情報が様々な形で残されている。ことに訓についてそれが著しい。ここで関係することだけ記せば、墨で記された訓は、古点。これは、基本的に、平安期村上朝に、源順ら梨壺の五人が付した訓という位置づけである。朱の訓は新点で、仙覚以前に訓のな

い歌に対して、仙覚が新たに訓を付したものであることを意味する。そして、訓の肩に朱の合点が付されているものは、次点、すなわち、古点以降に付された訓と仙覚が認定した訓を意味する。この古点・次点・新点の違いを、巻別に表示したものが、先の表(A)に見られる。なお、仙覚本における古点・次点・新点の区別は、西本願寺本など複数の仙覚文永本系の伝本においてややばらつきが見られるが、諸本を見比べて、適宜筆者が判断した。表(A)の下方がそれに当たる。「古・次・新」とある各欄の数字がそれぞれの古点・次点・新点の数である。仙覚本の訓は、よく知られているように、圧倒的に古点が多いのだが、長歌訓においては、古点は少なく、次点・新点が多いことが看取される。また、次点・新点の分布には大きな偏りがあり、巻十までは次点が多く、新点は少ない。一方、巻十三以降では、逆に次点が少なく、新点が多くなっている。この分布は、片仮名訓本の長歌訓と密接な関係があると考えられるが、ここでは詳しく言及しない(注2)。

さて、仙覚本全体において、長歌訓は次点・新点が多いのだが、一巻だけ次点も新点もない巻が見られる。それが巻二なのである。巻二には十九首の長歌があるが、仙覚本の表示はそのすべてが古点ということになっている(左上に巻二のみの表を提示)。仙覚本の長歌訓では、全体に古点の占める割合が小さく、全体の一四%にすぎない。そのなかで、

2	巻次
19	長歌数
	桂本
0/17	金沢本
	藍紙本
	尼崎本
	伝壬生隆祐筆本
4/4	天治本
0/16	類聚古集
0/3	元暦校本
3/3	元暦校本代赅
19/19	紀州本
19/19	広瀬本
0/3	古葉略類聚鈔
19	古点
0	次点
0	新点

すべての長歌が古点であるという巻二はきわめて特異な存在であるといえよう。従来訓のない新点はともかく、仙覚が、古点・次点を判断する際、何を根拠に判断したかはよくわかっていない。次点について詳細に追求している上田英夫、前野貞男両氏も、その点については不明としている(注3)。しかし、少なくとも、仙覚が巻二だけ長歌訓をすべて古点と認定しているわけだ

から、最低限巻二に関しては長歌に由緒あると認められる訓が存在したと考えられる。一般的には、それは比較的古い伝本に長歌訓があったということが考えられる。そして、それは、やはり常識的に考えて、平仮名訓の本であったと推察される。すなわち、仙覚が参照した伝本の中に、巻二の長歌にすべて訓が備わったものがあったことが示唆されているといえる。ところが、先述のように、現存の巻二の平仮名訓本のほとんどには訓は見られない。ただし、巻二に長歌訓を持つ平仮名訓本が一つだけ現存する。天治本である。天治本には、巻二に四首の長歌が残存しており(ただし、検天治本を含む)、そのいずれにも訓が備わっている。残っているのはたった四首ではあるが、偶然残った四首すべてに訓があるということは、本来巻二の長歌すべてに訓があった可能性が高いと考えられる。この天治本を仙覚が見ていたか否かはわからないが、天治本は、天治年間頃(一一二〇年代)書写の伝本であり、少なくとも、仙覚以前に巻二に平仮名訓本で長歌訓が存した伝本が存在したことは確かめられる。さらにいえば、天治本は、仙覚が底本に用いた源親行本と同じく、忠兼本を祖とすることが知られている(『校本万葉集』首巻)ので、仙覚が校訂に用いた諸本と天治本とに関わりがある可能性はあるといえよう(この点後述)。片仮名訓本に見られる長歌訓は、先述のように、基本的に片仮名訓本になって新たに加えられ



たと考えられるが、巻二に限っては早くから平仮名訓本に長歌訓が備わっていたといえよう。

五

すると、巻二に集中している広瀬本の長歌の平仮名訓は、この平仮名訓本の長歌訓と何らかの関係があるのではないかと考えられる。それでは、この両者はいかなる関係にあるのか。現存の平仮名訓本で巻二の長歌訓が見られるのは、天治本だけである。そこで、まず、天治本の長歌訓と広瀬本の平仮名訓とを比較してみることにする。天治本巻二の残存する長歌は、一三一、一九六、一九九、二三〇の四首である。そのうち、広瀬本で平仮名訓になっている歌と重なるのは、一九六、二三〇の二首である。次にあげるのは、一九六の両者の主要な訓の異同である。比較のために、仙覚文永本の西本願寺本と、非仙覚本系の紀州本の訓を併記してある。

上瀬	石橋渡	石橋	絶者生流
西 ノホリセニ	イハハシワタシ	イハハシノ	タユレハオユル
紀 ホトリセニ	イハハシワタシ	イハハシニ	タユルハオフル
広 のほりせに	いははしわたし	いしはしに	たゆれはおゆる
天 のほりせに	いしはしわたし	いしはしの	たゆれはおふる

干者波由流	何然毛	黄葉挿頭	君与時々
西 カルレハハユル	ナニシカモ	モミチハカサシ	キミトトキトキ
紀 カハケハハユル	ワキモコモ	モミチヲカサシ	キミトトキノ
広 かはけははゆる	なにしかも	もみちをかさし	きみと時との
天 かはけははゆる	わきもかも	もみちをかさし	きみとときとの

右の訓の一覧で、まずわかることは、広瀬本と天治本とで訓にさほど大きな違いは見られないということである。もちろん、中には、「何然毛」について、天治本が紀州本と同じく「わきもかも」と訓じ、広瀬本が西本願寺本と同じく「なにしかも」と訓じているなど注目すべき異同も見られるが、全体として両者の訓はきわめてよく似ているといえる。しかも、右の長歌は、全体で七五句に及ぶ大型の長歌であるが、そのうち、仮名遣いを除く諸本の訓の異同は十八句にしか見られない（本稿では、そのうちの八例を掲出した）。つまり、七十五句中五十七句では諸本に異同がないということである。そして、異同のある訓の様相が右の通りであることを考えると、広瀬本、天治本の訓がいかに似ているかが知られる。このような類似は、少なくとも、両者がこの長歌を別個に訓じていては生じないと考えられる。すなわち、両者の訓は、ともにある特定の訓から派生したものであることになる。また、広瀬本が平仮名訓であるもう一つの一三一番においても両者の訓の類似は同様であり、さらに天治本に残る他の二首（その二首については、広瀬本は片仮名訓であるが）についても事情は変わらない。つまり、巻二における、平仮名訓本の天治本と広瀬本の長歌訓とは大変近い関係にあるといえよう。また、先の表の広瀬本、天治本の訓に対して、紀州本をはじめとする片仮名訓本の訓もほぼ同様の類似関係が見られ、天治本が長歌訓を持つ他の三首についても同様である。

このことは、卷二の長歌訓において、片仮名訓本の訓は、平仮名訓本の訓を踏襲していることを強く示唆するように思われる。では、万葉集全体で、平仮名訓本に長歌訓がある場合、片仮名訓本の訓といかなる関係にあるのだろうか。平仮名訓本が長歌訓を持つ例は、先の天治本の例を除くと十一首、十五例見られる。その歌番号は次の通りである。

3三二七(類) 3四二三(類) 4七二三(元・類) 8一五〇七(類)  
9一七四七(藍・壬) 9一七五五(藍・類) 9一八〇〇(類) 9一八〇一(類)  
10一九三七(元) 13三二二五(類) 15三六九一(天・類)

これらの平仮名訓本の長歌訓と、広瀬本をはじめとする片仮名訓本の訓とを比較すると、やはり、別個に訓じられたとは考えられない類似性を持っている。平仮名訓本に長歌訓がある場合は、当然片仮名訓本よりも古いと考えられるので、片仮名訓本では、先行して平仮名訓本で訓があった時は、その訓を踏襲していることが知られる。すなわち、卷二における、天治本と広瀬本との長歌訓の類似は、片仮名訓本が平仮名訓本の訓を参照したことによると考えられる。本稿では、たまたま卷二に長歌訓がある平仮名訓本として、現存する唯一の天治本と広瀬本を比較したのであるが、両者の訓が類似していることにより、広瀬本などの片仮名訓本が参照したのが他ならぬこの天治本に見られる訓と少なくとも同種の訓である蓋然性が高いことがわかる。また、平仮名訓本で長歌訓が稀な状況で、他にもう一種類長歌訓が存することは考えにくいので、仙覚本に見える卷二の「古点」(注4)の長歌訓もやはり天治本と同種のもものと推測される。

現存の片仮名訓本の祖となる本は、それまで訓のなかった長歌に訓を付していったと考えられるが、卷二においては、他の巻と異なり、長歌すべてに先行する平仮名訓が存したと考えられる。そのような事情をふまえて、広瀬本卷二の、平仮名訓が混じるなどの様々な長歌訓の混乱を考えると、それは、片仮名訓本が平仮名訓本の訓を自らの形に写し取る際の混乱なのではないかと推測される。

天治本卷二の長歌訓は、本文の後に平仮名訓がまとめて置かれる、いわゆる別提訓の形になっている。現存する平仮名訓本の長歌訓はすべてこの形なので、参照された平仮名訓本も同じ付訓形式であったと考えられる。一方、広瀬本のほとんどの長歌訓は、本文の右側にいわゆる傍訓の形で付されている。これは、他の片仮名訓本と同じ形である。それら片仮名訓本が、平仮名訓本の長歌訓を写し取ってゆく場合、自らの付訓形式に合わせて写し取ると想定されるのだが、それは、訓の種類、訓の位置いずれも変換しながらの作業となる。広瀬本卷二に見られる長歌訓の様々な混乱は、この際に生じたものではないかと考えられる。

訓を写し取るという程度の作業で、これほどの混乱が生ずることにはやや不審が残る。が、卷二ほどではないが、広瀬本の長歌訓には、訓の状態が通常と異なった例が見られる。たとえば、訓の位置が途中で移動する例、本文の左に訓が付される例、別提訓の例などである。それらの事例の歌番号だけを次に挙げる。

平仮名訓 3三八八・6九七一・6九七三  
訓の位置移動 3二二九  
左傍訓 3四四三・3四七五・8一四二九・9一七四二  
別提訓 3四二三・8一四五三・8一五〇七・9一七四〇・13三二二五

右のような例がある巻が、卷三、八、九という、平仮名訓本に長歌訓が存する巻に集中

することに気づかされる。ことに、別提訓の太字になっている例は、実際に平仮名訓本の長歌訓が存する例である。すなわち、広瀬本において、長歌訓が通常と異なる歌は、本来先行の訓が存したであろうところに集中していることが知られる。

広瀬本において、平仮名訓本が長歌訓を持つ巻に、訓の種類や位置などに混乱が見られるということは、それらが、平仮名訓本からの転記の際の混乱であることを暗示させる。そのなかで巻二が、他の巻に比べて突出して混乱が大きいのは、この巻が他巻に比べ、圧倒的に先行する長歌訓が多かったためと考えられる。ところが、広瀬本以外の他の片仮名訓本、紀州本などにはこの種の混乱は全く見られない。元暦校本代赭書き入れなどの書き入れ本の場合、元の本における訓の位置などについては不明な点もあるが、知られる範囲では、広瀬本のような混乱は確認できない。先述のように、現存の片仮名訓本は、同一の系統と考えられ、長歌訓を新たに付した共通の祖本から派生したと考えられる。その転写関係において、もし、紀州本などのように、長歌の訓が、一貫して片仮名で、本文の右に付されている伝本が先にあつたとしたら、広瀬本のような、訓の混乱した本は生まれ得なかつたと考えられる。また、広瀬本の内部で、他巻のように長歌訓が片仮名で付されている例が先にあつても巻二のような混乱は生じないであろう。すると、広瀬本の、巻二の長歌訓の状況は、現存の片仮名訓本の祖本が、長歌訓を取り込むときの、ごく初期の状況を色濃く反映していると考えられてくる。これまでの叙述では、現存片仮名訓本の祖本の存在を想定しながら進めてきたが、その祖本の様相は、ほかならぬ広瀬本に残っていると考えられるわけである（注5）。

## 六

広瀬本が、片仮名訓本の初期の状況を残しているという点からすると、さらに注目すべきことがある。広瀬本は、今問題になっている長歌訓と、短歌の訓とでは付訓の形式が異なる。すなわち、短歌では本文の左側に訓が付されているし、長歌では、先述の巻二などの例外を除けば、本文の右に訓が付されている。が、両者の違いは、単に付訓の位置だけにとどまらない。短歌の場合、訓は本文の左側に付される。つまり、本文、訓の順番で並ぶわけだが、本文と訓とは必ずしも対応しているわけではない。例えば次の図版は、広瀬本巻六の一〇四八の短歌である。

図版：広瀬本 巻六、一〇四八

このように、本文と訓は同じく一行で記されながら、たとえば第二句の「古京跡」と「フルキミヤコト」との位置の違いでわかるように、歌本文の該当する部分に訓が来ていないことは明らかである。この歌は、長歌一〇四七番（巻六）の反歌であるが、その長歌の様相の一部を示せば、次頁の図版のようである。

各句ごとに本文と訓とは一貫して対応していることが知られる。この長歌は、全体が六

三句に及ぶが、一貫して本文と訓は対応している。内容の上では、長歌反歌は、相並び、密接な関係を持っている。にもかかわらず、訓の様相はかように異なっている。このことは、広瀬本では、短歌の訓と長歌の訓とが根本的に異なった方針で付されていることをはっきり物語っている。実際、長歌反歌に限らず、広瀬本では、短歌の訓と長歌の訓は全体として右のような違いを見せている。本文に対して、訓が対応するか否かは、付訓する人間の、訓に対する意識を如実に反映する（竹下豊「万葉集抄」解説 『冷泉家時雨亭叢書』39 平成六年 注6）。すなわち、万葉仮名の本文を、一首の歌として総体的にとらえた場合は、訓は本文に必ずしも対応しないし、一方、本文をいかに訓むかという意識が強ければ、訓は本文に対応することになる。したがって、広瀬本の短歌の訓と長歌の訓とは、訓の位置だけにとどまらぬ、明確な意識の差が存していると考えられる。広瀬本の短歌訓の方は、本文の左に置かれているということと、本文との対応が意識されていないこともあり、本質的に平仮名訓本の付訓態度に近い。一方、長歌訓の場合、本文に密接に付されているという点で、紀州本などの他の片仮名訓の本に近いと考えられよう。紀州本では、先の短歌 一〇四八の訓は次のように、本文に密接に付されている（注7）。

図版…紀州本 卷六、一〇四八

もちろん、紀州本では長歌の一〇四七においても同様に本文に密接に訓が付されている。紀州本では、訓は一貫して本文に即して付されているといえる。それに対して、広瀬本は、全体は片仮名訓の本ではあるが、短歌の訓と長歌の訓とは、明らかに性格に違いがあることが確認できよう。

片仮名訓本の中で、短歌の訓が左側にある伝本は、広瀬本とその同系統の本に限られる。つまり、広瀬本の短歌の付訓形態は現存伝本中でも特殊な存在といえよう。その短歌の訓には、付訓位置にも付訓態度にも平仮名訓本と共通する性格が看取されることになる。一方、長歌訓のほとんどは、伝来上次点期に新たに付された要素である。その長歌訓には、他の片仮名訓本と同様の付訓態度が看取される。ならば、従来の性格を持つ短歌訓と、新しい性格を持つ長歌訓とを併せ持つ広瀬本は、まさに平仮名訓本から片仮名訓本への移行の中間に立つ伝本であると考えられる。すなわち、短歌の訓がまず付されて、次に長歌の訓を付す段階になって、訓に対する認識が改まり、長歌訓は右側に本文に即応する形で付されるようになったと考えられる。当面問題になっている広瀬本卷二の長歌訓の混乱は、

それら長歌訓が付されるもつとも初期の段階に生じたものと考えられる。(注8)。

注

- 1 広瀬本の引用は、『校本万葉集』別冊一(三(平成六年)による。以下同じ)。
- 2 片仮名訓本の長歌訓のある歌の分布と、仙覚本の長歌の次点表示のある歌の分布はほぼ一致している。これは、仙覚が参照した諸本における長歌訓の分布が現存の片仮名訓本とほぼ一致していることを示唆しており、仙覚が当時どのような伝本を見ていたかを知る上で重要な手がかりになると考えられる。本書第四章第一節参照。
- 3 上田氏先掲書・前野貞男『万葉次点考』昭和三六年
- 4 当面の巻二の長歌訓は、金沢本などに訓のない状況からすると、厳密な意味での古点  
|| 梨壺の五人が付した訓ではない可能性が高い。しかし、本稿では、仙覚がすべての長歌訓を古点と認定していることから、当時巻二には平仮名訓本の長歌訓が存したであろうことを推論しており、その限りで、巻二の長歌訓が実際に古点であるか否かは問題にならない。

5 広瀬本自体は、江戸後期書写の伝本である。したがって、本稿の主張は、広瀬本には、平仮名訓本を祖としながら、片仮名訓本(現存の片仮名訓本の祖)が作成される際の痕跡が比較的生の形で残っているということである。

6 山崎福之「本文批判はどこまで可能か」(国文学 第四二巻六号 平成八年五月)は、竹下氏のこの発言を受けて、訓が本文に即応するか否かという観点で、万葉集の伝本の性格を探る上で重要な意味を持つことを述べている。

7 紀州本の引用は、後藤幸三『複製紀州本万葉集』(昭和一六年)による。

8 広瀬本巻二が、長歌訓が付される最も早い段階であるならば、巻二の長歌訓の本文と訓の対応はどうなっているかという疑問は当然生ずる。広瀬本巻二の長歌訓のうち、本文に訓が一部対応していない例が五例(一六七・一九四・一九六・二〇四・二一三)見られるが、そのうち四例が平仮名訓の例で、一例が一部平仮名訓の例である(表(B)参照)。

〈付記〉本稿は、平成十六年度上代文学会大会(平成十六年五月十六日於奈良女子大学)題目「長歌訓から見た万葉集の系統」における口頭発表に基づく。席上ご質問いただいた諸氏に感謝申し上げます。中でも、廣岡義隆・乾善彦両氏には大会の後にも、貴重なご助言を賜った。記して感謝する。

(初出「長歌訓から見た万葉集片仮名訓本」上代文学第九三号 平成一六年一月)

### 第三章片仮名訓本系統内での諸本の位置

#### 第二節 片仮名訓本系統内の紀州本（巻十まで）の位置

##### 一 片仮名訓本系統としての紀州本

紀州本は、現存の形は二十巻二十冊の完本であるが、『校本万葉集』ですでに指摘があるように、巻十までは非仙覚系の片仮名訓の本、巻十一以降は仙覚文永本系統の本と明確にその性格が分かれている。非仙覚系の片仮名訓本系統を主として扱う本書においては、紀州本とは、すなわち巻十までの非仙覚系の部分をさすことになる。

片仮名訓本系統の最大の特徴は長歌訓の分布である。だが、紀州本の非仙覚系の部分は先述のように、巻十までに限られる。片仮名訓本系統の長歌訓の分布は、巻十まではすべての長歌に訓が存し、巻十一以降は、巻十五、十九にしか訓がないという変則的な分布である。紀州本の場合は、現存する巻十まででは、すべての長歌に訓があり、他の片仮名訓本系統の本と同じ分布であるため、片仮名訓本系統として矛盾がないと一応は考えられる。したがって、これまでの論においても、紀州本を片仮名訓本系統の一本として論じてきた。しかし、詳細にこだわれば、巻十一以降は確認出来ないという不安点を抱えていることになる。片仮名訓本系統の長歌訓の分布は、おおよそ次のようになる。

巻	1	2	3	4	5	6	8	9	10								
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
×	1	3	×	1	5	×	1	7	×	1	8	×	1	9	×	2	0

片仮名訓本系統の長歌訓の特徴は、分布がきわめて変則的なところであり、その変則的な分布を共有する故に、片仮名訓本諸本は同一の系統であることが証明出来るのである。この片仮名訓本系統の長歌訓の変則的な様相は、もちろん二十巻全体で確認出来るわけなのだが、ことに、巻十三以降において、巻十五と十九にしか訓がないことに顕著な特徴がある。また、片仮名訓本系統の長歌訓の分布は、ほとんどの巻で長歌訓のある巻とない巻とが明確に分かれているのであるが、巻十九だけは二十三首の長歌のうち、十八首に訓があるという特徴を持つ。この分布が、廣瀬本と元暦校本代赭書き入れとで合致していることが片仮名訓本系統が同一の系統であることの決定的な証拠になっていた。とすれば、巻十までしか現存せず、巻十三以降の長歌訓の分布が確認出来ない紀州本では、右の分布の特徴を確認出来ないということになる。そこで、まず、紀州本が片仮名訓本系統の本であることを他の側面からも確認しておく必要がある。ただし、片仮名訓本系統の内容を検討して行く本書において、その一本であると位置付けられている紀州本は、他の片仮名訓本系統の諸本と様々な面で比較が行われている。その際、紀州本の種々の特徴が片仮名訓本系統として違和感を有する点は稀である。むしろ、検証を積み上げて行く過程で、紀州本が片仮名訓本系統の一本である証拠は固められて行く方向にある。しかし、片仮名訓本系統の一本として、改めて紀州本を取り上げる本節としては、紀州本が片仮名訓本系統である点について、もう一度その伝本としての性格を再確認しておく必要がある。

片仮名訓本系統の大きな特徴として、各巻の目録に歌数の表示があることが知られている（本書第一章第一節）。紀州本の場合も、巻五、巻六、巻十などにその特徴が見られる。次に掲げるのは、紀州本巻十目録の表示である。

図版：紀州本 巻一〇目録

都廬五百五十首（之中五百卅四首反哥／二短哥四首旋頭歌）

\*かっこ内割り注

右の表示は、片仮名訓本系統の廣瀬本、元暦校本代赭書き入れにもほぼ同じ形で見ることが出来る。この表示は、歌数からして、「反歌」が短歌を意味し、「短歌」が長歌を意味すると考えられる。この特異な書きぶりが、片仮名訓本系統の目録における歌数表示の顕著な特徴である。

また、紀州本には六首の歌の欠落があることが知られているが（武田祐吉『万葉集校定の研究』第三節 昭和二四年）、そのうちの三首（巻七、一一六四、一二〇五、一四〇三）が廣瀬本や春日本などの他の片仮名訓本系統の本と欠落が共通していることが知られる（本書第三章付属論文①「春日本万葉集の再検討」）。次に掲げるのは、紀州本巻七の一六三から一六五にかけての部分である。

図版：紀州本 巻七、一一六三～五

第一首の一六三（「年魚市方」）の次の歌は、一一六五（「暮名寸爾」）になっている。他本では、この間に一一六四の歌が存するわけであるが、紀州本では抜けている。ところが、次に掲げるのは同じ部分の廣瀬本の画像である。

図版：廣瀬本 巻七、一一六三～五

第一首第一字は、「年」の異体字である。ここでも第一首が一一六三、第二首が一一六五となっている。一一六四が欠落している。この部分、春日本でも同様の欠落が見られる。

先掲武田祐吉『万葉集校定の研究』が述べるように、万葉集の諸本における欠落は、ほとんどの場合一本単独で生じており、このように複数の本で共有する事例は稀である。そのような欠落の共有が三箇所にわたり、紀州本、廣瀬本、春日本の三本に見られることは、伝本同士の関係がかなり密接であることをうかがわせる。一方、非仙覚本系のうち平仮名訓本の現存本にはいずれも欠落は見られない。これは、紀州本が片仮名訓本系統であることを称する十分な証拠となり得る。

これらの点と、巻十までの長歌訓の分布を総合的に判断して、紀州本は片仮名訓本系統の伝本と認められる。

## 二 仙覚本の書き入れ

一方、紀州本は、『校本万葉集』から、仙覚本の書き入れがあることが指摘されてきた。次の通りである。

訓には仙覚の訓が入つてゐる。その入り方は例へば仙覚新点の歌の如き、従来訓のなかつたものと見るべき歌には漢字の右に入つているが、従来訓のあつたものには、漢字の左傍等に入れてゐる。『校本万葉集』首巻「万葉集諸本系統の研究」「神田本」

注1

『校本万葉集』では、仙覚本の新点にあたる歌は、歌本文の右傍らに付されており、紀州本自体に訓がある場合には、仙覚本の訓は歌本文の左傍などに付されると述べられている。『校本万葉集』の記述にはこれ以上の言及はないが、紀州本の実態に即して敷衍すれば、紀州本では、仙覚本の新点歌にあたる歌では、墨で歌本文の右傍に仙覚の新点が付されており、仙覚の訂正訓（仙覚文永本では紺青訓にあたる）は、歌本文の左傍に朱で付されていると言ふことになる。次に示すのは、紀州本巻三、二六九である。第一句の「人不见者」という歌本文に対して、右側には、片仮名訓本系統の訓「ヒトミスハ」があり、

図版・紀州本 巻三、二六九

左側には朱で、仙覚訂正訓に相当する「シノヒニハ」が付されている。

紀州本の非仙覚系の部分（巻十まで）で、仙覚本の新点歌は十八首。これらについては、すべての歌で、仙覚本の新点と合致する訓が墨で付されている。一方、仙覚の訂正訓相当の訓は、現存十巻の内、巻一〜四の範囲にしか見られない。このように、同じ仙覚本の訓でも新点と訂正訓とで加わっている範囲には違いがあるが、紀州本全体として仙覚本の訓が入り込んでいることは確かである。では、紀州本が仙覚本の影響を受けているとして、いつの時点の仙覚本の影響なのであるか。仙覚の校訂本は、大きく第一次校訂本の寛元本、第二次校訂本の文永本の二つに分けられる。仙覚の奥書によれば、寛元本では、訓は歌本文の左右に複数付していたが、その結果、どれが主たる訓かわかりにくくなつてしま



ったという反省の弁を述べている。そして、文永本の時点では次のような方針で臨んだと  
している。

これに依りて、去今兩年二箇度書写の本は、古点新点を論ぜず、その正訓を取り拾ひ  
て、漢字の右に一筋に点じ下す所なり。

(文永本卷一、奥書) 注2

つまり、文永本では、従来からある訓、自らが考案した訓を問わず、最も良いと思つた訓  
を一種類だけ歌本文の右側に提示したと述べている。そして、続く記述で、その一種類の  
訓を、従来からある訓は墨、従来は訓がなく仙覚が新たに付訓したものは朱、従来の訓を  
仙覚が訂正したものは紺青と色分けした由が記されている。一方、寛元本では、どうであ  
つたか。

かくのごとき等の道理によりて、漢字の右に假名を付け了んぬ。他本の和、難ある  
歌の時は、墨を以てまた字の左にこれを点す。その和の間、言辞の道理といひ、符  
合せざる所は、字の左に朱を以て愚点し了んぬ。

(寛元本卷一奥書) 注3

訓は基本的に歌本文の右に付すが、他本の訓とで齟齬が生じたときにはその訓を歌本文  
の左に付し、従来の訓では満足しなかつたときには歌本文の左に朱で訓を付すむね述べら  
れている。ならば、仙覚本訂正訓を歌本文の左に朱で付している紀州本の訂正訓の付され  
方は、あきらかに、文永本ではなく、寛元本の形と一致していることが分かる。寛元本と  
文永本との訂正訓の付訓方針は、付訓位置も墨色も異なっているので、文永本を参考にし  
て、歌本文の左に朱で訓を付す形になることは考えづらい。ならば、紀州本の訂正訓は、  
仙覚の校訂本の中でも寛元本の影響下にあると考えざるを得ないであろう。それでは、新  
点歌はどうであろうか。紀州本では、新点歌は歌本文の右傍に墨で書かれている。文永本  
では、新点は朱で書かれている。一方、寛元本の方は、新点の墨色、付訓位置ともに明示  
されていない(武田祐吉『万葉集書志』)。武田氏は、寛元本での新点の付訓位置は不明  
としながらも、墨色については朱で付されていたらうと推測している。だが、寛元本の  
奥書で、訂正訓の墨色、付訓位置が明示されていないながら、新点の墨色、付訓位置がことさ  
ら書かれていないということからすれば、むしろ、寛元本の新点は、他の一般の訓と同様  
に、墨で歌本文の右傍らに付されていたと考えるのが妥当でないかといえよう。それは、  
現状の紀州本の新点の付され方と合致する。紀州本において、仙覚の訂正訓が寛元本の方  
針と完全に合致していることを考慮すれば、そのことを支えに、紀州本の新点の付され方  
(歌本文の右に墨で付す)は寛元本に一致すると推測出来るのではないか。

すなわち、紀州本は、仙覚校訂本の中でも、寛元本からの影響を受けた本であることが  
知られる。

#### 四 他の仙覚本の要素

右のように、紀州本には、訓の書き入れという面で、あきらかに仙覚校訂本、その中で  
も寛元本の影響が看取された。しかし、紀州本の仙覚校訂本の影響はそれだけではない。

図版…紀州本 卷三、二六九

上図は、先に掲げた紀州本卷三、二六九の第一句の拡大図である。歌本文の左に朱で仙覚訂正訓「シノヒニハ」が見られる。しかし、朱の書き入れはそれだけではなく、「不見」の間にあるレ点（雁金点）も朱で付されている。第一句だけでなく、この歌には合計四箇所朱のレ点が見られる。

紀州本の朱のレ点は、先に述べてきた仙覚訂正訓が見られる範囲、すなわち巻四までにはおおむね認められる。ならば、この朱のレ点も仙覚校訂本の影響かと推測される。左が同じ歌の西本願寺本の図版である（注4）。

図版…西本願寺本 卷三、二六九

同じように朱のレ点を見ることが出来る（注5）。このような歌本文のレ点は、寛元本系統とされる神宮文庫本にも見ることが出来る、仙覚本全般の特徴といえる。一方、非仙覚本系統の本に於いては、平仮名訓本諸本にはまったく見られず、また、紀州本と同じ片仮名訓本系統の本でも、廣瀬本、春日本、古葉略類聚鈔などには見られない。

すると、紀州本に見られる歌本文の朱のレ点も、やはり仙覚校訂本の影響によるものといえよう。おそらくは、仙覚訂正訓の朱の書き入れも、朱のレ点も、仙覚本から書き入れられるときに同時に移入されたものと考えられる。

仙覚の訂正訓だけでなく、歌本文のレ点も移入されているとなると、紀州本の仙覚本との関係はかなり深いものであることが予想出来る。この他にも、例えば次のような注記も仙覚本の影響と考えられる。

次の図版は、右に挙げた紀州本卷三、二六九の直前の二六八の部分である。

図版…紀州本 卷三、二六八

題詞の「長屋王故郷哥一首」の廻りを取り囲むように朱で注記が付されている。翻刻すれば、次のようになる。

右大臣從二位長屋王天武天皇孫太政大臣高市王男也  
元正  
養老五年叙二位任右大臣

聖武  
神龜元年正二位左大臣  
天平元年二月謀反被誅年四十六

次に示すのは、西本願寺本の同じ部分である。

図版…西本願寺本 卷三、二六八

ほぼ同じ内容の朱の注記が見られる。この注記も又、神宮文庫本にも見られ、寛元本、文永本という仙覚本全体の特徴と考えられる。つまり、紀州本のこの注記も、仙覚本からの移入であったのである。このような朱の注記も、やはり、紀州本の巻四までの範囲で見られる。

このような注記が見られるのは、繰り返し述べるように紀州本の巻四までであるが、その範囲の中では、仙覚本の記述内容を克明に移入しようとしていたことがうかがえる。

##### 五 仙覚訂正訓を持つ片仮名訓本

右のように、紀州本は、片仮名訓本系統の中では、他の諸本と異なり、仙覚校訂本の訂正訓などの要素を移入している点で大きな特徴が見られた。現存する片仮名訓本系統で、紀州本のような特徴を持つ本は他には見られない。その意味で、紀州本は片仮名訓本系統でも特異な本という位置づけになる。しかし、まとまった伝本だけでなく、断簡にまで及ぼせば、事情は大きく異なってくる。次に示すのは、先に見た巻三、二六九を持つある断簡である。

図版…柘枝切 卷三、二六九

右は、柘枝切つみのえぎれ（早稲田大学図書館蔵）である。柘枝切は、佐佐木信綱氏（『父子草』昭和一九年等）によって紹介された片仮名傍訓の万葉集伝本の断簡である。佐佐木氏が紹介した時点では、ツレもない天下に唯一の切であったが、平成十三年にもう一枚が早稲田大学附属図書館に寄贈されたことをきっかけに調査が進み、現在では五枚の存在が確認され、その性格も明らかに成りつつある（拙稿「柘枝切万葉集考」早稲田大学日本古典籍研究所年報第二号平成二二年三月・「柘枝切万葉集の性格」同年報第五号平成二五年三月注6）。それによれば、柘枝切は、片仮名訓本系統の一種と考えられ、現在巻三、四、十丸の三巻の残存が認められる。右の図版で最も目立つのは、第一句の歌本文左の朱の訓である。「シノヒニハ」という訓は、付訓位置も墨色もまったく紀州本と同じである。つまり、柘枝切では、仙覚訂正訓が、紀州本と同じ位置に、同じ墨色で付されているのである。

現存する柘枝切は、残存五枚（十二首）の中に仙覚訂正訓に相当する訓は計十箇所存し、九箇所に仙覚訂正訓が朱で付されている。断簡の残存量はわずかではあるが、三つの巻の残存している部分でほぼすべてにわたって仙覚訂正訓を朱で書き入れていることを考えると、本来二十巻が残っていたら、全巻で同様の書き入れがあった可能性が想定出来る。しかも、先に掲げた図版では、歌本文に朱のレ点が見られる。その付され方も紀州本と同じである。このことから、柘枝切も、同じく片仮名訓本系統で、仙覚本の訂正訓や歌本文のレ点を持つ本であることが知られる。すると、片仮名訓本系統で、紀州本のように仙覚訂正訓を有する本は、他にも仲間を持つということが知られるのである。

万葉集の片仮名傍訓の断簡を見て行くと、他にも同様の特徴を持つものが存する。次に掲げたのは、甲が後京極様切、乙が伝弘誓院教家筆切である。

甲 後京極様切（お茶の水図書館蔵）巻七、一二六五

乙 伝弘誓院教家筆切（個人蔵）巻三、四〇一〜四〇三

甲は、後京極様切の巻七の一二五六である。結句「他廻来毛」は、右に墨で「ホカマハリクモ」とあり、左に朱で「タモトホリ」と訓がある。この「タモトホリ」は、仙覚の訂正訓である。片仮名傍訓の本で、仙覚の訂正訓が歌本文の左に朱で付されている点は、先の柘枝切と同じ特徴である。ちなみに、後京極様切は、現存するのはいずれも巻七、五枚十三首分である。これは、先の柘枝切とほぼ同じ残存状況であるが、この範囲で、仙覚訂

正訓は、今見た一箇所過ぎない。すなわち、後京極様切では、今に残る部分は一箇所、そこに朱訓が存するというわけである。しかも、この歌の第三句「道者雖有」の「雖」と「有」との間に朱でレ点が付されている。後京極様切では、残っている部分のほとんどにこの朱のレ点が見られる。

次の乙は、伝弘誓院教家筆切（巻三、四〇一〜四〇三）である。この切は、当該切が唯一のものである。この切では、第三行の四〇三の第一句「山守者」の左に朱で「モリ」、第六行の四〇三の第二句「欲見其玉乎」の左に朱で「ホリスル」と訓が見られる。これらはいずれも仙覚訂正訓である。この範囲には、他に訂正訓はない。この切では、朱ではないものの、歌本文にレ点が付されている。

以上、三種類の古筆切は、いずれも残存数が五枚（柘枝切）、五枚（後京極様切）、一枚（伝弘誓院教家筆切）とわずかなものである。しかし、残っている部分にはほとんどにおいて、仙覚訂正訓が朱で付されているという特徴が見られた。しかも、三首の切いずれにもレ点が付されている。一般に古筆切は、残された部分は少なく、そこから全体の姿を想定することには慎重でなければならない。まして、当面の三種類の切は、残存量も本当に僅かである。だが、これらに残る特徴は、三種類の切ともに現存する部分だけではなく、他の部分にも広がりを持つことが示唆されるような残り方である。そうであるならば、片仮名訓本には、紀州本の他にも仙覚訂正訓などが書き入れられた伝本が複数存していたことになる。すると、片仮名訓本系統の中に、仙覚の訂正訓やレ点が付されていた伝本がグループとして存していたと考えられる。

#### 六 片仮名訓本系統内のグループ

片仮名訓本系統の伝本は、当面の紀州本の他に廣瀬本、春日本、古葉略類聚鈔などがある（伝本としての諸特徴がわかりにくいため、元暦校本代赅書き入れは除外している）。次に掲げるのは、先に紀州本で挙げた巻三、二六九の廣瀬本の画像である。

図版：廣瀬本 巻三、二六九

廣瀬本の場合、朱の書き入れは、江戸時代以降の書き入れで、片仮名訓本系統の内容とは関わらない（本書第三章付属論文②「廣瀬本万葉集の信頼性」）。つまり、廣瀬本の本来の書写内容には、紀州本のような仙覚訂正訓の書き入れもなければ、歌本文のレ点もないと言ふことになる。また、先に挙げた春日本、古葉略類聚鈔にもそれらの要素は見られない。つまり、片仮名訓本系統でも、廣瀬本、春日本、古葉略類聚鈔などの諸本には、仙覚本からの書き入れの痕跡は見られないということになる。この三本のうち、廣瀬本と春日本とは、歌本文、訓などが他本の中で酷似しているという特徴がある（本書第三章付属論文①「春日本万葉集の再検討」）。また、春日本と古葉略類聚鈔とは、同じ中臣祐定によって写された、類題別万葉歌集とその底本という関係にある（吉永登「古葉略類聚鈔考」『万葉 通説を疑う』初出昭和二二年）。いずれも伝本としてきわめて近い関係にあ

ると考えられる。一方、先掲「春日本万葉集の再検討」で言及したように、紀州本は、春日本、廣瀬本の本文等の近い関係とは一部分を除き、関わらない。

右のように、片仮名訓本系統の諸本のうち、仙覚本の書き入れの有無という点で、廣瀬本、春日本、古葉略類聚鈔の三本と紀州本とは対立し、その二つのグループは、本文や訓の類似という点においても対立することが確認出来た。また、紀州本の特徴である仙覚本の書き入れは、現在本として伝来するものはないが、古筆切として三種類の本に見ることが出来る。すなわち、片仮名訓本系統は、次のようなグループ分けをすることが出来るよう。

A 廣瀬本 春日本 古葉略類聚鈔

B 紀州本（巻十まで） 〈柘枝切 後京極様切 伝弘誓院教家筆切〉

Aグループの廣瀬本は、現存する片仮名訓本系統の中では唯一の片仮名別提訓の本である（同一系統の細井本巻四・五・六などは廣瀬本と一種として考える）。その廣瀬本は、巻二の長歌訓の様相などから、片仮名訓本系統でも最も早い時期の形態を有していると推定される（本書第三章第一節「片仮名訓本系統内の廣瀬本の位置」）。ならば、その廣瀬本と本文などがよく似ているAグループの本は片仮名訓本系統のなかでも比較的初期の伝本と云うことになる。一方、Bグループは、仙覚本の影響があるという点を考慮すれば、寛元期の校訂作業（寛元本の完成は寛元五年1247）以降の本（少なくとも、書き入れが付された時点では）と限定されることになる。非仙覚本系の諸本で、仙覚本成立より後の書写の本はきわめて稀であることを考えれば、Bグループの本はかなり後の本であることが知られる。つまり、A、Bの二つのグループは、時間軸に置いた場合、Aが先、Bが後という位置づけになると考えられる。

非仙覚本系の片仮名訓本は、長歌訓の分布を共有する同一系統の伝本群であるが、以上のような考察から、廣瀬本を中心とするAグループと紀州本を中心とするBグループの二つに分けることが出来る。

注

- 1 『校本万葉集』の時点では、紀州本は「神田本」と呼ばれていた。が、現在は、紀州本の名称が一般であるため、紀州本の呼称を使用する。
- 2 仙覚本の奥書は漢文である。仙覚文永本の場合は、引用は、『万葉集総釈』（巻二十）所収の奥書の書き下し文による。
- 3 仙覚寛元本の奥書は、『仙覚全集』所収の寛元本奥書により、その漢文を私に読み下した。
- 4 西本願寺本の図版は、竹柏会刊複製本（昭和八年）を使用した。以下同じ。
- 5 ただし、西本願寺本では、第一句は「シノヒニハ」という訓であるため、この句の歌本文にはレ点がない。が、他の歌本文にはレ点が付されている。
- 6 平成二六年十月の段階でさらに三枚見出されている。

（初出「柘枝切万葉集考」早稲田大学日本古典籍研究所年報第二号 平成二〇年三月を大幅に書き直し）

### 第三章 片仮名訓本系統内での諸本の位置 付属論文①

#### 春日本万葉集の再検討

一

春日本万葉集は、寛元元年（一二四三）から同二年にかけて、奈良の春日若宮社の神主中臣祐定（後に祐茂と改称）によって写された伝本である。この本は、現存の『万葉集』の伝本の中では、桂本など平安期に書写された数種類の伝本に次いで書写が古く、きわめて価値の高い伝本である。しかし、この本は、資料として扱いにくい一面を持つことが災いしてか、昭和二十年前後にいくつかの貴重な研究が発表されて以後、ほとんど言及されることがなく現在に至っている。それゆえ、この本が『万葉集』の伝本の中においてどの本に近いかという位置付けなどは、先行研究によりある程度の見通しは得られるものの、その見通しはいまだ十分に検証されていないというのが現状であろう。かように研究の進展が十分でないまま、昭和五十五年から五十七年にかけて『校本万葉集』の〈新增補〉においてそれまでの七倍にあたる歌数が校合に加えられた（さらに昭和五十七年〈補遺〉・平成七年〈追補〉と順次追加されている）。これにより調査できる歌数が七倍になったことを必ずしも意味しないが（後述）、春日本を知る上で情報量が著しく増加したことはたしかであろう。先行の諸研究がきわめて限られた歌数をもって春日本の性格を把握しようとしていたことを考えると、増補された部分を加えて、今一度春日本の本文を検討して、他の伝本との関係を考え直すことが要請されよう。

また、現存の『万葉集』の伝本は、仙覚が校訂した本の系統（いわゆる仙覚系）以外の本（いわゆる非仙覚本系）については、ほとんど書写系統が明らかにされておらず、諸本との関係は、本文の比較などから相対的に測られているにすぎない。ところが、近年、非仙覚本系の伝本としてはじめて完本である広瀬本の存在が公表された（平成五年）。諸本間の関係が相対的な本文の比較で測られている以上、広瀬本のような重要な伝本が現れた場合、諸本の相関図が大きく変わることは必至である。したがって、広瀬本を加えて、非仙覚本系の諸本全体の関係について再考が行われるべきであるし、その一環として是非とも春日本の本文についても改めて検討がなされるべきだと思われる。右のような諸々の状況を考慮すると、春日本の再検討には十分に新しい意義が存する。

二

春日本の本文を検討する前に、春日本自体について簡単に説明しておかなければならない。この本の伝存状況が他本とはいささか異なっているからである。春日本は先述のごとく、中臣祐定によって書写された本であるが、『校本万葉集』（増補、昭和七年）などが述べるように、現存の姿はきわめて特異な形をしている。それをかいつまんで説明すれば次のようになるであろう。祐定は『万葉集』を書写するにあたり、当時、春日大社、興福寺等の神官・僧侶達が詠んだ和歌懐紙の紙背を用いて、それを二ツ折にして写した。そして、それを袋綴じにして冊子にした。ところが、後世、裏の和歌懐紙が注目され（「春日懐紙」と称せられる）、綴じがはずされ、懐紙の形に戻された。そして、懐紙の面が珍重

されるあまり、裏の『万葉集』の部分が削られる場合も多々存した。したがって、知られる限りの春日本はすべて一枚一枚の懐紙の形になっており、多くの場合『万葉集』の面は除去されていて、あまつさえ、そちらの面に裏打ちがほどこされているものも少なくない。『校本万葉集』〈新增補〉は、多くの懐紙（四六枚）を追加しているが、全面的に校合資料として使えるものは、そのうちの四割弱にすぎない。その点で春日本は、伝本としてまことに不幸な来歴を持った本と言えよう。

現存の春日本の分布を次に示す。

巻(枚数)	可読歌数	一部可読歌数	不可読歌数	計
五(4)	10首	3首	11首	24首
六(10)	14首	20首	10首	44首
七(9)	31首	68首	16首	115首
八(8)	30首	22首	5首	57首
九(1)	0	6首	7首	13首
十(1)	0	15首	0	15首
十一(3)	0	10首	4首	14首
十二(5)	0	34首	11首	45首
十三(5)	5首	2首	14首	21首
十四(12)	44首	29首	11首	84首
計(58)	134首	209首	89首	432首

目録六枚分(巻六・七・八)を含む

現在残っているのは、巻五と十と巻十三、十四、十九、二十の十巻で、懐紙の数にして五八枚になる(1)。歌数で言うとおよそ四三二首分が存する計算になるが、表のように、はっきり読み取れる歌数は一三四首にすぎない。残りは、一部が読める歌(表では「一部可読歌」と、存在は確認できるがまったく読めない歌(表では「不可読歌」となっている。「一部可読歌」の中には一首の半分以上判読できる例もあるが、その大多数は辛うじて一部分が読み取れる程度である。

右の表は『校本万葉集』〈増補〉〈新增補〉〈補遺〉〈追補〉の記載に従っている。同書の記載については、できる限り原本ないし写真等により確認を行ったが(2)、所蔵者の移動などの事情により、今なお原本の状況を確認できない懐紙が少なからずある。一方、『校本万葉集』で校合されていない部分で新たに判読できた事例もあり、また、〈追補〉以降に発見された懐紙群も存する(3)。『校本万葉集』に記載されているすべての懐紙を直接参観することは事実上不可能であるし、同書に記載されていない部分や未紹介の懐紙について紹介分析を行いながら、春日本の本文を検討するのは、一本の論文としては煩瑣にすぎよう。したがって、本稿では、ひとまず『校本万葉集』に記載されている範囲で検討を行い、春日本に関わる懐紙全体の整理、新資料等の紹介などは別の機会に譲る(補注)。

以下、春日本が『万葉集』の諸伝本の中でいかなる位置にあるかについて検討を加える。なお、先述の通り、『万葉集』の伝本は、仙覚系と非仙覚本系とに分けられるが、春日本



が非仙覚本系に属することは先行研究により明らかであるし、以下の検討でもその予測に間違いはなさそうなので、検討は非仙覚本系の諸本の中での位置付けに絞る。

そうは言っても複数ある非仙覚本系の諸本の中で、具体的に春日本の位置付けを行うことは簡単ではない。従来の研究でも『万葉集』の諸本全体の親疎を明確にしたものはほとんどないと言つてよい(4)。そこで、本稿では、あくまで春日本を中心として、春日本が他の諸本といかなる関係にあるかという点を考察する。諸本の親疎はまず第一に本文に現れる。そこで本文の比較が行われるべきであるが、『万葉集』の伝本間における本文の揺れはきわめて小さい(井手至「現存万葉集の本文」『遊文録』万葉集篇一、初出昭和四十三年)。ことに非仙覚本系・仙覚系各々の系統の内部ではその傾向が著しい。そこで、春日本が他本に対して異文を生じた場合に注目し、その異文がどの本と共通するかということ調べる方法を採用。その一致する率の高さを近さの指標にしようという考え方である。その際、他のどの本とも一致しない異文は勘定に入れない。また、春日本が大多数の本と同じでも、他に二本以上に共有する異文がある場合はそれを数に加える。たとえば、類聚古集と古葉略類聚鈔の二本だけが一致する異文を持つ場合は、春日本は他の元暦校本・紀州本などと一致するという形で数えている。先にことわつたように、非仙覚本系の伝本内での位置付けを行うための調査であるので、非仙覚本系の諸本で本文が一致する場合には、仙覚系の本文と対立していても問題にしない。

右のような春日本の異文の一致率の調査を大きく二つに分けて検討してゆきたい。それは、巻十までと、それ以降(巻二十まで)とである。当然さような処置をとるについては理由が存する。非仙覚本系の有力な伝本の一つに紀州本がある(この本は『校本万葉集』では神田本と称されているが、より一般的と考えられる紀州本の名称を用いる)。この本は二十卷揃いの本であるが、巻十までは非仙覚本系、巻十一以降は仙覚系の本文を有している(『校本万葉集』首巻)。従来からも、春日本は、紀州本の巻十までと近い関係にあることが指摘されており、春日本の性格を考える上で鍵になる本の一つと考えられる。したがって、紀州本(非仙覚本系)の存する巻十までとそれ以降とを便宜的に分けて考えることとする(5)。

次に示すのが巻十までの春日本の異文の諸本との一致率である。なお、以下の叙述では、諸本名については、『校本万葉集』に用いられる略号を適宜用いる(但し、紀州本については、紀を用いる)。

	春日本異文一致率(巻十)		
	○(完全に一致)	△(ほぼ一致)	計
金沢本	10	0	6(60%)
元暦校本	48	0	6(13%)
類聚古集	67	6	16(24%)
古葉略類聚鈔	33	2	15(46%)
紀州本	78	10	44(56%)
広瀬本	72	7	62(86%)

右の表で、各伝本のすぐ下にあるのが箇所数である。これは、春日本の異文の箇所と各

々の伝本とが重なる数を示す。各伝本の現存状況によって、春日本と重なる部分は異なってくる。たとえば、元暦校本には巻八は現存しないし、類聚古集には各巻の目録が存在しない。したがって、異文の一致数ではなく、一致率で親疎を計ろうというわけである。次の○は春日本と異文が一致した数、下の△はほぼ一致した数を示す（なお、△については後述する）。そして、一番下の数が○△を合わせた数、○内が一致率である。

数字の上でまず目立つのは、広瀬本との一致率の高さである。春日本の異文七八ヶ所のうち広瀬本が重なっているのは七二ヶ所である。六ヶ所欠けているのは、広瀬本が巻八の一部二四八七〇（七）と巻十の後半部（一九七六〇二三五〇）を欠いているためである。七二ヶ所のうち春日本と一致、あるいはほぼ一致しているのは六二ヶ所、率にして八六％に及ぶ。ほぼ九割に近い一致率である。次に位置する金沢本・紀州本などが六割程度であるから、広瀬本の数値は他を圧倒しているといえよう。これは、広瀬本が他の諸本に比べて、きわめて春日本に近似した本文を有していることを示唆する。

この二本の近さは、二本のみが一致する異文の例を見るとより明確になる。春日本と他の一本が共通の異文を持つ例は、他に紀州本とが七例、古葉略類聚鈔とが一例見られるだけで、その他の伝本との間には見られない。しかも、紀州本との場合の七例は、そのうち四例までが、先に述べた巻八・十の広瀬本の欠落部にあたる（八一四八七×2例・八一四八八・10二一九二）。春日本と広瀬本との高い一致率を考えると、この四例についても、純粹に春日本と紀州本との二本のみの共通異文とは言い切れぬ面も持つと考えられる。

次の(a)―(1)〜(14)が春日本と広瀬本二本のみの共通異文の事例である。

(a)―(1) 5八八三 1訓 「於登尔吉岐」

㊦ (オトニキク) / 類 (おとにきく) 紀。

古 (ヲトニキク)

(a)―(2) 5八八三 3訓 「佐容比売我」

㊦ (ヤマヒメカ) / 類 (さよひめか) 古紀。

(a)―(3) 6九〇九 2訓 「白木綿花」

㊦ (シラユフハナ) / 金 (しらゆふはなに) 類古古紀。元 (しらゆきはなに)

(a)―(4) 6九一〇 4本文 「瀧之河内者」

㊦ / 金 (瀧乃河内者) 元類古紀。古 (訓のみ) (8)

(a)―(5) 6九一二 5本文 「聞来受屋」

㊦ (聞来受屋) / 金 (開来受屋) 元類紀。古 (訓のみ)

(a)―(6) 6一〇五一 一云 ナシ

㊦ / 元 (一云此跡標刺) 類古紀。

(a) | (7) 7 一 二 〇 三 5 本文訓 「奥津白浪」  
㊦ / 元 (奥津白玉) 類紀。古 (ヲキツシラタマ・訓のみ)

(a) | (8) 7 一 二 〇 六 2 訓 「部都藻纏持」  
△ (ツマモルマキモチ) / 元 (へつもまきもち)。類 (へつもまきもち) 紀古

(a) | (9) 7 一 二 〇 六 3 4 本文 「依来土万居尔」

(a) | (10) 7 一 二 二 八 2 訓 「三穗乃浦廻乎」  
㊦ / 元 (依来十方君尔) 類紀。古 (依来共君尔)

(a) | (11) 7 一 三 九 一 5 本文 「風許増不念依」  
㊦ / 元 (風許増不令依) 類紀。

(a) | (12) 7 一 三 四 一 4 本文 「見良久少乃」  
㊦ / 元 (見良久少) 類紀。

(a) | (13) 8 一 四 八 二 2 本文 「待宇能花」  
㊦ / 類 (待師宇能花) 紀

(a) | (14) 8 一 五 五 五 2 訓 「幾日毛不有者」  
㊦ / 類 (いくかもあらぬに)。紀 (イクカモアラネハ)

右の表は、各々最初の行が春日本の異文の所在を表し、次の二行がそれに対する他本の状況を示す形をとっている。たとえば、(a) | (1)の場合、巻五の八八三番の第一句の訓の異文であることが提示されている。第二行以降は、斜線より上が春日本と一致する本、下がその他の本をいずれも略称で示し、カッコ内はその本の本文や訓の様相を示している。カッコに続く伝本名は、カッコ内と本文・訓が同じであることを意味する。(a) | (1) | (14)は、すべて広瀬本とのみ一致する例を挙げてあるため、斜線より上は「広」という表示がされている。

春日本の異文が広瀬本とのみ一致する事例の特徴は、誤った異文が多いということである。(a) | (1)では、本文は一字一音で「於登尔吉岐」と記されているのだから、訓は当然「オトニキキ」と訓まれることが期待されるのである。ところが春日本はこれを「ヲトニキク」(9)と訓んでいる。この本文をそう訓みうる余地はなく、誤った訓と考えられる。事実ほとんどの伝本は「オトニキキ」と訓んでおり、その中で広瀬本一本だけが春日本に同じている。次の(a) | (2)も事情は同じである。本文「佐容比売我」は、「サヨヒメガ」と訓まれることを意図した用字であり、普通には春日本・広瀬本のように「ヤマヒメカ」とは到底訓めない。また、(a) | (8)は、他本「へつもまきもち」(元暦校本)などと訓んでいる「部都藻纏持」の部分で春日本が「ツママルマキモチ」と訓む例である。これも用字に

沿って訓もうとする限り、とてもそうは訓めない。この部分、広瀬本は「ツマモルマキモテ」とあり、春日本とは必ずしも一致しない。が、他本の「へつもまきもち」などの訓と比較すれば、二本の訓の類似は明らかである。したがって、右の表では、ほぼ一致するという△の印のもとに登載している。

訓の場合は、本文に対応して付されるゆえ、明らかに誤まっているとは言にくい例も少なくないが、本文の場合は右の傾向がさらに頭著に見られる。(a)―(5)―(7)・(9)・(11)―(13)などはいずれもさような例にあたる。このうち、たとえば(a)―(7)の場合、一首は次のようになっている。

磯上尔爪木折焼為汝等吾潜来之奥津白浪

第四句の「我が潜き来し」という文脈からは、結句は他本のように「奥津白玉」となければうまく意味が通らない。春日本・広瀬本のような「奥津白浪」という本文は明らかかな誤りと言えよう。

(a)―(8)、(9)については、すでに木下正俊『万葉贋語抄』(平成九年・私家版)がこの二例を取り挙げ、春・広の二本が同じ誤りを共有していることを指摘し、二本の近さを強調している。たしかにこの二例は典型的な例ではあるが、かような事例が他にも数多く見られることが、春・広二本間の関係を考える上で重要だと思われる。

春日本研究の先駆的業績の一つである吉永登「古葉略類聚鈔考」(『万葉 通説を疑う』初出昭和二十二年)が述べるように、本文の比較から『万葉集』の伝本の親疎を探ることは容易ではない。その要因の一つとして、書写の際の本文の変改が挙げられる。伝本の書写という行為には、祖本を忠実に書き写そうとする意志が働く一方で、本文を、別の伝本を参照するなどして、より本来の形に近付けようとする意志も発動される(10)。したがって、A本、B本の二本の本文が一致する場合でも、どちらかがどちらかの本文を参照して変改(いわゆる校訂)している可能性があるため、それだけでは二本が系統の上で近いか否かは判断しがたい。

しかし、一見して誤まった本文である場合は事情が違ってくる。祖本の内容を忠実に書き継ぐという場合を除けば、明らかに誤った本文が校訂作業により他本から移されたり、意改の結果さような本文が生まれたりする可能性はきわめて低いからである。したがって、(a)―(1)―(14)の春・広二本の共通異文の大部分は、共通の祖本の誤りをそのまま受け継いだ結果と考えることができる。

先にも述べたように、本が次々に写されてゆく過程で、明らかに誤った本文は訂正される可能性がある。ならば、現存の形では春日本のごとく誤りを持たない他の伝本の中にも、本来は同じ誤りを持つていたという可能性は否定できない。しかし、少なくとも、春・広二本が、右で見たような誤りを持つ共通の祖本から出た、近い関係にあることだけは確認できよう。

誤りの本文を共有するという点からは、広瀬本に次ぐ数値を残す本の一つ紀州本もいささかの関わりが見られる。次に挙げるのは、春日本・広瀬本、さらに紀州本という三本間にだけ見られる共通異文の例である。

- (b) 1) 6 目録 九七五 「安陪広庭」
- (b) 2) 6 目録 一〇四〇 ④ 元 (安倍広庭) 「大伴家持」
- (b) 3) 7 一二二三 5 訓 ④ 元 (ナミモタ、スシテ) / 元 (なみたゝすして) 類古。 「波不立而」  
④ 何如将嘆 (イカ、ナケカム)
- (b) 4) 7 一二九三 5 訓 ④ 類 (なにかなかむ) 古。 「奈良霍公鳥」  
④ 奈良霍公鳥 (ナクホトキス)
- (b) 5) 8 一四八二 4 本文 ④ 元 (奈即霍公鳥) / 類 (奈久霍公鳥)。
- (b) 6) 8 一四八六 題詞 ④ 類 (大伴家持恨霍公鳥)。「大伴家持・霍公鳥」
- (b) 7) 8 一四八六 5 訓 ④ 類 (ちらしてむとか)。「令落常香」  
④ 今日者零雨尔 (ケフフルアメニ)
- (b) 8) 8 一五五七 4 本文 ④ 類 (今日零雨尔)。「還去矣跡哉」  
④ 還去矣跡哉 (カスリナムトヤ)
- (b) 9) 8 一五五九 5 本文 ④ 元 (還去。跡哉) / 類 (還去牟跡哉)。
- (b) 10) 8 一五六二 2 訓 ④ 類 (こゝなきわたる)。「從此間鳴渡」  
④ 之知左守 (カクシクササル)
- (b) 11) 8 一五六二 5 訓 ④ 類 (かくれしたくさる)。「小牡鹿履起」  
④ (カクシルクサル) ④ 類 (をしかふみおらし)。  
④ 小牡鹿履起 (コシカフミタテ)
- (b) 12) 8 一五七六 2 訓 ④ 類 (をしかふみおらし)。「来之久毛知久」  
④ 来之久毛知久 (キツルモシルク)
- (b) 13) 8 一五七七 4 訓 ④ 類 (こしくもしるく)。

三本のみの共通異文は、一三例中九例まで巻八に集中するという特徴を持っている。巻八は、非仙覚本系の諸伝本のうち、元暦校本を欠き、古葉略類聚鈔もこの巻に相当する歌の大半を残していない。したがって、右の三本の他には類聚古集一本だけという部分が大半を占め、春・紀・広の三本が共通の異文を多く持つことも、さような事情によっているとも考えられなくもない。だが、(b) 10) のように、類が「從此間鳴渡」という本文を「こゝなきわたる」と訓む所を(仙覚系諸本「コヨナキワタル」、三本が「ミナキリワタル」とまったく対応しない訓を持つ例、(b) 13) 類が「来之久毛知久」を「こしくもしるく」と訓んでいる所を(仙覚系諸本も同じ)、三本が「キツルモシルク」と訓んでいる例などを見れば、三本共通の異文が非仙覚本系共有というだけでない、ある特殊な傾向を持っていることが知られよう。また、本文の方でも明らかに誤った事例が(b) 5)・(6)・(8)などに見

られる。これらの誤りも、やはり到底別々に生起したとは考えられず、必ずや共通の源を持つものと推測される。ならば、春・広二本の共通の祖本は、また紀州本にも関わっていると考えられる。

三本の共通異文が集中する巻八には、春・広二本のみの共通異文が一四例中二例と極端に少ない。すなわち、巻八以外では春・広二本の共通異文が、巻八では春・紀・広の三本共通の異文が各々目立つことになる。このことから、巻八での春・紀・広三本の共通異文は、他所での春・広二本の共通異文と同じ事情に依っていることが知られる。

この三本が、ある特定の共通した伝本の特徴を受け継いでいる証左は巻八以外にも見られる。現存の春日本において、欠落歌が三首認められる。巻七の一六四・二〇五と巻八の一五七九の三首である。このうち、一五七九は現存他本（類紀広）に欠落が見られず、春日本独自の誤脱と考えられる。が、他の二例には他本に呼応するものが存する。一六四は紀州本・広瀬本（類有り）、二〇五は紀州本（元類広有り）が各々歌を欠いている。いずれにも紀州本・広瀬本のどちらかが関わっていることが注目される。武田祐吉『万葉集校定の研究』（第三節・昭和二十四年）が指摘するように、『万葉集』の伝本全体において、歌の欠落はほとんど各伝本単独で起っており（11）、他本と連動することとは稀である。右の二首における三本の欠落歌の共有（一二〇五は春・紀の二本）は、三本の緊密な関係を示すものといえよう。

『万葉集』の諸伝本の欠落歌で、複数の伝本が共有する例は、右の二例の他にもう一例を数えるにすぎない。それは同じく巻七の一四〇三である。この歌については、直前の「旋頭歌」という標題とともに紀州本・広瀬本が（12）欠いている（元古有り）。春日本は、この歌の存する部分が現存しないので、歌の有無は確認できない。だが、春日本もまたこの歌を欠いていただろうことを推測する手だてはある。

春日本は、懐紙の裏に基本的に短歌一首一行で、一面一八行で書写されている。件の一四〇三がある部分の懐紙は現存しないが、その前の部分では一三九九で終わる懐紙が確認されている（石川県立歴史博物館蔵）。一方、後の方は、『校本万葉集』には校合されてはいないものの、一四一六の後の「羈旅歌」の題を第一行として「万葉集巻第七」の尾題で終わる懐紙が存することが報告されている（佐佐木信綱「春日懐紙裏万葉集残欠」『万葉集の研究第二』昭和十九年）（13）。すると、この二枚の懐紙にはさまれた部分は、一四〇〇から一四一六までとなり、そこにはたとえ西本願寺本によれば、短歌一六首、旋頭歌一首、「旋頭歌」「挽歌」という標題が二ヶ所、「或本歌」という題詞が一ヶ所存する。春日本で言えばおおむね懐紙一枚分の量にあたるが、春日本は標題・題詞などには一行を使うので、該当部分は、標題等で三行、歌一七首で一七行、計二〇行分ということになる。これでは春日本の他の懐紙に比して二行分超過ということになる。すると、この部分では二行分の欠落を想定しなければならない。その場合、現状で最も必然性が高いのは、二本が欠落している「旋頭歌」の標題と一四〇三の二行分であると考えられる。

右の一四〇三の春日本の欠落はあくまでも推測であるが、『万葉集』の全伝本における欠落歌の共有の事例が三例とも巻七に集中していて、しかも、春・紀・広の三本にのみ関わっているという事実は重要であろう。もともと、三例のうち、一六四の場合、仙覚系の伝本でこの歌が存するのは他には類聚古集だけで、元暦校本はこのあたり（一一六三〜七〇）が現存せず、一六四の有無を確認できないし、古葉略類聚鈔も現存巻に見出され

ず、欠落か否か判断できない。また、誤った異文と同様、欠落歌も転写の間に他本によって補われる可能性を否定できない。ゆえに、件の欠落歌を現状では載せている本も、春・紀・広と元来無関係とは言い切れない。が、ここでも最低限三本が親しい関係にあることは確認できよう。

紀州本の巻八とその他の巻とでは、春日本の異文との一致率は、前者が七五%、後者が五一%と巻八だけ極端に高い。この理由についてはさまざまなことが考えられようが、巻七においても欠落歌のことから紀州本が春・広二本との近い関係が明らかになった上は、紀州本、あるいはその祖本は、巻八以外でも本来春・広と同じ誤りを持つ本文を有していたのが、紀州本が、書写されるまでの過程で、それらの本文は改訂されてしまったと考えるのが最も妥当な道筋と言えよう。紀州本は、春日本と一致する異文を巻八以外でも持つが、明らかに誤った異文は巻八に集中していることがその傍証となる。

なお、この紀州本と数値の上で匹敵するのが金沢本である。金沢本の場合も、春・紀・広と一致する例が多く(春・紀との一致二例・春・紀・広との一致三例)、件の三本との親近関係が金沢本にも存することが予想される。が、この本の場合、春日本と比較できる箇所が一〇ヶ所と極端に少なく、その上、春・紀・広三本の共通のきわだった特徴である誤った異文を持つという傾向が見られない。よって、金沢本との関係についてはひとまず結論を保留する(14)。

### 三

ここまであえて触れずに来たが、春日本の諸本との関係を考える上で、古葉略類聚鈔の存在を無視するわけにはいかないであろう。

古葉略類聚鈔は、類聚古集と同様『万葉集』を部類別に編集し直した歌集である。現存する古葉略類聚鈔のすべてのもとなつて建長二年(一二五〇)書写本は、先掲吉永登論文・永島福太郎「鎌倉時代奈良に於ける万葉研究」(『国語と国文学』第二十五巻一 号昭和二三年)により、春日本と同じく中臣祐定の筆によるものと認定されており、両論文は、春日本を、古葉略類聚鈔作成のもとになった『万葉集』の伝本であると推論している。ことに、吉永論文は詳細に両者を比較し、本文の上でも多くの類似点があることを指摘している。

たしかに、春日本と古葉略類聚鈔の建長二年書写本とで筆跡が酷似する点は認められる(先掲吉永論文の6一〇六六―七の両本の比較参照)。とすれば、『万葉集』の伝本と『万葉集』をもとにした部別別歌集とが、同一人により、さほど隔っていない時期に(春日本の書写は一二四四年に終了)書写されているという事実からは、祐定がまず春日本を書写して、それに基き古葉略類聚鈔を編纂するという道筋は容易に導き出せるであろう。しかし、仮に右の通りであっても、先の春日本の異文の調査結果は、ことがさほど単純でないことを告げている。古葉略類聚鈔の春日本の異文との一致率は、広・金・紀に続く四番目にすぎず、しかも数値の上では広瀬本の半分以下の数字しか示していない(15)。春日本と本文の上できわめて近い広瀬本は、春日本との書写関係についてまったく明らかでなく、付訓の形式も春日本とは異なる。これは、この二本が書写系統の上でただちに結び付くほどの近縁関係にないことを示唆しており、それは逆に、二本がさような事情にもかか

わらず共通の祖本の俵をよくとどめていることをも示す。対して、古葉略類聚鈔は、春日本と同一人の手で筆写され、しかも同じ片仮名傍訓形式である。その古葉略類聚鈔が本文の上で春日本に対して、広瀬本よりも遠いということは、かなりの部分に人為的な手が加えられている。すなわち校訂されているということが考えられる。事実、春日本が明らかに誤った異文を持つ箇所に対応する古葉略類聚鈔の本文は、ほとんど大多数の他本と同じ形になっている(16)。先に、紀州本において、本来、春・広と同じ祖本に由来する本文を持つていたのが、巻八以外では誤まった部分を中心に大幅に手が加えられたと推測したが、春と古との場合は、書写関係について具体的な証拠が存するだけに、古葉略類聚鈔に本文校訂の手が加わっている可能性はいつそう高い。

では、古葉略類聚鈔はいかなる本によって校訂されたのか。まず想起されるのが類聚古集の存在であろう。古は、全体の結構から本文に到るまで類によったと考えられる部分がないへん多いからである(橋本進吉「建長二年書写古葉略類聚鈔解説」『複製古葉略類聚鈔』大正十二年)。しかし、それだけでは説明のつかぬことも存する。たとえば、春日本の欠落部分と古葉略類聚鈔の該当部分との問題である。春日本は、あちらこちらに欠落部分を持つ。次の通りである(欠落部分は西本願寺本により掲出)。

- (ア) 6一〇五一 一云「一云此跡標刺」／類「一云此跡標刺」、古同上  
(イ) 8一五七八 左注「右二首阿部朝臣蟲麻呂」／類「首阿部朝臣蟲麻呂」、古同上  
(ウ) 9一六九五 題詞「泉河作歌一首」／類「泉河作」、古「泉河作哥一首」  
(エ) 20四五〇四 左注「右一首主人中臣清麻呂朝臣」／類「主人清丸」、古「右一首主人中臣清麻呂朝臣」

(ア)(イ)いずれの場合も、各々の下の記述のごとく、古葉略類聚鈔の方には脱落は認められない。このような現象は、古葉略類聚鈔が春日本のみを参照していたとしたら起こりえないと考えられる。(ア)(イ)などを見れば、春日本の脱落を類聚古集によって訂したということも想定しうる。が、(ウ)(エ)の事例では、古の形は、少なくとも現存の類聚古集(中山本)とは異なっており、春日本、類聚古集以外の『万葉集』の伝本によつて訂された可能性が示唆される。

右のように、古葉略類聚鈔は、書写系統の上からは春日本との密接な関係が推定されるものの、本文の上からは広瀬本・紀州本などに一步譲る立場にあると言えよう。本稿の目的は、まず本文の比較から春日本と他の伝本との関係を探るところにある。したがって、古葉略類聚鈔以上に春日本に近い伝本が見られる以上、古葉略類聚鈔の考察はここではこれ以上行わない。

卷十までにおいて、春日本は、広瀬本、次いで紀州本に近いことが判明した。だが、論の冒頭でも述べたように、春日本の残存部分、しかも判読できる部分はきわめて限られている。卷十までで比較的多く歌を残す卷七、八でさえも、校合に十分に用いることのできる歌の数は、卷七で五〇首中三一首、巻八で二四六首中三〇首と、各々全体の九%、一二%を占めるにすぎない。春日本の広瀬本・紀州本との本文の近似は数字の上から明白で、ことに広瀬本の場合は他を圧倒している。したがって、先の調査結果は十分に信頼に堪えうるものと考えられるが、全体の一割程度から得られた結果だけに、傍証による補いがある



ればそれに如くはない。

先の調査では、春日本は、広瀬本、紀州本の二本と共通の異文を持つところに大きな特徴が存した。この傾向が、これらの本の関係を正しく反映しているならば、春日本の残存していない部分でも広瀬本と紀州本とは同じように二本間独自の異文が相当数見出せると予想される。以下に、春日本以外の二本の近似関係を明らかにするために巻十以前で春日本の多く残っている巻七、八の二巻について、広瀬本と紀州本との二本間の共通異文の数を調べ、その他の非仙覚本系の伝本における各々の二本間の共通異文の数と比較を試みる。以下に計上するのは二本が同一の本文を有する場合のみとし、春日本の調査で用いた、類似の本文の場合（△の場合）はこれを探らない。また、春日本が現存する部分でもその存在は無視した（たとえば、春・紀・広三本のみ共通異文の場合は、紀・広二本の異文とする）。

また、巻七と巻八とは、残っている非仙覚本系の伝本の様相がいささか異なっている。巻七では件の三本の他に、元暦校本（二八九首）、類聚古集（三二三首）、古葉略類聚鈔（二五七首）の三本が存する。一方、巻八では、元暦校本はまったく残っておらず、古葉略類聚鈔もほとんど残っていない（二一首）。したがって、巻七では紀州本・広瀬本を含めた五本の調べ、巻八では、紀・広に類聚古集を加えた三本の調べということになる。まず、巻七の場合は次のような結果となる。

広	紀	古	類	元	
△ 11 4	△ 7 4	△ 10 2	△ 17 4		元
△ 16 31	△ 11 8	△ 29 11		④ 21	類
△ 8 8	△ 8 3		③ 40	⑧ 12	古
△ 46 20		⑨ 11	⑤ 19	⑩ 11	紀
	① 66	⑥ 16	② 47	⑦ 15	広

△  
本文の共通異文  
訓の共通異文

中で目立って数が多いのは、紀―広（六六）、類―広（四七）、類―古（四〇）という三つの組み合わせである。先の春日本の調査では、紀・広の二本に近いという結果は出ていたものの、紀州本は巻七においては広瀬本に比べると一致率はかなり劣っていた。にもかかわらず、非仙覚本系の諸本において、紀―広の共通異文が最も数が多いという点を確認

認できたことは意義深い。また、三番目に多い類|古という粗み合わせは、この二本が先掲橋本論文などが指摘するように、浅からぬ影響関係にあることを思えば、ある程度予測できた結果ともいえよう。

ところが、類|広(四七)という粗み合わせが全体の二番目を占めていることは意外に感じられる。春日本の調査において、春日本は広瀬本とこそ近い関係が見られたが、類聚古集との近い関係を示すような傾向は見られなかった。にもかかわらず、一方で類|広に近似した傾向が存するということは、先の春日本の調査から得られた諸本の関係はあくまで春日本を中心とした見方にすぎないことを改めて示していよう。広瀬本は、一方で春日本・紀州本と類似する面を持ちながら、他方では類聚古集に近い一面を併せ持つという

類聚古集  
巻七、一一五五

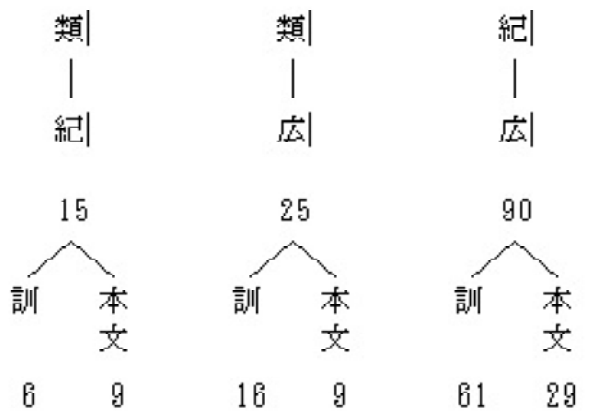
広がりがあることが知られる。だが、当面の調査目的が、春日本に近いと考えられる紀・広二本が、春のない部分でも本文の上で近い関係にあることを確かめることにあるので、類|広の本文の近似については詳しく触れないことにする。

広瀬本  
巻七、一一五五

ただ、類|広の共通異文にはきわめて特徴的な点が見られるので、それを指摘するにとどめる。この二本間の異文は、本文|訓の種別のうち本文の方で三一を数える。その点で紀

|広の数(二〇ヶ所)を大きく上回っている。ところが、そのうちの半数の一六ヶ所は同じ傾向の異文と認められる。たとえば上記の通りである(右、類聚古集巻七、一一五五・左、同上 広瀬本二(17))。

右の類聚古集と広瀬本の例では、「乱而持有」と、本来推量系の助動詞を表記する字である「将」とあるべき所を「持」に誤る例である。このような事例は、類|広双方に数多く見られ、巻七だけでも、二本が重なる一六例以外にも、類聚古集に一九例、広瀬本にも一八例指摘できる。ことに類聚古集の場合は全巻(万葉集に戻して)を通して見られる。この点を追求してゆけば、非仙覚本系諸本の関係の別な面が明らかになるかもしれぬが、今は触れるゆとりがない。



全組中第一位を占める紀|広の粗み合わせに戻るが、この二本間の共通異文は、春・紀・広三本の異文とほぼ同様の傾向を示す。その傾向はやはり、訓よりも本文の方により著しい。本文の二〇ヶ所はすべて誤りといつていい。たとえば、一〇八九左注で「從駕作」とあるべき所を「從賀作」とする例、一一一三で「小河」とすべき所「小何」とする例などである。先の春日本の調査で、春日本と紀州本との共通異文は巻八以外では明らかに誤った事例は少なく、おそらく校訂された由の推測を行なったが、こう見てゆくと、紀州本の巻七においても誤まった本文を持つ傾向は依然として残っていると考え

られる。

一方、卷八は、先述の通り、類・紀・広の三本のみの比較となる。

春日本の調査において、紀州本は卷八では春・広の二本との共通異文を他巻に比べ多く持っていた。そのことを反映してか、紀―広の異文は群を抜いて多い。一方、類―広が巻七に比べて極端に低いのは、巻七で見られた「将」の字を「持」などに誤る事例が広瀬本に一例もないことが響いていると考えられる。とにかく、卷八では紀―広の共通異文が頭抜けて多いことは確かめられよう。この巻においても、紀―広の共通異文の特徴は誤りが多いことである。共通異文中、本文の例で二九例中、明確に誤りと指摘できない例は次の六例にすぎない。

(イ)	「伊波瀬之社」	他本「乃」(二四一九)
(ロ)	「見四九与四門」	他本「九四」(一四二二)
(ハ)	「御食所肥座」	他本「而」(二四六〇)
(ニ)	「靡流上二」	他本「尔」(二五九六)
(ホ)	「皮、須為寸」	他本「皮奈」(一六〇二)
(ヘ)	「叮々」	他本「叩々」(一六二九)

他の二三例は、一五二九(第四句「居待君」／類「我待君」)、一六四八(第一句「十二月尔吉」／類「十二月尔者」)など、一見誤りとわかる事例ばかりである。これは言うまでもなく、春・紀・広三本の共通異文と同じ性格と考えられる。以上、巻七、八の紀―広二本の共通異文の調査によつて、春日本が現存しない部分でも紀・広二本が本文の上で近いことが確認された。春日本が紀・広二本と近似しており、この三本が他本に対して一つのグループをなすという先の調査結果に傍証が加わったと言えよう。なお、紀―広の二本の関係については、巻七、八だけでなく、巻一―十全体二つについて、一貫した方法で(18)、その近似性について証明する必要がある。が、今回の調査だけからでも、おおむね二本の近さは窺えよう。

春・紀・広の三本二関わる共通異文は、その多くが誤りであり、逆に共通異文が本来の本文として採用されたり、校訂の際の有力な対校本文として扱われる事例は稀である。この事実は、当面の三本の共通の祖本として想定される本が、多くの誤りを持つ一方で、その他の部分では他の非仙覚本系の伝本と基本的にさして違わない本文を有していたことを推測させる。

右のような結論は、従来の春日本の研究が示す方向性と軌を一にする面が多い。小島憲之「万葉集原典一私考」(国語国文第十三卷三号昭和一八年)は、非仙覚本系の諸本をグループ分けする過程の中で、結論だけの提示ながら、春日本が紀州本と同系統であることを示唆している。また、先掲吉永登「古葉略類聚鈔考」は、古葉略類聚鈔を中心とした調査で、春日本・紀州本の本文が近いことに言及している。また、広瀬本との関係については、木下正俊氏などの執筆にかかる「広瀬本万葉集解説」(『校本万葉集』十八、平成六年)や先掲木下正俊『万葉贋語抄』が、広瀬本と春日本との類似を指摘している。よつて、本稿の結論は、ある意味ではこれまでの見解をなぞつたにすぎないという側面もある。しかし、春日本の、諸本との関係を知ろうとする場合、各伝本との遠さ近さが同一の尺度

のもとに測られてはじめて総合的に把握できたことになると考えられる。したがって、本稿の結論は、部分的には先行研究と重なることはあっても、総体的には新しい見取り図を示していると考えられる。

さらに、本稿の調査は、まだ巻十一～二十の部分を残している。右の先行論文のうち、春・紀二本の関係を説く小島・吉永両論文では、紀州本（非仙覚本系）の存しない巻十一以降への興味は薄いように思われるし、完本である広瀬本との関係を説く木下氏関係の二論文についても、言及は巻七、八など巻十までに限られている。そこで次に、巻十一以降の春日本の本文について考察する。

#### 四

春日本の巻十一以降の巻において、調査の対象となりうるのは、巻十四の数ヶ所の他は、巻十九、二十に限られる。この部分における春日本の本文の特徴は、巻十までと同じく、誤った異文の多さにある。たとえば次のごとくである。

(A)は、春日本の原本ではなく、江戸の国学者橋本経亮による影写である。右側が四二七五で、次の二行は、後世転写の間にまぎれ込んだと思われる異文である。四二七五の方の第一句「天地与」の下の部分は「久万代尔」とある。ところが、訓の方は「ヒサシキマテニヨロツヨニ」となっている。ならば、この訓にふさわしいのは、「久万弓尔万代尔」（西本願寺本）、「久万弓万代尔」（類聚古集）いずれかの本文だと考えられる。春日本の本文は、相似た字面が続くため、写し落とした結果と推定される。なお、異文については後述する。

(A) 春日本巻十九、四二七五

(B) 春日本巻二十、四三二〇左注・四三二一～四四二四総題

(B)は、20四三二〇の左注と四三二一～四四二四の総題の部分である。二行目の総題は、「天平勝宝七歳采二月神替遣筑紫諸国防人等歌」とあるが、さらにその下に「聊述拙懐作之」という記述が続いている。これは文脈上いささか不審な内容であるが、よく見ると、前の四三二〇左注の最後の六字をもう一度写していることが知られる。あきらかな写し誤りである。

この(A)、(B)の誤りに対して、卷十まででは春日本とたいへんよく似た本文傾向を示した  
広瀬本の当該部分を提示したのが次の(A)、(B)である。

(A) 広瀬本巻十九、四二七五

(B) 広瀬本巻二十、四三二一〜四四二四総題

(A)の四二七五では、第二、三句は類聚古集などと同じように、「久万互万代尔」という  
形をとり、春日本とは異なる。また、春日本に見られた一字一音の異文も見られない。一  
方、(B)においても、総題は「……防人等歌」で終わっており、春日本に見られる誤りはな  
い。春日本(A)、(B)のごとき誤りが、仮に広瀬本以外の他本にもまったく見出されないとな  
ると、諸本の関係に何の意味も持たらない、単なる誤りということになる。だが(A)、  
(B)とほぼ同じ内容を持つ伝本が他に存するのである。元暦校本がそれである。

元暦校本巻十九、四二七五

(A)'では、第二、三句に春日本とまったく同じ形が見られる。さらに注目されるのは、一字一音の形の異文の存在である。これも春日本と同じように載せられている。実は、この異文は、仙覚系の諸本や古葉略類聚鈔、広瀬本にはないものの、他にもう一本、類聚古集にも存する(C)。

(C)類聚古集卷十九、四二七五

このことから、異文そのものの存在は、元・春二本だけのものではないことが知られる。が、ほぼ同じように見える三本の異文もよく見るとある違いが存することがわかる。第一句の「アメツチト」の「アメ」が(C)の類聚古集では「阿免」の字があたっているのに、元・春では「愛女」の字になっている。

しかも、元、春ではともに「耳」の字で第一行が終わる字配りなのに対して、類では「川」で第一行が終わっている。同様の異文を持ちながらも、元・春と類の違いは明らかである。

(B)" 元曆校本卷二十、四三二〇左注・四三二一〜四四二四総題

(B)"においても、春日本(B)と同じく「防人等歌」の下に「聊述拙懷作之」の部分が見られる。「聊」以下にはその部分を除くべき印が付されているが、元曆校本に本来存したものであることは疑えない。

(A)・(B)―(A)・(B)の事例は、誤りとしてもきわめて特異な例に属し、それらが酷似していることは、元曆校本と春日本との密接な関係を示唆しているよう。卷十九・二十においては、右のような春日本と元曆校本との一致する例を数多く指摘できる反面、春日本と広瀬本との一致例はきわめて少ない。つまり、(A)(A)―(B)(B)"で見られた傾向は、卷十一以降の春日本と元曆校本、広瀬本との関係を忠実に反映しているといえよう。次に挙げるのは、卷十までと同じ調査を卷十一以降で行った結果である。

春日本異文一致率（卷十一～二十）

元曆校本	38	○	△	計
類聚古集	36	10	3	26
古葉略類聚鈔	17	6	1	7
広瀬本	38	4	2	6
				(15.8%)
				88%
				(68.4%)
				12%
				(36.1%)
				21%
				(41.1%)
				43%

右の通り、春日本との一致率が最も高いのは元曆校本で約六八%、逆に最も低いのは広瀬本で約一六%という結果になっている。卷十一以降の調査は、卷十までに比べて異文の事例が少ないため、一致する異文の一、二の増減が率に過敏に響くという問題は残る。だが、卷十までの調査では最も一致率の高かった広瀬本が（右表の一番下の数値が卷十までのもの）、最も低くなっており、逆に最も低かった元曆校本が最も高い数値になっているという傾向は、異文の数が多い少ないという事情を超えた本質的な問題であると思われる。かような異なった傾向の中、古葉略類聚鈔はどうか。この本は、成り立ちの上で春日本と比べて近い関係が指摘されながら、卷十までの調査では本文の上で広・紀二本に大きく劣っていた。古葉略類聚鈔の卷十一以降の一致率は四一%と、卷十までの四三%とほぼ同様の数値を示している。最も春日本に近い元曆校本と比べると一致率で大きく劣り、しかも、卷十一以降でも春日本の特徴である誤った異文についても、共有する事例は一例（四四五七題詞「河内国人伎郷」にすぎない。古は、卷十までと卷十一以降とで春日本に対してほぼ同一の傾向を有しているといえよう）。

卷十一以降の春|元|の本文の上での類似は、卷十までの春|広|の関係によく似ている。最大の特徴は、春|元|二本間独自の共通異文の多さにある。二本間だけの共通異文は全三八ヶ所中一八ヶ所（四七%）にも及び、卷十までの春|広|ならびに春|広|・紀の共通異文の比率（三五%）を上回っている。さらには、その異文の多くが欠落や誤字の類である点まで似ている。右に挙げた(A)・(B)の二例はもとより、左注の欠落（20四二一九八左注）、脚注の欠落（20四四五八脚注）、「古」とあるべき所を「等」と誤る例（20四三二一・四三二七左注）など顕著である。ただ、春|元|の共通異文の場合、一方で「左」（他本「佐」・20四三二三第二句）や「妣」（他本「比」・20四三二七第四句）など他本に比べ、いずれが正しいか簡単に判断できぬ例も目立ち、卷十までの春|広|の共通異文ほど傾向が極端でない点も窺える。しかし、全体としては、春日本の持つ明らかに誤った異文を他のもう一本がそっくりそのまま持っているという点で、卷十までと、卷十一以降の調査結果は基本的によく似ているといっていよい。

卷十一以降の春|元|の関係を、卷十までの春|元|の関係と同じ論理で考えるなら、ここでは元曆校本が春日本と同じ祖本の誤りを共有していることを示唆していると受けとめられる。つまり、卷十一以降では、春日本は元曆校本にきわめて近いという徴候が見られるということになる。春日本は、先述のように片仮名傍訓という付訓形式、一方、元曆校本は、平仮名別提訓という形式であり、両者は、訓の仮名の種類、位置いずれにしろ異なっている。にもかかわらず、片仮名傍訓の古葉略類聚鈔や平仮名別提訓の類聚古集などをさしおいて両者が本文の近似を見せることは注目に値する。

右は重要な問題であると思われるが、ここで一番大きな問題は、巻十までと、巻十一以降とで春日本に近い伝本が異なっているということである。しかも、巻十まででは一番近かった広瀬本が巻十一以降では最も遠く、逆に巻十まででは最も遠かった元暦校本が巻十一以降では最も近いという逆転現象が起っている。

当面の調査において、巻十までと巻十一以降と二つに分けて検討したのは、先述の通り、春日本と関わりが深いと考えられる紀州本（非仙覚本系）が巻十までしかないという事情を考慮しての処置であり、それ以外の意図はない。つまり、巻十までと巻十一以降とで、春日本をめぐる諸本の関係がかほどに劇的に変化するなどということは当初はまったく予測できなかった事態である。一般に『万葉集』のある伝本の異なる二ヶ所を取り出して他の伝本と比較した場合、得られる結果はほぼ同一であると期待される。元暦校本なら元暦校本という一揃いの伝本は、基本的に巻一から巻二十まで（欠巻を含めて）一貫した本文傾向を示すと考えられるからである。本稿のみならず、春日本の本文について言及する先掲の三氏の論においても、右の考えを前提にして考えているように思われる（22）。ところが、その前提が崩れかねないような結果が出てきた以上、巻十までの結果と巻十一以降の結果について、単に紀州本の有無という状況に従って両者をすり合わせるのではなく、一見すると正反対とも言える両者の結果に対して整合性を持つ説明が求められることになる。

春日本をめぐる前後二つの調査で、春日本と他本（とくに広瀬本と元暦校本）との関係が大きく異なるのなら、まずは右の二つの異なった傾向はどこを境界としているかを見定める必要があるだろう。ところが巻十までの調査（実質巻五〜十）では主として巻七・八に残存部分が集中しており、巻九・十などには各々懐紙一枚ずつしか残っていない上に本文の状態も悪く、調査に使える事例は巻十の三例にすぎない。一方、巻十一以降では、巻十九・二十に集中しており、それより前の部分で調査に有効な事例は、巻十四にやはり三例存するのみである。いずれも数の上できわめて少なく、しかも、内容においても、他本との関係が明確に知られる脱落や誤字の例が少ない（23）。それゆえ、これらの例から、巻十・十四での春日本の本文傾向を知ることが難しい。したがって、春日本が広瀬本（・紀州本）に近い傾向を示す範囲を巻五〜八に、元暦校本に近い傾向を示す範囲を巻十九・二十に限定して、他の部分は不明とせざるをえない。

巻五〜八と巻十九・二十との傾向の違いは、春日本に対して、前者では広瀬本が近く元暦校本が遠く、後者では元暦校本が近く広瀬本が遠いという点に尽きる。ところが、かような現象は、春日本が存してこそはじめて顕現することであり、仮に春日本が存在しなかったとしたら、他の比較の方法では元暦校本と広瀬本との如上の傾向の違いはおそらく認識できないと考えられる（巻五〜八での広瀬本、巻十九・二十での元暦校本の春日本と共通する誤った異文の多くは、春日本がなかったら、各々の伝本の誤写として無視される可能性が高い）。とすれば、巻九〜十八において春日本の本文の様相がほとんど把握できぬ現状では、傾向の変化がどのあたりで起こるかを知る有効な手だてはないと言えよう。ならば、春日本と諸本との関係は、巻五〜八と巻十九・二十とで大きな違いが存するが、それ以上の実態については今のところ説明は不可能であるということでの論を終えることも一つのあり方であると考えられる。しかし、今の様相のままでもある程度の推論は可能かと思われる。以下、節を改めて、不確実ながらも考えうる限りの推論を行ってみたい。



右のように、春日本は巻五く八と巻十九・二十とは異なつた傾向を見せる。この一見齟齬して見える状況からは、春日本が巻五く八と巻十九・二十とで系統を別にするのではないかという疑問すら抱かされる。が、春日本は少なくとも現存部分については、形態の上で、付訓形式、題詞の高さなどで巻五く八と巻十九・二十とで違いは見られないし、本文の上でも、先の広瀬本と元暦校本の問題を除けば、目立った変化は見られない。むしろ、巻五く八と巻十九・二十とで、ともに題詞・左注の欠落、本文の誤りなどが多いという点で共通の性格が見出される。つまり、春日本自体には少なくとも系統が途中で変わっていないことを示すような証左は見当らないと言えよう。そこで、ひとまず、全巻を同一の系統と扱つてもかまわないと考えられる。

巻五く八では、春日本は広瀬本と多くの本文を共有している。これは、春日本が広瀬本と同じ祖本（仮にxとする）を持つことを意味する。一方、巻十九・二十では、春日本は元暦校本と本文を共有している。ここでは、春日本は元暦校本と同じ祖本（仮にyとする）を持つことになる。そして、春日本が先に推定したように全巻が同一の系統だとしたらどうなるか。広瀬本と共有していると考えられる祖本xという本と、元暦校本と共有していると考えられる祖本yとか系統上無関係に存在するということは考えにくいということになる。xもyも春日本に関わる限り、春日本に到るまでに書き写されてきた一連の系統のどこかには位置するはずだからである。したがって、xとyとは最低限同一の系統の本と認めざるをえなくなる。このことは、春日本を介して、xを祖とする広瀬本と、yを祖とする元暦校本とが同一の系統であるという考えを導き出す。

ところが、巻五く八の調査では、元暦校本は諸本中春日本から最も遠い伝本だったし、逆に巻十九・二十の調査では広瀬本が春日本から最も遠い伝本であった。その広瀬本と元暦校本とが同一の系統であろうという右の推論には、にわかに受け入れがたい側面もあるだろう。また、巻十九・二十の調査においても同様の点に言及したが、春日本（片仮名傍訓）・広瀬本（片仮名別提訓）・元暦校本（平仮名別提訓）の三本は付訓形式においては考えられるかぎりバラバラと言つてよい。この点も右の推論の信頼性を脅やかしているように思われる。かように一見縁遠く見える広瀬本と元暦校本だが、実はこの二本には浅からぬ縁が存することが別の面から証明されている。

拙稿「広瀬本万葉集の性格」（文学季刊第六卷三号、平成七年夏）は、広瀬本巻二十が、(1)途中で訓がなくなること。(2)途中から題詞が高くなること。という大きな特徴を持つことを指摘し、その境目（四四二三以降）の位置から、この(1)・(2)の特徴が、本来「九十四首なき本」（従来「九十余首欠くる本」などと称せられていた本）であったのが、欠落した九四首を題詞の高い本で補った痕跡であると推定した。一方、元暦校本の巻二十も、訓はすべての部分に付されているものの、題詞は広瀬本と同じ位置から高くなっている。これは、元暦校本が広瀬本と同じ祖本を共有する証左と考えられる。つまり、広瀬本と元暦校本とは、ともに「九十四首なき本」に題詞の高い本で残りを補った本の末裔である点で同系統であるといえる。

右は、伝本の形態についての考察から得られた帰結である。一方、本稿の推論は春日本

を中心とした本文の比較から導かれている。双方の考察は各々別個に行われており、関連することはない。にもかかわらず、ともに元・広の二本が同一の系統であるという方向に結論が向いている。本稿の調査は先述のようにいまだ十分でない部分があり、あくまで推測の域を出ない状況であるが、右の事実は、本稿の推論があながち見当違いでもないことを告げていよう。その際、巻五〜八で元暦校本に春日本と似た誤りが極端に少ないこと、巻十九・二十で広瀬本に同じく春日本と似た特徴がないことについては、今の所、巻五〜八の調査で紀州本などで想定したような、校訂の手が加わり、誤りが訂正されたという道筋を考えている(24)。以上、春日本の考察を中心に、広瀬本と元暦校本とが祖を一つにする形跡が今に残ることについて推論を行った。

とはいえ、春日本という一伝本の、しかもそのごく一部分を基にした調査の結論としては、いささか間口を広げすぎたきらいがある。今後は、今ある春日本のいっそうの討究と、新たに見出された箇所を検討を通じて、右の推論の検証を行なってゆく必要がある。また、本稿は、春日本の本文の性格の解明を第一義としたため、行論の途上で直接春日本に関わらぬ問題に行き当たった場合はいづれも深入りを避けている。それゆえ、春日本以外の伝本について検討すべき課題を数多く残している。春日本の残された問題とともに順次取り組んでゆくべきと考えている。

## 注

- 1 懐紙の中には、ほんの一部分しか残存していないものもあるが、それらについても、一枚と数えている。
- 2 公刊された複製・写真版等で確認したものは以下の通りである。佐佐木信綱『春日本万葉集残簡』(昭和五年)・『校本万葉集』十七諸本輯影(昭和七年)・墨跡研究会『春日懐紙』(昭和三十九年)・田山方南『茶掛け艦賞』(昭和四十七年)・濱口博章「中臣祐春筆万葉集断簡について」(万葉第八十八号昭和五十年)・伊井春樹他『古筆切集浄照坊藏』(昭和六十三年)・国文学研究資料館『逸翁美術館蔵国文学関係資料解説』(平成元年)・小松茂美『古筆学大成』(第十二巻、平成二年)。
- 3 「国文学研究資料館報」(第四十九号。平成九年九月)に「新指定の貴重書」として「春日懐紙」(中臣祐定写・二十五枚・鎌倉初期)と記されている。
- 4 小島憲之「万葉集古写本に於ける校合書入考」(国語国文第十一巻四号昭和十六年)は、『万葉集』非仙覚本系の端本全体の関係を捉えようとした唯一の業績である。ただし、諸本の関係の捉え方は本稿とは異なっている。
- 5 『万葉集』の伝本等の調査において、紀州本の特殊事情を考慮して、巻十までとそれ以降とを分けて考える先蹤として、中世万葉集研究会『三条西実隆自筆本「一葉抄」の研究』(平成九年)がある。なお、後掲の春日本の異文の他本との対照の表も同書の記載を参考にしてている。
- 6 春日本の調査の範囲の中で、非仙覚本系の有力な伝本として、細井本(巻四・五・六。細井本はこの三巻だけ非仙覚本系)がある。しかし、この本の当該の部分は広瀬本と同系統で、本文状況も酷似している(「広瀬本万葉集解説」『校本万葉集』十八、平成六年)。したがって、細井本については立項していない。
- 7 『万葉集』の歌番号については、旧『国歌大観』番号を用いる。この番号は、ある部

分（巻七の一部など）について、非仙覚本系諸本の歌の配列を忠実に反映していない点もあるが、一般的なテキストとの照応を考慮して、あえてそのまま使用する。

8 古葉略類聚鈔は、『万葉集』の本文の部分を略して訓だけを片仮名で示す事例がまま見られる。表中の「訓のみ」とは当該部分がさような状態であることを示す表示である。

9 春日本の訓は、オ・ヲいずれの場合でもヲを用いている（佐佐木信綱『万葉集の研究第二』（昭和十九年））。

10 『万葉集』の古写本には明らかに意改されたと思われる本文も少なくない。その点については木下正俊氏の一連の論（『万葉集写本の意改』文学第四十八巻二号昭和五十五年）・『万葉集古写本の文改変』（国文学（関西大学）第六十七号平成二年）に詳しい。

11 注（6）でことわったように、細井本（巻四・五・六）と広瀬本とは同系統であり、この二本間での歌の欠落の共有（巻四）は欠落の例から除外している。

12 広瀬本は、件の「旋頭歌」という標題と一四〇三の歌とを、巻七の巻末に記しており、朱で「可在挽歌上」と注記も存する。そして、欠落部の上にも「可書入旋頭歌」とあることから、現存の広瀬本としては、これらの部分は欠を補った形で読まれることが期待されているように見える。しかも補われている歌は、広瀬本特有の片仮名別提訓で、訓の内容も元暦校本など非仙覚本系の本に似ている。その点で、この部分を本来の欠落と考えることに疑問がないでもない。しかし、一六四のごとく、同じ巻七の中で、紀州本・広瀬本がともに欠落している事例を考えると、紀州本が欠落している所が広瀬本でも（少なくとも本篇では）欠落していることは到底偶然とは思えない。しかも、双方とも歌だけでなく「旋頭歌」という標題まで同じように欠いているとなればなおさらである。したがって、本篇は、広瀬本の一四〇三及び前の標題は、少なくとも本篇においては本来欠けていたものと判断する。

13 同論文は主として関戸守彦氏所蔵（当時）の春日本、懐紙にして二十九枚分をかなり詳しく紹介している。しかし残念ながら、ここで紹介されたほとんどの懐紙は『校本万葉集』にも校合されず、所在も不明である。

14 一致率の表には掲出していないが、この他に京都大学本の代赅書入（京大本赅と略称する）との一致例が一ヶ所ほど存する。ものが書入だけに他の伝本のように一致率を割り出すことは難しいが、そのうち、京大本赅だけが春と一致する例が一例（八一五五六訓）、春の他に紀・広のいずれの一本とのみ一致する例が各々一例（七一二〇三訓・七一二二八訓）あり、春・紀・広三本と一致する例も少なくない。このことは京大本赅と非仙覚本系の片仮名訓本との関係を指摘する山崎福之氏の一連の論考（『類聚古集の片仮名訓書入』万葉第一一三号昭和五十八年等）と関わってきわめて興味深い。が、春日本の特徴である誤った異文との一致例は皆無である。書入れという行為が、主として正しかるべき本文を摘記するものであるため、右のような傾向は必然的とも考えられるが、春日本と京大本赅との関係の決定的な所がわからないのは残念である。

15 先掲吉永登「古葉略類聚鈔考」は、春・古・紀の三本の関係について「以上、訓に關するかぎり、春日本は紀州本よりいっそう古葉略類聚鈔に近く」と発言しているが、吉永論文以降に発見された資料を加え、本文と訓とを総合的に判断した結果、前述のように、春は古より紀に近いと考えられる。

16 但し、同論文は、古の本文が相当に校訂の手が加わったものであることについてすでに言及している。

17 誤まった異文を共有する事例として「水手出吉之」（七一三八六本文）の例を挙げうるにすぎない。

18 類聚古集の図版は上田万年・小島憲之『類聚古集』（縮刷版・昭和四十九年）、広瀬本の図版は『校本万葉集』別冊一〜三（平成六年）を用いる。以下同じ。

19 卷七・八の調査からも知られるように、非仙覚本系の伝本は、卷によって、残っている本の種類や数が著しく変動する。紀州本と広瀬本との近さは、他本との比較でしか測ることができないため、全体としてより正確な把握を目指すためには、本稿が行った卷七・八の調査以上に精度の高い基準を設ける必要がある。

20 この部分の図版は『校本万葉集』十七（諸本輯影）による。

21 この部分の図版は、石川県立歴史博物館蔵本の写真による。

22 元暦校本の図版は『元暦校本万葉集』（昭和六十一年）による。以下同じ。

23 三氏の論はいずれも春日本の一部を他本の本文と比較して、その結果をただちに春日本と他の本全休の近さ・速さに結び付ける形で行論している。かような傾向は、件の三氏の論のみならず、『万葉集』の伝本研究の根幹をなす『校本万葉集』（首巻）をはじめ、『万葉集』の伝本研究全般に見出される。

24 卷十の三例はいずれも広瀬本の現存しない部分で、三例とも紀州本に近く、元暦校本とは遠い。一方、卷十四の例では、三例中二例が広瀬本と近く、元暦校本に近い例はない。また、三例ともに一致するのは類聚古集である。

どうして、広瀬本では卷五〜八では誤りが残り、卷十九・二十ではその誤りが改められていて、逆に元暦校本では卷五〜八ではすっかり改められていて、卷十九・二十では残っているのか、という点について十分に説明できない。その点も含めて、さらに考えてゆきたい。

（補注）春日本は、平成二六年六月現在、一六〇枚まで、その存在が確認される。だが、新たに発見された春日懐紙の多くは、裏の春日本万葉集が残存している事例が極端に少なく、本論文で得られた以上の成果は得られていない。

（付記）本稿構想の段階で『校本万葉集』（新增補）の編者である木下正俊・神堀忍両先生より、春日本について種々御教示を賜わった。成稿の段階では、国文学研究資料館の新藤協三教授からお教えをいただいた。また、石川県立歴史博物館には、所蔵の春日本の閲覧等について御配慮を賜り、ことに亀田康範副館長からは格別な御厚情をいただいた。記して感謝申し上げます。

（初出）「春日本万葉集の再検討」文学（季刊）第一〇巻四号 平成一一年一〇月

### 第三章 片仮名訓本系統内での諸本の位置 付属論文②

#### 広瀬本万葉集の信頼性

一

広瀬本万葉集は、平成五年に公表された伝本である。この本は、公表とほぼ同時に、『校本万葉集』の別冊として影印本が刊行され（平成六年）、さらに同書の第十八巻に「広瀬本万葉集解説」（以下、「広瀬本解説」と称する）という、この本についての大変詳細な解説が収められた。この解説により、広瀬本が、本来定家本であったこと、さらには、万葉集の伝本としてすぐれた本文を持っていることなどが明らかにされている。これを承け、現在、広瀬本は、様々な点で検討が進み、もはや、広瀬本の伝本としての価値は揺るぎないように思われる。が、広瀬本には、精力的な研究にもかかわらず、解明されるべき大きな問題が残されている。それは、書写年代が、他に突出して新しいという点である（天明年（一七八一））。一般に、人の手を介して写される写本は、書写年代が新しいと、原本からの転写が数多く重ねられた可能性が高く、信頼性が低下すると考えられている。それ故、校訂などにはなるべく書写年代の古い本が用いられるのがふつうである。実際、万葉集で校訂に用いられる伝本は、その多くが平安鎌倉期の書写本であり、広瀬本は、それらと比べると異様なほど新しい伝本と言うことになる。これほどに新しい写本が、どうしても平安鎌倉期の写本と肩を並べて比較しうるかについては、不思議なことに従来十分には討究されていなかった。これまで、そのような声が挙げられなかった背景には、研究の積み重ねの中で、経験的に広瀬本の内容が他の伝本と遜色ないであろうという感触が存したことが挙げられよう。しかし、かように重要な事柄は、感じや感触ですませるのではなく、是非とも論証されるべきことは、言うまでもない。広瀬本が今後有効に利用されてゆくためにも、原点に立ち返り、伝本としての信頼性を明らかにすることが急務であると考えられる。

二

広瀬本の書写が新しいことについては、もちろん「広瀬本解説」でも言及されている。同書では、この問題について、論の各所で多岐にわたって言及しているが、基本的には、広瀬本の、原本にあったと思われる古い形が残っている事例を挙げ、本文の優秀性という面からこの問題を克服しようとしている。しかし、書写年代が新しいことに惹起する不安は、主として、長い期間を経たことにより、本文などが変改されているのではないかという点につきる。「広瀬本解説」において、その点についても必ずしも言及がないというわけではないが、重点が先の点にあることは明らかである。したがって、広瀬本が、伝来の間にいかに変改されていないかについて検討する必要がある。

広瀬本は、藤原定家書写本を淵源としていることが知られている。定家が書写したと考えられるのは、建保三年（一二二五）、鎌倉時代の初期に当たる（注1）。まずは、定家時代の本としてみた場合に、広瀬本の内容はどうかという観点で考えてみたい。その点から、注目されるのは、他作品で定家書写本を淵源に持つ事例である。このような事例の中には、書写年代が遅くとも高い価値を認められた本がある。たとえば、旧高松宮家蔵の『後

撰和歌集』は、江戸初期の写本であるが、定家自筆の本を透写した本であることから、きわめて重要な本として認められている（岸上慎二『後撰和歌集の研究と資料』昭四一年）。時代が下つても、定家書写本との関係、あるいは、それに対する書写態度が明確な場合には、相応の価値が認められる。が、当の広瀬本の場合、定家本を淵源に持つことは認められても、元の定家書写の万葉集については、現在その本自体はおろか、断簡一枚知られていない。したがって、定家自筆本との比較についてはあきらめざるを得ない。

しかしながら、広瀬本が全く他と隔絶した伝本だというわけではない。「広瀬本解説」が述べるように、伝冷泉為頼筆本（巻一）・細井本（巻四・六、他の巻は仙覚本系。注2）を同系統の本として挙げるができる。「広瀬本解説」が既に述べるように、これらは、ともに大変広瀬本によく似た内容を持つ本であり、前者が江戸時代初期、後者が室町時代末と、いずれも広瀬本より書写も古い。これらの存在により、一応、室町末期くらいまで、広瀬本の内容はさかのぼれることが確認される。では、これらの伝本と広瀬本とはどのくらい似ているのか。その点については「広瀬本解説」に詳細に述べられている。が、より書写年代の古い細井本との比較について、補足すべきことを述べる。「広瀬本解説」は、細井本と広瀬本について、

細・広を並べて一枚一枚めぐりながら比較すると驚くほど両者が似ていることが知られる。

と述べ、具体的な事例を挙げている。問題は、両者がどの程度よく似ているかであるが、左は、両者の巻四の目録の一部分である（注3）。

広瀬本 巻四目録

細井本（東洋文庫蔵）同上

行配りは全く同じである。細井本が広瀬本と同じ系統なのは（巻四）（注2参照）・巻五・六の三巻。そのうち、〈巻四〉の一部分に一行ずれているところが見られるが（広瀬本の影印本で言うと、P四〇三〜四一〇とP四五一〜四六二の部分がそれぞれ一行ずれている）、巻五・六に到っては、全丁全く同じ行配りになっている。また、本文についても、表示した部分については全く同じであるし、全体においても、ケアレスマスを除けば、ほぼ同じ内容である。が、両者を並べれば明白なように、筆跡は、さほど似ておらず、透写や臨模などが行われた形跡は認められない。ただし、全体としては、きわめてよく似ていると考えられる。たとえば、ここに四例見える「○首」の「首」の字は様々に崩されているが、両本で四つの事例の崩され方は全く同じである。両者には、このような字の崩し方に到るまで酷似する例がしばしば見られる。字は、そっくりそのまま写されているわけではないが、両者は、単に同一の親本から派生した伝本という関係にとどまらぬ、酷似した

本であることが知られよう。

### 三

では、細井本以前にはさかのぼれるのか。筆者は、これまで、広瀬本について、いくつかの観点から他の平安鎌倉期の伝本と比較を行ってきた。その際、今回の論が提示するような問題意識を十分に持たずに、単純に他の諸本との比較を行っていた点、反省すべきではあるが、その結果は、今回の論に対しても有益であると考えられる。それらの調査で、広瀬本が、いずれも平安鎌倉期の伝本ときわめてよく似た傾向を示しているからである。これまでの調査の観点を、今回の趣旨に従って整理し直すと、次のようになる。

- a 題詞の高さ
- b 長歌訓の分布
- c 本文の誤り

まずは、a についてである。万葉集は、伝本によって、題詞が歌よりも高い本と低い本とに分けることができる。広瀬本は、基本的には題詞の低い本のだが、一部に題詞の高い部分が二箇所見られる。まず、巻二十の後半部分である。広瀬本巻二十は、四三九八までは他の部分と同じく題詞が低いのだが、次に題詞が現れる四四三三（他の本では、その間に四四〇八にも題詞があるが、広瀬本では欠落している）は題詞が歌よりも高く、以降の題詞はすべてその形になっている。広瀬本は、この間の四四二三以降訓がいっさいないという特徴が見られ、両者の境目は四四二二と四四二三とにあると推定される。これは、広瀬本が、巻二十の最後の九十首あまりが欠けた本、いわゆる「九十余首なき本」だったものに、残りの歌を題詞の高い本で補ったためであると推測される（拙稿「広瀬本万葉集の性格」季刊「文学」第六巻三号平成七年夏）。（左は、広瀬本巻二十、四四三六）

図版・広瀬本 巻二十、四四三六

広瀬本の伝本としての性格を知る上で重要な特徴であるが、このような形態自体はきわめて特殊だといえる。ところが、このような特徴が他の伝本にも見られる。それは、元暦校本である。元暦校本も、やはり題詞の低い本なのであるが、広瀬本と同じ部分から題詞が高くなっている（但し、元暦校本の場合、題詞の高さは、歌と同じ高さである）。元暦校本は、元暦元年（一一八四）に他本を校合したことによって名付けられた本であり、書写はそれ以前といわれている。その元暦校本と同じ特徴を持っていることにより、広瀬本のかような特徴が、少なくとも元暦校本以前にさかのぼりうることが知られる。

もう一箇所は、巻六である。広瀬本巻六は、題詞のうち、年号を示すものに限って、歌と同じ高さに書かれ、しかも、多くは、年号と干支だけが別行になるという特徴を持つ。（左は、広瀬本巻六、九四八）

他の本は、当該部分も他と同じように題詞は歌よりも低い。が、現存伝本の中で一本だけ、春日本という伝本では広瀬本と同じ形になっている。(ただし、春日本は、歌と同じ高さではなく、一字分低くなっている。それでも、春日本は通常題詞は歌より二字分低いので、他の部分よりは高いといえるし、年号と干支とが別行となつているところも広瀬本と特徴を同じくしている。)春日本は、寛元元々二年(一二四三〜四)の書写であり、広瀬本のこのような特徴も鎌倉期までさかのぼるものであることが知られる(拙稿「春日本万葉集の資料分析」『高岡市万葉歴史館紀要』第十卷平成二二年三月)。

右の二つの事例は、広瀬本の題詞の高い部分が、平安鎌倉期にまでさかのぼりうる古い形態である点で共通している。が、それだけではない。右の二例は、基本的に題詞の低い本のある部分だけに題詞の高い部分が現れるという特異な現象である。そもそも、歌よりも題の方が高い、あるいは同じ高さであるという現象は、我が国の和歌の記述の歴史の中では大変特殊なものに属する。万葉集の伝本にこそ題詞の高い本が見られるが、平安時代以降の和歌作品にはそのような事例は見られない。すると、万葉集が平安鎌倉期に伝来している間に、題詞が高い部分は、一般的にはない形態として、違和感にさらされ続けていたことになる。しかも、右の二つの事例は、すべての題詞が高いわけではなく、一部分だけが高くなっているのである。ならば、このような形は、一般的に考えて、題詞の高さが、他にあわせて歌よりも低い形に変改される可能性が強いと推定される。平安鎌倉期に写された元暦校本・春日本がそのような形を有していることはともかくとして、江戸後期の書写である広瀬本が、右のような特異な形態を保存していることは、とりもなおさず、広瀬本が、平安鎌倉期の古い状況を残す形で伝来してきたことを示すものと考えられる。

次は、bの長歌訓の問題である。万葉集の伝本は、平仮名訓の本と片仮名訓の本に分けることができる。両者間の大きな相違点に長歌訓の有無が挙げられる。平仮名訓の本には長歌訓がほとんどないのに対して、片仮名訓の本には半分以上の長歌に訓が見られる。しかも、片仮名訓の諸本において、長歌訓の分布はほぼ同じ傾向になっている。すなわち、卷十までの長歌にはほとんど訓があり、それ以降の巻では、卷十五・十九を除き、ほとんど訓がないという点で共通する(本書第一章第一節「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」)。広瀬本も片仮名訓を持つ本である。付訓位置は他の片仮名訓の本とは異なるものの、長歌訓の分布については、他の片仮名訓本と同じ様相を示している。万葉集中の長歌は全部で二六五首、歌数で言えば全体の一割にも満たない。が、二十巻の各所に散在している長歌の訓の有無が、他の鎌倉期の片仮名訓本(たとえば元暦校本代赭書き入れなど)と軌を一にしていることはきわめて重要である。片仮名訓本の諸本の長歌訓の分布はかなり細かい



ところまで類似している（本書第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」）。広瀬本は、それら鎌倉期の本と同じ分布を忠実に継承しているのである。その際に、二十巻に不規則に分布する長歌の部分だけが忠実に写されていると言うことは考えにくい。長歌訓のあるところ、ないところを正確に写す書写態度は、むしろ、広瀬本全体に及んでいると考える方が穏当であろう。

cは、本文の問題である。広瀬本は、「広瀬本解説」が述べるように、決して写しの美しい本ではない。元は定家本であるはずなのに、その手跡は定家様とはほど遠く、また、至る所に字体のつづれた、所謂嘘字といつてよいような字が見出される。そのなかでも、「広瀬本解説」は、巻七を「格別に見劣りする巻」と述べている。「広瀬本解説」によれば、見劣りするとは、字がつかないことのほかに、誤字の多いことも含まれているようである。左は、広瀬本巻七でも特に誤字の多い事例である（巻七、一三八六）。

A

B

C

D

E

F

次に挙げるのは、同じ歌の一般的な校訂本の本文である。

A

B C D

E

F

大船尔 真梶繁貫 水手出去之 奥者将深 潮者干去友

一首二十一字のうち、実にAからFまで六ヶ所に誤字が認められる。ところが、次に挙げるのは春日本の同じ歌である（石川県立歴史博物館蔵）。

A

C

D

F

広瀬本の六ヶ所の誤字のうち、A C D Fの四箇所は共通していることがわかる。また、Eの「持」は類聚古集と共通する誤字である。つまり、誤字六ヶ所のうち、五ヶ所は他の伝本と共通しているのである。これらの誤字が決して広瀬本特有のものでないことが知られる。もちろんこの様な傾向は一三八六、一首だけではない。広瀬本は、この一三八六を含む一面六首（一三八六〜一三九一）のなかに、誤字が十二ヶ所見られるが、そのうち半分の六ヶ所は春日本と共通しているし、三ヶ所は他の本と共通している。都合十二例中九例が、他の本と共通する誤りなのである。わずか一面六首の歌を見るだけでも、広瀬本の誤字は、必ずしも広瀬本だけのものではないことが知られる。ことに春日本とは誤字を共有する事例がきわめて多い（本書第三章付属論文①「春日本万葉集の再検討」）。これらの誤字は、当然原本にはなかったであろう、後代の所産なのだが、江戸期の写本である広瀬本の立場から考えると、平安鎌倉期の伝本と共通する誤字が多く残っていることは、古い形が改変されずに伝えられていることを意味する証左とも考えられる。いわば、“由緒ある誤り”ということができよう。

広瀬本	(イ) 三〇八	(ロ) 一一四	(ハ) 一九四
紀州本	(イ) 一五二	(ロ) 四二	(ハ) 一一〇

右は、くだんの巻七において、広瀬本が、現代の代表的な校訂本の一つである塙書房版『万葉集』に対してどのくらい誤字を有するかを調べた結果である。(イ) 塙本に対する誤字の数、(ロ) 他の伝本と共通する誤字の数、(ハ) 広瀬本にしか見られない誤字の数という順に示している。一方、その隣は、同じ片仮名訓本で鎌倉時代の書写とされる紀州本の同様の結果である。これによれば、広瀬本は、紀州本に対して、単独の誤字の数が二倍に及ぶことになる。が、この場合、広瀬本と誤字を多く共有する春日本が、巻七全体の八パーセント(三五〇首中三一首)しか現存していない点を見逃してはならない。春日本が現存する部分では、広瀬本に見られる誤字の三分の二は、春日本と共通する誤字なのである(先掲「春日本万葉集の再検討」)。この比率を単純に巻七全体に当てはめれば、広瀬本の誤字三〇八のうち、二〇〇は春日本との共通の誤字と想定され、広瀬本単独の誤字は一〇〇程度ということになる。この想定された数字は、紀州本の結果(ハ)とほぼ同じである。これは、仮定の数字ではあるが、残存する春日本と、広瀬本との本文の類似性は明白であり、一定の信頼性は持ちうると思われる。

右のように、写しが最もつたないと思われる巻七においても、誤字の多くが春日本などの鎌倉期の写本と共通するものであることがわかれば、むしろ鎌倉期の伝本の状況をよく残している証左として把握し直すことが可能かと思われる。

#### 四

以上の検討は、たった三つの観点における、しかも、局所にしか及ばぬ言及に過ぎない。が、それぞれの観点の検討からは、それらの観点に限らず、全体で広瀬本が古い形態を残していることが強く示唆されている。しかも、複数の異なった角度からの検討がいずれも同様の結論に導かれていく事実を考慮すれば、広瀬本全体においても、古い形態がよく残されていると考えてよいと思われる。もちろん、今回の検討は、広瀬本のあらゆる箇所について、後世の変改がないと断じうるほどの有効性は持たぬであろうが、少なくとも、全体として、大きな変改は存しないことは証明できたと考えられる。すなわち、広瀬本が、他の平安鎌倉期の伝本との比較に用いうる水準であると考えられる。また、このことを、広瀬本の淵源が定家本に求められることと照らし合わせるならば、広瀬本は、江戸後期の書写でありながら、定家本の様相をかなり反映した伝本であるということになる。

だが、一方で、『広瀬本解説』が指摘しているように、広瀬本には後世の書き入れがかなり多く残っている。『広瀬本解説』は、本来あったであろう書き入れと後世に加わった書き入れとを「中世以前」「近世以降」として区別して論じている(第八・九節)。しかし、両者の違いをどう見極めるかについては言及していない。おそらくは、「中世以前」と「近世以降」の書き入れの違いは一目瞭然であるという認識に基づくものと考えられる(その点後述)。が、実際のところ、広瀬本の書き入れには、本来の部分と容易に区別しにくい場合も見出される。もしかりに、この後世の書き入れの部分が十分に区別できない形で本の中に紛れ込んでいるのなら、これまで述べ来たった広瀬本の古体を色濃く残すという主張に対する信頼性自体が揺らぐことになる。

そこで、後世の書き入れであることがわかりにくいものを具体的に挙げつつ、その様相を検討してゆきたい。

次に挙げるのは、広瀬本巻六の九八二から九八三にかけての部分である。

図版・広瀬本 巻六、九八二～九八三

まず、目立つのは、歌の本文（万葉仮名）に付された雫形の記号、同じく歌の訓に付された「」という記号である。これらはいずれも句の切れ目を示すために付された、句切り符号ともいべきものである。これは、二首の歌ともに見られる。次に目立つのは、片仮名の訓に濁点が付されていることである。これは、右側の九八二に見られる。

短歌における本文（万葉仮名）、訓の句切り符号や、訓の濁点などは、万葉集の古い伝本には見られない要素といつてよい。ことに、このような形の濁点については、時代的に考えても、鎌倉期にはありうるものではなく、後世的な性格のものと考えられる。このような要素が、他と区別できない形で紛れているならば、広瀬本に古い形が残っているとはいえ、なお、書写の新しいことの弊害が存すると言ふことになる。問題は、広瀬本で、これらの要素がどのような形で記されているかと言ふことである。

これらの要素が、いかに記されているかは、実は本当に一目瞭然に看取できるのである。我々が一般に広瀬本を見る場合は、『校本万葉集』の別冊のモノクロ写真を介してである。右の写真はそのモノクロ写真を引用している。その写真だとわかりにくいのだが、実際の

図版・広瀬本 巻六、九八二部分

広瀬本は、朱の書き入れが数多く見られる。そして、右に取り上げた要素は、すべて朱書されたものである（上図参照）。先の濁点について言えば、「ウハタマノ」の「ハ」は、墨で書かれた訓に、濁点だけが朱で付されているという形になっている。これは、

濁点が、本来の書写内容と一体としてあるのではなく、後になって加えられた要素であることを強く示唆している。ならば、同じように、朱で付されている万葉仮名・訓の句切り符号も、後になって加えられた要素であることが知られよう。どうも、広瀬本の朱の書き入れには、後世に書き加えられたものが多いようである。引用した一面には、このほかにも朱の書き入れが見られる。訓が抹消され（注4）、右に新たな訓が付されている部分である。九八二の第三句の「スマサルニ」など六ヶ所に及ぶ。このうち、九八二の「スマサルニ」を抹消し、「オボ、シク」に直している部分の訂正された訓は、『万葉考』の説と考えられ、近世になって書き加えられていることが明白である。右に引用した箇所は（巻

六)、先に取り上げた細井本の、広瀬本と同系統である三巻に含まれている。次に引用するのは、細井本の同じ部分である。

図版：細井本 巻六、九八二～九八三

先に述べたように、広瀬本は、そっくりであるが、具体的にこの二首を比べてもよく似ていることがわかる。ところが、細井本の方には、広瀬本にあった、歌本文・訓の句切り符号・濁点・訓の抹消などが全く存在しない。内容が酷似する両者の関係にあつて、書写年代のより古い細井本の方に右の三つの要素が全く見られないわけであるから、これらが、近世に入ってから加えられた要素であることは、両者の比較という観点からも確認されたと言つてよからう。ただし、広瀬本の九八三の第二句の訓「サ、ラハフトコ」の左の合点を伴つた「エ」は、やはり朱書である。これは、同じ部分の細井本にも朱で書かれている。同じ朱書でも、この事例は由来の古いものだと考えられる。すると、広瀬本の場合、同じ朱書でも、由来の古いものと後世に加わつたものとが混在していることになる。これらはどう区別したらよいか。

右の巻六の挙例で、広瀬本に朱書があり、細井本になつたのは、次の三つの要素である。

- 1 万葉仮名・訓の句切り符号
  - 2 濁点
  - 3 訓の抹消
- 1 この広瀬本の朱書の1～3の要素は、巻六に限らず、他の巻にも見られるが、全巻に見られるわけではなく、また、それぞれの要素で、分布がバラバラである。次の通りである。
    - 1 巻三～六と巻二十  
ただし、訓の句切り符号は、巻九・十にもあり。
    - 2 巻三～六
    - 3 巻一と巻三～六・九・十一（注5）

三つの要素は、おのおので異なつた分布を示しているものの、書き入れの存する巻はある部分に集中するという傾向も見られる。たとえば、巻三～六の四巻には三つの要素は共通して含まれている。幸いにも、これはちょうど細井本と重なる部分である（広瀬本・細井本の巻四相当巻が巻三と四との混じつた巻であること、先述の通りである）。細井本に

おける右の三つの要素を確認すると、細井本の現存する巻三〜巻六の部分では、三つの要素は、ともに認められない。つまり、細井本と比較が可能な部分においては、1〜3の要素は、いずれも後世のものであろうという結果が出たことになる。細井本で確認できるのは、右の部分だけであるが、残りの巻(訓の句切り符号・訓の抹消で、おのおの三巻ずつ)についても、付されている状況は右の四巻と異ならず、これらだけが他と異なり、古い由来を持つとは考えがたい。したがって、この三つの要素に限っては、いずれも後世の書き加えと考えるよといえよう。

## 五

右の様なことが十分明らかでないために、広瀬本の把握にある混乱が生じることもある。その一例として、藤田洋治「赤人集・内閣文庫本の本文性格」(東京成徳短期大学紀要第三十号 平成九年三月)を取り上げる。この論は、平安時代の私家集「赤人集」を扱ったもので、その伝本のひとつ山形大学の末尾の増補歌群に着目し、そこに載る万葉集の長歌四首の訓と広瀬本の訓とに類似性が見られると述べている。中でも、これらの万葉歌の訓が、広瀬本の、しかも抹消された訓(「抹消訓」)によく似ていると述べている。引かれている長歌は、巻三の三二二・三七二と巻六の九一七・九三八の四首である。そして、この四首に見られる訓の抹消は、すべて朱書である。これらは先述の通り、後世の書き入れと言うことになる。藤田氏も、抹消された訓の方が由来の古いものである事は認めているが、広瀬本の現状をふまえて、線で抹消されている訓について「抹消訓」と称し、その横に付された訓を「訂正訓」としている。氏のこのような措置は、今ある広瀬本の姿を考えれば、穏当なものといえるし、むしろ、広瀬本の現状を伝えるためには、誠実な態度とさえいえよう。しかし、一方で、一旦「抹消訓」という名称が付されると、そこに、ある価値観が生ずることも否定できない。つまり、抹消された訓という語感には、当然否定的な感覚が伴う。これまで述べ来たつたように、広瀬本の場合、朱で抹消された訓こそが本来のものであるのだから、それらをこのような名称で呼ぶことが招く誤解はけっして小さくはないであろう(注6)。藤田論文は、広瀬本が本来定家本万葉集であることを確認しつつ、その流布の相を指摘しており、広瀬本が万葉享受史に益する可能性を示唆した先駆的な研究と考えられる。その価値を考えるにつけ、広瀬本の書き入れの様相に対する共通理解の徹底が求められよう。

もうひとつ、この訓の抹消をめぐる問題には、視覚的な側面もある。先ほど広瀬本の訓の抹消などの認定は一目瞭然と述べたが、これは、広瀬本の実物を見た場合である。先にも述べたように、『校本万葉集』別冊のモノクロ写真だけを見て、それが朱書であることを判別することは容易ではない。「広瀬本解説」ではその点についても、実際の例を挙げながら、言及している(第九節P一五五〜一五六等)。が、その説明だけでは、広瀬本全体でどの部分が朱書であるのかは把握しにくい面がある。また、「広瀬本解説」が載る『校本万葉集』第十八巻には、広瀬本を中心とした校異が載せられているが、同書凡例で断っているように、すべての校異を網羅したわけではないため、後世の書き入れの状況についてはわかりにくい面が残る。現状のモノクロの『校本万葉集』別冊と第十八巻の校異だけでは、朱書の見極めについて、問題は少なからず残ると言わざるを得ない。事実、先の藤田論文では、これらの訓の抹消について、「墨で抹消された訓は取り敢えず『抹消訓』と

呼称しておくが」としている。訓の抹消が朱書であることが明白であれば、藤田論文での扱いも違っていたと考えられる。

訓の抹消を含む三つの要素については、先述の通り、後世の書き入れであることが判明したため、朱書か否かは取り敢えず問題にはならないが、そのほかに存する朱書の書き入れについては、未だ墨色の問題は残るといえよう（補注）。

## 六

広瀬本は、二十巻がほぼそろそろ浩瀚な本である。そこに含まれる情報量は膨大で、それらをすべてすくい上げ、内容を一举に判断することは難しい。が、いくつかのチェックポイントをもうけて調査をすると、広瀬本は、いずれの場合でも鎌倉期の伝本の様相をかなり忠実に残していることが知られる。また、広瀬本には、後世の書き入れが数多く見られるが、それらについても、細井本などの比較において、本来の内容との間には区別を付けることができる。したがって、使用の際にある一定の配慮を施せば、広瀬本は、平安鎌倉期に書写された伝本とともに、万葉集の校訂作業、あるいは伝来の研究に用いることが可能であると言うことができよう。

## 注

1 広瀬本と同系統である細井本（巻四く六・この点については後述）には、訓の一部が抽出され、見出しのように掲出されている。『校本万葉集』首巻は、これらが、定家関係の歌書と深い関係にあることを述べている。「広瀬本解説」は、それを承け、二十巻が完備する広瀬本で、より広範な調査を行い、同様の結論を得ている。また、山崎福之「『定家本万葉集』攷一」（『上代語と表記』平一二年一〇月）は、定家関係の歌書でも、定家自身の書き入れが存する冷泉家時雨亭叢書『五代簡要』との比較を試み、その内容が広瀬本と酷似していることを述べている。この方面の研究から、広瀬本の奥書が、定家のものであることは確定したと考えられる。

2 広瀬本の巻三と四は、「広瀬本解説」が述べるように、錯綜しており、広瀬本で巻四に相当する巻は、巻四目録の冒頭から巻四、五〇二までの十九丁分と、巻三、三七七から巻三巻末までの二十七丁分の計四十六丁分である。これを相補う部分が巻三に相当する巻にあり。そちらは、九十五丁分（巻三目録冒頭く三七六・巻四、五二〇く巻四巻末）と、はるかに量が多い。これと全く同じ現象が、細井本巻四相当巻にも見られる（巻三は、別系統故、通常の内容）。したがって、細井本・広瀬本の巻四相当巻は、ともに巻三と四とが入り混じった特異な状態である。そこで、便宜上、この二本の巻四相当巻を、「巻四」という形で表示する。

3 広瀬本万葉集の引用は、『校本万葉集』別冊一く三による。また、細井本万葉集は、東洋文庫から提供された紙焼き写真による。以下同じ。

4 この訓の抹消は、一種のミセケチとも考えられる。実際、「広瀬本解説」は、ミセケチとしている。が、広瀬本の朱の書き入れの中には、数は少ないが、一般的な形でのミセケチも見られる。しかし、例示したような抹消の事例と比べると、数が圧倒的に少ない。両者の違いについては不明確ではあるが、かような事情をふまえ、今回は、「訓の抹消」と称しておく。

5 ただし、巻十・十二・二十にもごく少数見られる。また、巻十六〜十八にはミセケチが、これもごく少数見られる。

6 最近、阿野本万葉集の書き入れから、新たな伝本の存在を掘り起こそうと試みた真野道子「阿野本万葉集再考」（『国語と国文学』第八十二巻三号 平成十七年三月）の中でも、広瀬本の朱の訓の抹消について、「広瀬本も『アキタツ』であるが、見せ消ちとなっている。」と、抹消された事実を重く受け止める事例が見られる。

〔補注〕広瀬本万葉集は、平成二十六年から関西大学アジア文化研究センターのホームページ（CSAC DigitalArchive）でカラー画像が公開されている。

〔付記〕本稿は、和歌文学会十二月例会（平成十六年十二月十一日・於立教大学）での研究発表（題目「広瀬本万葉集の伝本としての価値」）の前半部分をまとめたものである。席上、ご意見をいただいた、片桐洋一先生、久保木秀夫氏に感謝申し上げます。

なお、広瀬本万葉集の調査については、関西大学図書館に、また、細井本万葉集の調査と写真掲載については、東洋文庫に、春日本万葉集の写真掲載については、石川県立歴史博物館の許可をいただいた。ともに感謝申し上げます。

（初出「広瀬本万葉集の信頼性」和歌文学研究第九一号）平成一七年十二月）

## 第四章 片仮名訓本と仙覚校訂本

### 第一節 片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本

一

奈良時代の歌集である万葉集が、平安鎌倉期に、どのような形で伝来していたかについては、その詳細は知られず、謎が多い。もし、平安鎌倉期のある時期に、どのような万葉集の伝本がどれくらい存していたかを知ることが出来たら、万葉集の伝来史の研究は飛躍的に進展するであろうが、そのようなことは望むべくもない。ただし、我々は、鎌倉時代の一時期に、かなりの数の万葉集伝本が、一人の人物の元に集められたという事実を知っている。その人物とは、仙覚である。仙覚は、將軍藤原頼経の命による万葉集の校訂事業を源親行から受け継ぎ、数次にわたる校訂を行った。その際、仙覚が校訂に用いた伝本群は、ことが時の將軍の命に端を発するという事情もあり、かなり質の高い本が集められたと推測される。これらの本に限っても、その様相が詳しくわかれば、当時の万葉集の伝本の状況を知る上では第一級の資料となることは間違いない。しかし、仙覚は、原則として、校訂に用いた伝本の内容をいちいち断ることはせず、校訂の結果だけを記している。伝本の名称やあらあらの特徴は、仙覚の校訂本の奥書により知られるものの、それ以上の詳しい内容についてはほとんど知ることが出来ない。ところが、最近、仙覚が見ていた諸本の様相を知る端緒というべきものが見出された。

二

ことの始まりは、万葉集の長歌の訓にある。現存の万葉集非仙覚本系の伝本は、長歌訓の分布の特徴から、平仮名訓の本と片仮名訓の本とに系統上二つに分けることが出来る(本書第一章第一節「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」)。すなわち、平仮名訓本には長歌訓はほとんど存在しないが、片仮名訓本にはかなりの数の長歌に訓が見られる。しかも、それら片仮名訓本の長歌訓の分布は、各本でほとんど同じ傾向を示している。現存の片仮名訓本は、ある時期に長歌訓が付され一伝本を共通の祖本とする同一の系統の伝本群であると考へ得る。万葉集中長歌の数は、全体の歌数の一割にも満たないけれども、集全体に分散する長歌の訓の様相が、その本の系統上の特徴を雄弁に物語る。右の知見は、万葉集の伝本の性格を把握する上で、簡便でありながらも確実な方法をもたらしたといつてよいであろう。伝本の詳細な内容を検討する前に、長歌訓という一つの要素から系統上の性格がある程度予測されうる点に重要な意味があると言える。これは、万葉集の伝本の系統上の性格を知る上で今まで以上の手がかりを与えてくれるように思われる。

さて、その長歌訓と仙覚の見た本との関係であるが、仙覚は、先述のように個々の伝本の内容は記さないものの、自らの校訂作業には厳密な態度を貫いている。ことにそれは訓についての自他の説の区別において著しい。平安期の村上朝に梨壺の五人によって付された訓、いわゆる古点は墨で、また、古点以降に付された訓、いわゆる次点は、墨の訓に朱で合点を打っている。そして、従来諸本に訓のない歌については、自ら考案した訓を朱で付している。さらには、従来の訓がありながらも、それに満足せず、新たな訓を付した部



分については、その部分だけ青の訓にするといい徹底ぶりである。したがって、仙覚本の右のような訓の表示を見ると、当時仙覚が参照していた伝本の様子をある程度把握することができる。

ところが、先に述べた現存片仮名訓本の長歌訓の分布と、仙覚本における長歌訓の古次新点の表示とは無視できない類似性が看取される。次に示すのは、万葉集片仮名訓本の巻別の長歌訓の分布と、仙覚本のやはり巻別の長歌訓の古点・次点・新点の分布の様子である。なお、便宜上、仙覚の新点だけ数字を太字にして見やすくしている。片仮名訓本の長歌訓は、諸本でほぼ同様の分布が見られるが、その大きな特徴は、巻十までにはほとんどの歌に訓があり、それ以降（実質巻十三以降）は、巻十五・十九の二巻をのぞき、ほとんど訓を持たないことである。一方、仙覚本の表示は、全体に古点が少なく、次・新点が多いことが見て取れる。よく知られるように、仙覚本全体では古点が圧倒的に多く、その中であつて古点が目立って少ない長歌は、仙覚が見た諸本においても由緒ある訓が少なかつたことが知られる。仙覚本の長歌訓は右のように多く次・新点に占められているわけだが、次点と新点の分布には際違った違いが見られる。新点を太字にしたことからわかるように、巻十までには新点はほとんど見られず（二三首中六首）、巻十三以降に集中していることが明白である。新点が集中する巻十三以降でも、巻十五は五首中一首もなく、巻十九は二十三首中五首しか見られない。すなわち、巻十までの九巻と巻十五、十九の計十一巻がいわば新点の空白地帯であるといえよう。ところが、これらの巻は、現存の片仮名訓本が長歌訓を持つ巻と完全に一致している。先述のように、新点であるといふことは、仙覚が見た諸本に訓がなかったことを意味する。逆に新点でない（古・次点である）といふことは、諸本に訓があつたことを意味する。その新点が稀な巻が、現存片仮名訓本で長歌訓がある巻の分布と一致するといふことは、仙覚が見ていた諸本のうち、長歌に訓のある本の訓の分布が、現存片仮名訓本のそれと酷似していることを意味していよう。これは、仙覚が見ていた本のうち、長歌訓のある本は、現存片仮名訓本と同系統の本であつたことを示唆する重要な証拠といえよう。ただし、仙覚の本の訓の表示は、複数の本を校訂した結果であり、そこからうかがえる長歌訓の分布状況が、単独の本の状況を反映していない可能性も当然考慮すべきであろう。そこで、この点については、さらに検討を重ねた上で、もう一度考えることとする。

### 三

以上、両者、すなわち現存片仮名訓本と仙覚本の表示との間で長歌訓の分布がよく似ているといふのは、巻別の分布を追つていった結果である。そこから見られる両者の類似性は紛れもないが、個々の歌について細かく見てゆくと、両者の間で、長歌訓の有無について微妙に食い違う例がいくつか存する。この事例をさらに追求すれば、両者の関係がより明確になると考えられよう。そこで、もう一度右の表に戻り、その分布を詳しく見てゆくと、片仮名訓本と仙覚の古次新点との間にいくつか齟齬が見られる。その齟齬は大きく分けて二種類存する。一つは、巻十までの部分である。この範囲では、双方とも基本的に長歌訓を持っているが、仙覚本では、巻十までにおいて、六首の歌が新点となっている。これらは、仙覚が見た本にいずれも訓がなかったことを示すもので、その点で、片仮名訓本との関係が注目される。

そしてもう一つは、巻十三以降である。齟齬は、主として巻十三・十五に見られる。ま

10	9	8	6	5	4	3	2	1	巻次
3	22	6	27	10	7	23	19	16	長歌数
					0/3				桂本
			0/4		0/2		0/17		金沢本
	2/22								藍紙本
									尼崎本
	1/4								伝王生隆祐筆本
							4/4		天治本
0/3	3/17	2/5	0/15	0/3	1/6	2/18	0/16	0/14	類聚古集
1/3	0/14		0/27		1/7		0/3	0/15	元暦校本
3/3	14/14		26/27		6/7		3/3	14/15	元暦校本代赅
3/3	22/22	6/6	27/27	10/10	7/7	23/23	19/19	16/16	紀州本
<b>0/1</b>	<b>22/22</b>	<b>4/5</b>	<b>27/27</b>	<b>10/10</b>	<b>7/7</b>	<b>23/23</b>	<b>19/19</b>	<b>16/16</b>	広瀬本
			6/6			5/5	0/3	14/14	古葉略類聚鈔
0	5	4	4	0	0	2	19	2	古点
3	17	2	22	9	7	17	0	14	次点
<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	新点

20	19	18	17	16	15	13	巻次
6	23	10	14	8	5	66	長歌数
							桂本
							金沢本
		0/1					藍紙本
				0/8			尼崎本
							伝王生隆祐筆本
					1/3	0/66	天治本
0/5	0/17	0/7	0/9	0/7	1/4	1/57	類聚古集
0/6	0/23	0/10	0/14			0/65	元暦校本
0/6	18/23	1/10	0/14			4/65	元暦本代赅
							紀州本
0/5	<b>18/23</b>	0/10	0/14	0/8	<b>3/5</b>	1/66	広瀬本
					3/3	1/1	古葉略類聚鈔
0	0	0	0	0	1	1	古点
0	18	0	0	0	4	2	次点
<b>6</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>63</b>	新点

ず、卷十三は、基本的に片仮名訓本に訓がなく、仙覚本もあらかた新点である巻であるが、仙覚本では、古点の歌一首、次点の歌二首、すなわち、仙覚が見た本に長歌訓が存したと考えられる歌が三首あることになる。一方、片仮名訓本でも、元暦校本代赅書き入れに四首の訓が見られるなど少ないながらも訓のある歌が存する。だが、仙覚の古次点の歌と片仮名訓本の訓のある歌とは必ずしも重ならない。一方、卷十五は、卷十三以降では例外的に訓のある巻であるが、仙覚本が五首すべて古次点であるのに対して、先の表では、片仮名訓本は、広瀬本、古葉略類聚鈔ともに訓のある歌は三首しか示されていない。卷十三、十五両巻の例は、いずれにしても、表からは、仙覚が見た本では長歌訓があったと思われるのに、現存の片仮名訓本には訓が欠けているように見える事例である。まず、卷十までの事例である。この範囲での仙覚の新点が見られる長歌とその諸本での付訓状況は、次の通りである。

	元暦校本代赅	紀州本	広瀬本
3三三二二		訓あり	訓あり
3三八八		訓あり	訓あり
3四三一		訓あり	訓あり
3四四三		訓あり	訓あり
5八九七		訓あり	訓なし
6九六三	訓なし	訓あり	訓あり

これら新点の歌は、仙覚が見た諸本でいずれにも訓がなかったことを意味する。が、片仮名訓本の当該の六首を見てゆくと、いずれかの本には訓が見られるのである。つまり、六首には、少なくとも紀州本、広瀬本どちらかの本で訓が存している。だが、これらの歌における片仮名訓本の訓の内容は、他の長歌訓とはいささか異なる面が見られる。つぎは、当面の六首の中の一つ、卷三、三三二二の訓の異同の一部を示したものである。西は、西本願寺本（仙覚文永本系統）、宮は神宮文庫本（仙覚寛元本系統）、紀は紀州本、広は廣瀬本の略称である。

	皇神祖之	敷座	國之盡	湯者霜
西	スメロキノ	シキマス	クニシシ	ユハシモ
宮	スメロキノ	シキマス	クニシシ	ユハシモ
紀	スメロキノ	シキマス	クニシシ	ユハシモ
広	スヘラキノ	シキシマノ	クニノシツクシテ	ユニハシモ
	極此疑	崗尔立而	歌思	辞思為師
西	ココシキ	ヲカニタタシテ	ウタフオモヒ	イフオモヒ
宮	ココシキ	ヲカニタタシテ	ウタフオモヒ	イフオモヒ
紀	ココシキ	ヲカニタタシテ	ウタフオモヒ	イソオモヒ
広	サネココリ	ヤマヲカニタチテ	ウタオモヒ	コトハオモヒシ

このなかで、一見して異様なのは、紀州本の訓がほとんどすべて、仙覚本と一致してい

ることである。紀州本の訓が仙覚本と異なるのは、第十四句「辞思為師」のイソオモヒだけであり、それも単なる誤写の可能性が高い。一方、広瀬本の訓は、それらとは明らかに異なっている。ところが、次に示すのは、同じ巻三で、仙覚本が新点でない長歌二六〇の訓の異なる例である。

	天降就	神乃香山	木晚茂	阿遲村動
宮	アマクタル	カミノカクヤマ	コクラクモチテ	アチムラサハキ
西	アモリツク	カミノカクヤマ	コノクレシケミ	アチムラサワキ
紀	アマクタル	カミノカクヤマ	コクラクシケキ	アチムラユルキ
広	アマクタル	カミノカクヤマ	コクラクシケキ	アチムラユルキ

二六〇では、訓は、紀州本と広瀬本とで類似しつつ、明らかに仙覚本と対立していることがわかる。もちろん、細かい部分では、両本で異なった訓も見られるが、全体としての類似性は動かない。この傾向は、紀州本が現存する巻十全体でほぼ一貫していると言つてよからう。しかし、先ほどの三二二では紀州本は仙覚本と酷似している。この場合、仙覚系・非仙覚本系の訓がきわめて近いために、結果として両者が似ているように見えるという可能性は残る。が、非仙覚本系の広瀬本にも訓があり、その内容は、紀州本などとはかなり異なっている。ただ、非仙覚本系の諸本の中でこの歌に訓があるのは、紀州本、広瀬本の二本だけなので、この歌では広瀬本の訓が他の長歌とは異質であるという点も考慮が必要であろう。とはいえ、この歌の紀州本の訓が本来仙覚の訓であることはおそらく動かないと思われる。

この歌の第一句、「皇神祖之」を仙覚本、紀州本はいずれも「スメロキノ」と訓じている。広瀬本の訓は「スヘラキノ」。万葉集の伝本で、類似の例（「皇祖」「天皇」などの万葉仮名で、スメロキノ・スヘラキノなどの訓を持つ例）は、十例ほどあるが、そのうち、仙覚系・非仙覚本系いずれにも訓があるものについては、仙覚本は「スメロキノ」、非仙覚本が「スヘラキノ」という形で対立している（注1）。あまつさえ、これらの仙覚本の「スメロキノ」は、そのほとんどが青訓なのである（全体が朱訓の歌には青訓はない）。仙覚文永本において、青訓が、先行する訓を改めた場合に付されることは、先述の通りである。すなわち、「スメロキノ」という訓には仙覚訓の色合いが濃く、三二二において、紀州本の訓が仙覚本の訓に酷似しているのは、偶然の一致ではなく、紀州本が仙覚本の訓を踏襲したためである可能性が極めて高いといえよう。

実は、紀州本（巻十まで）では、仙覚本の新点歌相当の歌には、長歌短歌にかかわらず、すべての歌に新点の訓が付されている（第三章第二節「片仮名訓本系統内の紀州本の位置」）。非仙覚本系の紀州本に仙覚本の訓が付されている点については別に論じているので（第五章第一節「片仮名訓本系統と仙覚寛元本」）、ここでは言及しないが、少なくとも、紀州本の場合は、新点相当長歌に片仮名訓本系統の訓がある例にならないことは確認出来る。ただ、紀州本の場合、新点長歌相当の歌で、本来訓がないため新点が補われたのか、訓が本来あったのに、新点に変えられたのかは、不明とするしかない。

一方、巻十までの新点長歌六首のうち、五首には廣瀬本に訓が見られる。まず、訓がない八九七であるが、この歌にも実は訓は存する。しかし、左図版のように、別筆の朱で訓

が付されており（注2）、しかも訓の内容は、明らかに仙覚本の訓であることから、後世の書き入れであることは確実にある。さらにこの歌には、「本不和」（底本には訓がないという意味か）という表示も見られるので、本来訓がなかったことが知られる。

また、訓がある例の中でも、九六三には、八九七と同様「本不和」の表示がある。この歌の場合、他の片仮名訓本系統の本である元暦校本代赭書き入れも現存し、それにはまったく訓が見られない。すると、この歌では、少なくとも片仮名訓本系統内部でも訓があるか否かで諸本にばらつきがあったと考えられる。

すると、卷十までの新点長歌のうち、現存片仮名訓本系統の本に確実に訓があるのは四首ということになる。卷十までの長歌で、仙覚本で他に訓がないとされる新点歌に、片仮名訓本系統で四首には訓ある、つまり、四首仙覚本の表示と齟齬する例があると言うことになる。しかし、逆に言えば、卷十までの長歌は一二三首、そのうち、わずかに四例を除き、仙覚本の古点次点（従来訓があることを意味する）と新点（従来訓がないことを意味する）の表示が片仮名訓本系統と合致しているのである。

新点歌をめぐる片仮名訓本系統の長歌訓の有り様を、系統内の諸本の状況という観点から見るならば、右の新点の六首の中、一例を除けば、他の片仮名本が本来無訓であったと考えられる一方、広瀬本には訓が見られる。ここに、同じ片仮名訓本の中にもわずかながら、伝本によって違いがあることを知りうる。あるいは、仙覚が見た長歌訓を持つ伝本は、片仮名訓本系統でも、広瀬本ではない本であったのかもしれない。（注4）。

次に、卷十三以降の場合だが、卷十三・十五で仙覚本が新点でない歌は次頁の通りである。卷十より後には、紀州本がなく、卷十五には元暦校本が現存しないため、比較しにくい面もあるが、卷十五の五例のうち、三例には広瀬本に訓があり、広瀬本に訓のない二首のうち一首には古葉略類聚鈔に訓が見られる。つまり、五首中四首には広瀬本か古葉略類聚鈔のいずれにかは訓があり、これらは、先の卷十までで見られた、片仮名訓本で訓のある歌ない歌のばらつきのある事例と同様であると考えられよう。現存の片仮名訓本に訓が

		元代赅	広瀬本	古葉略類聚鈔	仙覚本
13 三二二五		訓あり	訓あり	訓あり	次点
13 三二四八		訓なし	訓なし		次点
13 三三一八		訓あり	訓なし		古点
15 三六二五			訓あり	短歌扱い	次点
15 三六二七			訓なし		次点
15 三六八八			訓なし	訓あり	次点
15 三六九一			訓あり	訓あり	次点
15 三六九四			訓あり	訓あり	古点

確認できないのは、三六二七、一首である。

また、卷十三で仙覚本が新点でないのは三例、そのうち、三二二五は、広瀬本、元暦校本代赅書き入れて訓を持つばかりか、平仮名訓本である類聚古集にも訓が見られる。また、三三一八は、広瀬本では訓が見られないものの、元暦校本代赅書き入れには訓が見られる。しかし、三二四八については、現存片仮名訓本にはどれにも訓が確認できない。

以上のように、卷十三以降二首については仙覚本の表示と片仮名訓本に長歌訓の有無で齟齬が見られた。しかし、卷十三・十五で長歌は七十一首、そのうち、現存片仮名訓本のグループと仙覚本での表示とが齟齬をきたしたのがたった二首であるところが、両者の密接な関係をかえって証明しているように思われる。ことに、卷十三以降は、長歌訓がある歌ない歌が複雑に入り組んでおり、その分布がこれほど似ていることは特筆に値しよう。

しかも、このような長歌訓の分布の類似は、卷十九を見ることよってさらに明確になる。先の表のように、卷十九は、片仮名訓本が卷十三以降で訓を多く持つ数少ない巻の一つである。この巻では、元暦校本代赅書き入れと広瀬本が二十三首中十八首に訓を持っている。この二本においても、訓のある歌にはすべて全面的に訓が存するわけではなく、訓の存し方は歌によってかなり差がある。そこで、先の表よりも訓の存し方を細かく分けて分類したのが次頁の表である。

この表によれば、元暦校本代赅書き入れ、広瀬本両本で、訓がまったくないという表示である×の表示が全部で五首あり、それが一致することがわかる。表からもわかるとおり、訓のない歌の分布は巻の前半、後半どちらにも偏ることなくばらけて存している。その分布が両本で一つ残らず合致している所に、現存片仮名訓本諸本での系統上の結びつきの深さが看取される(第一章第一節「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」)。一方、この巻での仙覚本の新点歌は同じく五首である。この表の右側に、いくつか「新」という表示が付されている歌がそれにあたる。それを見てゆくと、ほとんどが両本の×の歌と一致していることがわかる。つまり、新点歌と両本で訓のない歌との分布がおおむね一致しているのである。合致しないのは、両本が△、つまり全句の五〇%以下しか訓がない歌が新点となっていることと、両本に訓がない四二〇九が逆に仙覚本で新点の表示になっていない箇所だけである。このうち、四一六四は、片仮名訓本系統の両本でも特に訓が少ない例である。廣瀬本で訓がある句が全二三句中一句と半分以下に過ぎないし、元赅に至っては、二三句中わずか八句にしか訓が見られない。片仮名訓本系統の卷十九の長歌訓は、全体の傾向

元 赅	広 瀬 本					
○	◎	4	1	5	4	新 新
△	◎	4	1	5	6	
×	×	4	1	6	0	
△	△	4	1	6	4	
○	○	4	1	6	6	新 新
○	○	4	1	6	9	
◎	○	4	1	7	7	
◎	○	4	1	8	0	
△	○	4	1	8	5	新 新
◎	○	4	1	8	7	
◎	◎	4	1	8	9	
×	×	4	1	9	2	
◎	◎	4	2	0	7	新 新
×	×	4	2	0	9	
△	◎	4	2	1	1	
◎	◎	4	2	1	4	
△	○	4	2	2	0	新 新
◎	◎	4	2	2	7	
×	×	4	2	3	6	
×	×	4	2	4	5	
◎	◎	4	2	5	4	新 新
○	◎	4	2	6	4	
◎	○	4	2	6	6	

長歌の全句数に対して訓のある句数の比率  
 ント以上 △五十パーセント以下 ×訓無し ◎八十パーセント以上 ○五十パーセ

として訓がまばらであるのが特徴ではあるが（第二章第一節「片仮名訓本系統の二種類の長歌訓」、右の表でわかるように、廣瀬本、元赅が共に五〇%以下の例は、当面の四一六四以外には見られない。すると、四一六四は、卷十九の中でも格段に訓が少ない歌ということになり、仙覚によって、訓のない長歌として認定された可能性も十分に考えられる。一方、両者に訓がない四二〇九は、仙覚本では新点ではないことから、この歌に限っては、他の本の訓を取り込んでいた可能性を否定出来ない。

しかし、重要なことは、片仮名訓本系統の二本と仙覚本とで、卷十九の二十三首の長歌訓で、仙覚本の新点歌と両本の訓のない歌の分布が合致しない例がわずか一、二例に留まるということであろう。この現象は、仙覚本が片仮名訓本系統の本を参照していなければ生じないと考えられる。さらに、これまで見てきた、卷十までと、卷十三、十五、そして卷十九いずれの場合においても、片仮名訓本と仙覚本の表示とがそのごく一部にしか食い違いを見せないことを考慮に入れれば、万葉集全体系において、仙覚本は、片仮名訓本系統の本を参照していたと考えざるを得ない。片仮名訓本系統の諸本は、同一系統であると言っても、個々の伝本であるため、訓の有無については、細部においてはすべての本が一致するわけではない。いわば、同一系統内部での“揺れ”が存するわけである。その点を勘案すれば、現存片仮名訓本と仙覚本の見ていた本とに見られる長歌訓の分布の違いは、現存片仮名訓本が内部に抱えている伝本同士の差異の範囲内に収まる程度のわずかな違いといえよう。

右のように、現存片仮名訓本と仙覚の見た本との長歌訓の分布は、個々の歌のレヴェルにおいてもきわめて似通っている。ここまで来れば、先に保留した点、仙覚本の長歌訓の分布は、複数の異なった長歌訓の分布を持つ伝本の特徴が合わさった結果ではないかという危惧について、十分な答えが用意されたと考えられる。つまり、仙覚の見た本の長歌訓の分布が、これほど細部に到るまで現存片仮名訓本と一致するのは、仙覚が見た本のうち、長歌訓のある本は、現存片仮名訓本と同一系統の本であったこと以外に理由は考えられない、

ということである。ただし、仙覚が見た本で、現存片仮名訓本と同系統の本は、一本であるか、同系統の本が複数あったかについてはわからない。

#### 四

右の件は、もう一つの注意すべき事実を喚起する。もし、仙覚が見た本の中に、現存片仮名訓本とは別個に長歌訓を付した本があったとしたら、その訓の分布は、現存片仮名訓本とは異なったものであるはずである。少なくとも、現存片仮名訓本とまったく一致することはないのである。そのような状況であれば、二十巻全体の中で、どこかに現存片仮名訓本とは異なった分布の傾向が見られるはずである。が、先に見たとおり、現状では、そのような兆候は見られない。このことから、仙覚が見た本の中には、現存片仮名訓本と異なった長歌訓の分布を持つ伝本は存在しなかったと考えられよう。つまり、仙覚が見た多くの本の中で、長歌訓をまとまって持つ伝本は、現存片仮名訓本と同系統の一種類だけであつたということになる（注5）。先述の通り、仙覚が校訂に用いた伝本は、残された情報があまりにも少ないため、それらの本と現在伝存している本とがいかなる関係にあるのかについてはほとんどわかっていない。一方で、仙覚の奥書の記述によれば、仙覚が見た本の中には、現存の伝本には見られない特徴を持つ本の存在が記されている（注6）。このような状況は、ともすれば、仙覚が見た本の中には現在我々が知り得ない未知の伝本が数多く存したのではないかという必要以上の危惧を生み出しているように思われる。しかし、仙覚が見ていた伝本の中でも、長歌に訓のある本という限定はつくものの、それらについては、現在我々が確認することのできる片仮名訓本と同系統の伝本であつたであろう事が確かめられる。これだけでも、仙覚当時の万葉集の伝本に対する認識はかなり改まるように思われる。

現存の非仙覚本系の伝本と仙覚校訂本の関係は、仙覚本の底本の系統と考えられる忠兼本の系統を継ぐ天治本の存在は知られているものの、それ以外の伝本と仙覚校訂本との関係は、不明と言ってよい状況であつた。つまり、現存の非仙覚本系の本のうち、仙覚がどれを見ていたか、見ていなかったかの判断は、まったく為されていなかったのである。しかし、長歌訓を介して知り得たのは、仙覚は、校訂に際して、廣瀬本などが属する片仮名訓本系統の伝本を確実に見ていたということである。

#### 注

1 当面のような例で、非仙覚本系の本で「スメロキ」の訓が見られるのは、巻二、一六七の「天皇」を、京大本代赭書き入れが、「スヘラキ」と共に「スメロキ」の訓を書き入れている一例だけである。また、非仙覚本系の本の訓には、一部「スヘラキ」以外の訓も混じる。

2 広瀬本の朱の注記については、本書第三章付属論文②「広瀬本万葉集の信頼性」を参照。

3 一首全体ではないが、6九四八の第十く十三句も仙覚本は朱訓になっている。この部分、広瀬本・元暦校本代赭書き入れ・京大本代赭書き入れいずれも無訓であり、紀州本は、この部分だけ仙覚本の訓になっている。これも、片仮名訓本と仙覚が見た本の長歌



訓の分布の酷似を示す事例といえよう。

- 4 広瀬本は、巻十までにこれらとは別に二首無訓の長歌が見られる（8一五二〇・10一九三七）。これらの歌では、いずれも仙覚本は新点ではなく、紀州本・京大本代赭書き入れは、類似した訓を持ち、仙覚本と対立している。仙覚本の新点の六例とともに、これらの事例からも、仙覚が見た本が、片仮名訓本の中でも、広瀬本よりも比較的紀州本、京大本代赭書き入れに近いことが知られる。
- 5 ただし、この論証は、現存片仮名訓本に長歌訓のある部分（巻十までと巻十五・十九）において、そこに訓がないという分布パターンの伝本があった場合には有効でない。さようなパターンの伝本が存する可能性は、現状では否定できない。
- 6 目録について、仙覚本奥書（巻二十・文永三年八月）には、どの巻にも目録がないという、現存本にはない特徴を持つ伝本の存在を指摘している。

（初出「万葉集片仮名訓本と仙覚が見た諸本」高岡市万葉歴史館紀要第一五号 平成一七年三月）

## 第四章片仮名訓本と仙覚校訂本

### 第二節 片仮名訓本系統の短歌訓と仙覚校訂本

#### 一 次点長歌の分布と片仮名訓本

万葉集の訓点史において、「次点」という語が存する。平安期村上朝の源順ら梨壺の五人がはじめて万葉集を本格的に訓読した訓が、いわゆる古点。鎌倉時代半ばに仙覚がそれまで訓読されていなかった歌に新たに訓を付したのが新点。次点とは、古点が付された後、仙覚の新点が付されるまでの間に、古点で読み残された歌に新に付された訓について言う。いずれも仙覚による命名である。この次点が付された時代（今日「次点期」と言い習わされている）は、梨壺の五人による訓読と仙覚による校訂事業という、万葉訓点史の二大事業の間に挟まった形ではあるが、この時期は、事実上仙覚以前の万葉集の伝来史とほぼ重なっている。次点の内実を検討することは、この時期の万葉集の伝来の実態の解明に大きく寄与することは言うまでもない。

次点歌を考える上でまず鍵となるのは長歌訓の存在である。現存の非仙覚本系の伝本は、平仮名訓本と片仮名訓本とに系統上二つに分けることができる。系統上截然と分けることができる最大の証拠は、長歌訓の有無である。平仮名訓本には、基本的に長歌訓はなく、片仮名訓本には半数の長歌に訓が存する。しかも、それら訓のある長歌の分布は片仮名訓本諸本でほぼ同一である。現存の片仮名訓本は、ある特定の長歌訓を持った本を共通の祖本として持つものと推測される（本書第一章第一節「万葉集平仮名訓本と片仮名訓本」）。一方で、その片仮名訓本の長歌訓の分布は、仙覚の次点長歌の分布ときわめてよく合致している（本書第四章第一節「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」）。

前節で述べたように、長歌訓における、片仮名訓本系統と仙覚校訂本の古次新点の分布は、よく呼応しているように見える。つまり、片仮名訓本系統で訓のある巻、巻一〜十（除巻七）と巻十五、十九では、仙覚校訂本ではほとんど新点が見られない。一方、それ以外の片仮名訓本系統で長歌に訓が見られない巻（巻十三、十六、十七、十八、二十）では、仙覚校訂本はほとんど新点となっている。仙覚が新点とする長歌は、片仮名訓本系統で訓がない長歌とほぼ合致すると言ってよい。このことは、仙覚が、ある長歌が次点か新点かを判断するとき、現存片仮名訓本と同じ長歌訓の分布を持つ伝本（すなわち、片仮名訓本系統の本）が判断の基準となったであろう事を強く示唆している。平仮名訓本になく、片仮名訓本に存する長歌訓を「次点」と認定したと言うことは思考の道筋として必然性が高いと考えられる。

先掲「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」では、片仮名訓本と仙覚の次点長歌との分布の一致が、仙覚の時代に長歌訓を有している伝本が現存の片仮名訓本と同じ一系統に限定できることのみを述べるにとどまったが、この事実が、片仮名訓本が仙覚の次点長歌の基準になったであろうことがあきらかになることの方がより重要であること強調しておきたい。

二 次点短歌と諸本の分布

巻	その他平 仮名訓本	類聚古集	元暦校本	元代赭	紀州本	広瀬本	古葉略類 聚鈔
1			0/2	2/2	2/2	2/2	2/2
2		0/1	0/1	1/1	1/1	1/1	1/2*
3		15/16			16/16	16/16	10/10
4	0/5	0/1	4/7	3/3	7/7	7/7	1/2
6		0/1	1/1		1/1	1/1	
7		10/11	9/9		10/11	10/11	9/10
9	5/10	6/8	3/4	1/1	8/8	8/8	4/4
10	0/2	1/7	2/7	5/5	7/7	2/2	
11	0/1	1/1				0/1	
13	4/4	3/4	4/4			4/4	
16	7/8	7/8				7/8	7/8
19		4/6	2/6	2/4		6/6	2/3
20		2/2	1/2	0/1		2/2	1/1
	16/30	49/66	26/43	14/17	52/53	66/69	34/42

次点歌のうち、長歌については片仮名訓本が基準となったと考えられるのならば、当然次点短歌ではどうかという点が注目されよう。次点短歌は全部で七十四首。それらの歌において、代表的な現存諸本で、訓のある歌ない歌が巻ごとどのようなに分布しているか表示したのが上の表である。(表中の伝本は、元暦校本より左側が平仮名訓本、それより右側が片仮名訓本である。)分母が、その本に現存する歌の数、分子がそのうち訓のある歌の数である。

表は、片仮名訓本では次点短歌にほとんど訓があること、そして、平仮名訓本でもかなりの歌に訓があることを示している。この点は、次点長歌とは大きく異なっている。つまり、次点長歌では、平仮名訓本にはほとんど訓がなく、片仮名訓本には訓が存するのが顕著な特徴である。次点短歌では、平仮名訓本にも訓のある歌が多いことにその特徴が見られる。平仮名訓本のうち、比較的多くの歌を残す本の一つ類聚古集では次点短歌が六六首現存し、うち四九首に訓が存する(七四%)。もう一つの元暦校本では、四三首

現存し、二六首に訓がある(六〇%)。とりあえず、次点短歌においては、次点長歌とは異なり、訓の有無という点で、平仮名訓本と片仮名訓本とで明瞭な傾向性が見いだせないことについて確認をしておく。次点は、先述のように、古点で訓が付されていず、後の時代に訓が付されたことが確認されて初めて認定されると推測される。したがって、基準となるような伝本(この本に訓がなく、他本に訓がある場合は次点と判断されるような本)を探し出さなければ次点の基準は見極められない。次点長歌の場合は、平仮名訓本全般で訓がなく、片仮名訓本全般に訓があるため、片仮名訓本が次点歌の基準として想定しえたのである。ところが、次点短歌の場合は、現存平仮名訓本のうち、まとまった歌数を持つ類聚古集・元暦校本のいずれでも、大半の次点歌に訓があるため、基準となった本とは考えられない。これまでの次点研究(上田英夫『万葉集訓点の史的研究』昭和三十一年等)が、仙覚の次点認定の基準がどこにあるのか見出せないことを一様に嘆いているが、少なくとも次点短歌に限っては現存諸本からその基準となる本を見出すことは困難であろう。もっとも、その原因としては、現存する平仮名訓本の数が限られており、しかも、残っている伝本も多くの場合一部分しか残っていないという限られた状況であることが挙げられよ

う。

右のように、次点短歌の場合、なぜ次点歌として認定されたかの基準はわからない。が、次点長歌は平仮名訓本にほとんど訓がなく、次点短歌は平仮名訓本の大半に訓があるという事実からは、次点の短歌と長歌の性格の違いが明確になる。平仮名訓本は、ほとんど平安時代の書写である。それらの本に訓がある歌は当然それらが写された時代にはすでに訓が存していたわけであり、それらに存しない長歌訓はそれ以降に付訓されたと考えられる。すなわち、同じく次点歌であっても、次点短歌と次点長歌とは、大雑把に言って、付訓時期が明らかに異なるのである。

大雑把に、と言ったのには当然理由がある。次点短歌の場合、歌によって伝本間での訓の有無にばらつきがあるからである。まず、先に見た残存歌数の多い二つの伝本、類聚古集と元暦校本で、訓の存する歌は、前者が七四%、後者が六〇%と明らかに差が見られる。

この二本を比較するだけでも、次点短歌の訓の有無に伝本によるばらつきが存することが確認できよう。さらに、歌ごとの訓の出入りを見るために、平仮名訓本で次点短歌に訓のない事例が比較的目立つ巻四・九・十における諸本の状況を示したのが次の表である。

			類聚 古集	元暦 校本	元代 緒	紀州 本	広瀬 本	古葉略 類聚鈔
4	511	金×	×	○		○	○	
4	537	桂×		×	○	○	○	
4	641	金×		×	○	○	○	
4	655			○		○	○	○
4	719			×	○	○	○	
4	773	桂×		○		○	○	×
4	774	桂×		○		○	○	
9	1671	藍○壬○	○			○	○	○
9	1698	藍×壬×	×			○	○	○
9	1750	藍×	○			○	○	
9	1752	藍×	○			○	○	
9	1758	藍○	○	○		○	○	
9	1779	藍×	×	×	○	○	○	
9	1802	藍○	○	○		○	○	○
9	1803	藍○	○	○		○	○	○
10	1849		×	○		○	○	
10	1971		○	○		○	○	
10	1998		×	×	○	○	○	
10	2004	天治×	×	×	○	○	○	
10	2005	天治×	×	×	○	○	○	
10	2019		×	×	○	○	○	
10	2091		×	×	○	○	○	

これらの事例を見ると、平仮名訓本にも訓が多いとはいえ、現存する平仮名訓本に訓が全くない歌もかなり見られるし（巻十に目立つ）、伝本によって訓のある本ない本とに分かれる歌もかなりあることが分かる。このうち、巻四の桂本の例（五三七・七七三・七七四）を見ると、いずれも訓がないが、そのうち二例は元暦校本では訓がありながら桂本で訓を持たない例である。桂本が現

存最古の伝本で、明かに他の伝本より古い形態を持つことから考えると、桂本の段階では訓がなかったものが、元暦校本の段階ではすでに訓を得たと解釈されよう。また、巻九では、他巻と比べて平仮名訓本の残存が多いのであるが、すべての本に訓のある歌（一六七一、一七五八、一八〇二、一八〇三）、伝本によって訓の有無が分かれる歌（一七五〇、

一七五二)、すべての本に訓のない歌(一六九八、一七七九)など、訓の状況は多様である。これらは順に、比較的早い時期から訓が付された状況、それより後の時期に訓が付された状況、いまだ訓が付されていない状況を各々表しているように思われる。また、残存する平仮名訓本すべてに訓のない巻十の五例は、巻九の三番目の例と同様、平仮名訓本の時点ではいまだ訓を得ていない事例を示すものと考えられる。すなわち、平仮名訓本の伝本間に見られる次点短歌の訓の有無のばらつきは、次点短歌の訓が、歌によって様々な事情を背負っていることを示している。次点歌は、従来、古点で読み残された歌が、伝来の途上でぼつりぼつりと新たに訓が加えられたものと考えられてきた(『校本万葉集』首巻等 注1)。右のような次点短歌での平仮名訓本の訓の有無のばらつきは、まさにさような事情を反映すると考えられる。すなわち、平仮名訓本諸本の次点短歌の付訓状況には、長い間に個別的に付訓されて来た経過、および、一部の歌には未だ付訓されていない現状が顕現しているといえる。

以上、次点短歌の場合は、平仮名訓本におおかたの歌の訓があることから、すでに平安時代には多くの歌の訓が付されていたと考えられるが、基本的には時間をかけて徐々に付訓されていったものと推定される。一方、次点長歌への付訓は、平仮名訓本には基本的に見られないため、次点短歌よりは確実に後の時代に付訓が行われたことが知られる。さらに、平仮名訓本では長歌訓のある歌の分布は諸本で相等しく、平仮名訓本のようなばらつきはない。このばらつきのないさは、まずは、現存平仮名訓本が、ある特定の一本から派生しているという事実によると考えられる。しかも、これらの長歌訓については平仮名訓本内部の諸本を精査しても、分布のヴァリエーションとすべき違いは見られない(注2)。つまり、諸伝本から、付訓の過程に相当する動き(ある部分が先につき、別の部分は後に付いた等)は見いだせないと言うことになる。すると、これらの次点長歌は、次点短歌と比べると比較的まとまって付訓されたという可能性が高いといえよう。次点短歌と比べると、後の時代に、そして、比較的短期間のうちに付されたという点で、次点長歌は際立った特徴を持つといえよう。

### 三 次点長短歌の共通点

ところが、このように、明らかに付訓の事情が異なっている次点短歌と次点長歌との間には、ある共通点が存する。平仮名訓本においては長歌と短歌とで状況にかなり違いがあったのに対して、平仮名訓本にはいづれにも訓が存することである。次点長歌では、先述の通り、平仮名訓本で訓のある長歌と次点長歌とはほぼ一致している。すなわち、次点と表示された長歌は、平仮名訓本ではすべてに訓があると言うことになる。一方、次点短歌でも、先の表の通り、平仮名訓本数種類のうちの一本に訓のない歌が七首見られるが、そのうちいづれの本にも訓が見られない歌は二首にすぎない。すなわち、七四首中七二首の歌に訓が見られる。

これは、短歌長歌を問わず、次点と表示された歌には平仮名訓本に訓があると言うことになる。この事実は、次点長歌で推定された、仙覚は、次点を認定するときには平仮名訓本と同系統の本を参照していたことと関連すると思われる。古次点と新点との関係は、仙覚以前に訓があつたか否かという点で当然相補関係にある。長歌の場合、平仮名訓本で訓の

巻	歌番号	その他の本	類聚古集	元暦校本	元暦校本 代赅書き	紀州本	広瀬本	古葉略類 聚鈔
1	9		×	×	○	○	×	×
2	156	金×	×			○	△	×
3	249		×			○	×	×
3	385					○	×	×
7	1113		×	×	×	○	×	×
7	1169		○			○	×	○
9	1689	壬×	○			○	×	
9	1718	壬×	×			○	×	×
9	1731	藍×壬×	×			○	×	○
10	1890		○			○	△	
10	1996		×	×	×	○		
10	2012		×	×	×	○		
11	2384	嘉×					×	×
11	2387						×	
11	2400						×	
11	2407	嘉×					×	×
11	2457	嘉嘉×	×				×	
11	2481	嘉嘉×	×				×	×
11	2522	嘉嘉×					×	
11	2555	嘉嘉×					×	
11	2647	嘉×	×				×	×
12	2842			×	×		×	×
12	2853		×	×	×		×	×
12	2859		×				×	×
12	2876			×	×		×	
12	2877			×	×		×	
12	2934	尼×		×	×		×	
12	2996			×	×		×	
12	3132		×	×	×		×	
13	3306	天×		×	×		×	
13	3341	天天×	×	×	×		×	×
13	3342	天天×	×	×	×		×	×
13	3343	天天×	×	×	×		×	×
16	3846	天尼×	×				×	×
16	3847	天尼×	×				×	×
17	3958		×	×	×		○	○
19	4205		×	×	×		×	△
19	4239		○	×	×		×	
20	4514		×				(なし)	

ある歌が次点歌と、訓のない歌が新点歌ときれいに一致しているため、先の推定が可能だったわけだが、実は、短歌の場合も、同じことが言えそうなのである。次点短歌は片仮名訓本でほとんど訓があること、先に確認した。では、仙覚の新点、つまり、仙覚が従来訓がないとした歌は、片仮名訓本ではどうなっているのか。右に示すのは、新点短歌の諸本の訓の分布である。次点短歌と同じく、左から元暦校本までが平仮名訓本である。

例によって、まず広瀬本の分布を見ると、次点短歌の場合とは対照的に訓がないことがわかる。訓があるのは、一五六、一八九〇、三九五八の三例にとどまる。しかし、このうち一五六は、「本不和」（書写した元の本に訓がないという意味の表示と思われる）の注記があり、訓は他と違い本文の傍らに付されているし、一八九〇は朱で訓が付されており、明らかに他とは性格が異なっている。残るは三九五八一例である。これは、同じ片仮名訓

本である古葉略類聚鈔にも訓が認められる。広瀬本で新点短歌に訓があるのは事実上これだけと言つてよい。今言及した古葉略類聚鈔は、当面の三九五八以外に二例ほど訓が存する。が、この二例の場合、広瀬本に訓がなく、それぞれ「本不和」（一一六九）、「不和」（一七三一）という注記が存する。これは、先述の通り、広瀬本の底本で訓がなかったことを意味し、片仮名訓本諸本の祖本の時点では本来訓がなかったと推定しうる。元暦校本代赭書き入れにも一例だけ訓のある例があるが（九）、広瀬本・古葉略類聚鈔には訓がなく、同様に処理できると考えられる。

右の表で、もつとも違和感があるのが紀州本であろう。現存部分の新点短歌すべてに訓があり、他の片仮名訓本と正反対の傾向を示しているからである。紀州本で非仙覚本系である巻十までの十二例のうちの一首の訓を仙覚系の代表的伝本西本願寺本の訓と対照すると、次のようになる。

近江之海	湖者八十	何爾加	君之舟泊	草結兼	(七一六九)
西アフミノウミ	ミナトハヤソチ	イツクニカ	キミカフネハテ	クサムスヒケム	
紀アフミノウミ	ミナトハヤソチ	イツクニカ	キミカフナハテ	クサムスヒケム	
古アフミノウミ	ミツウミハヤソチ	イツクニカ	キミカフナトメ	クサムスヒケム	
類あふのうみ	みつかみはやそち	いへくにか	きみかふねとめ	くさむすひけむ	

新点の歌はほとんどの場合非仙覚本系の本に訓がないのだが、非仙覚本系の本にも訓のある希少な事例をあえて掲げた。仙覚系の西本願寺本と非仙覚本系の類聚古集・古葉略類聚鈔（注3）とを比べた場合、第二、四句の二句において対立が見られる。つまり、第二句の「湖」をミナトと読むか、ミツウミ（みつかみ）と読むか。第四句の「泊」をハテと読むか、トメと読むか。ところが、非仙覚本系であるはずの紀州本は、二箇所とも仙覚本系と同じ本文を取っており、結果的にほとんど仙覚系の訓になっていることが分かる。このように、非仙覚本系の伝本の訓が一首丸ごと仙覚本の訓と同じであるのは尋常ではない。ところが、紀州本の新点短歌は、他の十例を見ても、一字二字の異なりを除き、一一六九と同様である。これら紀州本の新点歌の訓は、仙覚系の本によって補った結果と考えざるを得ない。先掲「片仮名訓本系統の長歌訓と仙覚校訂本」で、新点長歌を検討した際、片仮名訓本系統でやはり紀州本にだけ訓がある場合が見られ、それらの訓が仙覚本系の訓と合致していたため、仙覚系の本による訓の導入という結論を出したことがあるが、新点短歌の場合もまったく同じ事情であると考えられる。つまり、紀州本にも本来はこれらの歌に訓はなかったと考えてよいことになる。

以上、伝本によってややばらつきはあるが、仙覚新点歌において片仮名訓本は基本的に訓を持たない。これは、片仮名訓本系統が仙覚次点短歌において、そのほとんどに訓を持つことと際やかな対照を示す。この現象は長歌でも同様であった。繰り返すが、仙覚本の新点の歌は仙覚以前に訓がなかったことを意味し、新点以外の歌はすでに訓が付されていたことを意味する。その仙覚の新点歌と片仮名訓本の訓のない歌の分布が短歌長歌を問わず、ほぼ一致していると言うことは、仙覚が、校訂作業を通じて従来訓があると判断した歌には、片仮名訓本で必ず訓があり、従来訓がないと判断した歌には片仮名訓本に必ず訓がないということになる。このことも偶然とは到底考えられない。仙覚が従来訓がある、

ないという判断を下す基準となったのは、他ならぬ現存の片仮名訓本と同系統の本であったということ強く示唆している。

しかし、この両者の関係を証明するためには、どうしても言及しなければならないことがある。それは、片仮名訓本諸本では、先に見た新点歌以外にも訓を欠く短歌が少なからず見られることである。これらの説明が付かないと、そもそも片仮名訓本の短歌の訓のある歌の分布が仙覚本と深い関係にあるという指摘自体に説得性がなくなってしまう。片仮名訓本のうち、まとまった数があり、しかも訓の有無が確実に見定められる本は、広瀬本と紀州本であるが、広瀬本（二十巻）で五一首、紀州本（十巻）で九首の訓のない短歌が認められる。広瀬本は、そのうち三二首が新点歌で、それ以外の欠訓歌は一九首。紀州本は、基本的に新点歌には仙覚本の訓が付されているため（先述）、すべて新点歌以外の欠訓歌である。しかし、これらのうち、広瀬本で二一首、紀州本で八首は、他の片仮名訓本で訓があり、あまつさえ平仮名訓本にも訓のある事例である。すなわち、これらは、明らかにのおのの伝本単独の欠落と考えられる。すべて一系統と考えられる現存の片仮名訓本の中でも、本によってこれだけの揺れがあるわけであるから、それらと仙覚本の古次新点の分布との間にも若干の齟齬は当然生じうると考えられる。むしろ、全体としてこれほどよく合致していることが重要であると考えられる（注4）。

一般的に考えて、仙覚は当時存した多くの伝本を参照していたわけだから、それら多様な伝本の付訓状況を勘案して、従来訓があるか否かを判断したと推定される。そうであるならば、歌によっては、たった一本にしか訓が存しない事例が何例かは存したのではないかと想定されるわけである。しかし、仙覚が従来訓があると判断した歌の分布が、片仮名訓本という一系統の伝本群の付訓状況とあまりに酷似していることを考えると、基本的な基準は片仮名訓本系統の伝本が単独で担っていたと考えざるを得まい。

#### 四 仙覚新点と片仮名訓本系統

万葉集の伝来史において、仙覚校訂本の価値は、その校訂の信頼性の高さなど様々な点に認められるが、はじめて万葉集の歌すべてに訓を付したことに大きな価値が認められることは間違いないだろう。従来訓のない歌すべてに訓を付して、それらを「新点」と称した。これら従来が無訓歌の空白を埋めた新点に、仙覚自身が大きな意義を認めていたことは、仙覚が第一次校訂本である寛元本制作後、建長五年1253に新点についての報告を、時の嵯峨院に奏覧していたことから容易に知られる（「仙覚律師奏覧状」『仙覚全集』大正十五年所収）。もちろん、新点の第一の意義は、これまで読まれていなかった万葉歌を読み解いたことにあるのだが、一方で、一体どの歌が従来訓を持っていないかを見極めることも重要であっただろう。そう考えると、古次点と新点を区別する基準となった片仮名訓本系統は、仙覚にとってきわめて重要な伝本であったと考えられる。片仮名訓本系統は、仙覚が見ていた本と言うに留まらず、きわめて重要視していた本であったと考えられる。

仙覚の新点歌は一五二首、そのうち、短歌、旋頭歌はわずか四一首にすぎない。残りの百十一首は長歌である。新点歌は圧倒的に長歌が多いことが知られる。万葉集全体で長歌は二百六十五首、仙覚は、その半数近くに新たに訓を付していたことが分かる。先述の「仙覚律師奏覧状」で、仙覚は、新点の長歌には一字一音の表記の歌が多く、読みにくくはな



い旨述べているが、実際には新点長歌の中には、読みやすいとは言いがたい難い卷十三の六六首の長歌がほぼ丸ごと含まれている。万葉集のすべての歌に訓を付すには、歌数の上でも、困難さの上でも（長歌は、短歌に比べて訓を付す句数が圧倒的に多い）長歌が大きな関門であったことは、他ならぬ仙覚が最も痛感していたはずだと思われる。ただし、仙覚が百十一首の長歌に新たに付訓をしたということは、逆に見れば、仙覚が新点を付す前の時点ですでに百五十四首の長歌には訓があったことを意味する。すると、仙覚が見ていた諸本においても、この百五十四首の長歌には、片仮名訓本系統で訓が存する一方、平仮名訓本にはほとんど長歌に訓がなかったと考えられる。この違いを弁えていけば、片仮名訓本に読み残されている長歌に訓を付して行けば、万葉集のすべての歌に訓を付すことにながって行くことは容易に見極められたと推測される。ならば、仙覚の万葉集全歌への付訓という志は、片仮名訓本の存在を意識した上で生じたものと考えられる。

万葉集伝本における「非仙覚本系」という名称は、文字通り、仙覚校訂本にあらざる本の意味で使われているが、同時に仙覚本の影響を受けていない本と言う意味でも用いられてきた。それは、ともすると、仙覚が見ていない本というところさえもつながっていったようである。少なくとも、天治本などの一部の本を除けば、非仙覚本系統の本と仙覚校訂本との関係について言及する有効な論は従来なかったと言つてよい。その理由の一つに次のようなことが想定される。橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」は、仙覚本との関係が明確な天治本においても（注6）、仙覚本が校訂の結果大幅な訂正が加えられたため、底本の系統であるはずの天治本とはかなり異なった様相を呈していることを述べている。ことほどさように、校訂された仙覚本から、それ以前の他の伝本の痕跡を見極めることは困難で、仙覚本系、非仙覚本系の関係は容易には解明出来ないという見方が広まっていたように見受けられる。しかし、右のように、非仙覚本系の片仮名訓本系統は、あきらかに仙覚の校訂本において参照されていたし、かつ重要な伝本として意識されていたと考えられる。

注

- 1 次点歌が伝来の途上にぼつりぼつりと訓が付されていったであろうという推定は、上田秀夫『万葉集訓点の史的研究』（昭和三二年）、前野貞男『万葉次点考』（昭和三六年）などに見られ、以降も次点歌の実態に対するごく一般的な考え方として今日も継承されているように思われる。
- 2 広瀬本の卷二の長歌訓には平仮名訓など特異な訓が見られ、この特徴は片仮名訓本が平仮名訓本から訓を導入した際の痕跡と考えられる（本書第三章第一節「片仮名訓本系統内の広瀬本の位置」）。が、長歌訓の有無という点では諸本に異同は見られない。
- 3 一一六九の古葉略類聚鈔の訓は、先述のように、本来的な片仮名訓本系統の訓（すなわち、現存の片仮名訓本の共通の祖本が持っていた訓）とは思われない。類聚古集の訓との類似性から考えると、類聚古集の訓を取った可能性が強い。古葉略類聚鈔が、集の構成などに類聚古集の大きな影響を受けていること、橋本進吉「建長二年書写古葉略類聚鈔解説」（『古葉略類聚鈔』大正一二年）に詳しい。
- 4 このことを考える時に興味深いのは、先の新点短歌一覧の類聚古集の訓の有無の傾向である。従来指摘されているように（先掲武田祐吉『万葉集書志』）、類聚古集には仙覚の新点歌に訓のある例が四例見られる。すなわち、仙覚が従来訓がないと判断した歌

に類聚古集では訓が存している事例である（先に見た一一六九は、そのうちの一例である）。一方、先にも見たとおり、類聚古集では次点短歌で訓のない歌は六五首中一六首見られる。これは、少なくとも、仙覚の古次新点の判別が、類聚古集の付訓状況ではなく、片仮名訓本の付訓状況を反映していることをよく示している。

5 小川靖彦「万葉集古訓の詩法」（『ことばが拓く古代文学史』平成十一年）は、古次点の訓の内容を精査し、これらの訓法が、万葉集での漢字本文を尊重しつつも、“平仮名で書かれた和歌”として、平安朝の人々にとって十分に馴染めるように読み下そうとしたものであったことを検証している。ここからうかがえる意識は、平安時代に万葉集の長歌が訓読されなかったことと深い相関関係があるう。

6 忠兼本から親行本（仙覚校訂本の底本）に至るまでの伝本の系譜についてのとらえ方は、橋本氏と本書とではいささか異なるが（本書第五章第三節参照）、ここでは、従来定説となっている橋本氏の説に従っておく。

（初出「万葉集訓点史における片仮名訓本」文学（隔月刊）第八卷五号 平成一九年九月）

## 第五章 仙覚校訂本の底本

### 第一節 片仮名訓本系統と仙覚寛元本

—

現存する万葉集の伝本は、仙覚が校訂した仙覚本の系統とそれ以外の非仙覚本系の伝本とに分けることが出来る。そのうち、非仙覚本系の伝本は、訓の種類によって、平仮名訓の本と片仮名訓の本とに分けられる。片仮名訓の本は、ほぼ完本として残る広瀬本を見ると、長歌の訓の分布に大変変則的な分布が見られる。ところが、その長歌訓の分布は、他の片仮名訓の伝本においてもほぼ同じ分布を示している。このような変則的な分布が複数の伝本で偶然共通するということは考えにくく、現存の片仮名訓の伝本は、或る本を共通の祖本とする同一系統の伝本群であると考えられる。したがって、本稿で片仮名訓本と言うのは、長歌訓の分布を共有する非仙覚本系の片仮名訓本系統の諸本のことを意味する。現在知られている片仮名訓本は、書き入れや古筆切を含めて、次の如くである。

冊子本 広瀬本・紀州本（巻十まで）・古葉略類聚鈔・西本願寺本卷十二

古筆切 春日本・柘枝切・後京極様切・伝解脱上人筆切・伝教家筆切

書き入れ 元暦校本代赭書き入れ

現存する非仙覚本系の伝本の内、鎌倉時代の書写の伝本は、伝壬生隆祐筆本、嘉暦伝承本などの例外を除けばほぼ片仮名訓本で占められている。これは、鎌倉時代に書写された非仙覚本系の伝本は圧倒的に片仮名訓本が多かったことを意味するであろう。これらの本の訓が付される形は、分かっている限り、広瀬本（とその系統 注1）を除くすべての本が、歌本文の右側に訓が付される、いわゆる傍訓形式になっている（広瀬本は、本文の左に訓が付される、いわゆる別提訓の形式である）。

一方、鎌倉時代に万葉集の校訂を行った仙覚は、校訂の際参照した諸本の状況を書き残している。そのうち訓の付され方について次のように述べている（仙覚本の奥書は、原文は漢文。読みやすさをむねとして読み下し文で示す。以下同じ。また、一部諸本によって校訂したところがある。）。

今この万葉集の仮名は、他本皆漢字の歌一首書き畢つて、仮名の歌更にこれを書く、常の義なり。然れども今の本に於いては、和漢の符合を糺さむが為に、漢字の右に仮名を付けしめ畢んぬ。（文永三年本奥書・西本願寺本卷一）

従来の伝本は、漢字で書かれた歌本文があるあとに仮名で訓が付されているが、自分の校訂本では、歌本文の右に訓を付したと書かれている。そしてこの引用部分のあとに、六条家本という本を見たときに、同じ傍訓の形式であったことに感激したという記事が続く。不思議なことに、仙覚のこの一連の記事には、付訓の位置だけで、仮名の種類が書かれていない。が、現状を考えると、従来の伝本は平仮名、傍訓にした自分の本は片仮名であったと考えられる。これら一連の記事によれば、仙覚が当初見ていた諸伝本は皆別提訓であり、傍訓にしたのは歌本文と訓を見比べやすくなるため、自分の考えで行ったということになる。そして、後に遭遇した六条家本が自分の本と同じ傍訓で、その偶合に感激したという記事は、当時他にそのような形式の本がなかったことを強調する結果となっている。

ちなみに、この六条家本の系統は、奥書の別のところで題詞の高い本であると記されているので、題詞が低い現存の片仮名訓本とは異なった系統と考えられる。

つまり、現存の伝本の状況からすると、鎌倉時代書写の伝本は、圧倒的に片仮名傍訓の伝本が多く、一方、仙覚の奥書によると、当時（仙覚が初めて万葉集の校訂を行ったのは、寛元四年1246年）、傍訓の伝本は、ほとんど稀であったように書かれている。これらで本稿の筆者は、この両者の矛盾をずっと解決できずにいた。有り体に言えば、今でもこの矛盾をきれいに解決するすべを持ち合わせていない。

しかし、この数年の間に、現存片仮名訓本の内実の方はかなり明らかになってきた。さらに、片仮名訓本が、仙覚の校訂本とも深い相関関係にあることも分かっている。そこで、本稿では、現存の片仮名訓本と仙覚校訂本（以下、仙覚本と呼ぶ）との関係から分かることに限定して、両者の関係を探っていくこととする。

## 二

片仮名訓本の長歌訓の分布の様相と仙覚本との関係を簡単にまとめれば、次のようになる。

万葉集に長歌は二六五首存する。その分布は、二十卷中巻七、十一、十二、十四の四巻を除く十六の巻にわたる。しかも、集中の前半の巻十までに一三二首、後半の巻十三以降に一三三首と集全体に比較的均等に分布している。ところが、片仮名訓本諸本の訓のある長歌の分布はきわめて変則的である。ほぼ完本といってよい広瀬本というと、巻十までの長歌にはほとんどといってよいほど訓があるのに対して（訓がある歌一三〇首中一二八首）、巻十三以降では、基本的に訓が見られず（訓がある歌一三一首中一二首）、訓がある巻は巻十五、十九に限られている。よく知られているように、万葉集の巻十七〜二十は基本的に一字一音表記であり、長歌に付訓することはそれほど難しくはないと考えられる。にもかかわらず、このような分布になっていることは大変変則的と言えよう。ところが、他の片仮名訓本諸本も、広瀬本のこのような分布と合致している。つまり、片仮名訓本諸本は、同じ長歌訓の分布を有していることから、すべて同一系統と言えよう。

一方、仙覚本は、仙覚が参照した伝本に訓が存するか否かで、従来訓がある場合には古点、次点、従来どの本にも訓がない場合には新点という厳密な区別を設けている。ところが、仙覚本で長歌訓の分布を見て行くと、巻十までは古点、次点が圧倒的に多く（一三三首中一二七首）、巻十三以降では逆にきわめて少ない（一三三首中二六首）ことがわかる。しかも、巻十三以降で古点、次点の歌は巻十五、十九に集中している。つまり、片仮名訓本の長歌に訓がある歌の分布と仙覚本の古点、次点の分布は、酷似しているといつてよい。両者の分布の様相を簡単な図にまとめたのが前頁の表である。片仮名訓本諸本で訓が存するマークの○が、仙覚校訂本の古点、次点が多くを占めるマークの○とほぼ一致していることが看取できよう。

この、長歌において、片仮名訓本で訓のある歌が仙覚の古次点と、訓のない歌が新点と呼応するという関係は一体何を意味しているのか。これは、とりもなおさず、少なくとも長歌においては、仙覚は、片仮名訓本を抛り所として、訓のない歌を新点、すなわち従来訓のない歌と判断していたということを意味すると考えられる。仙覚の奥書によると、当時仙覚は様々な伝本を参照していたことが知られる。その中には今では知られない伝本も

含まれていると推測される。だが、右のような、片仮名訓本と仙覚本との密接な関係からすると、長歌訓に関しては、片仮名訓本系統以外の本を参照して、このような結果を得たという可能性は限りなくゼロに近いと考えられる。つまり、仙覚の長歌訓の古次新点の判断については、片仮名訓本によつていたと考えなければ説明がつかないと思われる。このことから、最低限仙覚が、校訂に際して片仮名訓本のいずれか一本を参照していたことは確実であると押さえられよう。

以上は長歌訓から導き出された

結果である。では、短歌訓ではどうか。長歌は、万葉集全体で二六五首に過ぎないが、短歌は四千首を超える数になる。ただし、長歌と異なり、短歌の場合には、その多くの歌に古くから訓が付されている。諸本で訓のある歌ない歌にばらつきがあるのは、仙覚本で次点とされている歌々に集中している。その次点短歌と非仙覚本の関係については、本書第四章第二節「片仮名訓本系統の短歌訓と仙覚校訂本」で述べているが、こちらもその内容を要約すれば次の通りである。

万葉集全体で次点短歌は七四首、それらで訓がある歌は、平仮名訓本の代表的な伝本の類聚古集では六六首中四九首（七四％）、元暦校

10	9	8	6	5	4	3	2	1	巻次
○	○		○		○		○	○	元暦本代赭
○	○	○	○	○	○	○	○	○	紀州本
△	○	○	○	○	○	○	○	○	広瀬本
			○			○	×	○	古葉略類聚鈔
○	○	○	○	○	○	○	○	○	古点・次点
×	×	×	×	×	×	△	×	×	新点

20	19	18	17	16	15	13	巻次
×	○	×	×			△	元暦本代赭
							紀州本
×	○	×	×	×	○	×	広瀬本
					○	△	古葉略類聚鈔
×	○	×	×	×	○	△	古点・次点
○	△	○	○	○	×	○	新点

本で四三首中二六首（六〇％）、とおおよそ六、七割くらいの率になる。一方、片仮名訓本では、代表的な伝本、広瀬本では、六九首中六六首（九六％）、紀州本で五三首中五二首（九八％）と、かなり百パーセントに近い数字になっている。つまり、平仮名訓本では、訓がある歌ない歌がまちまちなのが、片仮名訓本ではほぼすべてに訓があるということになる。

では、新点短歌ではどうか。仙覚新点歌の場合、まず、平仮名訓本には基本的に訓は見られない。一方、次点短歌ではほぼすべてに訓が見られた片仮名訓本系統ではどうかというところ、新点歌では一切訓がない。右が何を意味するかというと、片仮名訓本は、仙覚本で次点短歌とされている歌にはほぼすべてに訓があり、逆に仙覚本で新点短歌とされている歌にはほぼ訓がないということである。これは、長歌と同様短歌においても、仙覚本は、

片仮名訓本で訓のある歌は古点ないし次点としており、片仮名訓本で訓のない歌は新点としていうという傾向を示している。つまり、仙覚本は、長歌においても、短歌においても、ということとは事実上万葉集全体において、片仮名訓本系統の付訓の状況と呼応しているということになる。

仙覚は校訂に際して、訓が従来の伝本にあるものか、自らが考案したものかについて厳密に区別を行っている。これが仙覚の万葉集校訂作業の柱のひとつであるといつてよい。その判断の拠り所が片仮名訓本系統のみであったということは、この系統の本は、仙覚にとつて最も重要な伝本であったといつて過言ではなからう。仙覚は、自らの校訂作業に密接に結びつく伝本として、片仮名訓本を意識していたと推測される。

### 三

この推測は、冒頭で取りあげた仙覚の奥書の記述と矛盾する。なぜなら、仙覚の奥書によれば、題詞の高い六条家本の系統以外には、傍訓形式の伝本は参照していないと読めるからである。一方、現存する多くの片仮名訓本系統の本は、題詞が低く、傍訓形式である。その際、注意されるのは、広瀬本（とその系統の伝本）の存在である。この本は、現存片仮名訓本で唯一の別提訓の形式だからである。右の如く、仙覚が片仮名訓本系統の本を見ていたことは確実であるとして、具体的に見ていた本が広瀬本のような付訓形式の本であれば、述べ来たったような矛盾は一応解消される。

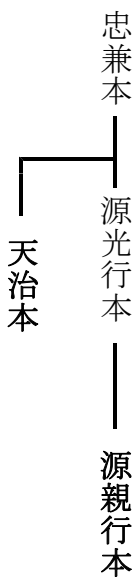
だが、現存片仮名訓本で唯一の別提訓が見られる広瀬本も、短歌こそ別提訓であるが、長歌は基本的に傍訓である（左図参照）（注2）。左は、広瀬本巻九の一七五一の長歌の末尾部分とその反歌（一七五二）である。前二行が長歌、第四、五行が短歌である。長歌の方が傍訓、短歌の方が別提訓であることが知られる。よつて、仮に広瀬本のような伝本を参照していても、冒頭の仙覚の奥書のような記述とはやはり矛盾が生ずることになる。

図版…広瀬本 巻九、一七五一

さらに、現存の片仮名訓本の大勢は傍訓形式である。しかも、その中には春日本（寛元元〜二年1243〜4書写）のように、あきらかに仙覚の校訂作業より早く成立した本も確認できる。ならば、仙覚が校訂の際に見ていた片仮名訓本は、広瀬本のような別提訓形式の本であったとしても、仙覚が傍訓形式自体を知らなかった可能性はきわめて低いし、傍訓形式の片仮名訓本の存在を知らなかったという可能性も低いと言わざるを得ない。

仙覚と片仮名訓本系統の関係は、仙覚がこれらの本を単に見知っていたというに留まらない。片仮名訓本系統の本が、仙覚の古次新点の判断の基準を独占していたと考えられる以上、その片仮名訓本系統の伝本が、仙覚校訂本にとって最も重要な伝本、すなわち校訂の底本であったという推測は容易に導かれるであろう。しかし、従来、仙覚本の校訂の底本は、平仮名別提訓の本であるというのが定説である。

仙覚の万葉集の校訂は、そもそもは、鎌倉將軍藤原頼経が源親行に命じて万葉集の校訂本を作らせたことに端を発する。その際、親行は自身の所持する親行本を底本として、三証本をもって校訂したとされる。さらに、一人では校勘の見落としがあるうとのことで仙覚に重ねての校訂が命じられたとされている。この事情は、仙覚本の奥書（文永本奥書巻一）に於いて仙覚自身が語っているところであるが、これによれば、仙覚が校訂の底本に用いたのは源親行本（以下、親行本と称する）ということになる。だが、この親行本は、



橋本進吉（「万葉集仙覚本と天治本」心の花第十九巻三号 大正四年三月）によれば、系統を遡れば忠兼本に行き着き、同じく忠兼本の系統である天治本の様相から、平仮名別提訓の付訓形式であったと推測されている（右「天治本系統図」参照）。すなわち、現在の学説では、仙覚の第一次の校訂本（寛元本といわれる）の底本は、親行本で、親行本は平仮名別提訓であったと考えられている。

では、仙覚校訂本の底本は本当に平仮名別提訓の本であったのだろうか。次頁に示すのは、A天治本、B紀州本、C神宮文庫本である。いずれも巻十、二〇五五（旧国歌大観番号）の部分である。先述のように、橋本論文によれば、親行本の形態はAの天治本と同じであったと考えられる。Bの紀州本は、先述の非仙覚本系の片仮名訓本系統の一本である。一方、Cは仙覚の第一次校訂本である寛元本系統の本とされている。

仙覚は、寛元期には、Aの天治本のような形態の本を底本として、Cのような校訂本を作ったことになる。一般的に言えば、このこと自体はさほど不自然ではない。すなわち、校訂の際に底本とは付訓形態を変えらるゝことは十分に考えられる措置である。しかし、仙覚が校訂を行っていた時代に、すでにBの紀州本のような伝本が存在していたとすると、その推定の信憑性には確かに揺らぐことになる。ちなみに、紀州本（巻十まで）の書写年代は『校本万葉集』（首巻）でも鎌倉時代とされるだけで、仙覚校訂時との先後関係は明らかでない。しかし、同一系統である非仙覚本系の片仮名訓本の中には春日本（片仮名傍訓形式）のように寛元元年1243に書写されていることが確実な伝本も存する。仙覚寛元本の校訂は寛元四年1246からであり、仙覚が校訂を開始したときには傍訓の片仮名訓本がすでに存していたことは確実であり、仙覚は先述のように片仮名訓本を必ず認識していたと考えられる。

A

(天治本万葉集切 皇学館大学附属図書館蔵)

B

(紀州本 後藤安報恩会刊の複製本昭和一六年による)

C

(神宮文庫本 神宮文庫蔵)

紀州本は、題詞が低い、片仮名傍訓の付訓形式で、それは、神宮文庫本などの仙覚寛元本と同様の形態である。その上、先述のように、紀州本をはじめとする非仙覚本系の片仮名訓本は、訓がない歌の分布と仙覚が新点として新たに訓を付した歌の分布とが一致しているのである。仙覚本と片仮名訓本系統とは、片仮名訓本系統の訓のない歌に訓を補充して行けば、それらがすなわち新点となり、体裁もそのまま仙覚寛元本（片仮名傍訓で題詞が歌より低い）と同様であるという深い相関関係にある。

このような本稿筆者の、片仮名訓本系統が仙覚校訂本の底本だったという考えに対して、非公式にはあるが、あくまで天治本のような平仮名別提訓の本が校訂の底本であって、片仮名訓本は参考に用いられたという可能性はないのかという趣旨の意見が一度ならず寄せられている。現在のところ、校訂の底本が平仮名訓本であるという可能性も完全には否定出来ない。ゆえに、仮に仙覚寛元本当時の底本が平仮名別提訓であったとしても、対校本の一つに片仮名傍訓形式で、新点に該当する歌のみに訓のない伝本（すなわち片仮名訓本系統の一本）があった場合、結果として出来た校訂本がやはり片仮名傍訓形式の本であったなら、件の対校本にならって校訂本を仕立て上げたと考えるのが自然の筋道では無かろうか。その場合、たとえ平仮名訓本を底本として校訂作業が発せられたとしても、校訂の結果から見れば、事実上底本は片仮名訓本系統であったといえるのではなからうか。

仙覚寛元本が底本に傍訓形式の本を用いていた証左は他にもある。寛元本は、本書第三章第二節「片仮名訓本系統の紀州本の位置」で述べたように、歌本文の右に底本の訓を残



し、他本に訓があつた場合は左に訓を付し、従来の訓に飽きたらず、新たに訓を考案した場合左に朱で訓を付している。寛元本の場合、傍訓形式であり、主たる訓は歌本文の右側にあることは明らかである。つまり、寛元本では自らの訂正訓は主従の従という位置づけになる。もし、寛元時における校訂本の底本が平仮名別提訓本であり、それを一旦片仮名傍訓に書き換えて書写したと仮定した場合、自らの訂正訓を従の位置である左側に置くのは不自然であると考えられる。平仮名別提訓を片仮名傍訓に書き直した時点で訓の入れ替えは自由に出来たと考えられるからである。一方、片仮名訓本系統の本が底本であつたなら、底本の訓ははじめから歌本文の右に備わっている。他本から異なつた訓を移入する場合や新たに訂正訓を作つた場合、訓は空いている歌本文の左側に付けざるを得ないのでないか。

従来の説は、仙覚の奥書の記述に沿って考えられてきた。奥書にそのまま従えば、底本は平仮名別提訓であるという結論に自ずと導かれて行く。だが、事ここに至れば、仙覚が校訂を行った時代に、片仮名訓本系統（傍訓）のように仙覚本の姿にきわめて近い伝本が存在していて、その本が校訂に大きく介在している事実を全く考慮に入れず、單純に平仮名別提訓の伝本を底本に想定することには大きな疑念が残るといわざるを得ない。

#### 四

では、片仮名訓本系統が仙覚寛元本の底本であつた具体的な証拠はあるのであろうか。先述のように、仙覚の校訂本の中でも、第一次校訂本である寛元本は、基本的に訓を歌本文の左右に付している。底本の訓は右に付し、他本の訓や自らの訂正訓は歌本文の左に付すという方針である。そして、訂正訓は朱で書いている。一方、第二次校訂本の文永本では、訓は基本的に歌本文の右側の一種類だけに統一され、訂正訓は、紺青で記されている。寛元本と文永本とは、このように付訓の方針が異なっており、中でも訂正訓の位置や墨色が大きく変更されている。この点、第三章第二節「片仮名訓本系統内の紀州本の位置」で詳述したが、ここでは、紀州本には、仙覚の訂正訓が歌本文の左に朱で付されているという現象が見られることも指摘している。そして、それは、紀州本が、仙覚校訂本、なにかんずく寛元本の影響を受けていることを意味する点についても言及した。再掲すれば、次の如くである。紀州本巻三、二六九の第一句である。「人不见者」の左に朱で付されて

図版：紀州本 巻三、一六九

いる「シノヒニハ」が仙覚の訂正訓と同じ訓である。

ところが、紀州本は片仮名訓本系統の一本であり、片仮名訓本系統は、述べ来たつたように、仙覚校訂本ときわめて関係が深く、校訂の底本に想定される存在なのである。これも先に述べたように、片仮名訓本系統の訓のない歌に訓を加えて行くところが新点歌となるという想定を行つたが、紀州本は、まさにそのように新点が付訓されている。すると、紀州本の形こそ仙覚寛元本の形を具現しているのではないかと言うことになる。しかし、これも第三章第二節で述べたことながら、紀州本では、現存する巻十までの範囲ですべての新点歌には訓があるものの、訂正訓の方は、巻四までしか付されていない。この点を考慮すれば、紀州本の姿が仙覚寛元本そのものというわけにはいかないことが分かる。だが、紀州本には、

仙覚本の新点、訂正訓が付されているだけでなく（巻四までという限定は付くが）、歌本文の朱の雁金点や朱の注記なども存しており、単に仙覚本の訓が移入されているというに留まらず、全体として仙覚本の様相を呈していると言える。

紀州本が寛元本そのものではないことは確かであろうが、しかし、紀州本の姿が様々な点で寛元本に似た様相を呈していることは、片仮名訓本と仙覚本との関係を考えるとき、無視できぬ重要な要素といえよう。しかも、片仮名訓本系統に仙覚本の訓が付される事例は紀州本だけに止まらない。拙稿「柘枝切万葉集考」（早稲田大学日本古典籍研究所年報第二号 平成二十一年三月）で指摘したとおり、柘枝切という古筆切では、片仮名訓本に仙覚本の訂正訓が、朱で歌本文の左側に付される事例が見出される。この形態は紀州本によく似ている。ところが、古筆切の中には、この柘枝切だけでなく、後京極様切、伝教家筆切などにも同様に傾向が見出される（本書第三章第二節「片仮名訓本系統内の紀州本（巻十まで）の位置」）。これらの断簡は、柘枝切が五枚、後京極様切が五枚、伝弘誓院教家筆切が一枚と、いずれも寥寥たる残存状況であるが、それらに残る仙覚訂正訓相当箇所では、ほぼすべてにわたって朱の訓が付されている。しかも、これらの断簡の中には、紀州本には存在しない、巻四以降の巻七（後京極様切）、巻十九（柘枝切）の訂正訓が見られる。また、これらの切には、紀州本同様、歌本文に朱の雁金点が付されている点にも仙覚本との共通点が見られる。さらに、片仮名訓本系統とおぼしき本に仙覚の訂正訓が朱で付される事例としては、西本願寺本巻十二を挙げること出来る（拙稿「西本願寺本巻十二の再検討」『万葉集研究第三一集 平成二二年一月』）。しかも、この場合、仙覚本（文永本）二十巻の中の欠巻部分に仙覚本の代わりに補入されている。紀州本のような現象は、従来考えられているより大きな広がりをもっていることが知られる。如上の検討から、これら一連の現象は、仙覚の校訂作業そのものに片仮名訓本が関わったことを示す証左として、一括して考え直す必要が生じてきたと言えよう。

## 五

紀州本の性格について、これを仙覚校訂本の底本と関わるのではないかという推定する考えは、本稿がはじめというわけではない。『校本万葉集』首巻は、紀州本（巻十まで）の奥書に行遠の建保七年1219に大監物光行本を借りて写したとする記述があるため、この本が忠兼本―源光行本―源親行本の系統の本、すなわち仙覚校訂本で底本として用いられた親行本の系統ではないかという可能性が取りあげられている。しかし、橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」（「心の花」第十九巻第三号大正四年三月）による、忠兼本は平仮名別提訓の伝本であるという指摘を考慮して、紀州本が忠兼本（親行本）系統である点については否定している。しかし、その後も小川靖彦『萬葉学史の研究』（平成十九年）は、その著書の至る所で紀州本が親行本系であること、あるいは、仙覚本の底本系統であることについて言及している。が、その当否は、決め手に欠ける点もあり、明確にされることはなかった。それにしても、現在に至るまで、紀州本のような形が仙覚校訂本の底本なのではという予測は根強く存している事は確認される。本稿は、片仮名訓本系統と仙覚校訂本との関係という新たな視点から、片仮名訓本系統が、仙覚校訂本の底本であったという可能性を述べ、その上で、紀州本が仙覚寛元本に関わるのではないかという推定を行った。その点で『校本万葉集』以来の予測とは軌を一にするといえよう。そうはいっても、未だ

に、拙論冒頭に取りあげた仙覚奥書の記述との矛盾の問題に加え、親行本が平仮名訓本であったらうという従来の推定との齟齬などについては解決がついているわけではない。これらを次なる課題として、片仮名訓本のさらなる解明を行いたいと考えている。

注

- 1 広瀬本の如く、片仮名別提訓の形式を有する本は、他に細井本（巻四く六）や伝冷泉為頼筆などが知られているが、『校本万葉集』新增補・追補（平成六年）で述べられているように、すべて広瀬本と同じ系統の伝本である。したがって、以下、「広瀬本」というときには、これら同系統の伝本を含む広瀬本系統を意味する。
- 2 広瀬本の画像は、関西大学図書館の許可を得て撮影した画像を使用した。
- 4 紀州本の引用は、後藤幸三『紀州本万葉集』（昭和十六年）を使用した。
- 5 仙覚校訂本は、寛元本、文永二年本、文永三年本、文永九年本、文永十年本が存したと考えられる。が、寛元本から文永二年本にかけては校訂方針に大きな変更があったが、それ以降基本に校訂方針は変わっていない。したがって、本稿では、寛元本を第一次校訂本、それ以降の文永期の校訂本を一括して文永本と称し、第二次校訂本と位置づける。
- 6 仙覚本の新点が寛元四年の時点ですでに付されていること、「仙覚律師奏覧状」（『仙覚全集』大正十五年）によって知られる。

（初出「万葉集片仮名訓本と仙覚校訂本」上代文学第一〇五号 平成二二年一月）

## 第五章 仙覚校訂本の底本

### 第二節 仙覚寛元本を反映する伝本

#### —京大本代赅書き入れの性格—

一

万葉集の伝本研究は、研究の画期を成した『校本万葉集』において、現存する諸伝本個々、あるいは二本間の関係などについてはかなり詳細な調査が行われている一方、伝本間の系統的な関係についてはほとんど明らかになっていないという、いわばいびつな状況にあった。しかし、このような状況は、伝本間の系統的枠組みが明らかになれば、『校本万葉集』の様々な指摘は、諸本の系統的な関係を明らかにする上で重要な役割を担う可能性がある。本稿は、その『校本万葉集』の記述を端緒として、最近明らかになってきた仙覚校訂本と非仙覚本系片仮名訓本との関係についての知見を基に、長年十分に明らかにされてこなかった京大本代赅書き入れの性格を解明しようという試みである。

二

『校本万葉集』以来、万葉集の伝本は、仙覚が校訂した本の系統、すなわち仙覚校訂本系（仙覚本系統）とそれ以外の本（非仙覚本系）とに分かれることが指摘されているが、非仙覚本系の中の諸伝本との関係、非仙覚本系と仙覚系との関係等についてはほとんど明らかにされてこなかったといつてよい。

本稿筆者は、長歌訓の有無に着目して、次のような結論に至った。非仙覚本系諸本は、平仮名訓の本と片仮名訓の本とに分けられるが、前者には長歌にほとんど訓がなく、後者にはおよそ半分の歌に訓が見られる。しかも、それらの長歌訓の分布は、片仮名訓の本の中ではいずれも同じ分布を有する。これは、非仙覚本系片仮名訓の本が、そのような長歌訓の分布を有するある祖本から枝分かれた同一の系統の本であることを意味する。このことから、基本的には長歌訓を持たない平仮名訓の本は、片仮名訓の本とは系統を異にすることが分かる。一方、仙覚校訂本は、校訂に際して、従来の諸伝本に訓がある歌とない歌とを厳密に区別している。従来の本に訓がある歌を「古点」「次点」、訓がない歌を「新点」としている。ところが、仙覚本の長歌の新点の分布は、片仮名訓本の訓のない長歌の分布と合致する。これは、少なくとも長歌については、仙覚は、古次新点の判断を片仮名訓本系統のいずれかの本によっていたと考えられる。さらに、短歌においても、片仮名訓本系統で訓のない歌の分布は、仙覚本の新点短歌の分布とほぼ合致する（注1）。すなわち、片仮名訓本で訓のない歌の分布は、仙覚校訂本の新点歌と合致するといつてよい。このことは、仙覚が校訂の際に最も重視した作業のひとつと考えられる古次新点の判断は、様々な伝本の付訓状況を見比べて行ったわけではなく、片仮名訓本系統の付訓状況のみによっていたことが知られる。

片仮名訓本系統の付訓形態は、多くの場合、仙覚本と同じ片仮名傍訓である。すると、傍訓形式の片仮名訓本に、新点を加えて行くと、基本的に仙覚本の原形が出来上がることになる。これは、仙覚が校訂に際して、片仮名訓本のいずれか一本を底本に用いていたことを強く示唆する。つまり、非仙覚本系の伝本は、平仮名訓本と片仮名訓本とに分けるこ

とが出来、片仮名訓本は、仙覚校訂本（そのうちの第一次校訂本である寛元本・後述）の底本として用いられているという関係が認められる（注2）。

三

では、これらの関係の中で、京大本代赭書き入れは、どこに位置付けられるのであろうか。先述のように、『校本万葉集』（首巻）は、諸本の特徴については、かなり詳細に述べられている。京大本代赭書き入れについては、神宮文庫本との類似について大きく頁が割かれている（『万葉集諸本系統の研究』）。神宮文庫本は、仙覚校訂本のうち、第一次校訂本である寛元本系統の本とされている。『校本万葉集』は、両本の類似点を四つ指摘している。これを論述の都合上順序を変えて掲げれば次の通りである。

- A 卷十七冒頭歌群（三八九〇～三八九九）の配列
- B 卷十九、二十の反歌表示
- C 卷十八の目録
- D 卷二十の目録

このうち、Bは卷十九、二十の反歌表示についてである。万葉集には二五〇首あまりの長歌があるが、その多くに反歌が付されている。その反歌は、歌によって「反歌」などの題詞がつく場合とつかない場合とがある。一般的には、つく場合つかない場合いずれでも諸本に違いはないのだが、右の二巻は、本によって「反歌」がつくものつかないもので大きな違いが見られる。『校本万葉集』では、京大本代赭書き入れと神宮文庫本とが、西本願寺本（仙覚文永本・第二次校訂本）と対立するという形で記述している。つまり、卷十九、二十の二巻の計十箇所について、西本願寺本では「反歌」表示が見られないのに対して、二本では「反歌」と表示されていると説明している。神宮文庫本は、先述のように寛元本系と考えられるので、これは、一種の寛元本と文永本との対立ということになる。しかし、この十例について、他の諸本の状況も合わせて示すと、ことは寛元本と文永本との対立ではすまないことが分かる（注3）。

		西本願寺本	神宮文庫本	京大本代赭書き入れ	元暦校本代赭書き入れ	広瀬本
19四一五五			反調	「反歌イ」	反哥	
19四一五七			反調	反歌	反哥	
19四一六一			反歌	反歌		
19四一六五			反歌	反歌	反哥	反哥
19四一七八			反歌	反歌		反哥
19四一八六			反詠	反歌	反哥	反哥
19四一八八			反歌		反哥	
20四三三二			反歌	反調		
20四三九九			反歌	反歌	反哥	
20四四〇九			反歌	反歌	反哥	

たしかに、右の表では、西本願寺本には表示がなく、神宮文庫本・京大本代赅書き入れでは表示があるという顕著な傾向が看取される。しかし、「反歌」の表示は、元暦校本代赅書き入れにも広瀬本にも存することが分かる。この二本はいずれも非仙覚本系の片仮名訓本である。ところが、表には載せていないが、非仙覚本系の平仮名訓本である元暦校本（先の元暦校本代赅書き入れの本体）には「反歌」の表示は一切見られない。すると、件の反歌表示のありなしについては、

「反歌」の表示がある 神宮文庫本（仙覚寛元本）

元暦校本代赅書き入れ・広瀬本（片仮名訓本）

「反歌」の表示がない 西本願寺本（仙覚文永本）

元暦校本（平仮名訓本）

ということになる。つまり、この一連の長反歌では、非仙覚本系では、平仮名訓本には表示がなく、片仮名訓本には表示があり、仙覚本系では、寛元本には表示があり、文永本には表示がないということになる。このことは、Aの巻十七の冒頭歌群でもよく似た傾向を示す。

巻十七の冒頭歌群（三八九〇～三八九九）は、神宮文庫本と京大本代赅書き入れでは、歌群の最後の二首は三八九八、三八九九となっているのに、西本願寺本では三八九六、三八九七となっている。ところが、前者は片仮名訓本の広瀬本と一致し、後者は平仮名訓本の元暦校本と一致するのである。これは、先程の巻十九、二十の反歌表示と同様の状況といえよう。ただし、この部分には、天治本を伴信友が臨写した「検天治本」が残っていて、天治本の状況が分かる。検天治本によれば、この部分、広瀬本などと同様、三八九九で終わる形であるがわかる（注4）。つまり、この巻十七の冒頭歌群については、平仮名訓本の一本にも同様の配列の本があることになる。とはいえ、この場合も、仙覚寛元本と文永本とが対立し、寛元本と非仙覚本系の片仮名訓本とが一致する事例であることに変わりはない。

このように非仙覚本系の片仮名訓本（一部平仮名訓本）と仙覚寛元本との内容が合致するという傾向は、先に見た片仮名訓本が仙覚本の校訂の底本であったという推論とよく打ち合うように思われる。すなわち、校訂の底本であれば、底本の特徴が校訂本にも残りやすい。平仮名訓本にはなく、片仮名訓本には見られる特徴が、第一次校訂本の寛元本には残り、第二次校訂本の際には訂正されたと考えると、説明がつきやすい。『校本万葉集』の指摘は、神宮文庫本と京大本代赅書き入れとの類似点として取りあげられたのだが、はからずも非仙覚本系の片仮名訓本が仙覚寛元本の底本であることを証する証左としても有効であることが分かった。

ところが、そういうことになると、もう一方の京大本代赅書き入れは、一体いかなる性格なのかという問題は残ることになる。ABで見る限り、京大本代赅書き入れは、ともに片仮名訓本と仙覚寛元本とに共通する性格を持っていることになる。では、いずれに属するのか。じつは、京大本代赅書き入れは、これまでの学説においても、非仙覚本系と仙覚寛元本との間を揺れているという経歴を有する本なのである。

京大本代赅書き入れは、まず『校本万葉集』において、京大本に付された代赅による奥書から、それが今川範政書写に係る“禁裏御本”に由来することが指摘され、その禁裏御

	本文	京大本訓	代赅訓	神宮文庫本	西本願寺本	紀州本	広瀬本	
1	臣女乃	マウトメノ	オウトメノ	マウトメノ	マウトメノ	オウトメノ マフトメノ	ヲフノメノ	
2	鏡成	カカミナス	ナル	カゝミナス ナルイ	カカミナス ナル	カカミナル ナス	カカミナル	○
3	紐解不離	ヒモトキサケス	ノケス	ヒモトキサケス	ヒモトキサケス ノケス古	ヒモトキノケス サケス	ヒモトキノケス	
4	旦霧隠	アサキリコモリ	カクレ	アサキリコモリ カクレイ	アサキリコモリ カクレ	アサキリカクレ コモリ	アサキリカクレ	○
5	哭耳之所哭	ナキノミソナク	ネノミソナク	ナキノミソナク	ナキノミソナク	ナキノミソナク ネノミソナク	ネノミソナク	
6	直向	タタムカフ	ムカヒ	タタムカフ	タゝムカフ	タゝムカヒ	タゝムカヒ	
7	背尔見管	ソカヒニミツゝ	ウシロ ソムキ	ソカヒニミツゝ	ソカヒニミツゝ ウシロ古	ウシロニミツゝ ソムキニ	ウシロニミツゝ	
8	鳥自物	トリシモノ	ヨリモ	トリシモノ	トリシモノ	トリヨリモ トリシモノ	トリヨリモ	
9	魚津左比去者	ナツサヒユケハ	イヲツサヒユケ ハ	ナツサヒユケハ	ナツサヒユケハ	イホツサヒユケハ ナツサヒユケハ	イヲツサヒユケ ハ	
10	四時二生有	シシニオヒタル	トシニ	シシニ	シゝニオヒタル	トシニオヒタル シモニ	シシニオヒタル	

\*右端の○は、京大本代赅書き入れと神宮文庫本の訓が一致している例

本は、仙覚寛元本と文永本双方の奥書を有することから両本を合わせ写した本であると述べられている(注5)。その指摘を受けて、さらに、武田祐吉『万葉集書志』(『万葉集』仙覚本の研究)昭和三年)は、京大本では、その禁裏御本が文永本系統の本に書き入れられているために、禁裏御本の文永本の要素は書き入れられず、もっぱら寛元本の性格が表に出ている旨を推定している。つまり、残された奥書からは、京大本代赅書き入れは仙覚本、しかも仙覚寛元本の内容が反映していると考えられることが分かる。

ところが、山崎福之氏は万葉集諸本の訓を調査する一連の論の中で、「類聚古集の片仮名訓書入」万葉第一一三号昭和五八年五月等)、京大本代赅書き入れの訓が、非仙覚本系の片仮名訓の本にきわめて近く、仙覚本とは合致しない例が多いことを指摘している。山崎氏の一連の指摘は、本稿筆者が現存の非仙覚本系の片仮名訓本が同一系統であるという論を展開する前に発表されている。が、山崎氏自身も非仙覚本系の片仮名訓の本同士は訓は全体として似通っているという主張をしている。山崎氏の言う非仙覚本系の片仮名訓の本とは、事実上本稿筆者の言う同一系統の片仮名訓本と重なっていると思われる。つまり、山崎氏の一連の論では、京大本代赅書き入れの内実は、非仙覚本系の片仮名訓の本であることを示唆している。氏のこの指摘は、具体的に訓を追う限り、大変説得力が高いように見受けられる(後述)。氏の指摘は、小川靖彦氏によっても確認され、『万葉学史の研究』第四部第一節「筑後入道寂意」(平成二〇年等)、本稿筆者も、それらの指摘を是として、片仮名訓本を扱う一連の論の中で京大本代赅書き入れを非仙覚本系の片仮名訓本の本として考察している(本書第一章第一節「万葉集の平仮名訓本と片仮名訓本」の原論文注6)。つまり、京大本代赅書き入れは、奥書から考えると仙覚本であり、訓の性格から考えると非仙覚本系の片仮名訓本であるということになる。

京大本代赅書き入れの訓は、たとえば上記のようである。これは、巻四、五〇九の長歌に見られる京大本代赅書き入れの訓すべてを他の諸本の訓と比較したものである。先述のように、長歌の訓は基本的に平仮名

訓本には存せず、この歌にも平仮名訓本で訓のある本はない。すなわち、非仙覚本系では片仮名訓本系統特有の訓と言うことになる。表は、十箇所訓について、そのほとんどが広瀬本、紀州本という非仙覚本系の片仮名訓本と合致しており、一方で西本願寺本、神宮文庫本という仙覚本とはほとんど合致していないという明瞭な傾向を示している。このような事例は、少なくとも訓については、京大本代赅書き入れは仙覚本ではなく、非仙覚本系の片仮名訓本に近いことを明らかに支持するように見られる。

#### 四

では、京大本代赅書き入れは、一体仙覚系、非仙覚本系どちらに属するのであろうか。先に取りあげた『校本万葉集』の京大本代赅書き入れと神宮文庫本の類似点は、AからDまで四つあったが、いまだAとBしか取りあげていない。CとDは、じつは巻十八と二十の目録についての指摘であった。ここでは、二巻の目録が、二本とともに文永本である西本願寺本と対立する特徴があることを述べている。京大本代赅書き入れが神宮文庫本と共通する目録の内容を有すると言うことは、当然京大本代赅書き入れの元の本も巻十八、二十に目録を持っていたことを意味する（注7）。

仙覚系諸本と非仙覚本系諸本とはいくつかの大きな違いがあるが、そのひとつに目録を挙げることが出来る。万葉集の伝本は目録を巻ごとに有するが、仙覚系では二十巻すべてに目録が存する一方、現存の非仙覚本系の諸本では、平仮名訓本も片仮名訓本もいずれの場合も、巻十六以降には目録がないことが知られている（注8）。ということになれば、巻十八、二十に目録を持つ京大本代赅書き入れは明瞭に仙覚本の特徴を持つと考えられる。先述のように、京大本代赅書き入れは仙覚本の奥書も持っている。その上に、巻十六以降に目録を有しているとなれば、仙覚本と考えざるを得ないことになる。先述の山崎・小川両氏は、京大本代赅書き入れの訓の性格が非仙覚本系の片仮名訓本に近いという点に着目しながらも、代赅書き入れ全体の性格の見極めについては慎重な態度を保っていたと言える。が、両氏の指摘を受けた本稿筆者は、これを無条件で非仙覚本系の片仮名訓本の一環として一連の論を展開してきた。これは軽率のそしりを免れない。

しかし、それにしても、京大本代赅書き入れが、仙覚本であると考えられる一方、非仙覚本系の片仮名訓本と似た傾向の訓を有し、それらの多くの訓が仙覚系諸本には見られないという矛盾は依然として残ることになる。京大本代赅書き入れが仙覚本であるとして、その訓の特徴は、先掲武田祐吉『万葉集書志』が述べるように、寛元本の訓が反映していると考えられる。すると、問題は、現在仙覚寛元本として参照される神宮文庫本などの性格にあるのではないかと考えられる。現存する諸伝本のうち、仙覚寛元本とされている本は、神宮文庫本とそれと極めて似た内容を有する細井本（除巻四く六）などの三本に過ぎない。つまり、われわれは、現存する本としては、寛元本の姿を神宮文庫本・細井本などの三本からしか知ることが出来ないのである。ところが、当の神宮文庫本は、『校本万葉集』の時代から、「寛元本の純粹ならざる一伝本」（首巻「万葉集諸本解説」）であることが指摘されている。

では、純粹な寛元本とはいかなるものであるのか。京大本代赅書き入れに残された寛元本の奥書によれば、寛元本は、歌本文の右に従来の訓を残し、仙覚が従来の訓を改めた訓は、歌本文の左に朱で付していたという。



かくのごとき等の道理によりて、漢字の右に假名を付け了んぬ。他本の和、難ある歌の時は、墨を以てまた字の左にこれを点す。その和の間、言辞の道理といひ、符合せざる所は、字の左に朱を以て愚点し了んぬ。

(京都大学本代赅書き入れ「禁裏御本」卷一奥書〔寛元本奥書〕)

つまり、歌本文の右に従来の訓(主として底本の訓)、左に仙覚自身の訓を付すという二本立てが寛元本の本来の姿であったと考えられる(左上模式図参照)。

右側 底本の訓

一方、第二次校訂本の文永本では、自身の訂正訓も含めて、訓は歌本文の右側にだけ付すという方針に変更されている。

歌本文

左側 仙覚の訂正訓(朱)

では、寛元本として現存する神宮文庫本の訓はどうなっているのか。『校本万葉集』(『万葉集諸本系統の研究』)は、次のように、神宮文庫本の訓については、巻によってその性格が異なるとする。

卷第三、十二、十三、十九、二十の如きはおほむね漢字の右傍に仙覚以前の古点を施し、卷九、十六の二巻は仙覚の点と、その以前の点とを交へ書き、その他の諸巻は仙覚の点を右傍に書いてある。

『校本万葉集』のこの記述には、これ以上の言及はない。記述は簡単に過ぎ、述べようとする詳細はわかりにくい。右側に仙覚以前の古訓が存するというのは、寛元本の本来の姿を、右側に仙覚の訓があるという形は、文永本の形をそれぞれ意味するように受け止められる。つまり、おおざっぱに言って、神宮文庫本は、訓については寛元本と文永本との様相を混在させていると述べているように理解される。『校本万葉集』は、歌本文の右側に仙覚以前の古訓を持つ巻として、卷三、十一、十三、十九、二十の五巻を挙げている。

## 五

この『校本万葉集』の分析について、更に詳細に追求したのが上田英夫『万葉集訓点の史的研究』(昭和二十一年)である。上田氏は、神宮文庫本が寛元本であるならば、寛元本の奥書にあるように、歌本文の左右に訓があるのが本来の姿であるとして、神宮文庫本で訓が左右にある箇所を巻毎に調査し、更に、それら訓が左右にある事例について、右側に仙覚訓がある例、左側に仙覚訓がある例それぞれ多い巻を挙げている。前者としては、巻二、四、七、八、九、十、十三、十六を、後者としては巻三、十一、十三を挙げている。上田氏のこの指摘は、神宮文庫本の巻による訓の性格の違いが、内容だけでなく、付訓の方針自体にまで及んでいることを述べている。上田氏の調査によると、神宮文庫本では、巻によって、訓の内容、付訓状況共に寛元本の様相をよく残して巻(特に巻十一)から、ほとんど文永本の様相を呈している巻まで様々であることが分かる。

先ほど、京大本代赅書き入れと神宮文庫本との訓の比較で、両者がほとんど合致しないという結論を得たのは巻四の長歌であった。神宮文庫本のこの巻は、『校本万葉集』でも

	本文	京大本訓	代赅訓	神宮文庫本	西本願寺本	紀州本	広瀬本	
1	靡寐	ナヒキネシ	イネラレス	ナヒキネシ (イネラレス)	ナヒキネシ	イネラレス	ナヒキネシ	○
2	手本矣別	タモトヲワカル	モコトニ	タモトモコトニ タモトヲワカレ	タモトヲワカレ	タモトモコトニ	タモトニワカレ	○
3	丹杵火尔之	ニキヒニシ	タクヒ	タクヒニシ ニキヒニシ	ニキヒニシ	タクヒニシ	ニキホヒシ	○
4	山際	ヤマノマヲ	ヤマキハ ヤマノハニ	ヤマノハラ キハヲ	ヤマノマヲ	ヤマキハニ	ヤマキハヲ	○
5	家従裳出而	イヘヲモイテト	ヨリ	イヘヲモイテト ユ	イヘヲモイテト	イヘヨリモイテト	イヘヨリモテト	
6	將為便不知	セムスヘシラニ	シラス	セムスヘシラニ ラスイ	セムスヘシラニ	センスヘシラヌ	セムスヘシラス	○
7	入居嘆會	イリキナケクヤ	ナケカム	イリキナケク ナケカン	イリキナケクヤ	イリキナケカム	イリキナケキキ	○
8	兒乃泣毎	コノナカシメハ	ナクハトノ	コノナカシメハ ナケルヲモ	コノカナシメハ	コノナクハトヲ	コノネナキモ	
9	雄自毛能	ヲノコシモノ	ヲミツカラモヨク	ヲノコシモノ トリ	ヲノコシミ	ミツカラモヨク	オホシホノ	
10	効矣無跡	シルシヲナミト	モナシ	シルシヲナミト モナシイ	シルシヲナミト	シルシモナシト	シルシモナシト	○
11	因鹿跡叙念	ヨスカトソオモフ	イカニ	ヨスカトソオモフ	ヨスカトソオモフ	イカニトソオモフ	ヨスカトソオモフ	

\* 右端の○は、京大本代赅書き入れと神宮文庫本の訓が一致している例

上田論文でも寛元本の本来の姿を持っていない巻とされている。では、『校本万葉集』、上田論文ともに神宮文庫本が本来の寛元本の姿を反映しているとされる巻である巻三を取りあげ、京大本代赅書き入れと神宮文庫本の訓を比較してみよう。先ほどの巻四、五〇九と同じく、長歌で異同の数も同じ程度の巻三、四八一を取りあげてみよう。次に掲げるのは、巻三の長歌四八一番の京大本代赅書き入れのすべての訓である。先程の巻四、五〇九番と同じ形の表に作っている。

巻四の五〇九の表では、京大本代赅書き入れの訓はほとんど神宮文庫本の訓と合致する例がなかったのに（神宮文庫本に対する合致率は二〇％）、当面の例では、十一例中、七例が合致している（合致率は六三％）。つまり、一致する例、しない例の比率がほぼ逆転していると言える。このような巻による、両者の訓の合致率の違いの原因は、もちろん従来指摘されているように神宮文庫本の方にある。先の巻三、四のふたつの表をもう一度眺めると、あきらかに神宮文庫本の訓は双方の巻で異質な物になっている。巻三の例では、挙げられた訓十一例の内、十例までが神宮文庫本で複数の訓を持っているのに対して、先の巻四の例では十例中二例しか複数の訓がない。しかも、巻四の例では、京大本代赅書き入れと合致しない神宮文庫本の訓は、ことごとく西本願寺本（文永本）と合致しているのである。神宮文庫本が寛元本である巻三では京大本代赅書き入れと訓が似ていて、文永本的

である巻四では京大本代赅書き入れと訓があまり似ていないという傾向は明白である。右のような傾向は、例示した個別の長歌に止まらない。次に挙げるのは、巻三、巻四の京大本代赅書き入れの訓の数と神宮文庫本と合致する訓の数である。訓の数は書き入れのある句の数で数え、神宮文庫本に複数訓がある場合には、どれかの訓が京大本代赅書き入れと一致すれば合致例として計算している。

京大本代赅書き入れ 神宮文庫本と合致する例

巻三 二六七例 一六二例

合致率六〇・七％

巻四 二〇一例 六六例

合致率三二・八％

卷三が六割の合致率、すなわち京大本代赅書き入れの訓のうち、六割が神宮文庫本と合致するのに対して、巻四では、三割の訓しか合致しない。これも二つの巻で、合致、非合致の比率が正反対になっていることが知られる。このことは、京大本代赅書き入れの訓の性格を考える場合、比較する神宮文庫本の巻次によって、データが著しく異なってくることを示唆する。

では、全巻に於ける巻毎の数値はどうか。次に示すのは、巻毎の京大本代赅書き入れの訓の数と、それと合致する神宮文庫本の訓の数、ならびに両者の合致率である（注9）。

	京大本代赅書き入れの訓の数	神宮文庫本にもその訓がある数	両者の合致率
1	141	50	35.50%
2	246	27	11%
3	267	162	60.70%
4	201	66	32.80%
5	67	44	65.70%
6	206	24	11.70%
7	233	125	53.60%
8	236	87	36.90%
9	218	67	30.70%
10	197	108	54.80%
11	302	241	79.80%
12	158	43	27.20%
13	135	29	21.50%
14	24	4	16.70%
15	15	1	6.70%
16	46	25	54.30%
17	21	2	9.50%
18	14	7	50%
19	88	16	18%
20	20	6	30%
	2835	1134	40%

京大本代赅書き入れの訓は全巻に存する。その中でも、神宮文庫本との合致率が八割に近い巻十一のような例がある一方、巻十五のように七%未満と著しく低い例も見られる。かなりのばらつきといえよう。ただし、巻十五の場合は、京大本代赅書き入れ全体の数が十五例と極端に少ない点に問題が残ろう。しかし、たとえば巻二の場合は、二四六例と十分な数の訓が存するが、神宮文庫本との合致例は二七例、合致率わずか一一%という事例もある。京大本代赅書き入れの訓の性格を寛元本であるはずの神宮文庫本と合致するか、しないかで測ろうとする場合、巻によって極端な違いが出てくることははや明白であろう。ちなみに、もし、二十巻全体で両者を比較したとき、全体の合致率は四〇%と半分以下となり、京大本代赅書き入れと神宮文庫本とは訓があまり合致しないという見方が導かれるように思われる。

右の表によれば、二十巻中もつとも京大本代赭書き入れと神宮文庫本との訓の合致率が  
高い巻は巻十一である。ほぼ八〇%合致している。巻十一は、先の上田論文で、神宮文庫  
本の中でもつとも歌本文の左右に訓が多く、なおかつ右側の訓に仙覚訓と共通する訓の少  
ない巻、すなわちもつとも寛元本的な性格が強いことが指摘されていた巻である。その巻  
において、京大本代赭書き入れとの訓の合致率が最も高いと言うことは、とりもなおさず、  
京大本代赭書き入れの訓が寛元本の訓を反映していることを意味している。逆に、京大  
本代赭書き入れの訓が神宮文庫本とあまり合致しない巻四などについては、合致しない理  
由は、もっぱら神宮文庫本の方が文永本的な性格を帯びていることに求められ、両者の訓  
が似ていないことが京大本代赭書き入れの仙覚寛元本としての性格を否定する証左にはな  
らないと言えよう。つまり、京大本代赭書き入れの訓が、一見仙覚寛元本と合致しない訓  
が多いように見られるのは、現存する寛元本系等の神宮文庫本（及び細井本）が寛元本と  
して純粹でないことに起因しており、むしろ、京大本代赭書き入れの訓にこそ寛元本の訓  
が一貫して残っていると考えられることになる。

右のような、京大本代赭書き入れと神宮文庫本との巻毎の訓の比較を通じて、神宮文庫  
本の巻毎の性格の違いから、京大本代赭書き入れの訓にむしろ寛元本的な性格が読みとれ  
ることは、すでに先掲上田英夫『万葉集訓点史の史的研究』（第二章第一節）に指摘が存  
する。だが、上田論では、その結論を導いた調査を「禁裏御本（稿者注 禁裏御本は、京  
大本代赭書き入れの元になった伝本）の訓にして仙覚文永本のそれと一致せざるもの」を  
対象に行っており、本稿とは視点が異なる。また、ここに示された数値も本稿の調査とは  
齟齬するところが多いため、本稿では改めて神宮文庫本と京大本代赭書き入れの訓の比較  
調査を行った。しかし、上田論文もまた京大本代赭書き入れの訓が仙覚寛元本の内容を反  
映していることを証明しようとしていたことは明らかであり、それが本稿より前に行われ  
ていたことを確認する次第である。

上田論では、もっぱら仙覚本内部での寛元本と文永本との訓の比較に力が注がれており、  
京大本代赭書き入れの訓のうち、上田氏が「仙覚文永本にあらざる古い訓」と位置付けて  
いる訓の素性については十分説明が行われていない。実は、これらの訓こそ、先に言及し  
た、山崎福之氏によって、非仙覚本系であるとされていた訓なのである。実際、先に見た  
巻三、四の長歌訓でも、京大本代赭書き入れの訓はいずれの場合でも、広瀬本、紀州本な  
どの非仙覚本系の片仮名訓本の訓とよく合致していた。なぜ、仙覚寛元本であるはずの京  
大本代赭書き入れの訓が非仙覚本系の片仮名訓本に似ているのか。繰り返しすが、仙覚寛元  
本は、底本の訓を歌本文の右に残し、左に仙覚自らの訂正訓を付している。つまり、底本  
の訓と仙覚の訂正訓とふたつながらに持つのが寛元本の特徴と言うことになる。一方、本  
稿筆者の一連の論からすると、その寛元本の底本がとりもなおさず、非仙覚本系の片仮名  
訓本なのである。そうであるならば、寛元本である京大本代赭書き入れの訓が、非仙覚本  
系の片仮名訓本の訓と合致することはいわば当たり前と言うことになる。

京大本代赭書き入れの訓が仙覚寛元本の訓を反映しているならば、訓自体だけではなく、  
他にも寛元本の痕跡が見出されるはずである。京大本代赭書き入れは、先述のように、京  
大本に代赭で書き入れられているのだが、訓の書き入れにはしばしば訓の位置の入れ替え  
の表示が伴っている。例えば次のようなものである（巻四、五〇九、第五句）。京大本代  
赭書き入れは、画像で示すたいへん見にくいいため、図示している。

ヒモトキサケス

### 紐解不離

ノケス（代赭）

歌本文の右側の訓「ヒモトキサケス」の「サケス」は紺青訓であり、これは、仙覚文永本では仙覚が従来の訓を改めた、いわゆる仙覚訂正訓にあたる。歌本文の左側の「ノケス」が代赭の書き入れである。この両者の間に歌本文をまたぐように線がわたされている。これについて、『校本万葉集』の記述は、「赭ニテ右ノ訓ト入レ換フベキヲ示セリ」となっている。すなわち、赭の示す指示は次のような形であることを意味していよう。

ヒモトキノケス

### 紐解不離

サケス

これは、京大本代赭書き入れの元の本（禁裏御本）では、歌本文の右に「ノケス」、左に「サケス」と訓があつたことを告げている。元の本では、歌本文の左右に訓が二つあり、訓の位置はこのようであつたことを意味している。入れ替えられた形は、右が非仙覚本系の片仮名訓本と共通する訓、左が仙覚の訂正訓と言うことになる。これが京大本代赭書き入れの本来の姿である。この形は、再三述べてきたように、仙覚寛元本の形と合致する。つまり、京大本代赭書き入れは、訓の内容が寛元本のものであるだけでなく、付訓の位置までも寛元本の姿を有していたことが分かるのである。この訓の入れ替えの記号が、京大本代赭書き入れの元の本が本来寛元本であつたことを雄弁に語っていると思われる。

## 七

当面の京大本代赭書き入れの検討を通じて明らかになったことは、仙覚寛元本の実態は、寛元本の奥書に述べられているとおり、仙覚以前の訓と仙覚が訂正した訓とを双方持ち合わせる伝本であると言ふことであろう。先掲山崎福之論文が、京大本代赭書き入れの訓について、仙覚本の訓であることについて疑問を抱き、小川靖彦氏や本稿筆者がその疑問に賛同したのは、もちろん、寛元本として参考になる本が不完全な神宮文庫本などに限られるという事情があることは事実であるが、本質的には、非仙覚本系諸本の訓と仙覚校訂本系統の訓とは截然と分かれるはずだという思いこみが背景に存していたのではないかと考えられる。しかし、京大本代赭書き入れが寛元本の内容を反映していることが明らかになった以上、寛元本が、仙覚以前の訓と仙覚の新しい訓とを合わせ持った複合的な存在であることもと認識する必要がある。

もう一点、京大本代赭書き入れの検討を通じて明らかになったのは、寛元本が非仙覚本系の伝本群のうち、確実に片仮名訓本を底本として用いていたことである。本書第五章第一節「片仮名訓本系統と仙覚校訂本」でも述べたことであるが、仙覚校訂本の底本については、仙覚の奥書によれば、源親行本を用いたことが知られる。そして、その親行本は、

橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」（心の花第十九卷第三号 大正四年三月）が述べる通り、伝本の系譜を辿って行けば、天治本と同じく平仮名訓本であったと考えるのが最も妥当と考えられる。仙覚の奥書を辿る限り、この橋本氏の推定が最も妥当であることに今も変わりはない。その点で、今に至っても、本稿筆者の推論、つまり、非仙覚本系の片仮名訓本が仙覚校訂本の底本になっていると言う考えの信頼性を揺るがしている。だが、寛元本の内容を反映する京大本代赅書き入れが、非仙覚本系の片仮名訓本と間違えられそうなほど相似た訓を有しているという事実は、寛元本の底本は片仮名訓本であるという本稿筆者の描いた道筋を改めて証明すると考えられる。

だが、京大本代赅書き入れは、訓だけでも三〇〇〇箇所近い数を有する。これらの訓を具体的に検証する研究は未だ緒に付いた段階であると言って良い。これらの訓を、仙覚寛元本の訓として分析することで、仙覚の校訂作業の過程が飛躍的に明らかになることは想像に難くない。本稿は、その研究のまさに序論として存する。

#### 注

1 「ほぼ一致する」とは、次のような意味である。片仮名訓本諸本には、短歌については、個々の伝本で訓のない歌が目立つ。しかし、多くの場合、それは、個々の伝本固有の現象と考えられ、仙覚本の新点短歌と合致する歌は、片仮名訓本では系統的にそろって訓がない。

2 本稿筆者の一連の論の概要は、拙稿「万葉集〈片仮名訓本〉の意義」（万葉語文研究第七集 平成二三年九月）にまとめられている。

3 表の中の万葉集の歌番号は旧国歌大観番号による。以下、万葉集の歌番号は、旧国歌大観番号を用いる。

4 検天治本では、三八九六、九七、九八と続く部分が書き抜かれている（ただし、三八九六は訓のみ、三八九八は歌本文の第一句のみ）。これは、天治本の歌群の終わりの部分が、三八九七で終わる西本願寺本などとは異なり、神宮文庫本や広瀬本と同じであることを意味している。

5 『校本万葉集』のいう、文永本と寛元本とを「合はせ写した本」とは具体的には一体どのような形態の本であるのか、もう一つわかりにくい。だが、本稿の検討においても、京大本代赅書き入れの内容について、『校本万葉集』や武田祐吉『万葉集書志』が述べることは矛盾が生じない。京大本代赅書き入れ（禁裏御本）の本来の形態の詳細については、今後改めて検討することとして、今回は『校本万葉集』の指摘にしたがっておく。

6 ただし、本書においては、当該論文の結論に従い、京大本代赅書き入れを片仮名訓本系統から外している。

7 京大本代赅書き入れは、巻十六以降のすべての巻の目録部分に存する

8 特に非仙覚本系の伝本で初めて全巻がそろった広瀬本の出現（平成五年）によって、非仙覚系の伝本が巻十六以降に一貫して訓がないことが改めて明確になった。

9 二十巻全体の京大本代赅書き入れの調査については、基本的に『校本万葉集』の記述によっている。

（初出「万葉集京大本代赅書き入れの性格」国語国文第八一卷八号 平成二四年八月）

## 第五章 仙覚校訂本の底本

### 第三節 片仮名訓本系統と仙覚校訂本奥書

#### 一 仙覚寛元本の底本

万葉集の伝来史の中で最も大きな出来事ともいえる、仙覚の万葉集校訂という一大事業は、源親行の後を承けて行われたことが知られている。

この本は、正二位前大納言征夷大将軍藤原卿、寛元元年初秋の頃よりはじめ、李部大夫源親行に仰せ付け、万葉集一部を校調し、書本たらしめむが為に、三箇の証本を以つて、親行が本に比校せしめ畢んぬ。同じき四年正月、仙覚、又親行が本并に三箇の本を請け取りて重ねて校合し畢んぬ。是すなはち、一人の校勘、見漏らす事あるべきに依りてなり。…(中略)…寛元四年十二月二十二日、相州鎌倉比企が谷新釈迦堂の僧坊に於いて、治定本を以つて書写し畢んぬ。同じき五年二月十日校点し畢んぬ。又重校し畢んぬ。

(文永三年本奥書 卷一)注1

仙覚自身が述べるところによれば、寛元元年1243に、鎌倉將軍藤原頼経が、源親行に万葉集の校訂本を作るべく、親行自身の本に三本の証本を以て校訂するように命じた。その後、寛元四年1246正月に、仙覚が親行の本と三本の証本を受け取り、重ねて校訂を行った。寛元五年二月、校訂が完成し、さらに見直しを行ったとある。これによれば、寛元期の校訂は、基本的には源親行の校訂作業の見直しという位置づけであったと考えられる。仙覚は、寛元期の校訂に飽きたらず、より洗練された文永年間の校訂本を作るのだが、仙覚の校訂本の出発点は寛元期の本(寛元本と称する)であり、そこに仙覚校訂本の内実を探るべき重要な鍵が隠されているはずである。ところが、現在、仙覚が作成した寛元本も文永本も失われている。それでも、文永本の方は、西本願寺本をはじめ、比較的忠実に写された伝本が残されているが、寛元本の方は、神宮文庫本などわずかに三本が残るばかりで、しかも、それらは、『校本万葉集』首巻の時代から、次のような評価を受けている。

大体に於いて、仙覚の寛元本の純粋ならざる一伝本と認むべきものゝやうである。

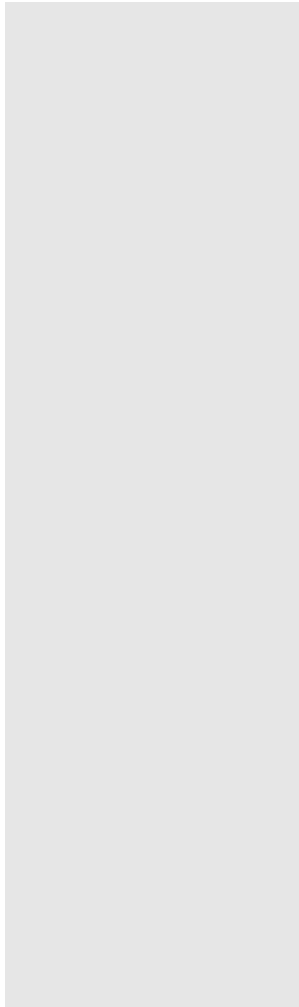
(「万葉集諸本解説」神宮文庫本の条)

以降の研究でも、この評価は追認され(上田英夫『万葉集訓点の史的研究』昭和三十一年等)、神宮文庫本など、現存の寛元本系統の伝本は、寛元本の実態を追求するには不十分であると見なされている。

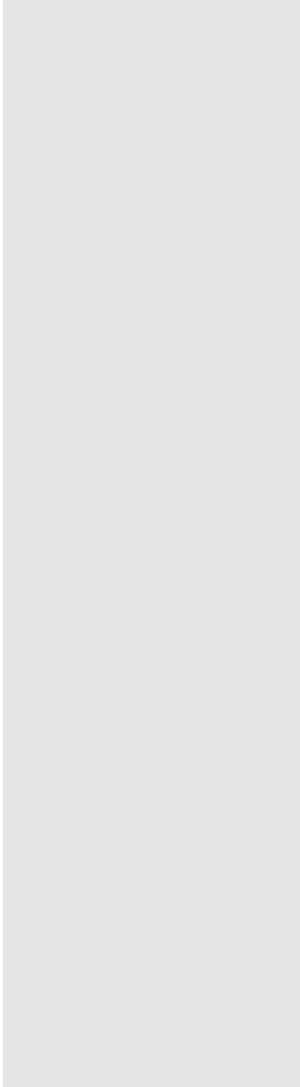
寛元本の実態の解明が右のように暗礁に乗り上げている一方で、仙覚本とそれ以前の伝本との関係は、着々と解明されつつある。仙覚校訂本以外の万葉集伝本、いわゆる非仙覚本系の伝本は、平仮名訓の本と片仮名訓の本とに分けることが出来る。この二種類の本の大きな違いは、前者が基本的に長歌に訓を持たないのに対して、後者は長歌の半分程度に訓を持っている点にある。しかも、片仮名訓の本の長歌訓の分布は、変則的であるが、諸本で同様である。これは、現存の片仮名訓の本は、同じ長歌訓の分布を持つある伝本から枝分かれした同一系統の本であり、なおかつ平仮名訓の本とは別系統であることを意味する。さらに、この片仮名訓本系統の特徴である長歌訓の分布は、仙覚校訂本の古次点(仙

覚が見た本の中に訓がある歌を意味する)の分布とほとんど合致している。この合致は、短歌においても同様である。つまり、仙覚の校訂本で、仙覚が見た諸本に訓があるという古次点の分布は、実は、片仮名訓本系統の訓の分布と同じであったのである。仙覚は、寛元本完成の後の建長五年1253に、自らが新たに読んだ万葉歌、「新点」についての報告を、時の後嵯峨院に奏覧している(「仙覚奏覧状」『仙覚全集』大正十五年)。仙覚が、

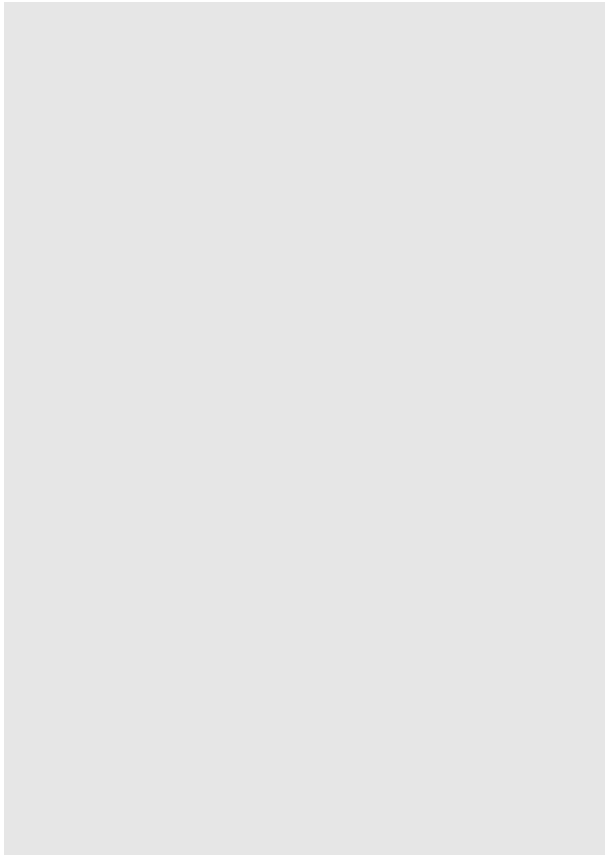
A 紀州本万葉集(巻一、七) 非仙覚本系片仮名訓本 (注2)



B 神宮文庫本(巻一、七) 仙覚寛元本



C 春日本(巻二十卷末) 非仙覚本系統片仮名訓本





いかに新点を重視していたかが知られる。新点を重視している以上、従来どの歌が読まれているか（あるいは読まれていないか）の判断の基準となった片仮名訓本系統の伝本が、仙覚によつて参照されていたことは確実であるし、校訂作業において、重要な存在であったと考へうる。しかも、仙覚寛元本と片仮名訓本系統の密接な関係はそれだけではない。

前ページのAは、片仮名訓本系統の中でも傍訓形式の伝本である紀州本である（注3）。Bは、寛元本系の神宮文庫本である。先述のように、神宮文庫本は、寛元本としては不純な伝本であるが、仙覚が書き残した奥書の通り（注4）、題詞が低い、傍訓形式であるので、その限りでは寛元本の姿を反映していると考えられる。すると、紀州本と神宮文庫本、すなわち片仮名訓本系統の傍訓の本と仙覚寛元本とは、題詞が低く、片仮名傍訓形式という点では非常に似通った本であると言えよう。ただ、紀州本（巻十まで）の書写時期は、鎌倉時代であるという以上には明確でなく（注5）、寛元本との前後関係ははっきりしない。しかし、片仮名訓本系統には書写年代が明確なものもある。Cは春日本である。この本も片仮名訓本系統の伝本であるが、同じく片仮名傍訓形式である。この本は、画像でも分かる通り、寛元二年1244の書写である。仙覚寛元本の着手は、先述の通り寛元四年であるので、片仮名訓本系統の傍訓の伝本は、仙覚寛元本の前には存在していたことは確実である。

しかも、片仮名訓本系統の訓のない歌は仙覚新点歌と同じ分布なのである。ということとは、紀州本のような、片仮名訓本系統の傍訓の本に、新点を加えて行けば、基本的に寛元本の原形は出来る上がるということになる。ならば、寛元本の底本は、片仮名訓本系統の傍訓の本と考えるのが最も妥当であるといえよう。従来、仙覚寛元本の底本は、平仮名別提訓であるという説が行われていたが、付訓形式、訓の分布などがこれほど仙覚本に合致している片仮名訓本系統の存在が明らかになった上は、仙覚寛元本の底本は片仮名訓本系統の傍訓の本と考へざるを得ないのではないかと考へられる（注6）。

## 二 京大本代赅書き入れ

寛元本の底本が、現存する片仮名訓本系統であることが分かったことで、注目されるようになったのが、京大本代赅書き入れの存在である（以下「京赅」と略称する）。京赅は、『校本万葉集』首巻（『万葉集系統の研究』）で、この書き入れが仙覚寛元本の奥書を持っていることなどから、寛元本の性格を反映している旨述べられている。一方、山崎福之氏は、非仙覚本系の伝本の訓を比較した一連の論文の中で、京大本代赅書き入れの訓は、しばしば、非仙覚本系の片仮名訓の本と訓が似ている一方で、現存する寛元本系の伝本とは似ていないことが多いという事実を指摘し、京赅は、非仙覚本系の本が反映しているのではないかと提言した（『類聚古集の片仮名訓書入』万葉第一一三号 昭和五八年五月等）。京赅の訓は、たしかに、非仙覚本系の片仮名訓の本と近く、それらの訓は寛元本系統の神宮文庫本などと合致しない事例が多かったため、万葉集の伝本研究では、この山崎氏の考へは支持されてきた。本稿筆者も、ある時期までは、山崎氏の考へを前提に、京赅を非仙覚本系の片仮名訓本に位置付けて考察を行ってきた（注7）。

しかし、京赅をめぐって、奥書の存在からそれを仙覚寛元本とする『校本万葉集』と、訓の性格から非仙覚本系の片仮名訓本系統とする山崎氏の説は、決して対立するものではなかったのである。仙覚寛元本の奥書によると、寛元本の付訓方針は、歌本文を中心に右

に底本の訓、左に他本の訓や仙覚の訂正訓が付されるといふ方針であった(左上図参照)。いわば、訓は二本立てであったと言ってよい(第二次校訂本の文永本では、訓は一種類に統一される)。先ほどの考察によれば、仙覚寛元本の底本は、片仮名訓本系統の一本であったと考えられるので、寛元本である京楮に、非仙覚本系統の片仮名訓本の訓が見出されてもいっこうに不思議はないことになる。京楮は、仙覚文永本に書き入れられた形態である。書き入れ一般の性格からして、本体と重なる要素は基本的に書き入れられない。文永本には、

## 歌本文

(左) 他本の訓・仙覚の訂正訓

仙覚の訂正訓は存するので、その部分は書き入れられなかったと考えられる。すると、京楮は、寛元本の中でも、主として、歌本文の右側の底本の訓が反映しているということになる。つまり、京楮の訓が、非仙覚本系の片仮名訓本の訓に似てい

ることは、当然のことであったと考えられる。では、山崎氏が疑問を呈しているように、京楮の訓が寛元本系である神宮文庫本としばしば合致しないのはなぜか。これは、従来から先掲上田英夫『万葉集訓点の史的研究』が述べているように、神宮文庫本は、本来は寛元本であるが、文永的な変改が加えられている。したがって、本来は歌本文に対して訓が二本立てであるのに、文永本的に一本立てになっていることが多い。それで、神宮文庫本の訓が京楮の訓と合致しない場合が見られると考えられる。山崎氏の指摘は、むしろ、京楮が仙覚寛元本を反映していることを逆に強く支持すると言えよう(以上、京楮の性格については、第五章第二節「万葉集京大本代赭書き入れの性格」による。注8)。

京楮が仙覚寛元本を反映していることで、まず注目されるのは、巻十九、二十の反歌表示である。巻十九、二十のいくつかの長反歌には、十例にわたって伝本によって反歌の題詞に「反歌」と表示されるものとそうでないものと揺れが見られる(注9)。

すなわち、これらの異同は、次のような傾向を示す。

非仙覚系平仮名訓本	題詞なし
非仙覚系片仮名訓本	反歌
京大本代赭書き入れ	反歌
神宮文庫本	反歌
西本願寺本	題詞なし

非仙覚系では、平仮名訓本には題詞がなく、片仮名訓本には訓があり、仙覚本のうち、寛元本(京楮、神宮文庫本)には題詞があり、文永本(西本願寺本)には題詞がないということになる。非仙覚系の片仮名訓本と仙覚寛元本とが共通の要素を持っているわけである。一方、巻十九、二十の反歌は、歌によっては、諸本に異同なくすべて題詞がある例もある。それらは、「反歌二首」(巻十九、四一六四題詞)のように「反歌〇首」と歌数も表示される形になっている。それらに比べて、「反歌」としか表示しない、これらの例は本来の形ではないと疑われる。それゆえ、文永本では右の十例においてはすべて題詞を付さない形になっているのだと考えられる。一方、寛元本で、これらに「反歌」の表示があるのは、底本の片仮名訓本系統と同じ形であることから、片仮名訓本系統の形に引きずられてしまったものと推測される。つまり、これらの事例は、仙覚寛元本が、片仮名訓本系

統を底本としていたことを証拠付けているということになる。

右のような事例は、実は、『校本万葉集』首巻（「万葉集系統の研究」）で、神宮文庫本と京緒の共通点として挙げられた事例の一つであった。同書では、それ以外にも、巻十七の冒頭歌群（三八九〇～三八九九）の配列も挙げている。ところが、その事例においても、やはり片仮名訓本系統の伝本にも同じ特徴が見られた。それらの事例に鑑みれば、京緒（神宮文庫本）と片仮名訓本系統とのみ共通する要素があれば、それらは、底本の片仮名訓本系統から寛元本に移入された要素であると、まずは考えられるということになる。

### 三 京大本代赅書き入れ巻十の歌数表示

右と同様な京緒の事例として、注目すべきものに、巻十の目録の次のような記述がある。アは巻十の目録の夏雑歌の「詠鳥二十七首」の下に付された書き入れである。イは、同目録の秋雑歌の「七夕九十八首」の下の書き入れである。

ア 短歌一首／反歌廿六首

イ 此中二首短歌

アは、巻十の本編「詠鳥」（一九三七～一九六三）に関する目録の注記である。巻十、夏雑歌の「詠鳥」は全部で二十七首、そのうち、一九三七が長歌、次の一九三八がその反歌、以下二十五首が単独の短歌となっている。歌の種類でいえば、長歌一首、短歌二六首となる。ところが、京緒の注記は、「短歌一首／反歌廿六首」となっている（注10）。歌数の呼応からして、「短歌一首」が長歌と呼応し、「反歌廿六首」が、その他の短歌に呼応していると付度される。長歌のことを「短歌」と称するのは、『古今和歌集』巻十九の雑躰で一連の長歌の前に「短歌」と表示されることがよく知られている。平安時代以降の歌論などに、これを踏襲する事例も見られる。ただし、万葉集の内部で長歌を「短歌」と称した例は見られない。また、続く「反歌廿六首」もおかしい。反歌は、当然の如く、長歌に続く短歌をいう。長歌の一九三七に続く一九三八を反歌とするのはともかく、それ以降の短歌を反歌とするのは、少なくとも万葉時代の用語としては異様である。この京緒の書き入れは、あきらかに後世の注記であると考えられる。イの「此中二首短歌」の「短歌」も、秋雑歌に含まれる七夕の長歌（二〇八九・二〇九二）を指すと考えられる。京緒は、さらに、この七夕歌の本編の方で、二〇八九長歌の題詞の部分に「本短歌」という注記が見られる。これは、京緒の本体において、二〇八九の題詞に「短歌」とあったことを意味しよう。これら、京緒の三箇所注記は、いずれも長歌を「短歌」、通常の短歌を「反歌」とする認識に基づいており、一連のものと考えられる。

これらの京緒の注記に対して、非仙覚本系の平仮名訓本、現存するのは元暦校本だけであるが、このような注記は見られない。一方、片仮名訓本系統では、現存する廣瀬本、紀州本、元暦校本代赅書き入れにはいずれも同様の注記が見られる。

仙覚本では、寛元本系統とされる神宮文庫本にはこのような注記は見られず、文永本系統の西本願寺本にも見られない。また、本編の二〇八九の題詞においては、片仮名訓本系統の紀州本、元緒に「短歌」の表示がある（注11）。廣瀬本は、巻十の後半の三分の二が欠けており、当該部分は現存しない。いずれにしても、片仮名訓本系統と寛元本の姿を反映する京緒に共通する注記であるといえよう。もっとも、これらの場合、先の巻十九、二十

の反歌表示とは異なり、神宮文庫本には表示が見られない。その点については、後述する。では、これらの一連の表示はいかなるものであるのか。片仮名訓本系統の諸本では、巻十の目録に、他にも同様の記述が見られる。廣瀬本を例に取れば、巻十目録の最後の部分に次のような記述がある。

都廬五百五十首之中五百卅四首反哥  
二首短哥 四首旋頭歌

巻十の全体の歌数とその中の長歌、短歌、旋頭歌の内訳が記されている。が、ここでもやはり、短歌を「反歌」、長歌を「短歌」としている（注12）。このような記述は、他の片仮名訓本系統の紀州本、元暦校本代赭書き入れでもほぼ同様な記述が見られる。

右のような、目録に見られるその巻の歌数表示は、片仮名訓本系統の系統上の特徴といえる。たとえば、紀州本では、巻五、巻六の目録の冒頭にそれぞれ次のような記述が見られる。

ウ 短歌十 反哥百三首 (紀州本 巻五目録)  
エ 短歌廿七首反歌百廿七首 (紀州本 巻六目録)

いずれも、長歌を「短歌」、短歌を「反歌」と表示している。巻十の目録で、京赭に見られる表示は、これら一連の目録の歌数表示の一部分であったと知られる。しかし、片仮名訓本系統では、同様の目録の歌数表示は六巻にわたって見られるが（注13）、京赭の同様の記述は、巻十の先掲のア、イの二箇所に限られる。京赭以外、仙覚本の諸本には、この類の記述は一切見られない。これは、これらの記述が、万葉集の本来の内容ではないという判断の元、仙覚校訂本には取り込まれなかったためと考えられる。では、なぜ、当面二箇所が残ったか。巻十の目録でも、片仮名訓本系統が持つ、全体の歌数表示（都廬五百五十首之中五百卅四首反哥二首短哥四首旋頭歌）は京赭にはない。他巻の歌数表示も京赭には見られないことを考えると、基本的に、寛元本の時点で、片仮名訓本系統の歌数表示は切り捨てられていたと考えられる。一方、京赭に存する記述は、全体の歌数表示とは別に、細部に存する同種の注記である。細部ゆえに、校訂の際に底本の記述がそのまま残ってしまったのではないかと推定される。二〇八九の長歌の題詞も同様と考えられる。

以上、京赭の巻十目録の二箇所（二〇八九の題詞も含めれば三箇所）の書き入れは、校訂の底本である片仮名訓本系統の内容が、いわば痕跡として残ったものと考えられる。底本の片仮名訓本の内容が寛元本に引き継がれ、文永本では消えるという、先ほどの巻十九、二十の「反歌」表示の例と同じ類であるといえよう。しかし、巻十九、二十の反歌表示の方は、十箇所にわたる異同であったが、当面の事例は、それに比べるとわずかな記述に過ぎない。本稿で、巻十九、二十の「反歌」表示の例に加え、このような些細な内容をわざわざ取り上げたのはどうしてか。

仙覚は、校訂本の奥書において、参照した諸本の特徴をかなり詳細に記述している。その中に、目録に記載された歌数表示の件がある。

又、卷々の初に長歌の員数を挙げて、これを短歌何首等と書く。例へば第五卷の初に、これを短歌十首反歌百三首等と書くなり。これすなはち長歌を以て短歌と為す僻料簡の所為か。次に反歌とは、長歌に相副ふ時の短歌なり。故に長歌の次に短歌ある時は、或はこれを反歌と書き、或はこれを短歌と書くものなり。しかるに何ぞ一卷の内の短歌、すべてこれを反歌と謂はんや。その誤一にあらざるか。忠兼の本の如きは、すべてこれを書かず、もつとも佳なり。松殿の御本の如きは、短歌何首等と、これを書くといへども、その註に美本これなしと云々、もつとも然るべし。

(卷二十、仙覚文永本三年奥書)

仙覚は、この表示について、口を極めて批判している。批判の根拠は「短歌」「反歌」という語の使い方である。先述のこれらの語の誤りの指摘は、実は仙覚の指摘を祖述したものであった。仙覚は、この記述が誤りであることを述べ、「その誤一にあらざるか」とした上で、さらに、「松殿の御本」はこの類の記述を持つが、その注に「美本これなし」とある点について、「もつとも然るべし」と賞賛している。仙覚にとつては、この類の記述があるか否かは、伝本の善し悪しにも関わる重大な要素と把握されていたようである(注14)。

京緒に見られる、「短歌一首／反歌廿六首」などの記述は、仙覚が厳しく批判している、このような一連の記述の一部であったわけである。京緒が寛元本の姿を反映するという先掲拙稿の新たな知見から、この事象を改めて解説すると次のようになる。

寛元本の底本である片仮名訓本系統は、系統的に、目録に歌数を表示していた。その記述には、長歌を「短歌」、一般の短歌を「反歌」と称する特徴が見られた。それらの記述を誤りと判断した仙覚は、寛元本校訂の際に、それらの記述を除去したが、巻十の目録の一部分などに記述が残った。

では、どうしてそれほど仙覚が批判する記述が、寛元本に残ったのであろうか。先述の通り、寛元本の底本は片仮名訓本系統であったと推測される。底本での記述は、他の対校本に比べ、圧倒的に校訂本に引き継がれやすい。一部とはいえ、仙覚自身が批判している内容が校訂本に残っているのは、片仮名訓本系統が校訂本の底本であったからに他ならない。もし、片仮名訓本系統の伝本が底本ではなく、対校本であったなら、右のような記述はどうてい校訂本に残らなかつたと考えられる。ささいなものであるが、右の二つの注記は、片仮名訓本系統が仙覚寛元本の底本であることを雄弁に語っていると考えられる。一方、同じ寛元本系統の神宮文庫本にはこれらの記述がない。神宮文庫本は、寛元本にかなり文永本の要素が加わった伝本であると指摘されている(先掲上田英夫『万葉集訓点の史的研究』)。それに対して、京緒が寛元本の本来の姿を反映していることが右の事例からもうかがえる。

右の解釈からは、仙覚が、寛元本校訂に際して、底本に片仮名訓本系統の伝本を用いており、その片仮名訓本系統が、「短歌」(長歌)、「反歌」(一般の短歌)という用語を用いる本であったことがあらためて明確になるといえよう。

#### 四 仙覚本奥書の問題

次に掲げるのは、仙覚本奥書における、自らの校訂本の付訓形態の記述である。

今この万葉集の假名は、他本皆漢字の歌一首書き畢つて、假名の歌更にこれを書く、常

の儀なり。然れども今の本に於いては、和漢の符合を糺さむが為に、漢字の右に假名を付けしめ畢んぬ。

(巻一、仙覚文永三年本奥書)

右は、本論文冒頭で引用した仙覚本奥書の、仙覚が万葉集校訂を手がける経緯を記した部分の直後に位置するので、寛元本についての記述と考えられる。万葉集の伝本は、歌本文を書いて、その次に訓を書くのが一般のあり方であったが、自分の校訂本においては、歌本文と訓の呼応を明確にするために、歌本文の右に訓を付したとしている。これに依れば、寛元本の傍訓の形式は、それまでの万葉集の伝本にはなかった形式であるように受け取れる。ところが、本稿筆者の一連の論では、片仮名傍訓の本は、仙覚の校訂以前にすでに存していたし、仙覚の校訂本は、そのような付訓形式の片仮名訓本系統の本と深い相関関係にあるとする。ここに大きな矛盾が存する。前章で見てきたように、仙覚寛元本の底本が片仮名訓本系統であることは、多くの証拠が積み上がってきている。しかし、右の仙覚の奥書の記事は、他ならぬ仙覚自身の発言であるため、ないがしろにはしがたい。

ただし、前章でも触れたように、仙覚は、長歌のことを「短歌」とする記述をあれほど批判していたのに、寛元本の底本は、まさにそう言う本であった事からもうかがえるように、寛元本の底本をめぐっては、複雑な事情が潜んでいるように思われる。その複雑な事情を反映するかのようには、仙覚本の底本については、ある疑問点が従来から指摘されている。橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」(心の花 第一九卷第三号 大正四年三月)は、仙覚本奥書で、仙覚が自らの校訂に使用した諸本を数多く挙げ、その特徴をかなり詳しく記述する一方で、底本であるはずの「親行本」の名が一切出てこない由述べている。

本稿冒頭で述べたように、仙覚の万葉集校訂事業は、親行の校訂を承けて、親行と同じく親行本を底本として行われた由、仙覚自身が語っている(文永三年本巻一奥書)。ところが、橋本論文が問題にしているのは文永三年本巻二十の奥書であるが、そこには、校訂に用いられた諸本の目録や題詞の高低等の特徴を詳細に語られている一方、親行本の名称すら見られないのである(注15)。校訂の際、対校本として用いた諸本の特徴について詳細な記述が為されているのならば、当然自らの底本の形態にも相応の関心が払われて然るべきであろう。それが、まったく言及がないという点、きわめて不自然である。不自然さはそれだけではない。仙覚は、親行の校訂作業を承けて校訂を行っているわけだから、底本として親行本を受け取っているだけではなく、何らかの形で、親行の校訂の作業結果も受け取っているはずである。ならば、先行する校訂作業にも関心を抱かないはずはなからう。しかし、奥書に親行本自体への言及がなく、当然の事ながら親行の校訂の内容についての記述もない。

このように、一方で親行の校訂作業を承けて親行本を底本として校訂を行ったという事情を述べながら、底本である親行本の形態や親行の校訂の内容について一切語られないと言うことは、大きな不審といえよう。親行本が仙覚の校訂にとって重要な存在であったであろうことを考えると、親行本などに言及がないということとは、書き落としなどではなく、書かれない然るべき理由があったと考えざるを得まい。その理由とは何か。まず考えられるのは、仙覚が奥書で語っているように、仙覚の校訂本は、当初は親行がはじめた事業で

あるが、それを引き継ぎ完成させたのは仙覚であるという経緯である。すると、仙覚の意識の上では、親行本と親行の校訂、自らの校訂は、一連のものとして全体で自らの事業として把握されていたのではないかと考えられる。

しかし、そうではあっても、底本の親行本はあくまでも他者の本といえよう。その親行本を含めて、どうして自らの一連の事業ととらえていたのか。拙論冒頭で述べたように、仙覚寛元本の底本は、題詞の低い、片仮名傍訓の本という寛元本と同じ特徴を持つ本であり、訓のない歌の分布は、仙覚の新歌の分布と同じであったと考えられる。すると、最も可能性のある想定は、寛元本は、その底本をそのまま用い、訓の欠落を補充する形（補充した歌が新点歌となる）で作られていったと考えられる（注16）。つまり、寛元本の場合、底本と完成した校訂本とは、基本的に一連の本、ある意味では同じ本であったと考えられるのである。その底本が親行本と言うことならば、親行本と寛元本とは切っても切り離せない一体の存在であったと言うことになる。つまり、仙覚は、親行本に書き入れを行った校訂本を「今の本」と称していたと考えられるのである。親行本は、寛元期の校訂本と一体となっていた故に、敢えて「親行本」としては言及されなくなったと推測される。では、仙覚本の奥書に親行本への言及がないという指摘を行った先掲橋本論文では、その理由をどのように解釈しているのだろうか。

橋本論文は、奥書で親行本への言及がない理由について、奥書では忠兼本という名称はしばしば用いられている点に着目し、仙覚は、忠兼本Ⅱ親行本という認識の基、親行本を忠兼本と称したのではないかと推定している。橋本論文は、様々な徴証から、親行本の系譜を、次のように、忠兼本、光行本、親行本と書写されたものと推定している。

讃州本——忠兼本——光行本——親行本——仙覚寛元本

しかし、先述のように、仙覚本奥書で「親行本」という名称がないという問題は、単に本の名がないというに留まらず、仙覚に先行する親行の校訂作業全体が記述されていないと言うことをも意味しており、親行本Ⅱ忠兼本という認識だったという論理では片づけられないと考えられる。

橋本論文の右のような結論は、忠兼本から親行本に至るまでは、いずれも忠実な書写の基、付訓形態から本文、訓に至るまでほぼ同じ内容の本であることを大きな論拠としている。橋本論文でも言及するように、忠兼本は、仙覚奥書によれば、

- ① 二十卷すべてに目録がある。
- ② 目録に歌数表示がない（「短歌」「反歌」などの表示を持たない）。
- ③ 題詞が歌より低い。
- ④ 別提訓の付訓形式。

という特徴を持つ本である。ところが、これらの特徴は、本稿筆者が想定している親行本の特徴とは③をのぞき、ことごとく異なっている。本稿筆者が仙覚本の底本として想定している片仮名訓本系統の本は、目録は巻十五までしかないし、目録に歌数表示を持ち、付訓形式は傍訓である、そして、その形がそのまま親行本の姿であると推定している。ならば、忠兼本と親行本とは、橋本論文が推定するようにほぼ同様な本ではなく、まったく異なった本なのではないかと考えられる。この問題については、改めて説き起こすべきもの

と考えるので、本論文ではこれ以上言及はしない。が、右の系図の中で親行本の親本と位置付けられている光行本の奥書を持つ本があり、それが、紀州本（巻十まで）である事実を提言しておく。紀州本は、片仮名傍訓の伝本である（注17）。

注

1 仙覚文永本の奥書は、文永三年本の伝本である西本願寺本を用いた。ただし、一部に他本により校訂したところがある。原文は漢文であるが、読みやすさを旨として私に読み下した。以下同じ。

2 紀州本は、後藤得三『紀州本万葉集』（昭和一六年）に、神宮文庫本は、『神宮文庫本』（昭和五二年 勉誠社刊）によった。春日本は、天理大学附属天理図書館蔵の写真によった。なお、万葉集の歌番号は旧国歌大観番号による。以下同じ。

3 片仮名訓本系統の大半の本は傍訓の形式であるが、廣瀬本のように片仮名別提訓の形式も見られる。

4 仙覚文永本卷二十の奥書によれば、文永本になって、題詞を歌よりも高くしていると述べているので、寛元本の時点では題詞は歌よりも低い形であったと考えられる。

5 紀州本卷十の奥書には、紀州本の親本が建保七年1219の書写である記述が見られるが、『校本万葉集』（首巻）では、疑わしいとされている。その正否は改めて問い直される必要があるが、当面は、紀州本は詳しい書写年代は不明という説に従っておく。

6 本稿筆者の非仙覚系内部での片仮名訓本系統の論、ならびに片仮名訓本系統と仙覚校訂本との関係について述べた論としては、拙稿「長歌訓から見た万葉集の系統」（和歌文学研究第八九号 平成一六年十二月）、「万葉集片仮名訓本と仙覚寛元本」（上代文学第一〇五号 平成二二年一月）などがある。

7 後述するように、非仙覚系の片仮名訓本系統の訓と仙覚寛元本の訓との関係は、仙覚寛元本の訓が片仮名訓本系統の訓を包摂するという関係にある。つまり、京大本代赅書き入れの訓は、分布も内容も、片仮名訓本系統の訓と非常に似ている。したがって、京大本代赅書き入れを片仮名訓本系統として行った考察は、本稿筆者の一連の論に大きな支障は来さないと考えられる。

8 拙稿著者の一連の論では、京緒には、主として仙覚寛元本の右傍の訓、すなわち寛元本底本の訓が反映すると述べてきた。ところが、京緒には必ずしも底本の訓とは言えないような訓も見られる。たとえば、京緒には、一つの歌本文に対して三つ以上の訓が見られる箇所がある。それらが、現存の片仮名訓本系統のどの本の訓とも合致しない場合も見受けられる。これらの訓は、どのように考えたらいいか。

寛元本は、その奥書によれば、歌本文に対して、底本の訓、自らの訂正訓の他に、それらの訓に問題がある場合には、他本の訓も書き入れると述べられている。つまり、寛元本では、諸本を見合わせて、一部それらの本の訓も取り込んでいると考えられる。すると、寛元本では、場合によっては、それら三種類以上の訓が並列されることになる。現存の京緒は、文永本に書き入れられているので、文永本と重なる記述は省略されると考えられる（たとえば、仙覚の訂正訓など）。が、文永本と重複しない寛元本の訓は基本的に取り込まれると考えられるので、京緒に、底本である片仮名訓本系統以外の訓と思われる訓があっても、それはある意味当然のことと考えられる。



- 9 先掲拙稿「万葉集京大本代赅書き入れの性格」による。
  - 10 当面の代赅書き入れの直後に朱の注記も存する。しかし、京大本に見られる朱の注記は、代赅の書き入れとは明らかに性格が異なるため、今回は考察から除外した。
  - 11 卷十秋雑歌のもう一首の長歌二〇九二についても片仮名訓本系統では題詞が見られる。ただし、この題詞は、長歌二〇九二の前の歌の題詞の位置に元暦校本代赅書き入れや紀州本に「短歌」という題詞が見られる。これも、位置は微妙にずれているが、一連の記述と考えられる（短歌に「短歌」という題詞が付されることは考えられないので、長歌二〇九二の題詞が紛れたものと推定される）。この部分、京緒には見られない。
  - 12 当面の注記では、卷十の長歌は二首ということになるが、実際は三首である。
  - 13 紀州本（卷五・六・十）、廣瀬本（卷二・十）、元緒（卷六・十・十九・二十一）、春日本（卷二十）。
  - 14 仙覚以前に、長歌のことを「短歌」と称することについて論じたものに、藤原定家の『万葉集長歌短歌の説』がある。この書で定家は、万葉集自体には、長歌の事を「短歌」と称する事例はないことを述べている。また、本稿で扱っている卷十目録などの「短歌」の記述についても言及し、これらについて、「此一巻短歌不似他卷 疑是後代之所註歟」と、本来の万葉集の記述ではないと推測している。
  - 15 寛元本の奥書では、親行本の校訂に用いられた「三証本」について、本の装幀についての言及があるが、親行本の形態についての言及はやはりない。
  - 16 この想定は、基本的に親行本に直接訓などを補充して行く作業を前提としている。だが、仙覚が、親行本を忠実に写して、それに校合したという可能性を排除するものではない。仙覚が、片仮名傍訓である親行本の形態をそのまま活かして寛元本を作ったという想定である。
  - 17 紀州本（卷十まで）の奥書は、注5のように、信頼性に疑問が呈されている。が、本稿の論証により、その信頼性は再度検討されるべきであると考えられる。なお、紀州本の系統に関する論を別に用意している。
- 〈付記〉本稿は、平成二六年度上代文学会大会の研究発表（「万葉集京大本代赅書き入れによる仙覚寛元本の試み」）に基づく。研究発表の席上にご質問を頂戴した方々、また、本稿投稿時にご意見をいただいた上代文学会の編集委員の方々に深く感謝申し上げます。
- なお、本稿は、学術振興会の科学研究補助金の助成（基盤研究（C）「万葉集仙覚校訂本作成過程の解明に関わる万葉集諸伝本の包括的研究」課題番号26370223 研究代表者田中大士）に基づく成果である。
- また、本稿執筆にあたり、昭和美術館からは紀州本万葉集の、神宮文庫からは神宮文庫本万葉集の、天理大学付属天理図書館は春日本巻二十の図版掲載の許可をいただいた。記して深く感謝申し上げます。

（初出「万葉集仙覚寛元本の底本」上代文学第一一三号平成二六年十一月三〇日に掲載予定）

## 結論

これまで述べ来たったことを要約すれば次のようになる。万葉集の現存伝本は、非仙覚本系統では、平仮名訓本と片仮名訓本とに系統上二つに分けることが出来る。特に片仮名訓本系統は、長歌訓の分布を共有する一系統の伝本群である。さらには、この片仮名訓本系統のうち、傍訓形式の伝本は、仙覚の第一次校訂本である寛元本の底本として用いられていたと考えられる。以上の二点は、大正十三年刊の『校本万葉集』以来考えられてきた万葉集の諸伝本のとらえ方と大きく異なる。ことに仙覚校訂本と非仙覚本系統との関係はまったく異なったものとなっている。

従来はどのようにとらえられてきたか。『校本万葉集』の章者の一人でもある橋本進吉は、仙覚校訂本に残る奥書の記述や仙覚本の底本と考えられる親行本の奥書などを手がかりに、仙覚の校訂本に至る次のような系譜を提示した（『万葉集仙覚本と天治本』心の花第十九巻三号 大正四年三月）。

法成寺宝蔵本 — 讃州本 — 忠兼本 — 光行本 — 親行本  
(仙覚校訂本底本)

仙覚寛元本の底本は親行本で、それを遡って行くと忠兼本に至る。忠兼本は、讃州本（藤原顕綱の本）を写している。この讃州本は、歌論書『袋草子』によれば、法成寺宝蔵本を写した人物が二人（橋俊綱と藤原顕綱）いて、それ以降世の中に万葉集が流布したとされる人物藤原顕綱の本である。つまり、讃州本は法成寺宝蔵本を写した本であると考えられる。この系譜は何を意味するか。橋本氏は、光行本、親行本、仙覚校訂本の奥書がほぼ同じ忠兼本の奥書を有していることから、忠兼本の祖本讃州本から親行本に至るまで、同じ書写内容で継承されてきたとする。そして、その讃州本が、万葉集が世に流布するきっかけとなる伝本であったとすることであるから、この系譜は、忠兼本の奥書にあるように、最も正統的な万葉集の「証本」の系譜とすることになる（注1）。すなわち、橋本論文が示唆するのは、仙覚の校訂本は、万葉集の伝来上考え得る限りの善本を底本として用いており、それに仙覚の洞察にとんだ校訂が加わった本であるということであろう。由緒ある底本と優秀な校訂、橋本氏が描く仙覚の校訂本の姿は間然するところがない。この仙覚校訂本底本の系譜の中には、天治本以外の非仙覚本系の伝本は含まれていない。もし、この系譜が正しいならば、底本自体が、遡りうる万葉集の最も古い姿を反映しているのだから、それ以外の伝本は、正統的な伝流をはずれたいわば末流の本ということになる。そのような認識の上に立てば、非仙覚本系統の諸本を改めて分類することも、非仙覚本系統の諸本と仙覚校訂本との関係を探ろうとすることにもさしたる意味が見出せないということになる。

一方、橋本先掲論文は、忠兼本の流れを汲む天治本と仙覚本とを比較しながら、仙覚本の校訂本文が際だって妥当である由を語り、仙覚校訂本の優秀性を強調している。つまり、親行本につながる伝来が由緒正しいものであっても、伝来の間本文劣化は避けられず、

それを仙覚の校訂が、よく妥当な形に復元させていると述べている。この発言は、仙覚校訂本が、万葉伝来史の上で大きな画期を成していることを強調しており、それを承けた『校本万葉集』（首巻）も基本的にその方向で記述されている（注2）。もちろん仙覚校訂本が万葉集の伝来史において重要な存在であることには異論はない。しかし、片仮名訓本系統が仙覚校訂本の底本であったことが判明した上は、仙覚の校訂が、あたかも古今独歩であったかのような認識は改められるべきであろう。

仙覚校訂本の大きな功績として、万葉集のすべての歌に訓を付したことが挙げられよう。仙覚がはじめて訓を付した歌は「新点歌」と称されるが、その新点歌は全部で一五二首のところ、そのうちの一二首が長歌なのである。仙覚がすべての万葉歌に訓を付すについては、長歌への付訓が重要な鍵を握っている。しかし、仙覚が新たに訓を付したのは全長歌の約半数。その残りの大部分は片仮名訓本系統の祖本の段階で訓が付されている。また、片仮名訓本系統は、少なくとも訓については、あきらかに複数の本から情報を採り、いわば校訂本の様相を呈している。これらを見る限り、仙覚校訂本の大きな特徴は、いずれも片仮名訓本系統の祖本の特徴と重なっている。片仮名訓本系統で訓のない歌がすなわち仙覚新点歌になったように、仙覚校訂本は、一種の校訂本とも言える片仮名訓本系統のやり方を継承した本であると言える。仙覚校訂本の生成過程は、まず先行する片仮名訓本系統があつて、それを承けて仙覚の校訂作業が進められたという観点で見直しが為されるべきであると考ええる。

万葉集において、『校本万葉集』以降に新たに見出された主要な伝本は広瀬本一本であると言つてよい。それ以外の伝本は『校本万葉集』の時代から変わっていない。しかし、本書の研究により、非仙覚本系統、仙覚校訂本系統いずれの場合も、その諸本間の関係は大幅に変更され、全体の枠組みも変わりつつある。これに続く主たる課題は次の通りである。

甲 片仮名訓本系統の諸本は同一の系統であるが、その共通の祖本はいつ、いかなる形で、誰によって作られたのかが明らかにされていない。共通の祖本の姿を明らかにすることは重要であろう。

乙 仙覚寛元本は、片仮名訓本系統の一本を底本として校訂された事が明らかに、その寛元本の姿を反映する本として京大本代赭書き入れの存在が明らかになった。同本を詳細に分析することによって、仙覚の校訂本がどのように形作られていったのかを説明を行う。

注

1 万葉集の諸本の本文を詳細に比較検討した小島憲之「万葉集原典批評一私考」（国語国文第十三巻第三号 昭和十八年三月）は、諸本間の本文の異同の少なさから、現存諸本はいずれも法成寺宝蔵本を淵源としていると結論付けている。

2 先掲橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」は、『校本万葉集』（首巻）において、「万葉集諸本系統の研究」の中で「橋本進吉氏の研究」という題目を立て、そのままの形で採録されている。

（初出 国文研フォーラム研究発表「万葉集の伝本研究はどうして進展しなかったのか」

平成二六年六月一八日）

